

384-43



1200600135373

384

43



始



蘇峰 德富猪一郎著

近世日本
國民史
元祿時代 中卷

義士篇

東京民友社發行



近世日本
國民史

元

義士篇
祿時代

中卷

14. 9. 18
内交



八十八

八十八

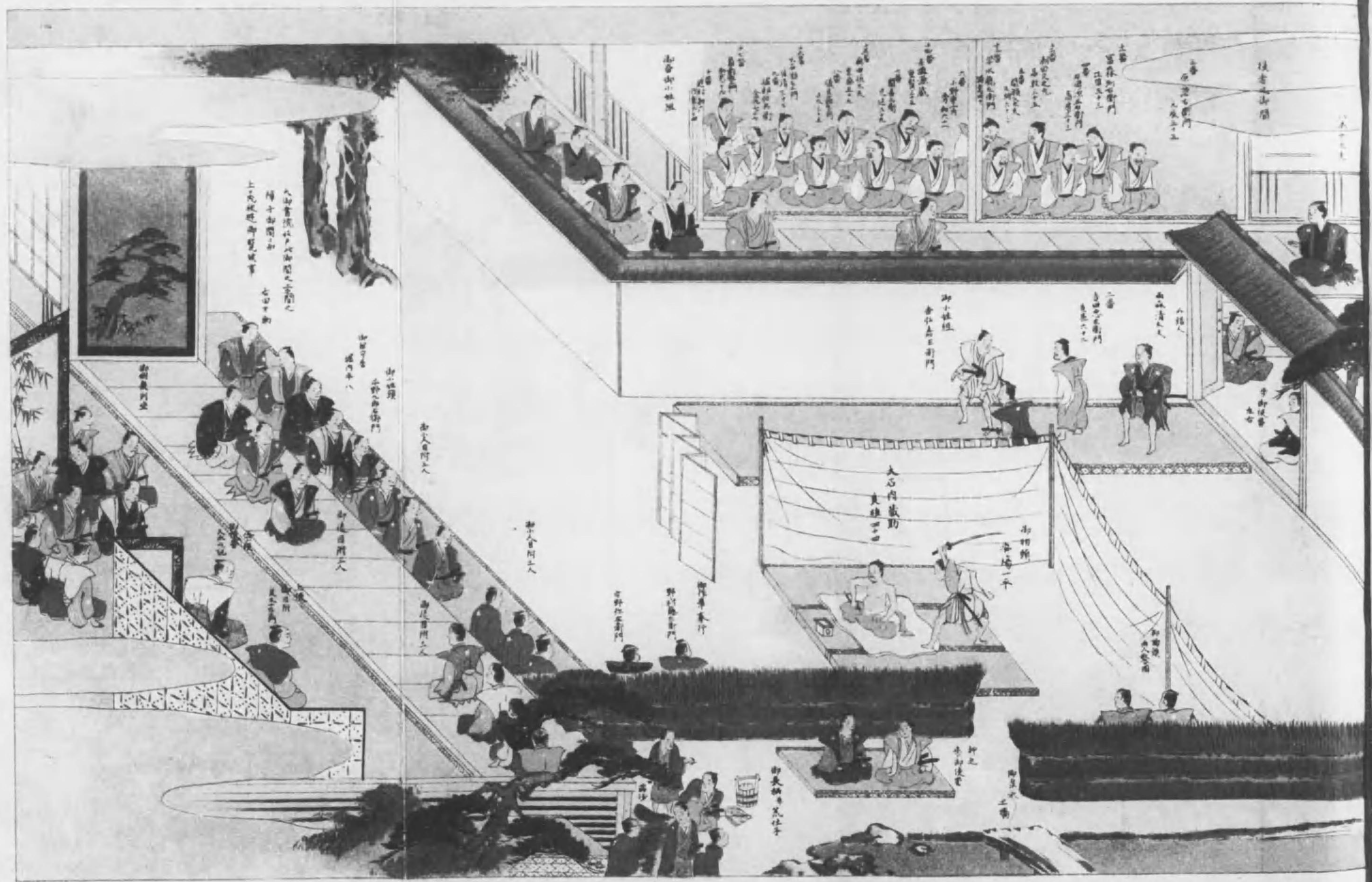
大由書院松竹梅之古蹟之
障子如開如
上之天燈燈御覽成事
七十四

御小帳
正野御覽成事
七十八

御覽成事

御覽成事

御覽成事



(藏所氏喜末場安爵男) 圖之腹切士七十内邸川細

元祿時代義士篇刊行に就て

元祿時代の事件として義士篇

本書は赤穂義士を、獨特の題目として記したのではない。近世日本國民史の一町場、元祿時代に於ける、一の重なる事件として記したもの。されば讀者諸君にも、赤穂義士の單行本と看做すなからんことを望む。

有志諸君より資料の供給

本文を國民新聞に掲げて以來、義士に關する資料は、各地の有志諸君より通告し、若しくは供給せられたるもの、頗る多かつた。著者は逐一それを検討した。然も本書は自から當初よりの目的に據りて、稿成したるものなれば、聊か訂正する所あつた以外、別に改刪若しくは増補する所は、殆んど是れなかつた。但だ著者に取りては、若干の新材料に接し得たることを幸福とする。

義士は四十六士

四十七士乎、四十六士乎。(本文 五九 参照)是の問題に就ては、公正正確なる根本資料に據りて、既に論定してゐる。今更ら茲に之を繰り返す必要はない。されど世間には、尙ほ異論を挿み、寺坂吉右衛門に就て同情者多く、彼の逃亡者たるを肯定せざるもの少くない。

寺坂は可憐生

此れは決して異しむに足らぬ。寺坂は可憐生だ。彼は憐む可きも、決して憎む可き漢ではなかつた。されば世人が彼に同情して、彼を大野一派と伍せしむるを欲せざるは、寧ろ人情の然らしむる所と云はねばならぬ。併し如何に人情は人情でも、事實を曲ぐる譯には參らない。吾人は事實を事實として、之を正視せねばならぬ。而して事實は則ち吉良邸門前よりして、吉右衛門は逃亡したのだ。故に彼を義士中に加ふ可きでない。若し彼を義士中に加へなば、敵情偵察の殊勲者たる、毛利小平太の如き、亦た義士中に加へねばなるまい。果して然らば四十七士と云ふよりも、寧ろ四十八士と云ふが適當かもしれない。

事實を正視す

寺坂に苛酷ならす

著者は決して一個の寺坂吉右衛門に向つて、苛酷なるものではない。著者は寧ろ世人と共に彼に同情する一人だ。されど如何に同情したればとて、事實は枉ぐ可きものでない。堀内傳右衛門覺書は、義士に關する根本資料の随一と云はねばならぬ。

堀内傳右衛門の覺書

吉右衛門事、申出候へば、此者は不屈きものにて候。重ては名をも被仰下間敷と被申候。吉右衛門事も、其夜一列一同に參候て、致欠落候よし、兼て何れも被申候。然れども無レ恙仇を打れ申たる儀、しらせの使など被申付候など、色々申候へども、右の通被申候事不審に存候。實の欠落かとも存候事。

吉田忠左衛門の言葉

とある。此者は不屈きものにて候。重ては名をも被仰下間敷と被申候。とあるは、則ち吉田忠左衛門の言葉だ。吉田忠左衛門は、寺坂に取りては主人筋であり、彼は忠左衛門の手から足輕に出身した。而して彼は赤穂城没落の最後迄、

全く逃亡の爲め

忠左衛門の組下の一人であつた。されば忠左衛門をして、斯く憤慨せしむるに至つたのは、全く彼が逃亡の爲めと云はねばならぬ。以下の文句は、堀内傳右衛門の自から記する所だ。惟ふに當時既に吉右衛門は、密命を帯びて、故らに現場より脱退した杯の風説があつたものと思はる。

大石等の宛書宛宛

尙ほ又た大石内藏助、原惣右衛門、小野寺十内が、元祿十五年十二月廿四日附にて、京都なる寺井玄溪に與へたる追啓中に、
將又寺坂吉右衛門儀、十四日の晩まで有之候處。彼屋敷には不見來一候。かろきもの義、不レ及ニ是非一候。已上。
とある。此亦た根本資料として、最も重要な一である。

寺坂密命の説の打消有力

されば寺坂密命を帯びて立ち退いたとの説は、以上を打消す丈の證據なくしては、成り立つ可きものではない。

打消反對の資料宛宛

但だ此際若し反對の資料と云ふ可きあらば、そは寺坂吉右衛門が、元祿十六年未五月附にて、羽田半左衛門、柘植六郎左衛門に當てたる書簡中の、左の一節だ。
一 私儀も、上野介殿、御屋敷へ一同押込相働、引拂の節、子細候て引別申候。今更の様に存出し候度毎に、殘念、兎角不レ被ニ申上一候。
とある。此れでは彼は邸内に一同と與に押込相働さ、引拂の節、子細ありて、立ち別れた譯となつてゐる。

大石等の宛書宛宛

併し此れだけでは、前書を打ち消す程の力はない。何故なれば吉田は固より、大石、原、小野寺の諸老輩でも、決して寺坂に對して、何等の惡意ある者ではなかつた。否な寺坂に對しては、十二分の好意ある者であつた。吉田は彼を引立てたる者、大石等は、階級思想の最も劇甚なる當時に於て、足輕の寺坂を同列の義士中に加へた程の好意を表してゐる。然るに彼等が何れも上記の如く明

言したるは、事實其通りであつたからと認むる以外に、理由がない。

當てに
らぬ當人
の辯

之に反して寺坂自身の記したる所は、第一當人が當人を辯護する譯なれば、旁證なき限りは、何とも信賴す可きでない。而して所謂の子細なるものに就ては、何等の詳に説く所なく、且つ其の書簡が、義士の切腹以後——義士の切腹は元祿十六年二月四日——所謂の死人に口なき以後であれば、愈よ當てにはならない。

淺野家秘
毛利小平
太の事

藝州淺野家に家秘なる記録がある。其中に、
一 毛利小平太、常躰之他出之様に仕、能出、其後不罷歸一候。此者は一味之内にても、分て志深く氣輕成る生付故、小者中間に身を窶し、吉良殿屋敷へも出入仕候。江戸中はせ廻り、是迄は随分心勞仕候。右之通、逐電仕候也。大かたは戸田彈正殿御家中に、小平太兄相勤候。此兄後難を恐れ、達て押留たるものにて候哉。一味の者共、殊の外残念がり申候。

欠落者

一 欠落仕候者

中村清右衛門 鈴田十八 元服小性三拾石三人扶持

田中貞四郎 中田利平次百石馬廻り 小山田庄左衛門 江戸者百石馬廻り 瀬尾孫左衛門 大石内藏助家來 矢野伊助 足輕五石貳人扶持

寺坂の事

一 吉田忠左衛門組足輕寺坂吉右衛門信行 五石貳人扶持 四拾六人之面々と致し同道一乘込申候迄は、居申候。其跡よりはづし見へ不申候。

寺坂後日
の物語り

何も著仕候羽織脱捨置候。是を盗取と相見へ申候。
右寺坂吉右衛門事、後に吉田忠左衛門妻に物語には、其場より立退候而、不レ苦之旨、内藏助より墨付を取、本多中務大輔様御城下播州姫路に、忠左衛門妻子罷在候故、立歸り、右の者共見届け罷暮候由、御役替に付、越後村上へも、ともに引越、今以彼地に罷在候由、物語なり。

只だ立退
の免許狀

とある。前説では、同志の脱捨てたる羽織を盗んで逃亡したと云ひ、後説では、大石よりの墨付を得て、立退いたと云ふ。此の墨付なるものは、密命でなく、只

だ立退の免許状と見る可きものであらう。何れにしても是れ丈では、吉田、大石、原、小野寺等の言明を、打ち消すほどの證據とはならない。

訂正の違
懐中の銘
書

尙ほ義士等が吉良邸討入の際、懐中する書中に、四十七名とありて、寺坂の名も記載しありたるは、寺坂が打入の際迄、相伴うたれば、固より其際、之を訂正するに違なかつたので、その儘、吉田、富森等は、此の書付を仙石伯耆守邸に持参したものだ。されば此の書付あるが爲めに、四十七士であらねばならぬと云ひ張る可き理由とはならない。又た寺坂が元禄十六年六月比、江戸に來りて、仙石伯耆守邸に自首したりとの説は、固より寺坂の逃亡に、勿體を附けんとする虚構の説で、彼是改めて是非する限りでない。

寺坂の仙
石邸自首
は虚構

事實に忠
實なる爲

著者は一個の寺坂を相手取りて、張膽明目、彼より義士の肩書を剥ぎ取らんとするものではない。但だ事實を事實とする爲め、云はゞ事實に忠實なる爲め、斯

く言明する。

併し寺坂
酌量に
情状は

併し寺坂の如きは、寧ろ殊勝の者として、寛恕す可きである。彼は九分九厘迄は、義士等と行動を與にし、最後の一厘に至りて、引き退いた。されば彼の行動は、如何なる嚴酷の判官でも、情状を酌量す可きである。況んや事件後、彼は自から直せんと焦燥すると同時に、吉田忠左衛門の遺族等に對しても、奉仕的であつたらしいに於てをやだ。

泥坊にも
三分の道
理

諺に泥坊にも、三分の道理はありと云ふ。彼の大野九郎兵衛さへも、當人は内々、大石内藏助と打合する所ありて、萬一内藏助失敗せば、其の後詰をする筈であつた杯との風説さへある。況んや奥野將監、小山源五左衛門、進藤源四郎の徒に於いてをや。

大石の行跡と小山の仕打等

理由を知むに苦しむ

小山道麿の東下に分言

浅野家の家秘に曰く、

一 内藏助事、全株活氣成る生竹故、於三京都一遊山見物等之事に付、不宜行跡も有之、金銀等も不吝遣捨申候。此事を古風なる源四郎、源五左衛門など、強く氣毒がり、異見等も切々申候。大切之身に於て、如何様之虚事可有之、計り難く候。又金銀も入用數多可有之候。右之不行跡、千萬悔申候由。

とある。此れは固より同志中の問題となる丈の價値があつたであらう。併し此れが爲めに、小山、進藤等が、大石の東下に同行せず、手を分つに至つたのは、聊か其の理由を知るに苦しむものがある。

此に就ては家秘には、左の如く説明してゐる。

一 右に付て、源四郎、源五左衛門等、了簡には、江戸者之いさかた、死を致計急ぎ申候事、世上之風聞ばかりに拘り、大切之忠節を不存と相見申候。

畢竟世間を欺くのみ

大學様御仕合已後(大學閉戸を許され安藝に赴く)大勢入込申候は、いかに廣き江戸にても、道中すがら、其外知れ不申事有之間敷候。左候へば專一の相手を討洩し候事必定に候。何分にも此方之者共は、此節のはめきを、一一さまし、さまし候上にて、追々罷下り可申然と申合内藏助と同心不仕。今度下り候者どもは、内藏助始前々之行跡にては、大かた事を仕損じ候而、御家之名迄下し可申と、我意を立居申候。然る間一味之者共もめ合候て、内藏助上方發足仕候。節に成而、手を離れ候者六十餘有之候。此者共、不殘臆病にても無之、萬一内藏助仕損じ可申候。左候は、二の目と存候哉。武運に盡たる乎、勇氣たるみ、臆心出來仕候。而、將監源四郎など申分、能事に仕、退候者數多有之歟。是より一味之内、もめ合申候。とある。如何にも小賢しき申分だ。彼等は世間を欺き、且つ自らを欺き、愈よ東下の一段となりて、何れも失敬をさめた。斯る徒輩の中に於ては、寺坂の如きは、實に奇特者と云はねばなるまい。吾人は寺坂の最後の一厘を惜しむが、

此れが爲めに彼を多く咎めんとする者ではない。

四十七士の鳩巢の稱と室鳩巢

四十七士の稱は、本文にも記したる通り、室鳩巢の義人録より始まる。鳩巢は全く寺坂信行を以て、義士の一人に加へ、故らに其傳を加へてゐる。然も世上固より四十六士と稱するを以て、正當とするの論少くなかつた。

四十六士の論

川口子(静齋)の論、一士を加へて、四十七士と云ふは何ぞや。彼の寺坂吉右衛門なる者乎。是より先太宰子論する所の四十六士也者は、官命を奉け、四侯の邸に囚はれ、而して各死を囚所に賜ふ者也、奚んぞ私に四十七士と言ふ可ん乎。所謂る四十七士なる者、世俗の玩弄する所、劇場、狂言、小冊子忠臣藏の書、以て之を比する歟、猶ほ當さに四十六士に作るべし。

(權田國軌)

長矩双傷

淺野長矩の吉良上野介を切るや、淺野家の家秘には、左の如く記してある。

當時の淺野家秘の

一 右十四日、公家衆、御登城、御馳走方にも、御登城、追付御白書院へ出御可被遊前、殿中大廊下、吉良上野介殿へ、御臺様付御留守居番、梶川與三兵衛殿、御用之儀有之、被二仰談、御通り候處を、後より内匠頭様御越、上野介覺候歟と、御詞を被懸、肩先へ御切付被成候。上野介殿是はと後へ御向さ候處を、又眉間を、御切付被成、烏帽子に當りて餘り、餘之一太刀當り候へば、上野介殿其儘御倒れ候。内匠頭様をば、與三兵衛殿早速御抱留被成候。其時内匠頭様、上野介ひきさようもの、討果せくと二聲被仰候。其外の高家衆は、右の場所より十三間程脇に御座候處、早速御驅付、上野介殿を御引立、御白書院之御椽へ御出し被成候。内匠頭様をば、御歩行目付四人にて引立、中の口坊主部屋へ御入置候。由。上野介殿は、御抜合せ不被成候。

井上博士と乃木大將の問答

此れは本文の所記と、大差ない。曾て之を博士井上哲次郎翁に聞く。博士故乃木大將と、談偶々此事に及ぶ。大將は内匠頭が、正面より切り附けたものと思

乃木大將
平昔の覺
悟

うてゐたが、博士より其の真相を聞き、而して曰く、背後より切り掛けたのは、士道でない。且つ二の太刀にて、烏帽子を切つたのは、拙極まる。博士曰く、然らば大將は如何にかする。大將曰く、只だ正面より刀を他の腹中に突き通す可きのみと。著者は過般此話を博士より聞き、乃木大將の、平昔の覺悟の尋常でなかつたことに、想到せざるを得なかつた。

大正十四年八月初七正午 大森山王草堂に於て、向日葵の窓前に咲き誇りつゝあるを眺めて。

蘇峰學人

例言

- 一 本篇は、大正十二年八月十七日書き始め、同十二月三日終つた。即ち九月一日の大震災を、中間に挿み、最も物質的に困厄の際に出で來りたるもの。
- 一 本篇の赤穂義士復讐一件に關する資料は、寧ろ其の多きに苦しむ程であつた。問題は唯だ其の正確と、不正確とを鑑別するにあり。
- 一 義士切腹圖は予の王父鶴眠翁、曾て杉谷雪樵をして、安場家より借寫せしめた。然も本篇には、安場家に請うて、その原圖より複製した。
- 一 本篇の國民新聞に出づるや、江湖諸君より、種々の言議、若くは資料を提供せられた。今ま逐一謝するに遑あらず。特に弘前中學校の森林助君には、屢々事實に關する垂示を忝うした。

- 一 既刊十七冊悉く完備した。大正十二年九月一日震火の餘災、此に於て一掃するを得た。寔に快心の事也。
- 一 元祿時代世相篇、元祿享保中間時代、吉宗時代、寶曆明和時代、田沼時代は既に脱稿し、今や松平定信時代、既に三分の二を了る。修史の功程は、極めて順調に進捗しつゝあり。
- 二 本書の編纂、校正、其他一切、前例に據る。

大正十四年八月十一日午後三時 國民新聞社ブラックの中にて、
熱汗を拭ひつゝ。

蘇 峰 學 人

近世日本 國民史 元祿時代中卷 義士篇 目次

第一章 元祿時代の泰平氣分……………一

一 元祿時代の氣分……………一

平和の氣分充實(二) 對外的に極めて平和(二) 公武和平の唱和(三) 諸侯皆な
平靜(三) 全國幕府の節度に叩頭(四) 人心社會共に安定(四) 徳川時代中の絶
頂(五)

二 元祿時代特色の一……………五

金錢の力(五) 秀吉の一例(六) 平和の社會は富の社會(六) 市廛の慷慨(六)
兵法者よりも歌舞伎者(七) 富の萬能力發揮(七) 支出收入に倍加(七) 儉約令
は燒石に水(八) 天下の權力町人百姓に移る(八) 武力金力に屈す(九)

三 武士の必迫と商人の擡頭……………九

目次

一

幕府の窮乏〔九〕 旗本の窮乏〔一〇〕 商賈階級の擡頭〔一〇〕 武士階級の處分問題〔一一〕 武家の行狀〔一二〕 商人なくては武家は立たず〔一二〕 商人は権利者 武家は義務者〔一三〕 安樂の様に困苦の大名〔一三〕 大名に優る仕舞た屋町人〔一三〕 素封家の生活〔一四〕 物價騰貴〔一四〕 實地經驗の語〔一四〕

四 金錢を崇拜し享樂を本分とす……………一五

本能大解放〔一五〕 金徳銀徳〔一五〕 享樂機關の發達〔一五〕 町人女房の豪奢〔一六〕 町人贅澤の一例〔一七〕 川船遊樂の打合せ〔一七〕 獻立打合せ〔一八〕 座船に湯殿の用意〔一八〕 馳走者被馳走者共に贅澤〔一九〕 註 江戸の歳暮〔當世胸算用〕……………一九

第二章 淺野家と吉良家……………二二

五 異彩ある敵打……………二二

此時代には不思議の快舉〔二二〕 敵打は武士の道徳〔二二〕 多くの敵打は親族關係〔二二〕 伊賀上野の敵打〔二二〕 市谷淨瑠璃坂の敵打〔二三〕 君主の爲の敵打は殆ど唯一〔二三〕 四十七士一舉の異彩〔二四〕 何等報酬を期待せぬ犠牲〔二四〕

六 特殊の目的特殊の手段……………二五

戰爭の雛形應用の敵打〔二五〕 元祿時代に誠に意外〔二六〕 重要な歴史現象〔二六〕 元龜天正時代の主従關係〔二六〕 戰場の立廻皆な報酬見當〔二七〕 泰平の世君臣に道義關係を生ず〔二七〕 是れ朱子學の感化〔二八〕 義士の一舉朱子學の教ふる所〔二八〕 赤穂義士は所信に殉ぜる者〔二八〕

七 淺野家傳統……………二九

長政と秀吉との關係〔二九〕 長政の吏務練達〔三〇〕 長政亦家康に熱戀〔三〇〕 徳川家に最も親密なる外様〔三〇〕 長政の麒麟兒〔三一〕 幸長の人物〔三一〕 長晟〔三一〕 淺野長矩の家系〔三二〕

八 淺野長直と山鹿素行……………三三

長友〔三三〕 長直の裕福〔三三〕 長直の産業獎勵〔三四〕 素行と最も親密〔三四〕 素行赤穂行の目的〔三四〕 長直賓師の禮を以て素行を待つ〔三五〕 長直加封して素行引留をなさんとす〔三六〕 素行の赤穂誦居〔三六〕 素行の赤穂人に及ぼしたる感化〔三七〕 一藩人士の傾倒〔三七〕

九 浅野長矩

三八

水平以上の浅野家(三八) 長矩の人物(三八) 素行門に入る(三八) 誓紙(三九) 素行死去一年前(四〇) 長廣(四〇) 長矩夫人(四〇) 豫知せられぬ人間運命(四一) 長矩と在府の臣(四二)

註 長矩の性急(伊勢貞丈四十六士論評)

四二

一〇 高家としての吉良氏

四三

吉良家の門地(四三) 室町幕府の下馬衆(四三) 吉良義定(四三) 義彌(四四) 義冬(四四) 高家記原(四四) 高家の職事(四五) 一種の茶坊主(四五) 高家の傾向(四五) 所謂の高家氣質(四六)

一一 吉良義央

四六

義央の親類縁者(四七) 異例の叙位(四七) 上杉綱勝の死(四八) 義央の毒殺説(四八) 義央一子上杉家相續(四八) 是れ將來の義央擁護者(四九) 義央益々得意(四九)

一二 義央と權勢及び利慾

五〇

第三章

復讐事件の發端

五五

一三 長矩義央衝突の理由

五五

長矩勅使襲撃を命ぜらる(五五) 是れ再度の勸め(五六) 最初より事毎枝梧(五六) 先づ義央の虚榮心を傷つく(五六) 賄賂無きは敬意なし(五七) 寧ろ自然の衝突(五七) 長矩の殿様氣質(五八) 不善人に交る道を知らず(五八)

一四 殿中の刃傷

五九

心中早くも衝突(五九) 勅使院使江戸入(五九) 勅説奉答當日(六〇) 長矩義央に切付(六〇) 刃傷の理由(六一) 刃傷當時の實況(六一) 別の説(六三) 當座發作の殺意(六四)

註 刃傷當時の模様(赤城士話)

六四

一五 浅野長矩の切腹

六五

殿中時ならぬ騒ぎ(六五) 兎に角勅答儀式完了(六五) 兩人の始末(六五) 將軍親裁長矩を田村氏に預く(六六) 義央無罪(六六) 將軍の長矩自殺嚴命(六七) 片手落の處置(六七) 長矩押送(六八) 長矩切腹(六八) 三十五歳を一期(六九) 六九

一六 警報赤穂に達す……………六九

餘りに迅速なる刑の執行(六九) 泰平世界に珍らしき事(六九) 長廣閉戸淺野所領召上(七〇) 淺野屋敷引拂の命(七〇) 處分深刻嚴厲(七一) 急々立退(七一) 城池返上の命令(七一) 綱吉に取りては小事(七二) 赤穂藩士に取りては大事(七二) 時變第一報赤穂に著(七二) 報告文書(七三) 七四

註 長矩を泉岳寺に葬る〔堀部武庸筆記〕……………七四

第四章 赤穂開城……………七五

一七 赤穂城に於ける第一回の評定……………七五

第二報赤穂に達す(七五) 評定開始(七六) 正俗兩論出づ(七六) 大石の正論(七六) 大野の恭順論(七七) 大石の辯駁(七七) 原元辰の硬論(七七) 衆議一決(七八) 嘆願書(七八) 嘆願使出發(七九)

一八 第二回の評定……………七九

署名血判會議(八〇) 署名血判連名(八〇) 脱盟者(八五) 大石復讐の決心を語る(八五)

一九 開城の口實……………八六

大石の心事初めより復讐にあり(八六) 隠棲の地を求む(八七) 大石家と大西坊(八八) 大石一身を以て内外難題解決(八八) 嘆願使江戸著(八九) 戸田采女正の開城諭告書(八九) 嘆願使藪蛇となる(九〇) 大石却つて開城口實に利用(九一)

二〇 開城の準備……………九一

第三回會議(九一) 開城決定(九二) 藩札交換(九二) 剩餘金分配(九二) 寺院寄附(九三) 瑞泉院化粧料返上(九三) 再興準備金取除(九四) 立退料分配(九四) 大野の逃亡(九四) 抜目なき逃亡(九五)

註 大野九郎兵衛の逃走〔江赤見聞記〕……………九五

二一 副受城使の來著……………九六

最硬派慰諭の苦心(九六) 在江戸硬論者赤穂に赴く(九六) 大石復讐の志諷示

〔九七〕 赤穂城重圍の裡にあるが如し〔九八〕 受城使檢分〔九八〕 淺野家再興願
〔九九〕 副使等の納得〔一〇〇〕

二二 開城完了……………一〇一

脇坂氏大手近く迫る〔一〇一〕 木下氏搦手口著陣〔一〇一〕 開城制限〔一〇一〕
徹夜の開城準備〔一〇二〕 萩原一統敵に武器を賣る〔一〇二〕 一切手續完了〔一
〇二〕 受城使の感嘆〔一〇二〕 大石等の後務經紀〔一〇三〕 大石の一家族處分
〔一〇三〕 大石の尾崎村退隱〔一〇四〕

第五章 大石良雄……………一〇五

二三 名門としての大石家……………一〇五

大石の家格〔一〇五〕 大石家系圖〔一〇五〕 良雄の父祖兄弟〔一〇六〕 大石親類
屈〔一〇六〕 伯父〔一〇八〕 從弟〔一〇八〕 親族皆な立派〔一一一〕

二四 大石良雄の人物……………一一一

名門中の麒麟兒〔一一一〕 大石氏淺野家に重用せらる〔一一二〕 淺野氏女の歸嫁
〔一一二〕 威令の行はれたる所以〔一一三〕 良雄は門閥の寵兒ならず〔一一三〕

山鹿素行の感化〔一一四〕 打入仕方は山鹿流〔一一四〕 良雄伊藤仁齋に學びたり
との一説〔一一五〕 良雄の人品〔一一五〕 良雄の容姿〔一一六〕

二五 大石の山科隱栖……………一一七

眞價事變の爲に顯はる〔一一七〕 尾崎村退去の際の一挿話〔一一七〕 良雄の行動
は一個の問題〔一一八〕 上方に於ける良雄縁者〔一一八〕 隠棲地を山科に求む
〔一一九〕 山科著〔一一九〕 諸侯の招聘を謝絶す〔一一九〕 再興一件副受城使の
挨拶〔一二〇〕

註 大石屋舖〔都名所圖會〕……………一二一

二六 大石良雄初度の東下……………一二二

良雄の眞目的如何〔一二二〕 良雄江戸に至る〔一二二〕 良雄東下の目的〔一二三〕
良雄の淺野家再興運動〔一二三〕 硬派の復讐即行論〔一二三〕 大石等の西歸〔一
二四〕 吉良氏處分と世上の非難〔一二四〕 義央の役儀罷免〔一二五〕 上杉氏の
義央擁護〔一二五〕

二七 大石と遊蕩氣分……………一二六

◎ 大石の山科京都生活〔一二六〕 放蕩無限〔一二六〕 心ある者の非難〔一二六〕 稱

讀し難き大石の行爲(一二七) 箱晦必ずしも放蕩に限らず(一二七) 大石本來粹者(一二七) 遊興偶然反問苦肉策となる(一二八) 大石遊蕩は元祿氣分の影子(一二九) 餘りに辯護をせむがよし(一二九)

註 大石の放蕩(江赤見聞記)……………一三〇

第六章 復讐評定……………一三一

二八 山科會議……………一三一

原大高等の西歸(一三一) 急進派の爆り(一三一) 急進派の鎮撫(一三二) 吉田忠左衛門(一三二) 吉田の人物(一三三) 先づ上方同志意見を纏めんとす(一三三) 三) 大石心事釋明(一三三) 大石本音を吐く(一三四) 神文血判(一三四) 各其姓名を變ず(一三四) 同志の氣脈を通ず(一三五)

二九 同盟者の増加……………一三五

復讐は世上の通論(一三五) 期待せられた復讐(一三六) 朱子學の影響(一三六) 社會の後援(一三七) 老中亦默認(一三七) 好都合(一三七) 加盟者の増加(一三八) 浪人者の歸り參加(一四〇) 新參加の四十三人(一四〇) されど實行には半減餘(一四三)

三〇 江戸に於ける即時實行論……………一四四

江戸は硬派の本場(一四四) 急進論者の主張(一四四) 硬派は大學擁立に不賛成(一四五) 大石の堀部等慰諭(一四五) 大石自身の辯疏(一四六) 堀部等の實行計畫(一四六) 堀部の分離實行論(一四七) 益々實行的(一四八)

三一 淺野大學の處分……………一四八

形勢極所に至る(一四八) 安兵衛上京(一四九) 安兵衛計畫愈々熟す(一四九) 意外の事件(一四九) 大學處置(一四九) 閉門差免知行召上(一五〇) 淺野綱長請書(一五〇) 大學廣島に赴く(一五〇) 青天の霹靂(一五〇) 連盟者會合通牒(一五一) 是同志者の試金石(一五一) 大石一派の決心(一五二) 皆な最後の目的に合同(一五二)

註 淺野大學廣長(寛政重修諸家譜)……………一五二

三二 圓山會議……………一五三

圓山會合者(一五三) 安兵衛等の信念(一五五) 封建社會一種の宗教(一五六) 間瀬久太郎の決心(一五六) 小野寺十内の決心(一五七) 堀部安兵衛の切言(一五七) 大石の拔驅禁止訓令(一五七) 堀部等の歸京(一五八) 仇家動靜偵察(一五七)

五八)

三三 大石が岳父に與へたる書簡……………一五九

圓山會議缺席の連中(一五九) 去る者を去らしめよ(一五九) 神文返却(一六〇)
岳父に一書を贈る(一六〇) 其文言(一六〇) 大學藝州預けの通知(一六一) 略
永訣を告ぐ(一六一) 家族を依頼(一六二) 家財道具始末の依頼(一六二) 秘
密依頼(一六三) 氣息相通(一六三) 大石家族(一六四)

第七章 義徒江戸に集る……………一六五

三四 同志者の出府……………一六五

○大石の出府準備(一六五) 軍資調達苦心(一六五) 四條道場に移轉(一六六) 愛
玩牡丹の譚興(一六七) 同志追々出府(一六七) 良雄旅寓準備(一六八)

三五 大石良雄再度の東下……………一六九

亡君の墓を築く(一六九) 東下延引の誘惑(一六九) 大石の決心動かす(一七〇)
大石一行の出發(一七〇) 鎌倉下著(一七〇) 江戸乗込(一七二) 偽名して小山
屋に宿る(一七二) 阿闍陀甲比丹の感激(一七二)

三六 江戸に於ける同志者の分布……………一七三

○面々悉く江戸參集(一七三) 小山屋宿泊人(一七三) 六丁目大屋宿泊人(一七四)
和泉屋宿泊人(一七五) 四丁目大屋宿泊人(一七六) 秋田屋宿泊人(一七六) 檜
物屋宿泊人(一七六) 本町滞留人(一七七) 春米屋宿泊人(一七七) 芝源助町居
住人(一七七) 平野屋宿泊人(一七七) 林町紀伊國屋宿泊人(一七八) 三つ目横
町紀伊國屋宿泊人(一七九) 相生町居住者(一七九) 矢ノ倉米澤町居住者(一八
〇) 其他の人人(一八〇) 漏洩せざりし所以如何(一八〇)

註 神崎與五郎吉良邸を窺ふ(赤城士語)……………一八一

三七 幕府の大僚と赤穂浪人……………一八一

幕府の嫌疑を受けざりし理由(一八〇) 輿情の復讐豫期(一八二) 華岳寺惠光に
與ふるの書(一八二) 附人の浮説(一八二) 心懸なく下著(一八三) 老中亦存知
(一八三) 殆ど何等檢束なし(一八三) 輿論獎勵の復讐(一八四) 第三者は皆我
味方(一八四)

三八 義徒の宣誓及び申合……………一八五

深川八幡前の會合(一八五) 起請文(一八六) 人事練達者の慮り(一八七) 實行

方法申合(一八八) 首級取扱手管(一八八) 引取手管(一八九) 勝負半ば檢使の手管(一九〇) 銘々粉骨の働尤も(一九〇)

第八章 脱盟退避の徒

一九二

三九 義士と脱盟者

一九二

臆病腰拔亦多数(一九二) 人心頼り難し(一九二) 境遇心を變す(一九三) 逃避者七十四名(一九三) 脱盟者義士の數に倍す(一九九)

四〇 神崎與五郎の不義士筆誅

一九九

同志者の憤慨(二〇〇) 神崎の痛棒(二〇〇) 諸士の評(二〇〇) 特に大野を筆誅(二〇一) 大野父子の阿房拂ひ(二〇二) 更に大野黨與の痛罵(二〇二) 萩原一統の攻撃(二〇三) 其他諸士の攻撃(二〇三) 神崎身柄(二〇四) 註 神崎與五郎の少時(譚海)

二〇四

四一 筆誅餘録

二〇五

神崎論鋒(二〇五) 奥野川村等の筆誅(二〇五) 小山進藤に痛棒(二〇六) 變心

者の口實(二〇六) 糟谷田中等の攻撃(二〇六) 頑弱徒輩(二〇七) 横川勘平の憤慨(二〇七) 欠落者(二〇八) 大臆病人連名(二〇九) 誠の切に逃ぐる者(二〇九) 金子を盗み逃ぐる者(二〇九) 筆誅當然(二一〇)

四二 背盟者高田郡兵衛

二一一

背盟者の心中(二一一) 人情反覆波瀾に似たり(二一一) 背盟者中の最顯著者(二一一) 内田氏軍兵衛を養子とせんとす(二一二) 郡兵衛堀部に相談(二一三) 郡兵衛の同盟脱退(二一四) 復讐引上の際同志者と出會(二一四) 泉岳寺に大石等を訪問(二一四) 堀内氏の冷評(二一五)

四三 人様々の世の中

二一六

背盟者の口實(二一六) 進藤理狀(二一六) 進藤不心得を諒す(二一七) 進藤忠告を謝絶(二一七) 寺井同死を求む(二一八) 大石の寺井慰諭(二一九) 死後相應の噂を頼む(二一九) 人心惟危(二二〇)

四四 奥野、河村、進藤、小山

二二〇

小山の口實(二二一) 大石不心得を諒す(二二一) 小山の斷り(二二二) 奥野の背盟(二二三) 大石の眞肝吐露(二二四) 大身者皆了簡變更(二二四) 佐佐小左

衛門(二二四) 堀内慰言(二二五) 肉食者卑し(二二五) 二二四

四五 階級制度世襲制度の破産 二二四

封建制破産の鐵案(二二六) 全く無益の階級世襲制(二二六) 藤井安井(二二六) 其他寢返り連中(二二七) 硬派面々(二三三) 硬派は皆新參小録(二二九) 封建制は形式のみ(二三〇) 註 三村次郎左衛門(近世奇人傳) 二三〇

第九章 四十六士の打入 二三一

四六 事前に於ける大石最後の書狀 二三一

敵情偵察成功(二三二) 大高源吾の情報(二三二) 打入期日の決定(二三二) 十日晝時義央の歸宅を知る(二三二) 期日決定は五六日前か(二三二) 其の一證(二三三) 變節者に對する大石の憤慨(二三四) 平穩なる感想(二三五) 左六幸七の奇特(二三五) 亡君の名譽と存す(二三五) 果して亡君の名譽揚る(二三六) 家事に就ての述懐(二三六) 死後の好き噂依頼(二三七) 方外友人に眞情發露(二三八) 二三八

四七 所謂る口上書 二三八

超越せる大石の思慮手腕(二三八) 大石最も大義名分を慮る(二三九) 忠臣の存在を證明(二三九) 宣言書作製(二四〇) 用意周到(二四一) 是れ吉田の草按(二四一) 公義に意趣無し(二四二) 公明正大に遂げんと志す(二四二) 二四三

四八 打入出立の模様 二四三

打入手筭評定(二四三) 打入部署(二四三) 集合場所(二四四) 銘々離杯を酌む(二四四) 堀部宅の訣別振舞(二四五) 同志の裝束(二四五) 上帯(二四六) 股引足袋等(二四六) 辭世發句を付るも有り(二四六) 藥品島目(二四七) 長働きの食物(二四七) 二四三

四九 吉田父子の行装 二四七

寺坂吉右衛門(二四八) 記事信馮すべし(二四八) 忠左裝束(二四八) 名前書付(二四九) 辭世(二四九) 忠左の身柄(二五〇) 澤右裝束(二五〇) 元祿時代の活躍(二五一) 事前の推量者(二五一) 二四七

五〇 吉良邸打入の顛末 二五二

打入顛末の起草(二五二) 寅上剗出發(二五三) 實は四十六士(二五三) 闖入狀况(二五三) 家中搜索(二五三) 雜人用捨(二五四) 屋敷内打廻り(二五四) 炭部屋にて一首級を取る(二五四) 右首級義央と決定(二五五) 同志を裏門内に集む 二五二

〔二五五〕 餘裕禱々〔二五六〕 吉田忠左の打取物語〔二五六〕 左兵衛出合〔二五七〕
註 打入實況〔江赤見聞記〕……………二五八

五一 吉良側の防鬪……………二五九

吉良邸在留人數〔二五九〕 闘死者〔二五九〕 皆若干は抵抗〔二六一〕 手負者〔二六一〕 如何はしき舉動者〔二六三〕 逃遁者〔二六三〕 最も勇敢なる闘者〔二六四〕 吉良家亦人あり〔二六四〕 吉良家届書〔二六四〕 若干は修飾〔二六五〕

五二 吉良邸の近隣及び上杉家……………二六六

比隣合壁の傍觀〔二六六〕 牧野一學家の口上書〔二六六〕 本多孫太郎家の具狀〔二六七〕 土屋主税の警戒〔二六七〕 主税の口上書〔二六七〕 土屋口上書に咎なし〔二六八〕 主税の物語〔二六八〕 忠左より土屋家への豫談〔二六九〕 土屋家に聞え来る聲々〔二六九〕 再び忠左の申入〔二七〇〕 首尾整へる義士の振舞〔二七〇〕 上杉家の不面目〔二七〇〕 問題は上杉家存亡〔二七一〕 紀伊綱教の忠言〔二七一〕 爲に浪士無難に引き揚〔二七二〕

註 赤穂義士の引揚〔大河原文書〕……………二七二

第十章 事件及事件後の觀察……………二七三

五三 隠れたる同情者……………二七三

〔a〕 荷田東滿の義士援助〔二七三〕 其證據〔二七三〕 大石三平の同情〔二七四〕 大石無人の同情〔二七四〕 三平の義央歸宅聞出〔二七五〕 羽倉齋より土州在宿知らせ〔二七六〕 羽倉働きにて聞出〔二七六〕 齋三平の往復周旋〔二七七〕

五四 吉良邸引揚後の顛末……………二七七

引揚の鮮かさ〔二七七〕 一味連名を玄關前に立置〔二七八〕 追撃者に對する覺悟〔二七八〕 回向院に立寄〔二七九〕 回向院休憩謝絶〔二七九〕 引揚道筋〔二七九〕 仙石伯耆に上申〔二七九〕 亡主の墓に首級手向〔二八〇〕 仙石邸にての具狀〔二八〇〕 老中等の登城〔二八一〕

註 義士泉岳寺に入る〔白明話録〕……………二八二

五五 仙石邸召喚……………二八三

幕閣の同情〔二八三〕 御徒目付泉岳寺に至る〔二八四〕 義央首級處置〔二八四〕 仙石邸に向ふ〔二八四〕 仙石邸の吟味〔二八五〕 各大名に預けらる〔二八五〕 十七人細川家に預けらる〔二八五〕 仙石等の稱賛〔二八六〕 沈著の態度を感賞〔二八六〕 細川邸預けの十七人〔二八七〕 亦た大石等の自畫自贊〔二八八〕

五六 赤穂浪人の現場に於ける働き振……………二八九

同情の爲處分評定長引く(二八九) 廿九人の預け先(二九〇) 間十次郎武林唯七の働(二九二) 不破數右の奮闘(二九三) 不破の身柄(二九三) 故主の墓に歸參願して同盟參加(二九三) 手負者(二九四) 怪我人(二九四) 此方は精選の決死兵(二九五)

第十一章 義士に對する世間の同情……………二九六

五七 世上一般の好評……………二九六

凱旋將士の如く遇せらる(二九六) 駕昇の噂(二九六) 細川等四家へ護送(二九七) 細川氏受取人(二九七) 受取状況(二九八) 仙石氏申渡(二九八) 皆乗駕にて護送(二九九) 細川綱利待受面會(二九九) 綱利の懇切(三〇〇) 以て幕閣意向をトすべし(三〇〇)

註 大石の言葉遣ひ〔甲子夜話〕……………三〇一

五八 落首其他に現はれたる世間の同情非同情……………三〇一

落首は輿論(三〇一) 淺の内に楠木(三〇二) 相對で取る上野の首(三〇三) きられ上野(三〇三) 大石愛惜(三〇三) 五色の歌(三〇四) 左衛の恥(三〇四) 上州恥景(三〇四) 少將夜煩(三〇四) 動轉運盡(三〇五) 本所一亂(三〇五) 野村辻番(三〇五) 君父義判(三〇六) 延引彈正(三〇六) 泉岳周章(三〇六) 高家辭節(三〇六) 左兵落涙(三〇七) 改訂せぬがよし(三〇七) 同情盡く義士に集る(三〇七)

五九 四十七士乎四十六士乎……………三〇八

鳩巢四十七士を數ふ(三〇八) 寺坂を義士に列ぬる理由(三〇八) されど是事前の事(三〇八) 毛利小平太(三〇九) 最後逃亡者(三〇九) 寺坂の仕合(三一〇) 引別理由(三一〇) 所謂子細とは何ぞや(三一〇) 子細は臆病風(三一〇) 打入間際の逃亡(三一〇) 吉田寺坂の名を口にするを厭ふ(三一〇) 寺坂逃亡明白(三一〇) されど一片羞恥心あり(三一〇) 門前にての雲隠れ(三一〇)

六〇 細川家等に於ける義士の待遇……………三一四

珍客として優遇(三一四) 特に新居を替む(三一四) 代る代る面接の優待(三一五) 世評細川家をして優遇せしむ(三一五) 久松家の待遇(三一五) 久松侯の義士面接慰諭(三一六) 預るを家の面目とす(三一六) 煙草酒まで出す(三一六)

盡しにて笑ひ興す(三二七) 心事可憐(三二七)

第十二章 義士の處分

三二八

六一 評定所の意見書

三一八

幕閣の處置法苦心(三一八) 嚴刑に難し(三一八) されど寛典に難し(三一八) 痛し痒しの幕閣(三一八) 評定衆答申(三一八) 吉良左兵衛切腹命令説(三二〇) 吉良家臣斬罪説(三二〇) 上杉父子除封説(三二一) 内匠家來は眞實忠義(三二一) 結徒黨に非ず(三二一) 是れ最上辯護(三二二) 評定衆連名(三二二) 是れ輿論の代表(三二三)

註 上杉氏に對する世評(淺吉一亂記)

三二四

六二 何を以て四十六士を處分する

三二五

幕閣の行惱み(三二五) 获生徂徠の意見(三二五) 右擬律の信僞(三二六) 事實右の如く決定(三二六) 徳川實紀編者の見解(三二七) 公辦法親王の議(三二七) 誠に公平の處置(三二八) 評議幾回漸く決す(三二八)

六三 上使の申渡

三二九

早く處分を待つ義士の心(三二九) 二月早々の處分を覺悟(三二九) 花を出さる(三三〇) 花は義士運命の謎(三三〇) 何れも花を忝なかる(三三〇) 何れも覺悟極まる(三三一) 上使入來(三三一) 花取入(三三一) 上使申渡(三三二) 内藏助御請(三三三) 荒木大石因縁(三三三)

六四 久松家に於ける義士

三三三

久松家に於ける申渡内意(三三三) 上使入來内報(三三四) 何れも懇懇承服(三三四) 生死の際の十二分の覺悟(三三五) 入湯裝束(三三五) 何れも平常に變らぬ態度(三三五) 所謂十人衆(三三六) 檢死來る大守檢使に面會(三三六) 一種の風説(三三七) 是れ世の同情深きが爲(三三七)

六五 大石主税の最後

三三八

仕置施行の引延ばし(三三八) 止むなく用意(三三八) 上意仰渡(三三九) 主税の御受(三三九) 刑場準備(三三九) 主税刑場に赴く(三四〇) 主税切腹(三四〇) 麒麟兒主税(三四一) 主税の手跡(三四一) 皆々主税氣遣(三四二) 主税大やう(三四二) 大高源五の心配と安心(三四三) 世間興味を以て主税を見る(三四三)

六六 細川邸に於ける十七士の最後

三四四

最後の盃(三四四) 吉良左兵衛處置を知らしむ(三四五) 幕閣喧嘩兩成敗の實行(三四五) 内藏助切腹の場に出づ(三四六) 段々首尾よく仕舞(三四六) 何れも感じ入りたる態度(三四七) 切腹の場(三四七) 場所清めに及ばず(三四七) 網利の感賞(三四八) 権現様以來の御仕置(三四八) 輿論網利をして云はしむ(三四九)

六七 世間の同情

……………三四九

世論の慷慨(三四九) 賜死一般の同情を喚起(三五〇) 當時の落首(三五〇) 老若男女の泉岳寺參詣(三五二) 六十老婆我子にあやからせんとす(三五二) 林信篤の憤慨(三五二) 弔詩(三五二) 一般愛惜の情(三五三) 切腹却つて仕合(三五三) 赤城士話(三五四)

註 四十六士初忌日法會 (五美談)……………三五四

第十三章 義士と模範的家族

……………三五六

六八 女性と事件

……………三五六

瑞泉院夫人(三五六) 凛々しき態度(三五六) 落飾(三五七) 義士に對する監視(三五七) 脱盟者に對する叱責(三五八) 脱盟者口實(三五八) 大石香林院(三五八)

五八 原惣右の母(三五九) 自刃激勵(三五九) 原急進の理由(三六〇)

六九 富森の母贖貝の母

……………三六〇

富森の孝行(三六〇) 富森亦た子煩悩(三六一) 富森母のけなげさ(三六一) 贖貝の母貞柳(三六二) 悴の譴言の外間漏洩を恐る(三六三) 當時士家女性の教養(三六四)

註 小島喜兵衛と其妻女(明長洪範)……………三六五

七〇 小野寺十内夫妻(一)

……………三六六

小野寺丹子(三六六) 十内の身柄(三六六) 伊藤仁齋に學ぶ(三六六) 十内夫妻の文雅(三六七) 十内老を覺る(三六七) 其の義烈(三六八) 其從弟に決心を告ぐ(三六八) 其妻に就て亦自信あり(三六九)

七一 小野寺十内夫妻(二)

……………三七〇

十内の妻に贈れる書簡(三七〇) 母妻に對する十内愛情(三七〇) 十内の決心(三七二) 百年の報恩(三七二) 母に對する思慕(三七二) 其他の家族に對して(三七二) 死を視る歸するが如し(三七二) 禍は出離の縁か(三七二) 妻に對する同情(三七三) 始終大石と共に進退(三七三)

七十二 小野寺十内夫妻(三)……………三七四

十内伉儷の情(三七四) 情緒纏綿(三七五) 同志に重んぜられたる丹女(三七五) 大石の丹女に與へたる書(三七五) 小寺一家を羨む(三七五) 丹女の和歌(三七六) 其兄と義絶(三七六) 九十餘歳老母逝く(三七七) 情趣兼臻る(三七七) 雁を贈る(三七八) 實行近きを報ず(三七八) 十三日の文(三七九) 十四日朝の文(三七九) 精神的に一體(三七九)

七三 小野寺十内夫妻(四)……………三八〇

打入後丹女の文(三八〇) 十内自刃前日の文(三八〇) 双心相許(三八〇) 十内打入物語(三八一) 伴幸右の働き(三八二) 打入文字第一(三八二) 岡野金右の働き(三八三) 大高源五の働き(三八三)

七四 小野寺十内夫妻(五)……………三八四

功を争ふを禁ず(三八四) 裏門打入状況(三八四) 十内三人を突く(三八四) 本望達せる喜び(三八五) 毎日の起居(三八六) 人々に歌よみ聞かす(三八六) 文武見事の十内(三八七) 丹女の殉死(三八七) 丹女の墓(三八七) 註 妙海尼(海録)……………三八八

七五 大高源五と其母……………三八八

毛色の變れる源五(三八八) 源五の親族(三八九) 源五の母(三八九) 源五母に其志をいふ(三九〇) 先君の志を懐ふ(三九〇) 天下に恨なし(三九一) 上より咎めあらば其覺悟(三九一) 侍冥利の本望(三九一) 斯母にして斯子(三九二) 義の止み難きこと(三九二) 佛の勸行を勸む(三九三) 忠臣を孝子の門に(三九三)

第十四章 義士否認論……………三九四

七六 佐藤直方の異議……………三九四

可否論者(三九四) 佐藤直方(三九四) 其意見の要領(三九四) 上野介は彼等の讎に非ず(三九五) 内匠上野共に卑怯(三九六) 是れ片手打論法(三九六) 四十士の心術(三九六) 是れ餘り苛酷の論(三九七) 鳩巢の直方意見の評(三九七) 四十六士の權謀(三九八) 世間雷同の理由(三九八) 山鹿素行の感化(三九九) 註 身から出た錆(或人論淺野之臣討吉良直方先生朱批)……………四〇〇

七七 徂徠の異議……………四〇〇

直方所論は餘りに極端(四〇〇) 切腹論提出者(四〇一) 田横海島五百人の論(四〇一) 其の論據四十七士君の邪志を繼ぐ(四〇二) 直方説と大同小異(四〇二) 其情を推す(四〇三) 所謂田横海島五百人(四〇三) 直方論と間隔あり(四〇三) されど輿論に容れられず(四〇四)

七八 太宰春臺の異議(一)…………… 四〇四

一層猛烈なる春臺の論(四〇四) 空しく一年餘を待てるの非(四〇五) 吉良子頼死せば如何(四〇六) 是れ春臺不滿の一(四〇六) 是れ餘りに追求に過ぐ(四〇六) 春臺主論(四〇七) 其雄等の稱する所(四〇七) 其雄等怨む所を知らず(四〇七) 春臺論主旨(四〇七) 吉良は淺野の讎に非すと云ふは非(四〇八) 長矩心中吉良を讎とす(四〇八)

七九 太宰春臺の異議(二)…………… 四〇九

徂徠春臺同一論(四〇九) 鴻生鉅儒此義に味らし(四〇九) 其雄等怨むる所小(四一〇) 幕府の刑過酷(四一〇) 四十七士幕府を怨むべし(四一〇) 大義に味く士道に反す(四一一) 赤穂人の能事(四一一) 是れ立場を取違へたる論(四一一)

八〇 太宰春臺の異議(三)…………… 四一三

赤穂士の陰謀秘計を笑ふ(四一三) 是れ暴説(四一三) 其雄等何故に自裁せざりしか(四一四) 所謂名利を求むる者か(四一四) 直方と同論(四一五) 山鹿の教乃ち然るのみ(四一五) 山鹿の教は間接のみ(四一五) 均しく淵源は山鹿にあり(四一六) 春臺結論(四一六)

第十五章 義士是認論…………… 四一九

八一 淺見綱齋の意見(一)…………… 四一九

春臺論の反駁(四一九) 勤王論の淵源(四一九) 綱齋論の冒頭(四一九) 上野介の非(四二〇) 内匠頭亦非(四二〇) 喧嘩兩成敗たるべし(四二一) 内匠頭の死は上野介の爲(四二二) 主の存念通りに打ちたる迄(四二二) 此の論旨明快(四二二) 上司亦開分けあり(四二二) 最も要領を得たる大石辯護論(四二二)

八二 淺見綱齋の意見(二)…………… 四二三

大石等自刃せざるの辯(四二三) 公儀の儘に身を指上ぐ(四二三) 吉良は儲に非ずといふの辯(四二四) 知行あり付方便説の辯(四二五) 其意趣大體に關せざる場合の辯(四二五) 公法行於上私義伸於下(四二六) 是れ調齋意見の一斑發揮(四二六)

八三 淺見綱齋の意見(三)..... 四二七

調齋の時勢に對する感慨(四二七) 慶長元和以來の渡り奉公の風(四二七) 戦場の法をなすの辯(四二八) 少々の越度は恕すべし(四二九) 權謀の辯(四二九) 關東の事體を見ざるの辯(四三〇) 大義名分條理一點張り(四三一)

八四 京都及び江戸の賛成論..... 四三一

天下の大勢皆義士嘆美者(四三一) 伊藤東涯義士行(四三二) 京江戸の稱讃者(四三三) 林信篤復讐論(四三三) 上法を明かにし下忠臣憤を激ぶ(四三四) 四十六士世教に功あり(四三四) 元祿泰平糜爛期の一衝動(四三五)

八五 室鳩巢の義人錄..... 四三五

義人錄と報讎錄(四三五) 鳩巢の義士同情(四三六) 義人錄序(四三六) 孤竹二子との比較(四三七) 屢々修正(四三八) 著者の志(四三八) 朝鮮人に持てばや

さる(四三八) 赤穂侯亦常君ならじ(四三九) 鳩巢義人錄の朝鮮に渡るを誇る(四三九)

八六 三宅觀瀾の烈士報讎錄..... 四四〇

著作顛末(四四〇) 資料の出所(四四〇) 寺井玄溪(四四一) 義人錄より更に精確(四四一) 良雄の心事尋酌(四四二) 綱常の道廢ちず忠義の靈朽ちず(四四二) 栗山潜鋒忠義の碑(四四三)

註 武人四十六士論(赤穂義人纂書)..... 四四四

第十六章 元祿時代の士風..... 四四六

八七 元祿時代に於ける二個の潮流..... 四四六

物質界と思想界と(四四六) 水戸學派と義士(四四六) 光圀の死は大石等の損失(四四七) 義士の擧元祿二大潮流を代表す(四四七) 綱吉また元祿時代の縮圖(四四八) 義士の擧は士道の爲に大氣焔(四四九) 當時士論の期待(四四九) 士論以て時潮を卜す(四五〇)

八八 現状維持と現状打破..... 四五〇

現状安着の難問題(四五〇) 制度と社会状勢の不調和(四五〇) 現状維持の要諦(四五二) 人間と現状打破(四五二) されど現状維持は當時の大要項(四五二) 武士は商をせぬがよし(四五三) 武士は農をせぬがよし(四五三) 現状に安着せよ(四五四) されど武士は安着し能はぬ(四五四) 社会の推移(四五四)

八九 百姓と町人……………四五五

百姓町人亦た現状不満足(四五五) 百姓に現状満足の教(四五五) されど人は他の地位を羨むもの(四五五) 百姓藝事を好む(四五六) 訓歌出来の由来(四五六) 現状不満の傾向町人に最も多し(四五六) 町人らしからざる町人(四五七) 町人の借上百姓の幾層倍(四五七) 當時町人の心意氣(四五七) 武士の頭町人に舉らず(四五八)

註 町人百姓士風を真似る(我衣)……………四五八

九〇 士道と士風の維持……………四五九

餘儀なく士貌商魂となる(四五九) 武士の貧乏(四六〇) 幕府の旗本救済(四六〇) 貧旗本に限らず(四六一) 大野九郎兵衛は當代の標本(四六一) 教訓は儉約第一(四六二) 家は漏らさればよし(四六二) 響應は一汁一菜(四六二) 儉約獎勵は贅澤の反影(四六三)

九一 義理と利慾……………四六三

士風類廢止まず(四六三) 侍の交遊惡風汚染の手引となる(四六四) 侍共寄合の野卑(四六四) 泰平餘澤と武士の墮落(四六四) 下を見よ(四六四) 上を見るな(四六五) 武士皆富に就かんとす(四六五) 己が業を専らにせよ(四六五) 士其の業にうときものあり(四六六) 士の本分(四六六) 士は義利にさときを専とすべし(四六七) 是れ一面の寫實(四六七) 世間義士の舉に衝動したる理由(四六八) 註 侍の當世風(むかしく物語)……………四六八

第十七章 元祿時代の旗本……………四七〇

九二 旗本の不平……………四七〇

厄介なる旗本(四七〇) 井伊直政の不平(四七〇) 況や其他をや(四七一) 大久保家(四七一) 彦左衛門(四七一) 彦左の三河物語(四七二) 公儀の好き者武邊を知らず(四七二) 大名に下され物は捨つるが如し(四七二) 唯普代衆のみ頼むべし(四七三) 彦左時勢一變を知らず(四七三) 彦左の不平(四七三) 是れ旗本共通の不平(四七四)

九三 大久保彦左衛門の憤慨……………四七四

彦左憤慨一通りならず(四七四) 他國の衆は鳩毒の口に甘きが如し(四七五) 上方衆の輕薄(四七五) 一應は尤も(四七五) 他行不被下も過去の生合(四七六) 地行取る事五(四七六) 地行得取らざる事五(四七六) 是れ旗本心事の道破(四七七) 不平を大名に漏らす(四七七)

九四 池田家と旗本の葛藤……………四七八

伊賀越敵打(四七八) 又五郎源太夫を斬る(四七八) 又五郎の文半左を他に預く(四七九) 半左と池田氏との關係(四七九) 半左又五郎を隠す(四八〇) 又五郎引渡の交渉(四八〇) 引渡交渉の破談(四八〇) 池田侯の憤怒(四八〇) 旗本連の意地張り(四八一) 其の解決(四八一) 敵打は其後(四八二)

九五 一種の高等遊民……………四八二

旗本は平時は無職の遊民(四八二) 泰平時代の旗本の仕事(四八三) 番士(四八三) 實際の仕事は用人共の管掌(四八三) 寄合衆小普請(四八四) 旗本七八分は遊民(四八四) 戒飾訓諭の出づる所以(四八四) 旗本の貧乏(四八五) 幕府の

酷薄を怨む(四八六)

九六 旗本奴と町奴……………四八六

旗本中の破落戸(四八六) 旗本奴の風姿(四八七) 六方者(四八七) 六方詞(四八七) 山中原左の辭世(四八七) 白柄組の風態(四八八) 首領株(四八八) 水野十郎左(四八八) 彼等の行動(四八九) 隨所喧嘩を賣り歩く(四八九) 町奴(四九〇) 其の首領(四九〇)

註 男伊達(我衣)……………四九〇

九七 旗本の困乏と旗本の墮落……………四九二

兩奴の争鬪(四九二) 旗本奴の消滅(四九二) しかも旗本風儀改善せられず(四九三) 徂徠の旗本救済策(四九三) 武家は皆買暮らし(四九四) 恩賞賜金亦餘儀なし(四九五) 旗本に人材なし(四九五) 貧すれば溢す(四九五) 旗本學を好まず(四九五)

第十八章 外人の見たる元祿時代……………四九七

九八 内憂外患なき時代……………四九七

町人擡頭の反動(四九七) されど元祿時代は最も安定の時代(四九七) 諸大名亦
 雌伏(四九八) 對外關係また平穩(四九八) ケムフェル(四九九) 當時の海外知
 識(四九九) 阿蘭陀献上目錄(五〇〇) 同じく献上目錄(五〇一) 交渉單純(五
 〇三)

九九 蘭使の謁見……………五〇三

鎖國徹底の馮據(五〇三) 唯觀覽するのみ(五〇三) 愚にもつかぬ質問(五〇四)
 醫術の質問(五〇四) ケムフェルの答(五〇五) 長壽靈藥調製の質問(五〇五)
 次船にて齎らすべしといふ(五〇五) 歸りを命ず(五〇六) 蘭使の卑屈に甘んじ
 たる理由(五〇六)

一〇〇 外人の眼に映じたる大阪と京都……………五〇七

大阪(五〇七) 大阪の舟運(五〇七) 市街の外観(五〇八) 市門と家屋(五〇八)
 大阪の人口(五〇八) 物價の低廉(五〇八) 酒釀造(五〇九) 京都(五〇九) 京
 都の市街(五〇九) 京都の家屋(五一〇) 京都の商業(五一〇) 工藝(五一〇)
 衣服玩具の製造(五一一) 概して背紫に中る(五一一)

註 ケムフェル 日本歴史序〔開國大勢史の譯に據る〕……………五一

一〇一 外人の眼に映じたる江戸……………五一二

江戸(五一二) 江戸は最大都市(五一二) 江戸の海(五一三) 市の形狀と濠溝(五
 一三) 人口(五一三) 大名(五一四) 市街の形狀(五一四) 其の建築(五一四)
 火防設備(五一五) 寺社宮殿(五一五) 皇帝の居城(五一五) 江戸の殷盛勢
 (五一六)

一〇二 外人の見たる昇平の日本……………五一六

日本全國(五一六) 日本と和蘭(五一六) 長崎出島(五一七) 和蘭貿易(五一七)
 和蘭輸入品(五一八) 日本支那貿易(五一八) 日本に於ける和蘭支那兩國人の位
 置(五一八) 和蘭支那外全く鎖國(五一九) 萬事將軍の儘(五一九) 對外關係亦
 無し(五一九) 諸國の成し能はざる事を成す(五一九) 内憂外患共になし(五二
 〇) 外國襲來の恐れ更になし(五二〇) 將軍綱吉(五二〇) 元祿時代の頌德表
 (五二〇)

一〇三 階級制度に對する兩傾向……………五二一

維持と打破と(五二一) 應仁以來の階級紊亂(五二一) 秀吉の階級確立(五二一)
 因習の惰力皆其境遇に安著(五二二) 惰力に對抗する反撥力(五二二) 階級維持

論出づ(五二三) 町人の品位(五二三) 人間五等の品位(五二三) 庶人の四品(五二四) 維持打破兩傾向の戦ひ(五二五)

年表及人物概覽

其一 年表……………一—八

其二 人物概覽……………九—四七

索引……………一—六

挿入繪圖

一 細川邸内十七士切腹之圖……………卷首

一 大石良雄書狀(二五)大石の山科隠栖……………一—七

二 羽倉齋宮書狀(五三)隠れたる同情者……………二—七四

一 阿蘭陀使節將軍綱吉謁見之圖(九九)蘭使の謁見……………五—〇六

近世日本 國民史 元祿時代 中卷

義士篇

蘇峰學人



第壹章 元祿時代の泰平氣分

〔一〕元祿時代の氣分

大正十二年八月十七日、早魃に苦しむ久し、漸く一夜の雷雨を得た。雨雲未だ收まらず、徐ろに火の如き樓前の百日紅の花に對して、元祿時代第二卷の稿を起す。

平和の氣分充實

元祿時代は、種々の意味に於て、面白き時代だ。一言すれば、元龜、天正の戦亂氣分が全く熄んで、天下泰平の氣分が溢る、様に、否な徹底的に、隅から隅迄充實したのが、此の時代であつた。如何なる時代にも、戦闘と平和とは、或る割合にて共立併存する。併し應仁の亂の如きは、殆んど戦闘の氣分にて社會を掩うた。今や然らず、平和の氣分が乾坤に滿ち來つた。

對外的に極めて平和

何故に然るかと言へば、對外的に云へば、西洋諸國に向つては、和蘭を除けば、絶對的に鎖國政策が成立した。和蘭は柔順猫の如くであつた。自餘の諸外國は、何れも我が邊海に寄りつくものは無かつた。而して支那に於ては、明末の亂全く平らぎ、康熙の黄金時代を來たしてゐた。固より隣國の騷擾が、我國に波及す可き心配は無かつた。所謂正保、慶安以來、寛文、延寶に至る乞援の使者も、今は全く其跡を絶つた。而して朝鮮の如きは、唯だ彼より信使を派し、幣禮を致すに止つた。されば外に向つては、殆んど一個半點の心配もなく、掛念も

公武和平の唱和

なかつた。翻つて内輪を見れば、皇室及び公家等京都側との關係は、頗る親密となり、圓滑となり。最早明々地に幕府の力を示して、京都側の非望を壓伏する迄の必要も無かつた。言ひ換ふれば、京都側は、到底關東に對しては、力づくには敵はぬものと觀念し、寧ろ京都側より進んで關東の驕心を估ひ、それによりて若干の利益を進收せんことを期した。而して江戸側にも、此の傾向を認取し、威壓政策の代りに、懷柔政策を取つた。此の如くして江戸と京都とは、互ひに天下泰平を唱和するに至つた。

諸侯皆な平靜

若し夫れ外様大名に對しては、所謂危險分子は、悉く死し去り、今は其の次代、若しくは三代となつた。加藤清正、福島正則の時代は勿論、伊達政宗も加藤嘉明も、今は歴史上の人物となつた。乃ち三家にしても義直、頼宣、頼房の時代は去りて、尾州には光貞、紀州には綱教、水戸には光圀の時代となつた。別に憚かるものもなければ、恐ろしき者もなかつた。譜第の徒輩に就ては、別

段言ふ迄の事はなかつた。但だ若し心配がありとすれば、旗本が動もすれば、貧乏に困しむことであつた。

全國幕府の節度に叩頭

此の如く内外を一貫して、徳川幕府に向つて、弓を挽かんとする者もなく、徳川幕府を多事ならしめんとする者もなく、日本全國は、宛も自然の約束も同様、悉く幕府の節度の下に、叩頭奨順した。斯る時代に於て、泰平の氣分の漲るも、決して不思議はあるまい。

人心社會共に安定

凡そ眞成の泰平には、二個の要素がある。一は人心の安定、他は社會の安定、而して元祿時代には、兩者共に安定した。固より何人も亂を思ふ者もなく、亂を金へる者もなかつた。社會は何れも平和であつたが、人心はより以上に平和であつた。既に内憂なく、又た外患なし。而して慶長の末年、大阪役以來、元祿の初年に至る、約七十年間の平和は、あらゆる方面に平和的産物を長養、發達せしめた。即ち一般の衣食住は勿論、文學、繪畫、演劇、音樂、其他百工技藝を奨勵し、遂ひに元祿時代なる一時期を打出せしめた。

徳川時代の絶頂

此の時代は之を前にしては、桃山時代、之を後にしては、文化、文政時代と對照して、互ひに其の特色がある。何人も元祿時代を以て、桃山時代の如く雄渾、豪宕にして、奇縛、絢爛であるとは云ひ得るものがあるまい。併し單に是を徳川幕府時代のみに限りて、之を観察すれば、元祿時代は、其の絶頂だ。絶頂とは、其の氣分に於て然りとする。即ち其の人文の上に於てのみならず、其の工藝の末に至る迄、盛世の氣分が溢れてゐる。

【二】 元祿時代特色の一

金錢の力

如何なる時代にも、金錢の力はある。諺に地獄の沙汰も、金次第と云ふ。地獄尚ほ然り、況んや浮世をや。漢の高祖が天下を取りたるも、黄金四萬斤を陳平に與へて、それを各方面に蒔き散した結果と云うてゐる。「可憫堂々漢

秀吉の一

平和の社
會は富の

南庵の懽

天下。只直黄金四萬斤。」とは、此事だ。
 然も此の黄金萬能を、社會に發揮して、其の適例を示したのは、秀吉だ。秀吉彼
 自身が、一大成金にして、其の成金風を以て天下を席捲し、風靡した。其の顛
 末は、既記の通りだ。「參照 豊臣氏度篤、桃山時代概観」
 縦令秀吉の鼓吹を假らざるも、平和の社會は、即ち富の社會だ。詳に言へば、
 金錢の最も威靈を發揮する時代だ。されば寛永時代から元龜、天正の時代は、
 僅かに五十年を隔てたるに過ぎぬが、然も其の一般の人氣は、天淵の相違があ
 る。小瀬甫菴が、
 今世は士之格、皆泯滅し、城を預り侍りては、茶之風味、道具之不可、
 飲食の氣味、或金銀得失之勘、或衣類珍器等に奮志し、あはれなりける
 末世かな。「太閤記」
 と慷慨したるも、決して偶然ではあるまい。然るにその寛永時代より、更らに
 六十餘年を隔てたる元祿時代に於て、此の氣風が、愈よ王し來るは、寧ろ必然

延平之天保時勢

兵法者よ
りも歌舞
伎者

富の萬能
力發揮

支出收入
に倍加

の數と云はねばなるまい。
 泰平の時代では、格先の功名は、絶対に期す可からず。軍陣の際に於て、奇功を
 奏し、奇勳を博するが如きは、到底夢にも望む可きでない。如何に治に居て亂
 を忘れずと云ふも、其の世の中に必要なき事、立身出世に効能なき事に、骨折
 る可き者やある。固より正保、慶安の頃迄は、兵法者、武邊者等は、尙ほ諸大名
 が高祿もて、相競うて抱へたが。降りて延寶、天和に至りては、偶々山鹿素
 行の如き、大名、旗本等の中心點となりたる者あるも、それは稀有、絶特の異例
 にして。世の中は兵法者よりも、寧ろ歌舞伎者に謳歌して來た。
 百年に垂んとする泰平は、富を増殖せしめ、富を受用せしめ、富をして萬能力
 を發揮せしめた。固より衣食住が自然に贅澤になりたるも、餘儀なき勢であ
 った。如何に儉約令を下だすも、其の發令者彼自身が、既に贅澤の見本を示す
 に於ては、滔々の勢、何を以て能く底止せん哉。
 所謂る大名中の或者は、其の社會の變遷に順應して、或は開墾して新田を拓ら

儉約令は
燒石に水

天下の
百姓の
姓に移る

き、或は物産を興隆し、或は運輸を便にして、從來の物資を疏通し、其の入用に應じ、若しくはより以上の収入を計つた。然も一般の大名、若しくは旗本、侍の如きに至りては、其の収入は、従前と同じくして、其の支出は之に倍する情態に陥つた。彼等が困窮に陥つたのは、彼等の不經濟、彼等の贅澤、彼等の不節制の咎と云はんより、寧ろ時勢の然らしむる所と云はねばなるまい。されば幕府が、一方には屢ば儉約令を下し、他方には其の救濟、賑恤を圖りたるも、云はば燒石に水の類にして、到底武士の困弊を濟ふには足らなかつた。若し元祿時代の特徴を問はば、其の唯一と云はざる迄も、重なる一は、富の力の増長だ。即ち黄金萬能の社會を實現したる事だ。而して其の反面には、天下の權力が、武士を去りて、町人、百姓―特に町人に移りたることだ。固より幕府の制度は嚴重にして、之を顛覆することは容易でない。されど其の名目は、舊に仍るも、其の實際は、全く變性した。即ち袋は同じきも、其中に入れたる正味は別である。

武力金力
に屈す

従前とても富の勢力は、決して無視す可きではなかつた。されど武力が主にし、金力は従であつた。即ち金力は力の補助機關であつた。然もそれが一變して、今や金銭が主力となりて、武力が補助機關となつた。如何に表向きに武士が威張りても、彼等は町人の前には、其頭が上らなかつた。慶長、元和の町人と、武士との關係は、猶ほ元祿、寶永の町人と、武士との關係であつた。然もそは只だ表向きの事だ。其の内實は、全く主客を顛倒した。

【三】 武士の必迫と商人の擡頭

幕府の窮
乏

窮乏の親玉は、言ふ迄もなく徳川幕府彼自身であつた。然も彼はそれを切り抜く可く、悪貨鑄造を開始した。其の始末は、既記の通りだ。(参照 元祿時代上巻、四七一五八) 即ち幕府は自から贋金製造の張本人となりて、以て當座を購過した。

然もその結果は、乍ち物價の騰貴を來たした。而して其の不幸を被りたる者は、乃ち知行取、藏米取、所謂る侍の階級であつた。事實を露骨に云へば、徳川幕府は、其の譜第大名、及び旗本を犠牲として、以て自から一時の急場を凌いだものであつた。

旗本の窮乏

旗本の窮乏は、元祿時代の悪貨鑄造を埃たず、寛永時代に於て、既に其の徴候を示した。彼等が戦争稼ぎの仕事が無くなつて以來、彼等は全く失職者であつた。彼等の祿は、世襲であつたが、然も其實は失職者に對する、扶助料に過ぎなかつた。されば寛永時代に於ても、將軍家光は、旗本に向つて、或は金穀を與へ、或は金穀を貸し、而して他方に於ては、嚴重に節儉を奨励し、奢侈を戒飭した。然もそれは必竟、燒石に水であつた。

商農階級の擡頭

寛永時代既に然り、況んやそれより六七十年を隔てたる、元祿時代に於てをや。而して武士階級の雌伏は、取りも直さず、商農階級の擡頭となつた。云はゞ武士は、戦争止んで、其の常職を失うた。商人、百姓は、平和となりて、其の

武士階級の處分問題

常職を稼ぐ時節が到來した。從來氷屋であつた者が、冬になれば燒芋屋になるが、階級制度の嚴重なる時代に於ては、炎暑の氷屋が、寒中にも、依然其の暖簾を下すとは能さぬ。泰平の武士は、寒中の氷屋である。彼等は自から燒芋屋に商賣換するを、欲せぬではあるまい。然も斯る融通は、到底斯る時世には期す可きでない。故に彼等は外面には、依然昔ながらの武士を氣取り、傲然として他の階級に對しつゝ、内輪に於ては、叩頭平身、何の意氣地も無くなつて仕舞つた。此れは、侍が事珍らしく卑屈となつたのではない。戦争商賣が無くなつたから、手持無沙汰となり、且つ其の懷合も寒くなつたからである。所謂る一般社會は、泰平を謳歌し、昇平の氣象に陶醉しつゝある際に、武士階級のみは、自から失業者の悲哀を感せずして、止む能はなかつた。されば此の武士階級の處分に就ては、種々の意見も出で來つた。熊澤了介の如きは、武士を地方に土著せしめ、所謂る農兵一致の制に改む可しと主張した。荻生徂徠の如き、亦た殆んど同一の意見を主張した。所謂る彼等を土著にし、

武家の行

商人なく
ては武家
は立たず

商人は權

自給自足たらしめんと目的であつた。併しそれを行ふには、幕府の大仕組の上から改めねばならぬ。即ち參勤交代の制から改正せねばならぬ。故に其策空しく存して、其事遂ひに行はれなかつた。

去ば御料私領ともに、一年の年貢の半を、食料計りに遣し、其外は悉く賣拂ひ、金にして是にて諸國の物を買調て、日夜朝暮の用事を辨ると、是當時武家の行狀也。

金にて諸事の物を買調へねば、一日も暮されぬ故、商人なくては武家は立たぬ也。諸事の物は、皆商人の手にあり、夫を金で貰ひ請て、用を辨ずるとなる故、直段の押引はあれども、押買はならぬとなれば、畢竟商人の言次第にて、幾程にても急なる時には、買ねばならぬと、是武家皆旅宿（知行所と相離れて）の境界なる故、商人の利倍を得ると、此百年以來ほど盛なるとは、天地開闢以來、異國にも日本にもなき事也。（徂徠政談）

此の如く商人は權利者となり、武士は義務者となり、其の必要品の如きも、只

利者武家
は義務者

安樂の
に困る
大名

大名に優
る仕舞
屋町人

だ商人の定めたる直段次第にて、武士は否應なしに、その儘受取らねばならぬ仕宜だ。

當時大名程大祿高官なる者はなく、安樂の至極なれども、下に家中の世話、國中の仕置あり、上に御奉公の筋ありて、左右に同格の交接詰開ありて、安樂なる様にても、亦た困苦甚し。身の上貴ければ、身持も自由ならず。氣の詰るがち也。

其大名に優る者は仕舞屋の町人也。商賈の類にも列れ共、商賈の業もなし。金銀を所持すれども、世話六箇敷れば、金借もせず、唯夥く町屋を持、其店賃にて安樂に耽ける上に、事る君もなければ、恐き者なし。役儀もなければ、心遣更になし。下に治へき民もなく、家來もなく、武家の作法、義理と言ともなく、衣服より食事家居迄、其奢り大名に等し。附従ひ出入する者、己が機嫌を取計也。日々遊山放埒に、傾城町、野郎町を、心儘に歩行とも、誰咎る者も、そしる者もなし。其外の慰も、心の儘にて、誰を憚るとなし。

素封家の生活

誠に今の世に南面王の富と言は、此輩の事也。(徂徠政談)
惟ふに此れは所謂大屋のみに限るものではなかつた。時世と與に種々の商人は出て來つた。而して彼等は何れも所謂素封家となり、其の生活向に於て王公を凌いだ。

物價騰貴

某(徂徠)が覺へし五六十年前より、只今迄の間、世の風俗移り行くに隨て、物の直段の高直に成たると二十倍にも可及。まして某が不生前百

實地經驗の顯

年先より見たらば、亦許多のとなるべし。
徂徠は實に享保十三年正月十三日、六十三歳にて逝いた。されば彼の謂ふ所は、寛文・享保の間、約六十年の事であらう。是れ皆實地經驗の語、亦た以て如何に物價が騰貴し、而してそれと與に、武士階級が困窮し、商人階級が勃興した事情を、察す可しだ。

【四】金錢を崇拜し享樂を本分とす

本能大解

人は金錢を神様として崇拜し、世は享樂を本分として奔競す。元祿時代は、正に是れ本能の大解放、大自在の時代であつた。されば、

金徳銀徳

一生一大事、身を過るの業、士農工商の外、出家神職に限らず、始末大明神の御託宣に任せ、金銀を溜むべし。是二親の外に命の親なり。人間長みれば朝をしらず、短くおもへば夕に驚く。されば天地は萬物の逆旅、光陰は百代の過客、浮世は夢幻といふ。時の間の煙、死すれば何ぞ金銀瓦石にはおとれり。黄泉の用には立がたし。然りと雖も残して子孫の爲めとはなりぬ。ひそかに思ふに、世に有程の願ひ何によらず、銀徳にて叶はざる事、天が下に五つ有。それより外はなかりき。是にましたる寶船の有べきや。(西鶴米代藏)
是れ實に元祿時代金錢崇拜の本音を、正直に吐き出したる文句である。
即ち世の中には、金程物言ふ寶はない。故に金を贏けて、肉慾を逞うせんと

享樂機關の發達

町人女房の豪華

するが、當時の上下を通じたる思惑であつた。而して此の思惑に順應す可く、種種の機關は出で來つた。所謂悪所—遊女屋—の繁昌は、當時が殆んど其の絶頂であつたらう。戰國時代の遺習たる、男色に因みて、野郎も固より繁昌した。演劇、淨瑠璃、諸唄の類は勿論、能樂の如きも、將軍綱吉の嗜好の爲めに従前に比して、更らに一層の流行を來たした。而して社會の生活向の、一般に豪華に趨きたるも、決して不思議ではなかつた。

殊に近年は、何方も女房家ぬし奢りて、衣類に事もかゝぬ身の、其時の浮世模様（模様の）の正月小袖（小袖）をたゝみ、羽二重半疋、四十五匁の地絹よりは、千種の細染百色（百色）がはりの染賃は高く、金子一兩づ、出して、是さのみ人の目立たぬ事に、あたら金銀を捨てける。帶とても昔渡の本縞子、一幅に一丈二尺、一筋につき銀二枚が物を腰にまとい、小判二兩のさし櫛、今の値段の米にしては本俵三石、天窓にいたゞき、湯具も本紅の二枚がさね、白ぬめの足袋はくなど、昔は大名の御前方にもあそばさぬ事、思へば町人の女房の分として、

町人贅澤の一例

冥加恐ろしき事ぞかし。（西鶴胸算用）
 此にて如何に當時の町人—固より普通の町人ではない—の女房が、其の豪華を逞（たくま）うしたか、其の一斑を知る可きであらう。

尙ほ町人の贅澤に就ては、左の一節は、最も其の概念を得可き手引と思はる。然ば來る十七八九三日の内、川舟にて御振舞なされたきよし次手御座候て、旦那に此段申聞かせ候。十七日は堺へ茶の湯に先約、十八日生玉へ觀音講、十九日も隙入御座候。それより夕涼みに出申すへきよし申され候。十九日當月中の明日、貴様御仕合に御座候。此方より同道申され候は、按摩取の利菴、針立の自休、笛吹の勘太夫、もし牢人の左太兵衛まゐらるゝ事もあるべく候。其他は小坊主兩人めしつれらるゝ分に候。其元より碁打之道園御出候よし、長咄しいたされぬ様に、御内證御内證御申あるべく候。役者小供の義、先づ御乗せ候こそ、御無用に候。機嫌を見合はせ、旦那さしづ次第に仕るべく候。

川船遊樂の打合せ

獻立打合せ

殊更御心遣ひの獻立、御見合せなされ候。舟あそびには、けつかう過ぎ申候。諸道具萬事やかましさものに候。旦那も此の程病後ゆる、美食好み申されず候。無用と存候。分に點かけ申候。大汁の集め雜喉一段、竹輪、皮鯨おのけあるべし、やかましく候。膳のささ鮎膾御用捨、川魚つゝ、さし候。面々相焼を、是につけてお出しあるべく候。是も鯛、青鱈二色にお申付け、煮さまし、眞竹一種しやれてよく候。割海老青豆のあへ物、吸物鱈雲わた、引肴小あぢの鹽煮、たひらげの田樂、又吸物燕巢にさんかん麩、いづれも味噌汁の吸物無用に候。酒三献で膳はお取なされ、後段は寒曝らしのひやし餅、又吸物さすこの細作り、酒ひとつ飲まれて後早鮎蓼はたべられず候。山椒はじかみ、置あはせてお出し、その跡に、日野眞桑瓜に、砂糖かけ出し、御茶は菓子なしに、一服づゝたて切になさるべし。ととも御馳走に、ちいさき御座舟に、湯殿をしかけ、暮方に行水いたされ候。やうに御用意、これまでに夜の仕立一色も御無用

座船に湯殿の用意

馳走者被に贅澤

候。はや太夫元へ十九日の事、旦那申つかはされ候。日くれよりあがり申され候。〔西鶴万の文反古〕此れは或る呉服屋が、日比出入する旦那を申請け、振舞するに付き、預じめ旦那方の者に打合せ、その者より呉服屋へ、内報したものである。惟ふに此の旦那は何者である乎。旦那と云へば、大名でも、旗本でもない。恐らくは當時の所謂紳商であらう。馳走する者も、馳走せらるゝ者も、其の贅澤さ加減は、之れにて推察せらるゝではない乎。

江戸の歳暮

町人も大名も

さる程に十二月十五日より、通町の繁昌、世に賣の市とは爰の事なるべし。常に賣物櫓は捨置いて、正月の景色、京羽子板、玉ぶりく、細工に金銀を鑲め、破魔弓一挺を小判二兩などにも買ふ人ありけるは、諸大名の千息に限らず、町人までも萬に大氣なる故ぞかし。町筋に小櫓を出して、商に暇なく、錢は水の如く流れ、白銀は雪の如し。富士の山影豊かに、日本橋の人足、百千萬の車の轟くに聞きなしたり。船町の魚市、毎朝の賣帳、四方の海ながら浦々に隣の種類もある事よと沙汰し侍

大晦日の
繁昌

値段にか
まはず

る。神田須田町の八百屋物、毎日の大根、里馬に附け繼ぎて數萬駄見えけるは、兎角昌の歩くが如し、半切に移し並べたる蕃椒は、秋深き龍田山を武藏野に見るに似たり。瀬戸物町、麴町の雁鳧、さながら雲の黒きを地に生へたるが如し。本町の呉服物、五色の京染、屋敷模様散の散形、四季一度に眺め姿の花の色香ぞかし。傳馬町の積綿、三吉野の雪の曙の山々、夕には挑燈連り、道明かに大晦日の夜に入りて、一夜千金家々の大商ひ、殊に足袋雪踏は諸職人萬事買物の納めにして、夜の明け方に調えに來り、一年江戸中の店に雪踏が一足、足袋が片足ない事あり、幾萬人腹けばとて、かゝる事は日本第一人の集る所なればなり。宵の程は一足七八分の雪踏、夜半過には一匁二三分となり、夜明方には一足二匁五分になれども、買人はかりにして賣るものなし。一年掛小銅二枚十八匁づゝせし事もあり。橙一つ金子二歩づゝせしに高うて買はぬといふ事なし。京大阪にては相場違ひの物はたとへ祝儀の物にしてから、中々調ふべき人心にはあらず。爰を以て大名氣とはいへり。

〔當世胸算用〕

第二章 淺野家と吉良家

【五】 異彩ある敵打

此時代には
は不思議
の快舉

漫然として考ふれば、元祿の物慾専念時代は、近松の情死淨瑠璃か、西鶴の好色草紙が、其の當然の歸著でなければならぬ。然るに此の間に於て、赤穂四十七士——其實は四十六士なれども、姑らく世説に従ふ——の如き快舉を生じたのは、如何にも不思議千萬と云はねばならぬ。

敵打は武
士の道徳

此れが尋常一様の敵打なるものならしめば、別に珍らしき事ではない。徳川氏治世以來、敵打は西洋の或る時期に於ける決闘の如く、死んど士の當然爲すべき本分として、認められた。而して若し之を等閑に附する者あらば、それは武士道の本分に負くものとして、之を排斥した。即ち法律の正文にて、之を罰せざる迄も、名譽の裁判はその者をして、武士の風上に措く可きものにあらずとし

多くの敵打は親族

て、社交的に一大制裁を加へた。

併し其の所謂敵打なるものは、十中の八は、親族關係であつた。即ち子が父の仇を報じ、弟が兄の仇を報じ、或は時としては姪が、其の伯叔父の爲めに報ずるの類であつた。或は女敵打とて、被害者たる夫が、其の奸夫奸婦を打つ者もあつた。而して偶々交友の爲めにするものもあるも、それは所謂助太刀なるものにして、敵打の當事者ではなかつた。而して其中には、單に一個人と一個人との決闘に止まらず、随分大袈裟のものも、皆無ではなかつた。

例せば寛永十一年十一月七日、伊賀國上野に於て、渡邊數馬が、其の姉婿荒木又右衛門と相伴ひ、其の弟の敵、河合又五郎を待ち受けた際には、渡邊側は上下四人、河合側は鎧三本、鐵砲一挺、半弓一張、家來人足を混じて、上下殆んど二十人に近かつた。然も其の主として闘うたのは、一方には渡邊、荒木、他方には河合、及び河合の妹婿櫻井半兵衛、河合の伯父同姓甚左衛門に過ぎなかつた。然も其の場所は邊鄙の伊賀であつた。

伊賀上野の敵打

市谷淨瑠璃の敵打

君主の爲に敵打は唯一

之に反して、寛永十二年二月二日、江戸市谷淨瑠璃坂の敵打は、江戸の真中でありて、然も奥平源八が、其父内藏允の怨を報せんと欲して、其の縁者奥平傳藏、夏目外記等と與に、大風に乗じて、火を奥平隼人の邸に放ち、隼人及び其父半齋等が、火を救はんとして門を開きたる際に、打入りて隼人父子を打取つたものだ。此れは復讐は問題外として、放火の罪に問はれ、遠島に處せられた。

抑も元和元年五月二日、京都市外日岡崎に於て、戸田八郎右衛門が、其兄の爲めに、鈴木左馬介を打てより、元禄十五年十二月十四日、江戸本所に於て、大石良雄等四十七人が、亡君淺野長矩の爲めに、吉良義央を討つに至る迄、足掛け八十八年間、著名なる敵打は、約二十二件あつた。然も其中に於て、大石良雄等の一擧を除けば、君の爲めに仇を復すると云ふことは、絶無である。即ち徳川時代に、復仇の数は少くないが、主人の爲めにするは、赤穂義士を除けば絶無と云はざるも、殆んどそれに庶幾い。享保八年四月三日、江戸の濱田侯―松平周防守康豊―の内嬖中老お道の婢おさつが、其の主お道の爲めに、中老澤

四十七士
一舉の異
彩

何等報
明の期
待せ
ぬ犠
牲

已むに
已むに
已むに
已むに

野を殺したるが如きは、即日即刻の出来事にして、寧ろ一時の發作とも見る可く、所謂敵打の番付中に、加ふ可きものではない。何れにしても、赤穂四十七士の一舉は、血縁、親族、交遊の諸關係以外、單純に其の主君の爲めと云ふ一點張りにて、千辛萬苦の末、其の目的を達したると云ふ一事に於て、其の異彩を放つてゐる。

戰場に於て、其の主君に代りて討死するが如き例は、決して稀有でない。又た或る難題に出會し、自から主君に代りて、其責に任じ、身を致すとも、徳川幕府時代皆無ではなかつた。然も死せる主君の爲めに、何等前途に報酬の期待す可きものなきに拘らず、浪人者共が其心を苦しめ、其の思を焦し、其の一身を犠牲にするに至りては、寔に一ありて二なき出来事と云はねばなるまい。要するに、所謂敵打の如きは、徳川時代の上半期に於て、寧ろ尋常茶飯であつた。獨り奇特とす可きは、赤穂義士の一舉だ。そは外間の威壓の爲めに、然かするにあらず、内部の慾得の爲めに、然かするにあらず、唯だ自から已むに已

れぬ一徹の復讐心から、此舉に出でたからだ。

【六】特殊の目的特殊の手段

戰爭の
敵打の
形用
の體

赤穂四十七士の敵打は、從來有り觸れたる親子兄弟と云ふが如き、血縁關係でもなく。又た交遊とか、親類とか云ふ關係でもなく。全く飛び離れたる君臣の關係、即ち亡君の爲めに、怨を霽らすと云ふ一天張りであつたのみならず。其の方法も、全く從來慣行のもの、趣を殊にしてゐる。即ち途中に待ち受くるでもなく。上司の允可を経て、公衆の前にて、決闘を爲すでもなく。先づ其の仲間の連盟を爲し、而して十二分に準備し、計畫し。いざ彌よ實行の曉に際しては、何れも申合せの裝束をなし、合言葉を作り、手分けをなし、部伍を分ち、所屬を定め、一切の掛引は、主將によりて指揮せらるゝとなつた。約言

元祿時代
外に誠に意

重要なる
歴史現象

元龜天正
時代の主
從關係

すれば、丸るで戦争の雛形を、其の儘應用したのだ。

固より其の人数は、百人の半に過ぎなかつた。されど其の掛引の仕組は、千萬人を進退せしむるに足るものであつた。而して其の事件が、當時幕府の威令の、尤も徹底的に行はれつゝありたる元祿時代に、然も將軍の膝元に於て行はれたるは、大正時代の今日、東京丸の内に、虎が飛び出すよりも、意外でもあり、不思議でもある。是れ抑も何に因りて然る乎。

其の解説は、今茲に猝かに語る可きでない。それよりも寧ろ此舉は、あらゆる意味に於て、最も重要なる歴史的现象であると云ふとを、認知する必要がある。即ち敵打の目的に於ても、比類なく、其の方法に於ても、比類がない。

凡そ君臣の義など、云ふとは、元龜、天正時代に於ては、最も無頓著と云ふ能はずんば、頗る淡泊であつた。父を殺し、君を弑する者には、何人も賛成せず、同情しなかつたが、然も君臣の關係は、概して雇主と、被雇人との關係に止まつた。志合すれば質を委ねて臣となるが、意一たび不可なれば、乍ち拒たると

戰場の立
題皆な報
酬見當

泰平の世
君臣に道
義關係を
生ず

を致して去るに、何の用捨もなかつた。三河武士の如き、數代徳川氏に仕へたる者さへも、一たび一向宗の問題に接觸すれば、其の過半は、其の主君に向つて、弓を挽くを辭しなかつた。三河武士尚ほ然り、况んや其他をや。

當時の武士の重なる者が、概ね所謂の渡り者であり、而して彼等が戰場に於て働くは、其の平生の高祿に酬ゆる所以と、其の將來に於ける加増の方便を作る所以と、感状を得、若しくは履歷書の上に、其の手柄を書き添へ、更らに他日に於ける立身、出世の地をなさんとするに過ぎなかつた。所謂の彼等の中に於て、無報酬の奮闘、献身的の勇戦を見出さんとするも、そは當時に於ては、殆んど絶無ならざる迄も、稀有であつた。

然るに世は泰平となり、渡り者は、關原役後百年にして、全く跡を社會に絶たざる迄も、頗る減少し來つた。封建世襲の制度の確立と同時に、君臣の關係も追々と面倒となり、從來の雇主、被雇人の關係以外に、一種の道義的關係を生ずるに至つた。

是れ朱子學の感化

而して此の關係には、朱子學の感化が、意外にも深厚に注入せられた。朱子學では、君臣の關係を、經濟的關係、即ち授受的關係と見ずして、之を道義的關係視してゐる。即ち朱子學では君父と呼び、臣子と呼び、君も父も、臣も子も、其の關係は、同一と認めてゐる。即ち父に孝なるが、子の義務であれば、君に忠なるが、臣の義務としてゐる。而して所謂君に忠なるの極致は、君の爲めに身を献ぐる一事だ。

義士の一舉朱子學の教ふる所

人は世の中が、骨迄も物慾の奴隷たらんとする元祿時代に於て、赤穂義士の一舉ありしを、意外とするが、然も元祿時代にして、始めて此事あり得可きものと思ふ。君父の關係に天を戴かずとは、偏に朱子學の教ふる所である。而して元祿時代は、實に朱子學繁昌の世の中であつた。

赤穂義士に殉せる者

從來の君臣は、云はゞ地主と小作人、資本家と労働者の類に過ぎなかつた。然も朱子學の流行以來、君臣の義理の研究、愈よ精詳となつて來た。赤穂義士は、必ずしも朱子學者ではない。然も彼等は、此の雰圍氣中に在りて、自から率先

して、其の所信に殉じた。而して淺野家が養成したる、其藩に於ける特殊の氣風も、亦た之を成すに與りて力あつた。

【七】淺野家傳統

赤穂義士の快擧を語るには、順序として、先づ淺野氏に就て、數言を費すの必要がある。

長政と秀吉との關係

淺野氏は、太閤引立の大名中にて、最も太閤に近き家筋の一だ。淺野長政は、淺野長勝の養子にして、織田信長の弓の衆の一人となつた。其妻は、秀吉の正室北政所の妹だ。即ち彼は秀吉とは相筈にして、義理の兄弟だ。されば彼は秀吉が、織田家の將校であつた當時より、秀吉の手に付き、羽柴家第一の人として、其家の事大小となく之を司り、秀吉が天下人となるや、五奉行の筆頭として、

長政の吏務練達

恒に其の庶政を管掌した。

長政は武略上に於ては、別段當時の諸將に冠たるの手柄を、發揮しなかつたが、其の吏務に練達したる一事は、亦た他の諸將の容易に追隨を容さなかつた。

長政亦家康に熟懇

然も長政に就て特筆す可きは、彼が秀吉の親臣であつたと同時に、徳川家康と極めて熟懇であつた事だ。彼は決して家康を以て、秀吉に乗り換へんとしたも

のではあるまい。然も彼の晩年は、秀吉、家康兩本位であつた。此れは家康に善きは、秀吉に善き所以と考へたものであらう。兎にも角にも、秀吉の内輪に

は、向家康黨と、否家康黨の兩派あつた。長政は前者の領袖の一人であり、石

徳川家にも親密なる外標

田三成は、後者の一人であつた。

吾人は長政が兩股武士で、三成が純忠の武士とは云はぬ。何れも、銘々の了

見があつたのであらう。但だ家康は淺野の爲めに、秀吉の手前を、随分ともに能く取り繕はれた。而して淺野も亦た家康の爲めに、それ丈の便宜を得たこと

は、言ふ迄もあるまい。此の如くして淺野氏は、豊臣家恩顧大名の隨一でありな

長政の麒麟兒

がら、徳川家と尤も親密なる外様大名の其一として、關原以後、其の封土を増加し。而して其の兒孫に至りても、福島氏、加藤氏の禍を累ねず、安全に之を持続した。

長政に就て特筆す可き第二は、其の子に麒麟兒を生じたことだ。其の長子幸長、即ち是れだ。

幸長の人物

幸長が蔚山籠城の殊勳は、既記の通りだ。(參照 朝鮮役下巻、第十六章)而して彼が關原役に於ける戦功も、亦た既記の通りだ。(參照 關原役、十四、十五、十六、十七、十八、十九、各章)而して彼は其父長政の堪能、練達を缺くも、其の武勇は少小より

して、當時の諸猛將と拮抗し、其の人品亦た頗る鄙俗ならず。秀頼の爲めには、加藤清正と與に、最も頼母敷擁護者であつた。

長政

幸長にして大阪役迄生存したらんには、彼は如何なる方面に向うたであらう乎。

彼も清正も、大阪役前に病死したのは、寧ろ其の進退兩難の苦境より、脱し得たる僥倖であつたかも知れぬ。彼には子なくして、慶長十八年八月廿五日、三

十八歳にて逝いたから、彼の紀州に於ける二十九萬五千石の封土は、彼の次弟長
辰が之を襲ぐととなつた。而して長辰は、大阪の役には、徳川家の爲めに大阪
勢を挫き、元和二年には、徳川家康の掣となり、同五年には、福島正則の改易
の後を賜うて、安藝、備後四十二萬六千石の國主となつた。此れが淺野氏の宗
家だ。

淺野長矩
の家系

赤穂義士の主人たりし淺野長矩は、幸長の末弟、即ち長政の第三子長重の後だ。
長重は當初より關東に伺候し、恐らくは人質の意味にて、秀忠に仕へ、二萬石
を賜はつたが、父長政の死後、其の隠居料五萬石を賜はり、常陸眞壁の城主と
なつた。大阪前後の役には、秀忠の軍に従ひ戦功あり、元和八年には、常陸笠
間の城を賜ひ、五萬三千石の領主となつた。其子長直、寛永九年父を繼ぎ、正
保元年正月十一日、播州赤穂郡五萬三千五百石を賜ひ、新たに城を築いた。
寛文十年三月五日、彼は其の子息等に所領を譲り、同十二年七月廿四日、六十
三歳にして逝いた。嫡子采女正長友家を繼いだが、延寶三年正月廿六日、三十

四歳にして逝いた。而して其子又一郎長矩は、九歳にして家を繼ぎ、延寶八年
十二月、内匠頭に任じた。此れが則ち事件の主人公である。

〔八〕 淺野長直と山鹿素行

長友

淺野長矩の父長友は、赤穂城主たる僅かに二箇年半に過ぎず、三十四歳にて早
世したれば、別段云ふ可き事はない。但だ其の祖父長直に就ては、一言の必要
無くても無し。……(記して此に至れば、加藤友三郎首相死去の電報に接す。大正十二年八月廿四日
午後三時半、湘南野史亭に於て。)

長直の裕

長直の父長重は、長政の三男で、固より長政の爲めに鍾愛せられた。而して其
兄但馬守長辰とは、互ひに仲善くして、その爲め宗家から、何呉れとなく援助を
受けた。従て長直の代となりても、一小藩であつたが、其の祿高に比較して、

長直の産業獎勵

裕福であつた。加ふるに長直は、當時の大名中にて、最も賢明の一人であつた。彼は播州赤穂に所領換をせられたが、幕府の允許を得て、赤穂城を築造した。彼が山鹿素行を、高祿もて赤穂に聘したのは、畢竟此の築城が、唯一ならざる迄も、目的の一であつたらう。彼は入國後、領内の荒蕪地を開墾して、多くの新田を興した。又た鹽田を獎勵し、赤穂鹽の名をして、天下に高からしめた。此の如くして、其の収入は漸次に増加し、赤穂淺野氏の裕福なることは、中外に隠れなき事實として認められた。淺野長直の特色は、單に其の經濟的能力のみに限らなかつた。彼は山鹿素行を中心としたる、諸大名中の一人にして、其中にても、最も素行と親密の間柄であつた。

素行と最も親密

素行赤穂の目的

山鹿素行に就ては、既記の通りだ。(參照 徳川幕府上期、思想篇、三三一—四八) 而して其の淺野氏との關係も、概略既記の通りだ。(參照 同上、三七) 要するに淺野長直は、

長直賓師の禮を以て素行を待つ

承應元年十二月、一千石を以て山鹿素行を聘し、同二年六月十九日、長直先づ江戸を發して赤穂に赴き、八月廿六日、素行次で發した。而して彼が此行の重なる用事の、赤穂城築造に就ての、繩張の改正であつたとは、彼の年譜に明記したる通りである。斯くて素行は九月廿五日赤穂に著し、翌承應三年五月五日には、赤穂を發して江戸に向つた。されば素行が赤穂滞在は、約七箇月に過ぎなかつた。然も長直は能く素行を待つた。長直は毫も臣たるの職務を以て、素行を責めなかつた。彼は素行を待つに賓師の禮を以てした。此の如くして萬治三年に至つた。

九月(萬治三年)依ニ大島氏(雲八)致仕辭レ祿。大守(長直)甚懇遇。大守預欲レ加レ祿、予久有ニ辭レ祿之志、依ニ大守之隆眷、送ニ數年。其間有ニ丁酉之火災、故不レ得レ辭、待レ時至ニ今年。切頼ニ大島以請レ之。(年譜)

右譯文

九月(萬治三年)大島氏に依り(雲八)致仕祿を辭す。大守(長直)甚だ懇遇す。大

守預め祿を加へんと欲し、予久しく祿を辭するの志あり、大守の隆眷に依り、數年を送る。其間丁酉の火災あり、故に辭するを得ず、時を待つて今年に至る。切に大島に頼り以て之を請ふ。

長直加封
引留て素行
さんとす

とある。丁酉の火災とは、明曆三年江戸の大火災を云ふ。素行は數年を送ると云うてゐるが、其實は足掛け九年、正味七年十箇月、決して短かしと云ふ可きではあるまい。而して淺野長直は、尙ほ其祿を加増して、素行を引き留めんとした。

其時分茂加増迄可被三申付一候由、御留候得共、加増利祿之望に而知行斷申候に而無御座一候由、達而斷申候。(配所殘筆)

如何に長直が、能く士を遇するの道を知つてゐたかは、此を以て察するに餘りある。

素行の赤
穂満居

然るに偶然の出來事は、再び素行を赤穂に致す可く、餘儀なくした。彼は幕府

素行の赤
穂満居
感化したる

の忌諱に觸れて、寛文六年十月九日、江戸を發して、播州赤穂に謁せられた。彼の赤穂に在る、實に十年に及んだ。彼は延寶三年七月、漸く赦免の報に接した。而して此の足掛け十年の間に、淺野長直は既に故人となつた。而して長直の子長友も亦た、延寶三年の正月逝き、彼が赤穂を去る頃は、實に長矩が赤穂城主となつてゐた。惟ふに此の足掛け十年間に於ける、素行の赤穂満居が、如何に素行其人の生涯に影響を與へたるかは、云ふ迄もなく。素行其人が、赤穂人士に及ぼしたる感化も亦た、決して輕視す可きものではあるまい。

一藩人
士の
傾倒

素行の赤穂に在るや、大石頼母の如きは、一日として素行の寓を訪はざるなく、一日二回は、十年間を通じて、必ず肴菜を送つたと云ふ。重臣たる大石にして此の如くなれば、其の一藩の人士が、素行に傾倒したるも、亦た知る可きであらう。

【九】淺野長矩

水平以上の淺野家

赤穂の淺野家は、小なれども名家の分家であり、裕福であり、且つ其の土風も、當時の水平以上であつたことは、其主淺野長直、其の賓師山鹿素行などの訓育感化によりても、想像するに難くない。

長矩の人

抑も淺野長矩は、寛文七年に生れ、其の家祖長重の幼名又一郎を襲ぎ、延寶三年正月、父長友の早世によりて、九歳にして赤穂五萬三千五百石の領主となつた。斯くて延寶八年十二月、祖父長直の官名を繼ぎ、内匠頭長矩と稱した。彼は別段取り立て、云ふ可き程の賢君でもなく、名主でもなかつた。然も士を愛する家風は、彼にも其の典型を剩した。但だ生れながらの殿様として、短氣と氣まぐれとは、彼の性癖となり、その爲めに彼の勘氣を被りたる士も、往々にして是れあつた。抑も彼が其の祖父長直より、直接の薰陶を享くるには、兩者の年齢が餘りに隔つ

素行門に入る

てゐた。何となれば、長直の死したる時は、長矩は僅かに六歳の小童であつた。然も長矩、及び其弟大學長廣は、何れも山鹿素行に入門して、其の軍學の弟子となつた。其の誓紙は左の通りである。

誓紙

誓言前書之事

- 一 山本勘助流之兵法、並城築一切之武功、他見他言、仕間敷事。
 - 一 右之趣、於戰場、可爲各別一事。
 - 一 秘事相傳之儀者、雖相弟子、無二御免者、申談間鋪事。
- 右於二相違一
日本國中大小神祇、別而入幡大菩薩、摩利支尊天神罰、可二罷蒙一者也。仍誓言如件。

貞享元甲子年八月廿三日

淺野内匠頭長矩華押
淺野大學長廣華押

山鹿甚五左衛門殿
同 藤 助殿

素行死去
一年前

此れは素行の死去前一年の事だ。當時長矩十八歳、長廣十五歳。彼等兄弟が直
接素行より、兵法以外何物を學び得たる乎。將た何物をも得たる所なかつた乎。

そは想像の限りではあるまい。

長廣

長廣は元祿元年、長矩から願濟の上、新地三千石を領し、幕府に於て寄合衆に
列せられ、長矩の下屋敷木挽町に住した。長矩の本邸は、鐵砲洲に在つた。彼
は長矩が子なかつた爲めに、假世嗣として在つた。此れが事件後に於ける、大
學擁立の運動あつた所以だ。

長矩夫人

長矩の夫人は、淺野因幡守長治の息女だ。長治は、淺野本家の但馬守長晟の庶長
子だ。其母歸き爲めに、家を繼がず、寛永九年十一月、備後の國の三次の城を
賜ひ、五萬石の領主となつた。長治又た山鹿素行を中心として、集まりたる大
名の一人だ。彼は素行の厄難に罹りたるに際して、嫌疑を憚らず自から訪問し

豫知せら
れぬ人間
運命

た。彼が當時の大名中にて、賢明の一人であつたとは、隠れなき事實だ。彼の
息女が即ち長矩の夫人にて、彼女は淺野長政から四代の後、長矩は五代の後、
而して長矩は彼女に比して、七歳の長であつた。如何に彼女が賢夫人であつた
かは、今更ら茲に特筆する迄もない。

此の如く淺野家には、何等の不足もなく、異状もなく、固より改易せらる可き
理由の如きは、神ならぬ身の、到底豫測し得可きものでは無かつた。若し長矩に
して、勅使饗應掛に任命せらるゝことなかつたならば、世の中に赤穂四十七
士の義舉は、無かつたであらう。縦令任命せられても、若し其の相手が吉良上野
介義央でなかつたならば、或は無事に経過したであらう。然も偶然にも、長矩
が其の任に膺り、然も其の相手が、吉良上野介であつた。然も若し長矩にして、
若しくは彼の臣下にして、事を解するものならしめば、恐らくは上野介を懐柔
して、長矩の缺陷を補はしめて餘りあつたかも知れぬ。否な若し略はしむるに
利を以てせん乎、長矩は手を拱して、首尾克く其の任命を果たしたであらう。

長矩と在府の臣

然も長矩は固より世間を知らざる、一徹の殿様であり、其の事を執る在府の臣は、何れも世間知らずの三大夫氣質の徒であり、遂ひに殿中の刃傷を見るに至らしめた。是れ果して偶然である乎。是れ果して偶然であらざる乎。人間の運命利、豫知せられぬものはない。

長矩の性急

長矩家臣の贈賄説を斥く

淺野内匠頭が弟淺野大學に延享寛延の頃まで存命にて、予が相番にて御小姓組を勤たりき。其談を聞しに内匠頭は性急なる人にてありしとぞ。吉良へ賄賂を贈るべしと家臣勧めたれども、内匠頭用すして武士たるもの追従をもつて賄賂を贈り、人の蔭を以て公用を勤むべき事に非すと云けるとぞ。又大石が自筆の日記少しばかりありしを予見し事もありき。(伊勢貞丈四十六士論評)

【一〇】高家としての吉良氏

此れから、淺野長矩の相手たる、吉良上野介義央に就いて、少しく觀察せねばならぬ。

吉良家の門地

門地から云へば、吉良家は、當時に於て比類なき家柄である。其の祖先足利左馬頭義氏は、清和源氏足利治部大輔義兼の三男にして、其母は、平時政の女だ。されば義氏は、尼將軍政子の姪にして、彼は承久の亂に戦功あり、三河の守護職に補せられ、幡豆郡西城に築いて之に居た。爾來義央の嗣子義周に至る迄、十

室町幕府の下馬衆

吉良義定

八世五百年、三河幡豆郡と、其の關係を保護した。室町幕府の時には、吉良氏は、足利將軍の門葉として、澁川、石橋兩氏と與に、御一族の三家と崇められ、下馬衆と稱せられた。そは諸々の大小名、何れも路上に出會ふ際には、下馬の禮を取らねばならなかつた故であつた。然も足利氏の末期には、三河の吉良氏は漸次に微祿した。今川、織田、徳川の

間に於て、其の向背定まらず、僅に殘喘を保つに過ぎなかつた。然も家康が天下人となりて以來、其の同族近親の縁故によりて、吉良上野介義定は取り立てられた。義定の母赤羽根殿は、松平清康の妹にして、信忠の女だ。而して家康は實に清康の孫である。されば義定の母赤羽根殿は、家康の大叔母だ。斯る縁故をもて、義定は採録せられた。

義彌

斯くて義定の子義彌に至り、將軍秀忠より高家と定められ、左近衛權少將に至り、寛永四年食邑を増し、四千二百石に至り、三河國幡豆郡七箇村の外、上野國緑野郡白石村、同碓氷郡人見村、中谷村の三箇村にて千石を加増せられ、江戸

義冬

吳服橋の地を給はり、其の邸宅を此に定めた。義彌の長子義冬は、慶長十二年吳服橋の第に生れた。彼は左近衛權少將兼若狹守に任じ、表高家の一であつた。元來高家とは、普通の大名と異りて、専ら京都と交渉の事や、諸儀式、典禮の事を管掌した。其の稱呼は足利末期より存し、或は公家と云ひ、或は高家と稱したが、後には京都の公家と混同と慮り、専

高家起原

ら高家と唱へた。而して徳川氏の高家は、元和元年石橋、吉良、品川三家を登用したるに始まり、幕末には二百家に庶幾かつた。

高家の職

彼等は天朝への公の使節、日光への御代參、朝紳參府の接待、營中禮式の掌典等にして、今日にて云へば、一種の式部職に過ぎなかつた。されば其の官位は、他の大名に比して優越したが、其の實力實權と云ふ可き程のものは無く、御料は八百俵、祿高は千五百石、其の老功者の一人は、肝煎となりて同僚の長となり、其内より一人宛營中に宿直した。而して表高家は無役にて、年首、歳末、五節などの登城拜賀に過ぎず。概して高家には、萬石の人なく、大抵五千石が其の極度であつた。されば彼等は平生、國持大名其他の裕福なる大名に昵近し、それより仕送を受け、彼等の營中の式事を援助した。云はゞ一種の高等なる茶坊主の類に過ぎなかつた。然も其の官位は、四位の少將にて、堂々たる大諸侯も、其の下風に立たねばならなかつた。

一種の茶坊主

高家の傾向

要するに徳川幕府が、高家を設けたる所以は、足利末期の因習に仍りて、一は

所謂る公家氣質

諸々の名家をして血食せしむる爲め、一は其の式事の必需に供する爲めであつたらう。徳川氏は權を與ふる者には、祿を與へず。祿を與ふる者には、權を與へず。而して官位を與ふる者には、權と祿とを與へず。總ての者をして、相倚り、相頼りて、相濟さしむ可く仕組み、決して一人一箇をして、圓滿具足せしむるを許さなかつた。言ひ換ふれば、高家は武家と、公家との合の子にして、其の或者は武家より高家になり、他の或者は公家より高家になつた。然も高家は、其の小祿、小權にして、官位のみ高かつた爲めに、自然に京都の公家氣質を帶ふるに至つた。公家氣質とは、威張り、諂ひ、強請り、貪り取るの類であつた。

〔二〕吉良義央

義央の親類縁者

吉良義央は、義冬の長子で、母は酒井和泉守忠吉の女だ。忠吉は酒井忠利の二男にて、幕府大老酒井忠勝入道空印の弟だ。彼は母方に於て、實に有力なる縁故を有した。彼は寛永十八年九月二日、吳服橋の邸に生れ、幼名を左近と云ひ、承應二年三月十五日、十三歳にして、始めて將軍家綱に謁見した。明暦三年十二月二十七日、從四位下に叙し、侍從兼上野介に任じた。萬治元年十二月十八歳にして、上杉定勝の女と結婚した。定勝は景勝の子、故に義央の夫人富子は、景勝の孫だ。彼女は十九歳にして、義央よりも一歳の年長であつた。此の結婚が、如何に多くの便宜を義央に與へたかは、固より想像する迄もあるまい。寛文三年二月十九日、從四位上に叙せられた。此れは吉良家としては稀有である。曾祖父の義定も、從四位下だ。祖父の義彌も同様だ。父の義冬も、慶安四年に漸く從四位上に叙せられた。然るに義央は、未だ家督をも相續せざる二十三歳の若輩にして、斯く昇進したのみならず、同年の正月十三日には、靈元院天皇踐祚の賀使として、上洛を命ぜられた。惟ふに彼は必ず、其の材器拔群にし

異例の叙位

上杉綱勝の死

て、傳輩の上に抽んでたのであらう。更らに特筆す可き事は、寛文四年閏五月七日、上杉綱勝が、廿七歳にして死したる一事だ。綱勝と義央の妻富子とは、何れも上杉定勝の子であり、女である。綱勝は保科肥後守正之の女春子を納れて夫人としたるが、それには子なく、今や上杉氏は、絶えざる縷の如き姿であつた。

義央の毒殺説

此れは義央が上杉家を篡奪せん爲めに、其の義理ある兄弟、即ち妻の同胞綱勝を毒殺したと云ふ説がある。それは義央が、上杉の家老千坂、中條、澤根等と結託し、綱勝が日比谷在邸の際、有毒の食物を貽り、綱勝は之を喫し、やがて吐血して死したと云ふのだ。「三田村玄龍氏著、元禄快舉別録」此れは果して信馮す可き乎、否乎、姑らく之を措くも、綱勝の死によりて、最も便宜を得たのは、固より義央であつた。即ち彼の一子三之介は、綱勝の外姪として、其の養子となつた。固より一方には、綱勝夫人の弟を保科家より、迎へんとする者もあつたが、然も大勢は義央に有利であつた。當時の大老酒井雅樂頭忠清は、

義央一子上杉家相

播磨守卒し、實子無之、養子を致置と雖も、存命中、不達ニ上聞一故、跡目不可立と雖も、久家且甥を以て養子となすの條、保科肥後守達ニ上聞一故、苗字御立被下、知行之儀、米澤十五萬石被下ニ置之、新規御取立の儀と可ニ心得、云々。

是れ將來の義央擁護者

と達した。即ち綱勝の死によりて、所領の半額を減知せられた。奥州福島十五萬石は上納するとなつた。而して義央の長子三之助は、二歳の孩兒にして、上杉家を相續した。彼は喜平次景倫と稱し、延寶三年十二月廿三日には元服して、家綱の諱を給はり、綱憲と名乗り、從四位下侍從兼彈正大弼となつた。此れがゆくは義央の擁護者となつた。彼は紀州大納言光貞の三女爲姫と、延寶元年三月婚約し、貞享元年結婚した。爲姫は紀州大納言綱教の姉にして、綱教は五代將軍綱吉の愛女鶴姫の婢である。如何に吉良義央が、結婚政策に成功したかは、之を見ても其の一斑を知る可しだ。義央は寛文八年七月に、父義冬の跡目を相續した。時に二十八歳。彼は其の前

義央益々得意

に屢ば京都に往復し、且つ伊勢、日光、東叡山等、種々の儀式に預り、幕府に取
りては、頗る調寶の一人となつた。彼は延寶三年長女鶴子を、上杉綱勝の養女
として、薩摩侯島津綱貴の繼室たらしめた。延寶八年九月十九日には、左近衛
權少將に任じ、宗恒の御太刀を拜賜した。而して十月廿八日には、將軍よりし
て、叡慮の儘少將に陞る可しとの允可を得た。此れは吉良氏としては、其の極官
であつた。彼は其の二女あぐりを、津輕信房に嫁せしめた。而して其の三女を、
公命によりて酒井忠平に許嫁した。忠平は酒井忠吉の弟、忠重の曾孫である。
天和三年三月七日、義央は月番御用相勤む可き旨命せらる。即ち彼は高家の肝
煎となつたのである。彼の得意想ふ可しだ。

【二二】 義央と權勢及び利慾

義央の人
物

吉良義央の人物に就ては、深く穿鑿する迄もなく、高家—公家—茶坊主氣質の、
最も醜惡なる方面の代表者とも見る可きものであつたらしい。乃ち上に詔ひ、
下に傲り、仲間を凌ぎ、世の中を我物顔に振舞ふ。海千山千、煮ても、焼いて
も、中々以て喰へぬ代物であつたらしい。

高家中の
富有者

彼は四千二百石と云へば、高家としては、寧ろ大祿の部に屬してゐる。加ふる
に彼の妻富子は、上杉氏の女であり、彼の長子三之助綱憲は、上杉氏を冒して、
其家を繼ぎ、而して綱憲の二子、春千代は、元祿三年四月、義央の養子となつた。
彼は此の如く上杉氏と、三重の縁を結んだ。加ふるに彼は經濟の材ありて、其の
三河幡豆郡の知行所には、上杉氏より資金を徵發して、新田を開いた。されば
彼は高家中に於て、富裕である可きは、疑を容れぬ。

酒井家及
との關係

彼は其の背景に上杉氏あるのみならず、其母の酒井忠吉の女である縁故よりし
て、酒井家とも、密接の關係があつた。而して其子上杉綱憲が、紀州綱教の姉
を娶り、而して綱教が又た、將軍綱吉の愛女鶴姫の婢となつた縁故からして、

所謂る御三家とも、將軍家とも、一種の因縁が出で來たつた。曾て常山文集を讀むに、

鷄贊 紀州光貞卿書、應吉良上野介義典需。

鷄能驚鳥。鳥能絆鶴。人被二物縛。共不自聊。不若空谷隱士。藩籬

鷄贊。

の一文がある。光貞は綱憲の岳父である。義典は綱憲の實父である。此の一文を見て、如何に義典が、紀州や、水戸の諸家に入出入したか判知る。

柳澤吉保との關係

彼は元祿の寵臣柳澤吉保とも、親善の間柄であつたらしい。彼は將軍の吉保邸御成に際しては、恒に他の柳澤中心の趨炎の諸同人と與に、部屋詰の一人であつた。されば殿中及傷の一件に際しても、其の裁判の片手落であつたのも、畢竟彼が平生柳澤と、親善であつた御蔭だとは、當時の説であつた。惟ふに柳澤が京都に於ける諸の運動には、其の妾町子の兄正親町公通の手を藉りたるは、勿論であるが、亦た義典をも使用したものであらう。義典は頗る

義典の京都通

京都通であつた。彼が京都との關係は、實に寛文二年八月十四日、大内仙洞造營の間、御存問の御使を承つたものだ。而して其の内輪には、彼の父義冬を扶けて、後西院天皇御讓位の件に就き、彼を周旋する所があつたらしい。此れは彼が二十二歳の時であつた。當時既に斯る小面倒なる問題に、干係したるを見れば、彼が尋常一様の式部官でなかつたことは、以て知る可しだ。而して彼亦た自から尋常一様の式部官を以て、任ずるものでなかつたことも、亦た知る可しだ。

賄賂は高家の常習

彼は賄賂を負らねば、其の生計を支持することが能はぬ貧乏高家ではなかつた。然も吾人は彼が富めるが故に、賄賂を負らずとは斷言し能はぬ。賄賂を負ると云ふと、其の必要の有無とは、自から別問題である。賄賂とは、必ずしも利欲の雛形のみを意味せぬ。時としては權勢の徵象たるもある。元來高家は其の確定の収入は、何れも甚だ手薄くして、其他の一切は、他よりの附け届にて支辨するものなれば、あらゆる高家は、賄賂の常習犯と認むるも、大過なから

元祿は賄賂の時代

う。特に吉良義央の如き、權勢と利慾との二元素によりて、凝結せられたる老猾が、一方には其の貪慾心を満足せしめ、他方には自惚心を満足せしめたるは、固より揣摩する迄もあるまい。

元祿の時代は、上下を擧げて、殆んど賄賂の時代であつた。柳澤が將軍家、及び將軍家の周邊に贈供したる目録を見ても、又た外様、譜代の大名、其他が、柳澤の門に餽贈したる目録を見ても、賄賂公行など、云ふ文句は、殆んど陳腐に歸した。當時に於ては、賄賂も亦た制度の一種となつて來た。即ち之を賄賂として授受せず、當然の物として授受した。即ち多く賄賂を餽くるは、多く敬意を表する所以であると認められた。所謂自惚心の満足とは、此事を意味する。

第三章 復讐事件の發端

【一三】 長矩義央衝突の理由

此れより淺野内匠頭長矩が、吉良上野介義央を、殿中にて刃傷に及びたる次第を叙するであらう。

長矩勅使 襲撃を命ぜらる

抑も淺野長矩は、元祿十四年辛巳二月四日、帝鑑の間に於て、勅使襲撃を申し付けられた。此れは長矩に於て二回目の勤めだ。乃ち天和三年二月六日、來月參向公卿の館伴 仰付らる。勅使淺野内匠頭長矩、本院使は土方市正雄、豊、新院使は青木甲斐守重正なり。(常憲院殿御實紀)

とある。惟ふに彼は無事に其の役目を果したであらう。當時長矩は十七歳の少年であつた。或は其の少年であつた爲めに、他に介添者ありて、内輪より彼を援助したのであらう。然るに今や長矩は、三十五歳の壯齡である。而して茲に再

是れ再度の勤め

度の勤めを申し付られた。

四日(元祿十四年二月)參向公卿の館伴仰付られ、勅使は淺野内匠頭長矩、仙洞

使は伊達左京亮村豊なり。(同上)

最初より事毎枝梧

當時長矩は、自から儀禮に嫻はざるの故を以て、辭退したが、月番老中は、諸事吉良上野介と談合す可しと申論して、之を引き受けたと云ふとだ。仙洞側の養應掛伊達一伊豫吉田三萬石一村豊は、幼年にて、其の家老に解事者ありて、厚く吉良義央に贈遺し、爲めに其の首尾を全うした。然るに長矩の方にては、在府家老安井彦右衛門、藤井又左衛門等、徒らに奮な三太夫氣質に囚はれ、長矩亦た殿様氣質にて、人情の弱點を握るの術を解せず。此れが爲めに最初から、吉良上野介義央の感情を害し、事毎に枝梧するに至つた。

先づ義央の虚榮心を傷つ

惟ふに吉良義央は、必ずしも、賄賂を貪るの心から、其の目的が齟齬したるを以て、斯く感情を害したのみではなかつたであらう。彼は年功、閱歴、位地、縁邊、何れの筋から云うても、儀式典禮界に於ける第一人を以て、自から任じて

賄賂無きは敬意なし

寧ろ自然の衝突

みた。されば彼に重く厚く付け届けするは、彼の虚榮心を満足せしむる所以にして、之を怠るものは、彼の虚榮心を傷くるものであるは、勿論だ。即ち淺野長矩は、單に義央の貪慾心を、憚らしめざるのみならず、亦た其の虚榮心を傷けたものだ。即ち小忤め、何とて乃公を莫迦にするぞ。汝に其の無頓著あれば、我にもそれに應ずる覺悟がある。いざ思ふ存分に、赤恥をか、せて呉れんとは、義央の自から心に期した所であつたらう。元祿の時代は賄賂の時代だ。賄賂を賄賂とせずして、賄賂を敬意の象徴、好情の示現として、受取られた時代だ。されば賄賂を怠りたる者は、其の反對に、敬意を缺き、好情を無にするものとして、認定せられたのは、寧ろ當然の事と云はねばならぬ。

第三章 一三 長矩義央衝突の理由

吉良義央は、固より稱讚す可き賢者ではあるまい。然も彼一人が貪慾であり、虚榮心があるとは、決して斷言す可きでない。要するに義央は世間並の事を要求し、長矩は世間並の事を與へなかつたと云ふ可きであらう。然も義央にして

今少しく自惚心が少く、長矩にして今少しく辛抱心が多かつたならば、互ひに
嗟み合ひながらも、兎や角勅使饗應の場丈は、首尾を了したであらう。然も義央
は獨よがりの大天狗であり、長矩は我儘一徹の殿様である。其の互ひに衝突し
たのは、寧ろ自然と云はん乎、當然と云はん乎。

長矩の殿
様氣質

吾人は長矩自身が、全く世間知らずの殿様氣質で、固まりたるのみならず。其
の左右に一人の、世間の事を了解したる者の無かつたを、笑止千萬に思はね
ばならぬ。

不善人に
交る道を
知らず

元祿時代は、一面から見れば、最も人間が物質化したる時代だ。或は物質が人
間化したと云ふも、差支なき程の時代だ。世の中は全く遣り取りの交易關係と
なり了つた。無代價の奉仕などを、此の時代に求むるは、沙中に金を拾ふより
も、困難であつた。斯る時代に於て、淺野長矩が、役目の上から吉良義央の好
意と、指導とを贏ち得んとしたのは、全くの世間見ずの了見と云はねばならぬ。
義央の善人でないとは勿論だ。但だ斯の善人でない者に、交る道をしらなかつ

たのは、笑止千萬だ。

【二四】殿中の双傷

心中早く
も衝突

吉良義央と淺野長矩の衝突は、何の雜作も無かつた。義央は當初から長矩を莫迦
にして掛つた。長矩は神經的にもそれがありくと見え徹した。されば彼等は
其の心中に於て、互に早や衝突し、事件に就て、それが具體化したのだ。

勅使院使
江戸入

勅使院使は例によりて、元祿十四年三月十一日、江戸に到着し、龍口傳奏屋敷
に入つた。淺野長矩、伊達村豊は、何れも其の接待に任じた。十二日には勅使
院使引見あり、十三日には饗應の猿樂があつた。それは翁、三番叟、高砂、田
村、東北、春日龍神、祝言、狂言二番、福神、昆布賣であつた。十四日は愈よ
將軍家が、勅諭奉答の當日であつた。

勅諭奉答
當日

近世日本國民史

六〇

長矩義央
に切付

十四日公卿辭見あり、御かたぐへ御謝答仰含らる。勅使柳原前大納言資廉卿、高野前中納言保春卿に銀二百枚、綿百把づ、院使清閑寺前大納言熙定卿に銀百枚、時服六賜ひ、その他使者、伶工賜物例の如し。御臺所より留守居番御使し、勅使に小袖十、院使に六づ、賜ふ。三丸よりも同じ。：今朝公卿拜謁のため、表に渡らせらる、頃、留守番梶川與惣兵衛頼照は、御臺所御使承はり、公卿の旅館に赴くにより、其の事議するとて、白木書院の廊下にて、高家吉良上野介義央と立ながら物語せしに、館伴淺野内匠頭長矩、義央が後より宿意ありといひながら、小さ刀もて切付たり。義央驚き振むく所、また眉間を切る。與惣兵衛頼照は、そのまゝ長矩を抱留しに、義央が同僚もかけ集り、義央をも引立て、他所にまかる。よて公卿の拜謁も黒木書院にて行はる。〔常憲院殿御實紀〕

刃傷の理
由

云うてゐる。

世に傳ふる所は、吉良上野介義央、歷朝當職にありて、積年朝儀に預るにより、公武の禮節典故を熟知精練すること、當時その右に出るものなし。よて名門大家の族も、みな曲折して、かれに阿順し、毎事その教を受たり。されば賄賂を貪ぼり、其家巨萬を累ねしとぞ。長矩は阿諛せず、こたび館伴承りても、義央に財貨をあたへざりしかば、義央ひそかにこれをにくみて、何事も長矩には告げ知らせざりし程に、長矩時刻をまち、禮節を失ふ事多かりしほどに、これを恨み、斯るとに及びしとぞ。〔同上〕

刃傷當時
の實況

大體に於て、此の解説の通りであらう。當時御接伴掛の兩侯（淺野、伊達）と高家衆は、何れも松の御廊下に、勅使院使の御登營を、今か／＼と待受けた。此時長矩は義央に向ひ、御著になれば、吾等は御玄關式臺にて御迎申す可き歟、將た御式臺下に降立

第三章 一四 殿中の刃傷

六一

て御迎へ申す可き歟。

と問ふた。上野介はしたり顔にて、此期に臨んで、斯る御尋は、近頃笑止千萬だ。

と、冷笑ふた。

内匠頭は赤面した。折柄將軍の御生母桂昌院の御内使梶川與惣兵衛は、御廊下に出で來り、内匠頭を見て、

上様勅答の御式濟ませられたら、其旨御知せを願ふ。

と依囑した。長矩は、

畏て御座る。

と答へた。此れは桂昌院から勅使院使に對する、御禮申上られる爲の打合せであつた。

與惣兵衛は立ち去らんとしたが、義央に呼び止られた。

何の御打合せかは存せぬが、御尋の事おわさば、某承るで御座らう。

御作法の一つも心得ぬ内匠頭殿に、何事のお分りがおわさうぞ。と、最と憎

さげに惡體をついた。此に於て内匠頭の堪忍袋は爆發した。

内匠頭は大喝一聲、

覺えた歟。

と叫びながら、腰なる小刀抜く手も見せず、上野介が頭上を目掛けて斬著けた。上野介打俯して仆れる所を、二の太刀にて再び研り著け、今度は肩から脊

に掛つた。「元祿快舉錄」

惟ふに此れが實況に庶幾きものであらう。尙ほ元祿快舉別錄には、

營中刃傷の原因は、倨傲にして執拗なる舉措が、長矩の大名氣質を刺衝し、其の憤懣を買ひたる上に、當日義央の直室にて、將軍の令書に關し諍ひ居たる時、立てる義央が手にせし中啓が、坐せる長矩の頭部に觸れたるより、遂に刃傷に及びたりとするを、穩當なる斷案とせん。是れ故意に長矩を毆打せんとせしにはあらざりしも、義央が其座を去らんとせしを、長矩に引留めら

別の一説

當座發作の殺意

れたる機會に、手にせし中啓を打揮ひしが、偶然長矩の頭部に觸れしなりと云ふ。此れも一説であらう。何れにしても長矩の殺意は、以前よりの企畫でなく、當座の發作であつたとは、疑を容れぬ。

及傷當時の模様

譜代大名 出仕 拔打に一 外科醫を 呼ぶ

元祿十四年辛巳年二月十四日勅答に付御譜代大名衆御役人出仕、已后尅表え出、御公家衆え御臺様よりの御使御留守居御番堀川與惣兵衛御口上申述文に付、例之通高家之面々取持、此御著座之吉良上野介を淺野内匠頭後より言葉をかけ抜打に一太刀切之、上野介是はといひて振回處を烏帽子をかけ額を又一太刀切付る。懸る處を堀川與惣兵衛組に留之、堀左京亮其外の高家衆双方へ懸り引ける。上野介二ヶ所共淺き疵之由。(中略) 内匠頭上野介御縁通りへ出し置、内匠頭は取すくめ、上野介えは外科内科之醫師衆懸る。上野介は意趣全く不覺旨申之、内匠頭は兼て意趣有之旨申之に付、双方御詮議段々有之。(赤城士話)

〔一五〕 淺野長矩の切腹

淺野長矩が、吉良義央を、千代田城なる松の間の廊下にて、及傷に及びたる一件は、時ならぬ驛ぎを、殿中の上下に惹き起した。此時將軍綱吉は、宛も沐浴して勅諭に奉答す可く、行水最中であつた。柳澤吉保は、人々が此由を言上せんとするを制し、行水も濟み、髪上も終り、裝束を著けんとするに際して、此の顛末を言上した。

鬼に角勅 了答儀式完

而して取り敢へず、下總佐倉の城主戸田能登守忠貞を、内匠頭代勅使饗應掛に命じ、同時に白木書院は、血に汚れ、天朝に對し憚りあればとて、改めて黒木書院に於て、勅答の儀式は、滞りなく相濟ました。

兩人の始末

此れから長矩と、義央の處分である。長矩は堀川與惣兵衛に抱き止られ、遂ひに義央を打果す能はず。太刀をば坊主關久和に渡し、其儘御目付天野傳四郎、曾根五郎兵衛に監視せられて、蘇鐵の間、杉戸後に控へ。義央は品川豊後守、

將軍親裁
長矩を預田
村氏に預

義央無罪

つた。從來將軍の威嚴を、極度迄把持する綱吉に取りては、今回の失態は、容易ならぬ事であつた。されば彼は群僚の評定をも俟たず、自から裁決し、老中をして、長矩を、奥州一ノ關城主田村右京大夫建顯に預くる旨、同人を殿中時計の間に召し出して、命せしめた。

而して同時に、老中は將軍の命を御み、高家詰所に臨み、「上野介儀公儀を重んじ、急難に臨みながら、時節を辨へ、場所を慎みたる段、神妙に思召さる。是に由て何の御構もなし、手疵療養致す可き上意なり。」と口達し。剩へ柳澤吉保も入來りて、「只今仰せ出された通りの上意なれば、本復の上は、相換らず出勤せられよ」と申し添へた。豫て義央は、柳澤の腰巾著と呼べる、程ありて、斯る場合にも、彼は柳澤の庇護に頼る所多かつた。

將軍の長
矩自殺殿
命

片手落の
處置

綱吉の激怒は猶未だ熄まず、彼は老中を呼び集め、直ちに内匠頭に切腹申し付けよと命令した。老中の末席、稻葉正通は、仰せ御尤とは存ずれども、内匠頭は亂心の體にも見受くるにより、今暫時御處分の御猶豫を願ひ奉ると發言した。こは罪を長矩一人に止め、彼の家を存せんとこの好意であつた。同列の秋本喬朝、土屋政直、何れもそれに賛した。然も綱吉の意は既に決してゐる。固より再考の餘地はない。彼はその儘奥へ入つたが、再び月番老中土屋政直を召して、前に申附けたる如く、即刻内匠頭に切腹せしめよと命じた。

抑も喧嘩兩成敗とは、家康以來の不磨の典則である。元來事の起りは、吉良義央が長矩を挑發したるに由るものなれば、上野介をお構ひなしとして、獨り内匠頭にのみ切腹申し付くる事は、如何にも片手落の處置と云はねばならぬ。此れは極めて親易き道理にして、老中は固より、多數の幕吏は、其の處置の公平、允當を缺くを知らぬ者は無かつた。然も將軍は只だ表面の事實たる、淺野長矩の刃傷を見て、其の何故に然ると云ふとに氣付かず。柳澤の如きは、固より吉

長矩押送

良義尖に最肩して、將軍をして過ち無からしむると能はず。只だ此の片手落の處置は、遂ひに四十七士の復讐事件を、激成せねば止まぬ因縁となつた。今更らながら政治の要は、寛にあらざ、猛にあらざ、公平が專一である。

田村建顯は、内匠頭御預りの命を受けて、留守居牟岐平右衛門に、物頭、中小姓、徒士、足輕以下百人許りを付けて、御城に差し出した。内匠頭は朝服の烏帽子、大紋を脱して、麻上下に著かへ、差し廻はされたる駕に乗つた。その引戸には錠を卸した。烏帽子、大紋、鼻紙袋、太刀、扇子等は、平右衛門受取りて從者に持せ、平川口より退出した。既に御門外に出れば、用意の網を駕に掛けた。此の如く罪人として、押送せられたる長矩は、元祿十四年三月十四日申の刻、即ち午後四時過ぎ、愛宕下の田村邸に著した。彼の切腹は、それより間もなかつた。即ち酉の上刻、午後六時頃であつた。檢視莊田下總守は、其方儀、今日於殿中、御場所柄をも不辨、自分の宿意を以て、吉良上野介へ及二及傷一候段、不届に被三思召一候。仍之、切腹被三仰付一者也。

長矩切腹

三十五歳を一期

との上意を申し渡した。斯くて彼は檢視の方を目禮し、肩衣の前を脱し、肌押寛げ、小刀を手にするや否や、介錯人磯田武太夫の手に其首は落ちた。憐れ三十五歳の長矩は、此の如くして死した。

【二六】警報赤穂に達す

餘りに迅速なる刑の執行

長矩の切腹は、直ちに淺野家の斷絶を意味する。兎にも角にも、元祿十四年三月十四日の午前十時に、及傷事件は出来し、同日の午後六時には、既に其の事件の落著、即ち刑の執行を見たすれば、機敏、迅速と云へば、それ迄の事であるが、暴斷、輕卒と云へば、亦たその通りである。

如何に五萬三千五百石の小大名とは云へ、尙ほ是れ大名だ。然るに何等精詳なる詮議もせず、十分なる審問をもせず、直ちに切腹を命ずると云ふは、戰場なきに珍らし

らば兎も角も、泰平の世界には、洵に珍らしき事と云はねばならぬ。此の一事を見ても、如何に綱吉が自から用ふることの、甚だしかつたか判知る。而してそれには、吉良上野介最良の柳澤等が、賛翼の力の加味したことも、亦た勿論であらう。

長廣閉戸
淺野所領
召上

内匠頭の切腹と同時に、其の舎弟大學長廣には、評定所に召され、戸田伊豆守を以て、左の申渡があつた。

内匠頭今日殿中にての及傷、不届至極につき、田村右京大夫へ御預の上、切腹仰付けらる。是に依て領地を上げられ、其方には閉戸仰付けらる。

淺野屋敷
引拂の命

と。而して幕府よりは、御目付天野傳四郎、近藤平八郎を鐵砲洲邸に遣はし、今夕中に同屋敷の引拂を申渡した。又た内匠頭の同族、戸田采女正、淺野美濃守に命じ、同邸に向はせ、若し此際家中騷擾するが如きあらば、其災は獨り赤穂藩のみに止まらず、延いて淺野本家其他一門に、波及す可きを警告し、靜平を保たしめた。

處分深刻
嚴厲

急々立退

此の如く、切腹、領地召上げ、屋敷引拂等、息をもつかせず、其の命令を下し、中外をして、其の處分の深刻、嚴厲なるに驚かしめた。中外既に然り、況んや其の一番の人士をや。

既に鐵砲洲の上邸も、赤坂の下邸も召し上られた。剩す所は、大學長廣の住したる、木挽町の別邸のみだ。然も江戸詰の諸士中には、原惣右衛門、堀部彌兵衛、同安兵衛、奥田孫太夫、片岡源五右衛門、賤貝十郎左衛門、其他の士あり。屋敷の裏に許多の舟を用意し、主家の重寶什器は勿論、家中の諸具、悉く舟積し去り、一夜の中に立退きを了した。

城池返上
の命令

幕府は更らに十四日の夜、老中土屋相模守をして、内匠頭の近親戸田采女正を、其邸に召さしめ。

今般内匠頭領地召上げられ候に就き、同家中は勿論、領内の者一般に至るまで、心得違なき様相諭され。城池と共に、所領の御朱印を返上し、兼ねて國繪圖並に郷村目録、及城中備附の武器一式、其儘に差出させらる可し。

網吉に取
りては小

赤穂藩士
に取
りて大
事

時變第一
報赤穂に

と命じた。

元來大名改易にかけては、徳川幕府の首尾を通じて、未だ網吉の右に出づるものは無かつた。彼が萬石以上の所領を除いたもの二十餘家、其の石高は百四十萬餘に上つたと云へば、赤穂一藩を潰すが如きは、網吉に取りては、良に平凡の小事に過ぎなかつた。

されど赤穂藩其物に於ては、決して平凡の小事ではなかつた。彼等に取りては、大にしては、其の君家の亡滅である。小にしては、其の銘々一家の失職である。戰國を去る尙ほ遠からざる時代には、浪人者の奉公口も多かつたが、今や百年の泰平は、諸事安定して、元和、寛永時代の如く、容易に就職の口を見出し難くある。

されば公けの意味合からしても、私の意味合からしても、此の改易は、赤穂藩士に取りては、容易ならぬ問題であつた。而して此の報の赤穂に達したのは、實に三月十八日の亥の刻、即ち午後十時であつた。其の使者は早水藤左衛門、は直ちに國家老大石内藏助の宅に赴き、其の書翰を手交した。

報告文言

口上書を以て申上候。御勅使柳原大納言様、高野中納言様、清閑寺中納言様、御道中御機嫌克、當月十一日御到着、十二日御登城被遊、十三日御發應御能相濟、翌十四日御白書院に於て、御勅答の式有之候。御執事役人諸候残らず御登城相成候處、松の御廊下に於て、上野介殿理小盡の過言を以て恥辱を與られ、依之君刃傷に及ばれ候。然る處同席梶川殿押へ被爲レ濟、多勢を以て白刃を奪取り、吉良殿を打留不申、双方共御存命にて、上野介殿は大友近江守殿へ御預に成り、傳奏發應司は戸田能登守殿へ被三仰付候。荒増右の通に候條、何れにも御家御大切の時節に候故御注進として早水藤左衛門、萱野三平兩人馳登らせ申候。此日取急ぎ、書中一々する能はず、兩人委曲言上可仕候。尚

は追々御注進可仕候。恐惶謹言。

三月十四日巳之下刻

片岡源五衛門 花押

大石内藏助殿

此れが第一回の報告書であつた。

長矩を泉岳寺に葬る

死骸受取
泉岳寺送
葬
四人落髮

田村右京大夫殿方より御案内有之、内匠頭切腹被三仰付候之間、家來共罷越、死骸請取候様被二仰聞一候。依之用人糟谷勘左衛門、留守居建部喜六、内證用人片岡源五右衛門、並田中貞四郎、磯貝十郎左衛門、小納戸役中村清右衛門罷越、死骸請取之善提所たるにより芝泉岳寺へ送葬、安井彦右衛門、藤井又左衛門兩家老とも、死骸請取之場所並泉岳寺迄も不罷越事、如何成了簡と不落心。於泉岳寺に四人共落髮、片岡源五右衛門、田中貞四郎、磯貝十郎左衛門、中村清右衛門、右四人一七日過赤穂え罷越。
〔堀部武庸筆記〕

第四章 赤穂開城

〔一七〕 赤穂城に於ける第一回の評定

大正十二年九月二日午後一時、老龍庵の庭上、池邊の樹陰に於て、此稿を認む。昨日正午の大地震は、著者生來未曾有の経験であつた。今尙ほ室内に在るを危険として、故らに此處に於て、此稿を認む。横須賀大火は、今猶ほ其の焰炎を熄めず、其の黒烟は、天日をして昏からしめつゝある。

第二報赤穂に達す

大石内藏助は、江戸の警報に接したが、それは十四日午前中の出来事に止まり、然も爾來の消息を得ず。然るに明くる十九日の卯刻、即ち午前六時に、第二の急使原惣右衛門、大石瀬左衛門は、江戸から到着した。彼等は凶變に關する一切の處分を見届け、同夜直ちに發程し、一百五十五里の里程を、四日半にて乗打

第四章 一七 赤穂城に於ける第一回の評定

評定開始

つた。此れは當時に於ては、固より異常の業と云はねばならぬ。赤穂に於ては、殿中の凶變は、三月十八日の夜達し、翌十九日の朝には、長矩の切腹、淺野家の斷絶等一切の事、残る所なく聞えた。此に於てか國家老の大石内藏助は、即日家中一統の總出頭を觸出した。當日の出頭者は、三百餘と注せられた。大石は其の事件の顛末を語りて、諸士に善後の意見を徴した。斯る場合には、何れも様々の意見が出で來つた。評議は實に十九日、二十日、二十一日の三日に互つた。而して其中に自から、正義派と俗論黨の兩派が、現出し來つた。云ふ迄もなく、前者は大石内藏助にして、後者は大野九郎兵衛だ。大石は本來門閥の家老にして、大野は仕道家老である。即ち位地は大石が上であるが、藩政は寧ろ大野が専らにした。大野は天性の俗物にして、世事に長じ、吏務に通じたから、長矩からも調法がられて、寵用せられた一人であつた。大石の意見は、最初より長矩の弟、大學長廣を立て、淺野家の跡を存せんことを本務とし、宜しく決死の覺悟にて、此儀を公儀に嘆訴し、若し採用せられ

正俗兩論
出づ

大石の正論

大野の恭順論

大石の辯駁

原元辰の硬論

ざるに於ては、城を枕に討死す可しとの意見を開陳した。然も大野は直ちに之を駁して、純然たる恭順論を主唱した。第一本城に立て籠りて、大學殿御取立を嘆願するは、是れ寧ろ強訴に類して、甚だ穩當を缺く。我等は宜しく解散して、本城を明け渡し、而して徐ろに後圖を爲す可きのみ。と。然も大石は、更らに、大野の意見を不可として曰く、大學殿御取立は、此方の希望ではあるが、未だ當てにす可きでない。然るに當てにならぬ事を當てにして、看すく此城を立ち退くとは、餘りに臆病の沙汰ではない乎。然るに江戸より到着したる急使の一人、原惣右衛門元辰は、毅然として身を起し、九郎兵衛の前に坐し、我等は大石殿の意見に賛成である。貴殿御異存あらば、最早此席にあるは御無用と存ずる、と一喝を加へた。大野も其勢に辟易して退席した。

衆議一決

惟ふに原は、大野が否應云は、直ちに其場にて打果たす決心であつた。されば機を見るに敏なる大野は、其の危機を察して、直ちに遁れ去つたのであつた。此に於て衆議何れも大石の意見に一致し、藩の上士中より多川九左衛門、月岡治右衛門を選抜して、三月二十四日左の嘆願書を齎らし、江戸に赴かしめた。

嘆願書

乍レ恐以ニ書付一奉ニ申上候。今度内匠頭不調法仕候て、御法式之通に被ニ仰付一候段、奉レ畏候。然共上野介殿御存生之由承傳候。左候得ば、當城離散仕、何方へ面を向可レ申様も無ニ御座一候。此段家中一同之存念に御座候に付、色々教訓仕候得共、田舎者にて御座候へば、不通に承引不仕候。乍レ然若離散仕、安心可仕筋も御座候は、各別之儀に御座候。奉レ對上、毛頭御恨が間敷所存無ニ御座一候へ共、於ニ當城一餓死可仕覺悟に御座候。此段申上候。恐惶謹言。

元祿十四年三月二十四日

大石内藏助

並家中一同

荒木十左衛門様
榊原采女様

嘆願使出

大石は多川、月岡兩人に向ひ、赤穂城受取の役人發程以前、速かに江戸に到着す可く。而して其筋に此の嘆願書差出す以前に、在府の安井、藤井の兩家老に申談せざる様、且つ大學殿にも秘密にす可く。但だ戸田采女正殿には、嘆願書捧呈後、別紙一通を差出し、其の援助を請ふ可しと、訓令を傳へた。斯くて兩人は、三月二十五日、赤穂を出發した。

【一八】第二回の評定

大正十二年九月十日午前六時、大森山王草堂一枝庵に於て、姑らく中絶したる

修史の稿を繼ぐ。此の中絶は、希有の大地震と、大火災の爲めに、餘儀なき事であつた。

署名血判

大石は既に多川、月岡兩人を、陳情使として、江戸に遣した。然も幕府の措置は、彼等が未だ達せざるに先ち、手緊しく赤穂に迫りて來た。最早幕府が、兵力もて赤穂城を、受取るとは、眼前の事であつた。此に就て大石は、更らに城中に會議を開いた。問題は開會以前から定まつてゐた。即ち城を枕にして、討死の決心なき者の限りは、出席無用だ。乃ち來會者は此に至りて、大石以下六十一人となつた。各自は何れも大石の議に従ひ、署名血判した。其の人名は左の如くである。

署名血判連名

- 大石 内藏助 千五百石
- 奥野 將監 千石
- 河村 傳兵衛 四百石

- 進藤 源四郎 四百石
- 長澤 六郎左衛門 三百五十石
- 小山 源五左衛門 三百石
- 原惣 右衛門 三百石
- 佐藤 伊右衛門 三百石
- 近松 勘六 二百五十石
- 渡邊 角兵衛 二百五十石
- 稻川 十郎右衛門 二百二十二石
- 山上 安左衛門 二百二石
- 吉田 忠左衛門 二百石
- 問瀬 久太夫 二百石
- 潮田 又之丞 二百石
- 岡野 金右衛門 二百石

後金右衛門と改む

岡野九十郎	二百石
佐々小左衛門	二百石
岡本次郎左衛門	二百石
岡本喜八郎	二百石
多藝太郎左衛門	二百石
平野半平	二百石
小野寺十内	百五十石
小野寺幸右衛門	百五十石
大石瀬左衛門	百五十石
早水藤左衛門	百五十石
灰方藤兵衛	百五十石
上島彌助	百五十石
田中權右衛門	百五十石

幸田與惣右衛門	百五十石
里村津右衛門	百五十石
間喜兵衛	百石
間十次郎	百石
中村勘助	百石
菅谷半之丞	百石
千馬三郎兵衛	百石
橋本平左衛門	百石
中村清右衛門	百石
高谷儀左衛門	百石
仁平郷右衛門	百石
榎戸新介	百石
河田八兵衛	百石

- 久下 織右衛門 二十五石五人扶持
- 岡島 八十右衛門 二十石五人扶持
- 村松 喜兵衛 二十石五人扶持
- 村松 三太夫 二十石五人扶持
- 大高 源五 二十石五人扶持
- 矢頭 長助 二十石五人扶持
- 矢頭 右衛門七 二十石三人扶持
- 豊田 八太夫 二十石三人扶持
- 倉橋 八太夫 十五石三人扶持
- 勝田 新左衛門 十石五人扶持
- 各務 八右衛門 金十五兩三人扶持
- 陰山 惣兵衛 金十二兩二分三人扶持
- 萱野 三平

貝賀 彌左衛門 金十兩米二石三人扶持
 武林 唯七 金十兩三人扶持
 猪子 理兵衛 金九兩三人扶持
 神崎 與五郎 金五兩三人扶持
 吉田 貞右衛門 九石三人扶持
 三村 次郎左衛門 七兩二人扶持
 以上六十一人であつた。後日義舉の日に於て、其名の見えざる者が、此中に二十九人ある。それはいふ迄もなく、脱盟者であつた。又た此に見えずして、義舉の時に見えたる姓名がある。それは在府その他の事情の爲めに、出席せず、又た出席する能はずして、後に加盟したる者だ。

此に於て大石内藏助は、彌よ彼の胸中の秘を吐いた。それは復讐である。即ち主人内匠頭は死して、其の相手たる吉良上野介は、依然として健在してゐる。此をその儘看過するは、臣子の分として忍び難き所だ。故に各自加盟の者は、

大石復讐の決心を語る

脱盟者

何れも此の目的に向つて、全力を竭す可しとの意味だ。衆議固より異存ある可き筈なく、此の通りに一決し。何れも之を秘中の秘として、各自の胸奥に藏した。されば世上では、唯だ此の連盟を以て、切腹とか、城を枕にして討死するとの他には、推猜するものはなかつた。

〔一九〕開城の口實

大石の心
事初めに
あり復讐に

抑も大石内藏助の心事は、本來籠城にあつた乎、切腹にあつた乎、將た復讐にあつた乎。事の経過から考ふれば、三段の順序となつてゐるが、彼の本意は、常初から復讐にあつて、同志の士の心を試験す可く、最初には籠城、切腹等の説を唱へ出したものと、想はれぬこともない。その證據には、三月二十一日、即ち籠城を決議した當日、彼は其の所縁の石清水八幡宮の法印大西坊に向つて、

隠棲の地
を求む

左の一書を投じた。

急ぎ一紙申入候。然者爰元之儀可爲御承知、不存寄無是非一次第、我等家中一同之心底、御察可被下候。様子は其元にて御聞可有之候。何方へも片付可申了簡に候へども、何處へ罷越可申心當曾て無之、及難義候。就夫、其邊岡崎邊歟、山科邊、上下十四五人も居申度、上方之儀不案内に有之候故、浪人など住處に悪きも難計被存候。此段了簡被致可有之候。伏見歟大津邊と存候。同じくば貴僧近處と被存候。其段御聞可給候以上。

三月二十一日(元祿十四年)

大石内藏助 花押

大西坊
西之坊
専成坊

第四章 一九 開城の口實

大石家と
大西坊

抑も大石坊には、内藏助の曾祖父大石良勝が居た縁もあつて、代々大石家から、其の住持が出で來つた。乃ち内藏助の弟、專貞師も此處に居た。師は元祿十一年に逝いたから、今は内藏助の姪證讀が住持となつた。彼が其の上方に於ける潜居の地を、預じめ此に求めたのは、決して偶然ではない。然も籠城決議の當日、斯る書を認めた内藏助の心事に立ち入りて考ふれば、彼は窮極の所、復讐より他に方便はあるまいとの見込が、已に其時から胸中に定つてゐたものと、

大石一身
を以て内
外難題解

判断せねばなるまい。當時大石内藏助が、如何に一身を以て、一藩の信望を繋ぎ、内外の難題に磨り、能く其所を得せしめたるかは、小野寺十内が、其の京都に在る同族、小野寺十兵衛に與へたる書中の一節、能く之を盡してゐる。
内藏助、家中一等に令感候。進退を任せ申候。と相見申候。○年若(十内は五十九歳、内藏助は四十二歳、故に年若と云ふ)に候得ば、少もあぐみ申候。様子もなく、毎日終日城にて萬事を引請、少しもたじろぎ不申、無滞取捌

嘆願使江
戸著

申候

とあるを見ても、之を知るに餘師あらむ歟。話換つて嘆願使多川、月岡の兩人は、三月廿五日赤穂を發し、四月四日江戸に著したが、荒木十左衛門、榊原采女の城受取添役は、既に三月二十七日江戸を發してゐた。兩人は狼狽の餘、大石より豫じめ申し含められたる事を忘却し、直ちに在府家老藤井又左衛門、安井彦右衛門に、其の使命の顛末を告げた。藤井、安井は更らに驚き入り、四人相率ゐて、戸田采女正に、其の始末を言上した。戸田は云ふ迄もなく大垣城主にして、淺野長矩の從弟だ。彼は之を聞いて、斯る無法の嘆願書を出しては、萬事休すとなし、四月五日、左の一書を兩人に與へ、至急赤穂へ還らしめた。

戸田采女
の開城
正告書

多川九左衛門、月岡治右衛門、以二兩使一被差二越之候。紙面之趣、家中之面々無骨之至に候。御當地不案内之故に候。内匠日來奉重公儀一被致二勤仕一事、各々存知之事に候。内匠家中奉公之筋は、速に其地引拂、城無滞

被_レ相渡_一候段、奉_レ重_ニ公儀_一、内匠日來之存念に可_ニ相叶_一候間、不_レ及_レ申_レ候得共、追々指圖之通被_ニ相守_一、早速穩便に被_レ退_一候段、肝要之事に候此旨家中の面々承_レ之可_レ有_ニ納得_一者也。

巳四月五日

戸田采女正 印判

浅野内匠家老中 番頭中

用人中 目付中 總家中

追啓。御當地に詰合之面々には、從_ニ最初_一右之段申談候事に候。巳上。藤井、安井兩人は、此書に附して、上意奉戴の勸告書を與へ、且つ長矩の弟大學にも、此事を告げたる結果として、大學よりも開城の諭告書を與へた。而して多川、月岡の兩人は、如上の諸書を帶びて、即日赤穂を指して江戸を發した。此の如くして此の嘆願使は、單り其の目的を果たさなかつたのみでなく、全く藪蛇の姿となつた。

嘆願使藪蛇となる

大石却つて開城口實に利用

抑も大石内藏助は、果して幾何の希望を、此の兩人の使命に囑したりし乎。若し此れが物になるものと信じたならば、彼は事を知らず、人を知らず、勢を知らざる者と云はねばならぬ。若し兎も角も一應の手續きだけとの意味ならば、それ迄の事であらう。若し或は之を以て、開城の口實を得るの底意であつたとすれば、彼の所計は、實に的中したと云はなければならぬ。併し流石の大石も、恐らくは當初よりして、此程の深計は無かつたであらう。但だ彼には其の失敗を利用する大機轉があつた。即ち彼は甘くも之を以て、開城の口實に利用した。

三〇〇 開城の準備

多川、月岡の兩使は、四月十一日赤穂に歸著した。此に於て會議は、又た城中に開かれた。申す迄もなく硬派も、軟派も出席した。硬派は既に復讐の密約あれ

第三回會談

第四章 二〇 開城の準備

開城決定

ば、此際口を開く必要はない。軟派は開城の諭告を、天の祐けと歓迎した。されば一議にも及ばず、一同開城に決した。此上は其の手續さ、及び準備等である。翌十二日にも亦た會議を開いた。第一は、城受取の御使者に引渡す可き、本城備附の武器、其他の整頓だ。第二は、城内の掃除は申す迄もなく、城受取御使者の通行せらる、途中の道路、橋梁の修繕だ。第三は、藩札交換の事だ。此れは大野九郎兵衛等專政の時代に、紙幣を濫發して、人民を悩ました結果、此際此儘にて放下せらる、に於ては、廢紙同様であるから、民心頗る動搖した。故に内藏助は取り敢へず、藩庫にある一切の金銀を取り調べ、勘定方兼札座奉行岡島八十右衛門をして、六分標準、即ち札一貫目に付、銀六百目の割合にて交換せしめた。是れ皆な、大石内藏助の一心から、出で來りたる運用の妙であつた。

藩札交換

剩餘金分配

十三日も亦た、城中に會合があつた。此れは藩札交換後の剩餘金分配の件であつた。其の金額は、

寺院寄附

瑤泉院化粧料返上

御城附の金貳千五百兩
御納戸金壹萬千貳百兩
御臺所預金貳千七百兩
合計一萬六千四百兩であつた。内藏助は此金を以て、後事を處分し、併せて諸士の立退料とす可く發議した。而して第一淺野家の菩提所、及び同家に由緒ある寺院に、左の如く寄附した。

- 華岳寺 田島三町五反一畝六歩
- 高光寺 田島五反三畝九歩
- 大蓮寺 田島四反五畝廿九歩
- 遠林寺 金五十兩

次には先君の未亡人瑤泉院殿の化粧料の返上だ。此れは瑤泉院—三次城主淺野因幡守女—が入興の際の持參金として、藩庫の備金と與に、民間に貸付け、其の利息を用途に供したるものなれば、當然返濟す可き筋合のものだ。

再興準備
金取除

それから立退料の分配だ。内藏助は、更らに淺野家再興の準備金として、若干を取り除き置く可き必要を發議した。此れは申す迄もなく、復讐の運動費である。此れが一萬兩である。

立退料分
配

最後の分配案として、高祿小祿の差別なく、皆な同額たる可しとは、内藏助の意見であつた。然も此れには大野九郎兵衛を始め、高祿の俗論黨は、何れも異存を唱へた。斯くて祿高の割合に應じて分配するとに決した。即ち百石に付き、金廿四兩と云ふ標準を定めた。斯くて内藏助は、其の割合に應じ、岡島八十右衛門をして、諸士に分配せしめた。

大野の逃
亡

赤穂城の未だ引渡濟まざる以前、即ち逃亡の先登者は、大野九郎兵衛であつた。彼は分配金の豫期に副はざるを憾み、折しも札座の役人中に、銀を竊んで出奔したものであるを見て、責任問題を喚び起し、岡島八十右衛門に喰つて掛つた。岡島は原惣右衛門の弟だ。彼は大野が稠人廣座の中にて、岡島をも連類であるかの如き、口氣を漏らしたるを憤激し、金員分配の事濟むや否や、直ちに大野

抜目なき
逃亡

宅に談判に立ち向うた。大野は留守を使ひ、或は虚病を構へ、一夕の難を免れたが、然も同夜彼は女乗物に乗り、倅郡右衛門は、女房を引連れ、別々に逃亡した。而して其際乳石兒が、乳母に懷かれて寢て居たのを、打忘れた乎、打棄てた乎、取り遣して逃亡した。

大野九郎兵衛の逃走

九郎兵衛欠落の次第は札奉行岡島八十右衛門事引負在之様に、城にて何も咄し申候由、八十右衛門承之、不届存、四月日九郎兵衛宅へ罷越候て掛御目一度由申候處、用事有之とて不罷出、夫故茶の間の口迄仕掛申候處、茶の間戸口をさし内へ不入候。夫故八十右衛門申候は、何と思召如レ此被レ成候哉、用事在之參候。是非不懸御目一候ては歸申間敷と、詰掛申候へば、色々抜言申て終に入不レ申

岡島引負
の事
岡島押掛

立湯

候故、九郎兵衛弟伊藤五右衛門宅に罷越候て、九郎兵衛殿御城にて札引負在之様に御申候故、宅へ罷越候得ば、筒様の首尾に御座候。左様可被相心得一由申達。夫より九郎兵衛四月十一日の夜、竊に息郡右衛門一所に立退候由。(江赤見聞記)

【三】 副受城使の來著

最硬派
論の苦心

在江戸硬

凡そ衆議を纏むるには、單に軟硬兩派のみでなく、又た最軟、最硬者ある可きは、自然の數だ。軟派や、最軟派は、大石の意とする所ではなかつた。彼等をして彼等の思ふ通りに行動せしめよ。但だ最硬派に對しては、一旦の粗忽は、乍ち大事を壞るととなる。されば大石が彼等を慰撫し、諭開して、強ひて大石の所説に服従せしむるには、随分共に骨を折つた。在府の諸士は、相率ゐて赤穂に來つたが、尙ほ江戸に在りて、頻りに君父の仇

論者赤穂
に赴く

俱に大を戴かざる説を、高調しつゝある一團があつた。そは七十五歳の老翁堀部彌兵衛、及び其の養子安兵衛、奥田孫太夫、及び其の養子貞右衛門、高田郡兵衛等であつた。堀部と奥田とは、當時劍道もて世に鳴りたる、堀内源太左衛門正春の高足であり、高田は槍術を以て、内匠頭長矩に召抱へられたる者、何れも慷慨氣を負ふの徒にして、江戸定府の同志と與に、一舉大事を遂げんとしたが。在府の諸士は、藤井、安井の兩家老の俗論、即ち絶對恭順説に與みして、固より彼等の議論を顧みるものなく、此に於て郡兵衛、孫太夫、安兵衛の三人は、相率ゐて四月五日江戸を發し、赤穂に向うた。

大石復讐
の志願示

彼等は四月十四日の夜半に、赤穂に到着した。時恰も大野九郎兵衛父子逃亡―十三日の夜の後に、内藏助は、物頭中の大身、即ち千石取りにて、特に正義黨の一人で、事變以來始終大石と、其の行動を一にしつゝある、奥野將監を擢んで、其の同列に就かしめ、共に善後の諸務に膺らしめた。彼等三人は、直ちに大石に面會して、開城の議を翻がへし、籠城論に立ち返らしめんとした。内

赤穂城重圍の裡に
あるが如し

受城使檢分

淺野家再興願

藏助は固より同意す可くもなかつた。去つて奥野將監に説いたが、將監も固より之に應じなかつた。三人は諸士の腑甲斐なきを見て、憤慨禁じ難くあつたが、内藏助は、彼等の志の奪ふ可からざるを見て、微言もて其の復讐の志の存する所を諷示した。

今や赤穂城は、事實に於て重圍の裡に在つた。幕府は附近の諸大名に命じて、それ／＼出兵せしめた。彼等は海陸より赤穂城を指して推し寄せ來つた。然も赤穂城下には、淺野の宗家たる藝州の松平安藝守、同族戸田采女正、淺野士佐守、淺野甲斐守、淺野伊織、上田主水等より、平穩に開城せしむ可き爲め、幾許の使者は到來した。而して四月十八日には、彌よ副受城使たる御目付荒木十左衛門、榊原采女、及び代官石原新左衛門、岡田莊太夫の一行は、既に赤穂領内に入つたとの報に接した。大石は奥野將監と與に、之を中村川まで迎へ、更らにその一行に先ち、城に回つて、守城の諸士に命を下し、城門を開いて、待ち受けた。而して大石彼自身は、大手口に在りて、兩副使を先導し、城内の大

廣間に請じた。重なる侍共は、何れも此處に伺候した。荒木は公儀の命を奉じて、城受取の下見分をなす旨を口達し、一切の檢閲は首尾能く相濟んだ。兩使共に其の一丝紊れざる整頓を賞嘆し、赤穂城に其人ありとの感を做した。斯くて大石は、兩使を長矩の居間に導き、懷中より一通の哀願書を取り出し、更らに左の意味を口述した。

今度内匠頭の不調法にて、城池召し上らるゝに就ては、宗家たる松平安藝守、同族たる戸田采女正等の示諭もあり、公命に獎勵した。然も一方は此の如きに引き代へ、吉良家は依然として、公儀勤仕とあれば、某等面目の世に對す可きものはない。但だ恥を忍んで生存したるは、舍弟大學殿の在る爲めで御座る。此事に就ては、曩きに願意を戸田采女正迄捧呈したが、既に上使發向の後で、如何とも爲し難かつた。希くは祖先彈正少弼（長政）以來、權現様、御取立の家筋であれば、せめて大學に先君の跡目仰せ付けらるゝ様、家中一統哀願し奉る。若し此の哀願にして御聞入あらば、某等は先主の

副使等の
納得

靈前に一同切腹して、人臣の義を全うする覺悟である。
 と。斯くて兩使等は、再び大廣間に還つた。大石は此處にても亦た、大學跡目
 取立の事を申請した。副使一行中の石原新左衛門は、内藏助の心底、家中の存
 念、餘儀なき事と察し入ると挨拶した。
 而して副使等は本陣に還るや、内藏助を喚び、首席の荒木は言を改めて、其の
 残りなき措置を嘉みし、其の哀願に就ても、歸府の上は、老中方に取り次ぎ、
 成る可く願意の透徹する様、盡力す可しと告げ、且つ家中一統の進退は、銘々
 の了見に一任す。此處立退く輩には、一々手形を渡す可しと申し達した。大石
 は固より、此の願意が成就す可しとは、信じてゐなかつた。彼は唯だ事の順序と
 して、其の盡す可きを盡したるのみ。

【三】開城完了

脇坂氏大
手近く迫

木下氏堀
手口著陣

開城刻限
徹夜の開
城準備

既記の如く、荒木、榊原二副受城使の下見分は、四月十八日に濟んだ。當日
 正受城使の一人、播州龍野の城主脇坂淡路守安照は、龍野を發し、鷹取峠を越
 え、同夜戌の刻、即ち午後八時頃赤穂に達し、大手に近き町家に陣を取り、イ
 ザと云はゞ、赤穂城を踏み潰さんとする氣勢を示した。
 同じく、正受城使の一人、備中足守の城主木下肥後守利康は、是亦た一隊の軍
 兵を率ゐ、足守を發し、猪池越を過ぎ、全速力にて馳せ付けたが、道路の遠か
 りし爲め、黎明朝一十九日の曉天、城下の搦手に著して陣を取つた。
 斯くて開城は、愈よ十九日の朝、卯の刻、即ち午前六時からと定められた。
 内藏助は十八日の夜は、自から城内を巡檢して、士卒を勵まし、何れも徹夜せ
 しめて、それ／＼火の用心やら、其他残る所なく準備せしめた。斯る際にも人
 心の頼み難きは、必ずしも大野のみでなかつた。當時、赤穂藩に萩原一統と稱

萩原一統
敵に武器
を賣る

せられ、最も富裕の徒があつた。兄は萩原兵助とて百五十石を領し、弟は儀左衛門とて、百石を領し、祿高は多くないが、金満家としては、當藩は勿論、隣藩にも比類稀れなる者共であつた。其家に二門の大砲があつたが、何時の間にか、脇坂侯の買収する所となつた。赤穂藩士等は、今更ら敵國に均しき龍野城主に、斯る武器を賣り渡すとは、けしからぬ奴だと敦圍いたが、既に晩かつた。

一切手續
完了

却説、彌よ開城の時刻となつた。大石内藏助は、奥野將監と與に、一切の手續きを了した。脇坂淡路守安照は、當分本城預りを命ぜられ、木下肥後守は、受城の當日、本領へ引き揚げた。而して國境に押し寄せたる諸藩の兵も、その前後に悉く引き揚げた。内匠頭の諸同族より派遣せられたる使者も、それぞれ引き揚げた。

受城使の
感嘆

中にも宗家松平安藝守から遣はした、家老井上團右衛門が、荒木、榊原の兩副受城使に向ひ、開城の首尾如何を問ふや。彼等は口を揃へて、「内藏助萬事の心

大石等の
後務經紀

大石の
家族處分

入れ、深く感し入る」と答へ、榊原は更らに、「特に諸帳簿、諸目録の整理には、御代官衆も、肝を潰された」と申し添へた。團右衛門は、更らに赤穂藩士進藤源四郎に就て、「籠城御決定の際、連盟諸士の姓名を承りたし」と云うたが、進藤は故らに、さる者は一人もなし、但だ時宜によらば、城中にて切腹し、主人に殉せんとの申し合せをしたる者があると答へ、其の人名は、内藏助に相談の上とて、其旨を告げたが、内藏助は宗家の事だ、隠すにも及ぶまじとて、其の人々の姓名を自から筆記し、進藤をして之を井上に與へしめた。荒木、榊原は管内を巡視し、五月十一日、東歸の途に就いた。残るは本城預りの脇坂侯と、石原、岡田の兩代官であつた。而して此方では、大石、原、其他の面々が居残りて、後務を經紀した。

大石は一方残務の整理と同時に、其の一家の處分をした。彼の妻は但馬國豊岡藩主京極侯の家老、石東源五兵衛每好の女、所謂る香林院である。其の長男松之丞は、即ち四十七士中の大石主税良金だ。次男は吉千代、後に吉之進と改め、

大石の尾崎村退隱

薙染して祖練と稱した。三男は大三郎、後に宗藩—藝州—に召出され、大石外記良恭と稱した。女子の中二人は早世し、他の一人は、後に青山大膳亮の家臣青山藏人の妻となつた。以上が大石内藏助の家族であつた。

大石は其の妻、及び十四歳なる松之丞を首として、四人の子供を、豊岡に送り、外舅石東氏に託し、一身の繋累を少くし、其の立ち退きに便ならしめた。而して彼は家財を處分し、其の什器を、平素出入の者に分配し、赤穂を出て、多年召し使うたる老僕八助の在所尾崎村に、寓居した。彼は此間に於て、端なく左右の腕に疔を煩ひ、一旦平癒と見えたが、五月廿二日頃から再發して、六月中旬迄、殆んど枕に付き通しであつた。此の時に於ても、逃亡者は逃亡し、急進者は焦燥し、病中の大石をして、頗る多事に苦ましめた。

第五章 大石良雄

〔三三〕 名門としての大石家

大石の家格

大石内藏助は何者ぞ。吾人は此際彼に就て少しく語らねばならぬ。第一に語る可きは、大石家は名族であり、大族であり、五萬五千石の小藩の淺野家として、大石内藏助を家老に持つは、寧ろ果報過ぎると云ふ一事だ。

大石家系

彼の家系は、鎮守府將軍藤原秀郷から出で、代々近江國栗太郡大石莊を領した。大石氏の出處は此からである。應仁の亂に一家悉く戰没したから、莊民共は、其の同宗同族の小山久朝を迎へて、大石家を再興せしめた。其後數傳して大石内藏助良勝に至つた。彼は幼少にして、石清水八幡宮、宮本坊の弟子となつたが、十四歳の時去りて江戸に赴き、十八歳の時赤穂侯祖采女正長重に仕へ、大阪陣に功あり、遂に千五百石を賜うて、城代家老となつた。良勝の長子が内藏助良欽、

其雄の父
祖兄弟

次男が頼母良重だ。良欽の長子が権内良昭、良昭の嫡男が内藏助良雄だ。良雄の父権内良昭は、備前池田侯の家老池田出羽由成の女を娶り、三人の男子を挙げた。長が内藏助良雄、次は大西坊専貞、次は良房だ。権内の父内藏助良欽が、赤穂の城代家老として在世中、延寶元年九月六日、三十四歳にて早世した。故に良雄は、事實の上に於て、嫡孫承祖となつた。彼は萬治二年赤穂に生れた。乃ち彼が十五歳の時、父は没した。然も當時の制としては、父子相襲ぐも、祖孫相襲ぐを得なかつた。故に彼は乃祖良欽の嫡孫であるが、形式の上にては、其の養子となつた。爾來四年を経て、良雄十九歳の時、即ち延寶五年正月二十六日、養父内藏助良欽は、六十歳にて逝いた。斯くて彼は十九歳にして、内藏助良雄と稱し、城代家老の要職に立つた。彼の次弟大西坊は、蚤く石清水八幡宮の大西坊に入つたが、元祿十一年八月廿二日、同坊にて寂去した。末弟良房は早世して、別に考ふ可きものがない。抑も大石内藏助の一門、縁類が、如何に有力なる方面に涉りたるかは、彼が元

大石親類

祿十四年七月、山科移居の際に、地方の奉行へ届け出したる、左の一書にて判知る。

- 一 養父 大石内藏助
浅野故内匠頭方に、知行千五百石取家老相勤罷在候。二十五年以前巳年病死仕候。
- 一 養母 鳥井左近娘
左近儀水戸中納言様に、御合力米被三下置、江戸に罷在候。四十年以前寅年病死仕候。母も十四年以前辰年病死仕候。
- 一 實父 藏助伴 大石権内
浅野故内匠頭方に、合力米二百石取無役にて罷在候。處、二十九年以前丑年病死仕候。
- 一 實母 池田出羽娘
出羽儀松平新太郎様に、知行三萬三千石取罷在候。處、二十六年以前辰年

病死仕候

伯父

一方伯父 小山孫六

松平安藝守殿に、知行三百五十石取、先手の弓頭相勤罷在候。

一方伯父 小 sources 五左衛門

淺野故内匠頭方に、知行三百石、先手の鐵砲方相勤罷在候處、當四月

一同に浪人仕、只今伏見に借宅罷在候。

一方伯父 大石平内

松平讃岐守殿に、知行三百石被下、無役にて罷在候。

一方從弟

進藤源四郎

(按ずるに源四郎は、知行四百石)

.....

(按ずるに此れは、進藤源四郎弟進藤瀨兵衛ならむ)

松平安藝守殿に、知行三百石取、騎馬頭相勤罷在候。

一方從弟

鳥井瀨兵衛

水戸宰相様に、知行千石被下、書院番頭相勤罷在候。

一方從弟

池田玄蕃

松平伊豫守殿に、知行三萬三千石被下罷在候。

一方從弟

池田左兵衛

松平伊豫守殿に、知行三千石被下、小仕置役相勤罷在候。

一方從弟

池田七郎兵衛

第五章 二三 名門としての大石家

松平伊豫守殿に、知行二千石被下、小仕置役相勤罷在候。

一 養母 從弟 池田美作俸

池田長左衛門

松平伊豫守殿に、知行三百石被下、無役に罷在候。

一 實母 岡田竹右衛門俸

岡田竹右衛門

松平周防守殿に、知行三千石被下、仕置役相勤罷在候。

一 故主 淺野内匠

一 宗旨 禪宗

一 本國生國共 播州赤穂

右之通相違無之、此外親類無御座候。私儀淺野内匠方にて、知行千五百石取、家老役相勤罷在候。當四月浪人仕、城州山科郷西之山村郷侍、進藤五郎右衛門家屋敷に居住仕罷在候。内匠方に罷在候節も、大石

内藏助と申候以上。

元祿十四年巳七月

大石内藏助 花押

巳四十二(三)歳

親族皆な立派

尙ほ大石内藏助が、元祿十六年癸未正月附にて、細川家預け中出出したる親類書もあるが、大同小異なれば、之を略して置く。兎も角も彼の親類には、萬石以上の大身もあり、然らざるも各大名に抱へられて、それ〴〵立派なる侍分として立つてゐた者の、多かつたことが判知る。

【三四】大石良雄の人物

名門中の麒麟兒

大石の名門であるとは既記の通りだ。彼は尋常一様ならば、執袴の子弟、膏粱

大石氏
浅野家に重用せらる

浅野氏女
の歸嫁

の貴公子として、唯だ世襲の高祿と、高官とを贏ち得たる、一木偶人に過ぎざる可きであつた。然るに彼は意外にも、名門中の麒麟兒であつた。大石家は浅野家に重用せられた。五萬五千石の藩主が、其の一千五百石を割いて、大石良雄の曾祖父内藏助良勝に與へたのは、異數と云はねばならぬ。加之、良勝の次男頼母良重は、別に新地千二百石を賜はりて、兄内藏助良欽と共に、浅野家の政務を掌り、彼は特に内匠頭長直に重用せられ、其の女を歸嫁せしめ、其腹に出來た一女兩男の内、兩男とも浅野の別家に取立られ、長は美濃守長恒、次は左兵衛長武と稱した。

一 浅野壹岐守

故 浅野内匠頭養子

一 浅野左兵衛

浅野内記養子

一 松平主馬殿内室

故 浅野内匠頭養子

右之實父大石頼母儀祖伯父にて御座候。私祖父の遺跡相續仕候にては、從弟分に御座候得共、右の通り内記養子に御座候故、從弟分の内へ書載不致候。

とは、良雄が細川家御預け中に於て、提出したる親類書中の一節である。而して此の頼母は、申す迄もなく、十年一日の如く、山鹿素行の赤穂謫居の際に、奉仕したる一人だ。

此の如く大石家は、浅野家の重臣であつたのみでなく、又た其の親縁の關係さへあつた。彼が前後の措置に就て、其の威令の能く中外に行はれたる所以は、固より彼が善謀、善斷によるも、亦た此の門地の力を無視す可きではあるまい。今ま假りに江戸城引渡に際して、若し勝海舟が、大石の浅野家に於けるが如き、門地の力を有したならば、彼は如何程其の便宜を感じたであらう。然も大石を以て、全く門閥の寵兒と見る可きでない。彼は門閥の有無に拘らず、

威令の行
所以たる

良雄は門

間
の
寵
兒
なら
ず

山
鹿
素
行
の
感
化

打
入
仕
方
は
山
鹿
流

否な一步を進めて云へば、門閥が其の人格の玉成に、妨げをなしたるに拘らず、立派なる一派の統領の大器であつた。

彼の少壯時代の事は、殆んど一として精確なる記録はない。其の存するものは、半は是れ想像、半は是れ臆説である。併し彼が山鹿素行の感化を受けた事は、間違ひあるまい。素行の赤穂に謫居したのは、宛も良雄の八歳から十七歳迄であつた。而して彼の祖伯父―即ち祖父良欽の弟―大石頼母は、實に素行崇拜者の尤も熱信なる一人であつた。大石其人が早熟であつた乎、否乎は姑らく措き、當時は最も早熟の時代であつた。十五歳以上では、既に一人前の了見が出来る時代であつた。現に良雄の如きも、十九歳にして、城代家老の要職に就いた程だ。されば彼が素行に直接幾許の教育を受けたかは、知る可からざるも、其の感化は、決して小々ではなかつたらう。彼が打入の仕組が、山鹿流の軍法であつたことは、同時の大宰春臺や、佐藤直方の特筆―攻撃の資料として―したるのみならず、素行の門人、平戸の太守松浦侯の如きも、寒夜孤燈の下、茶匙を削りつ

長
雄
伊
藤
の
一
説

長
雄
の
人
品

つあるに際し、偶々攻め大鼓の音を聞き、こは山鹿流の打方である、恐らくは赤穂舊臣の復讐であらうと猜し。後に其の事實を確め、その茶匙を復讐と銘したと云ふ程だ。(佐藤一齋所記) 然も良雄が山鹿素行に負ふ所は、決して攻め大鼓や、打入の仕組のみではあるまい。更により深く得たる所があらねばならぬ。

先哲叢談には、良雄が京都の大儒伊藤仁齋に學び、其の講筵にて居睡し、門人等が之を譏るを咎めて、之子必ず大事に堪へんと云うたとある。勿論、伊藤仁齋の門には、赤穂藩の京都留守居小野寺十内なども出入したらしい。そは十内の母の壽詩を、仁齋、東涯の父子が作り與へたるを見ても見當がつく。或はその紹介にて入門したかも知れぬ。何れにしても、臆測に過ぎぬ。

彼は果して所謂の晝行燈にて、大事件の突發迄は、世を送つた乎、否乎は知り難い。然も彼が其の眞成の器能、人格を發揮する機會は、大事件の突發の爲めに與へられたとは、間違あるまい。彼の人品は、

大石内藏之助生質靜にして、言葉少に小兵也。(赤城士話)

長雄の容

とある。此れが極めて要領を得たる傳神の語であらう。彼は大事にも驚かず、小事をも忽にせず、極めて、落付拂うて、取り鎮めたる男子であつた。妙海尼話に、
内藏助殿容體は、如何様の人に候哉と尋ねしに、人の噂に申傳へし如く、色は白く、中より小き方にて、柔和に、常に言葉少く、にこ〜としたる人也。たとへて申さば、富家の町人の家をしまひて樂人に成たる様にて、只大やうなる人なりと申されし。
とあるは、如上の語の註脚と見ても、差支あるまい。元來妙海尼話は、概して信憑し難き小説らしきもの多いが、只だ此の一節は、取る可きに庶幾いと思はる。

眞價事變
はる爲に顯

尾崎村退
去の際の
挿話

【二五】 大石の山科隠栖

若し淺野家に於て、元祿十四年三月十四日の事變が無かつたならば、大石内藏助は、只だ淺野家の城代家老として、月並的に其の姓名を、彼が一家の系圖に留めたに過ぎなかつたかも知れぬ。淺野家の不幸は、大石良雄の爲めに仕合せであつたと云ふは、穩當でないが、然も彼の眞價は、此の事變を俟つて、始めて發揮せられた。

却説も彼は、尾崎村の假寓を出立し、愈よ上方に退去するととなつた。此際一の挿話がある。彼の老僕八助は、惜別の情に禁へず、記念品として何物か與へられんとを申し出た。良雄は欣然として、乃公も此れから山科に引き込み、百姓となる積りだ。此れは些少だけれどもとて、十餘兩の金子を與へた。八助は皆を張り、聲を荒らげ、扱も口惜しく存じます。八助は金子が欲しさに、斯く申し出たのでは御座らぬ。せめて御筆蹟でも頂戴して、檀那様の御忠節に、

あやかり申さんと存じたからで御座る。然るに御家の大事を餘所にして、今更ら樂隠居とは何事で御座ると憤慨した。内藏助は徐ろに然らば此を取らせんとて、一の若侍が、朱鞘の大小を落し差にし、深編笠を被りて、先に立てば、一人の大奴が、一刀を腰にし、之に随ふ繪を描き出した。此れは兩人が往年、江戸に於ける微行の圖である。此に於て八助も、主人の深意に默契する所あり、拜舞し去つたと云ふことだ。

其雄の行動は一個の問題

事の眞否は別として、大石良雄向後の行動は、恐らくは當時知ると知らざるとに論なく、一個の問題となつたに相違あるまい。獨り敵が彼を疑ふのみでなく、味方も亦た彼を疑うた。獨り没交渉の輿人が、彼の心事を揣摩したのみでなく、彼の友人、若しくは子分の輩も、亦た之を揣摩した。却説も彼は、豫定の行動として、譜第の家來瀧尾孫左衛門等を隨へ、六月廿五日、彌よ播州赤穂領より退去した。彼は上方には實に縁故が多かつた。歴代彼が親族たる、石清水八幡の大西坊はもとより、西坊、専成坊、瀧本坊も、懇意

上方に於ける其雄縁者

隠棲地を山科に求む

であり。京都の泉涌寺内の來迎院の泰以師とも、交際があり。何れも良雄の爲めに、一肩抜くを辭せざる人々であつた。更らに又た近衛家の用人、進藤筑後守も、彼の從弟分であつた。されば彼は當初同志の一人にして、是亦た彼の從弟たる進藤源四郎(四百石)の祖先の出でたる所であり、當時迄關係淺からぬ、京都附近山科西之山村に家屋敷田地を買取りて、隱栖するとなつた。此れは彼としては、最も適當の場所であつたに相違ない。京都に近く、東海道驛路に接し、江戸と上方との間に於て、消息を得るにも便利であり、輜晦するにも便利であり。大石としては、良に好き隱家を見出したのだ。

山科者

諸侯の招す聘を謝絶す

彼は七月の初旬、途中の所親を歴訪して、山科に到着し、やがて其の妻子を、豊岡から迎へ取り、宛も此所を以て、終焉の地となすもの、如く思はしめた。大石が名門であり、且つ彼が晴れの舞臺とも云ふべき、這回大事件の措置の宜しきを得たとは、中外に隠れなかつたから、彼を招聘せんとする大名も少くな

再興一件
副受城使
の挨拶

かつた。乃ち同國の龍野城主脇坂侯からも、當分百人扶持にて客分とならずやとの内談があつた。彼が赤穂を出で、大阪に至る頃には、肥前の鍋島、肥後の細川、土佐の山内、備前の池田、久留米の有馬等より、それ／＼其の所縁に托して、招聘の意を寄せたが、良雄は固より應ず可くもなかつた。而して彼の其の残年を、安樂なる富家翁となりて送らんとするもの、如く、其の田園邸宅を營み、或は隱宅を新築し、或は庭苑を修め、或は田地を購ひ、或は花木を栽培し、殆んど當世に意なきもの、如き生活を送つた。

豫て大石から嘆願したる、淺野家再興の一件に就ては、副受城使の一人荒木十左衛門から、大石と、奥野將監とに當て、赤穂城返上の砌、願出でられ候儀は、御老中列席の折柄申出で候はゞ、互に讓合あるべしと存じ、一々其館を訪ひ、具に申述候處、土屋相模守殿始め、快く御挨拶これあり。乃ては大學殿御取立にも相成るべく、此段申進する。

との趣意を、特使もて報じ來つた。然も此れは固より、多く當てにす可き消息ではなかつた。

遺跡敷地
となる
碑文

大石屋鋪

山科岩屋明神の鳥居のまへ北側敷の内にあり。赤穂大石内蔵介良雄、淺野家斷絶の後潜居す。富村市川氏の家藏に大石が遺物少々ありといふ。近年碑銘を建る、其文曰。

是故赤穂侯重臣大石良雄所假居之處也。如三其忠精、先結既傳而贈三炙人口、不復贅焉。嗚呼百載之下、其人與骨皆已朽矣。雖三則其人與骨皆已朽矣、每三履其地而思其人、如三有生氣。豈非三其忠精所激、名聲不朽者一乎。今也鐫石以誌焉、願當三後之過此者、乃有三涕以從焉矣。銘曰、

焦心飲膽、薄言潛銘。死而不死、名姓永光。建石者誰、武府人孫八宮部義正、同所惠五郎上田正並。書之者爲誰、伏水人龍公美子玉也。于時安永四年乙未冬。(都名所圖會)

〔二六〕 大石良雄初度の東下

眞雄の眞目的如何

本來大石良雄の目的は、吉良氏に對する復讐であつた乎。將た長矩の弟大學氏の取立であつた乎。或は先づ大學氏が、微祿ながらも、淺野家を再興し、それを成つて、徐ろに吉良氏に報ゆる所あらんとした乎。恐らくは彼の心事は、第三の通りであつたらう。然も所謂の彼が同志の士の中には、或者は唯だ復讐一天張りにて、直ちに吉良氏に切り込まんとするが如き、氣早き漢もあつた。或は大學氏の再興に望を繋ぎ、それにて首尾を了せんとする者もあつた。乃ち良雄は、正しく硬軟兩派の間に處して、其の統一を保つ可く苦心した。

眞雄江戸に至る

併し彼が尤も苦心したのは、軟派の情氣よりも、硬派の猛氣であつた。若し一旦彼等が無分別にも、其の鋒鏖を露はすに於て、乍ち大事を破るに餘りあり。されば元祿十四年九月、彼は同志の副領袖の一人、原惣右衛門に潮田又之丞、中村勘助の兩人を拉へしめ、江戸に下らしめた。而して翌十月には、更らに自個の親戚にして、比較的高祿の士なる進藤源四郎に、大高源五を隨はしめて、江戸に下らしめた。而して彼自らも亦た十月二十日、奥野將監、河村傳兵衛、岡

眞雄東下の目的

本太郎右衛門を伴うて東下し、十一月二日江戸に到着した。抑も良雄の東下は、親しく江戸の形勢を視察し、且つは江戸に於ける過激派の輕舉を制するが、其の重なる目的であつたに相違あるまい。而して又た大學氏によりて、淺野家再興の運動が、表て立たる言分であつたらう。

眞雄の淺野家再興運動

彼は長矩の泉岳寺の墓に詣し、その後室瑤泉院に伺候した。瑤泉院は、淺野因州の息女だけありて、立派なる武家の女性であつた。彼女は良雄が寒中の行旅を勞りて、縮緬の圓頭巾を賜うた。良雄は奥野將監と相伴うて、良雄等、淺野家再興の旨趣を、老中に取り次ぎ呉れたる、御目付荒木十左衛門を訪ひ、其の厚き同情を謝し、更らに宗家なる松平安藝守、及び同族の淺野美濃守、淺野左兵衛等の邸に抵りて、大學氏取り立ての援助を請願した。

眞雄の復讐即行論

表向は先づ此の如くして、十一月十日、内藏助の旅宿に、彌よ諸有志の會合を開いた。從來原や、進藤の爲めに、慰撫せられてゐた堀部安兵衛一派の硬派は、大石の東下に際し、彌よ堪忍袋の緒を切り、復讐の時期を定めんとを申し出

した。此れは云ふ迄もなく、堀部安兵衛の發議であつた。而して彼等は來年、元祿十五年三月を期して、之を實行す可く迫つた。大石は先づ大學氏の再興を見て後、復讐に及ぶが、順序であると論したが、堀部等は固より之を聽く可くもなかつた。彼等が、三月を期限としたのは、故主の一周年であるからだ。大石は彼等の銳氣の、猝かに抑へ難きを見て、今は争ふも詮なしと認め、兎も角も之に同意した。硬派の満足知る可きのみ。

斯くて大石は進藤、潮田、及び中村勘助、中村清右衛門を従へ、十一月廿三日に、原、大高等は十二月廿五日に、各々江戸を發して、上方に還つた。

話轉じて吉良上野介は、公儀に於ては、何等御構ひなかつたが、世上の物議は彼が臆病を非難し。且つ心ある者も、心なき者も、何れも幕府が喧嘩兩成敗の、家康以來の原則を無視し、片手落の措置を、苦々敷思はぬ者はなかつた。此に於て吉良氏も、自から省る所ありて、其の親戚上杉彈正大弼綱憲―上野介の實子―より、

大石等の西歸

吉良氏處分と世上の非難

義央の役儀罷免

上杉氏の義央擁護

上野介負傷後、兎角に健康舊に復せず、何卒御役儀御免下されたし。

と願ひ出で、元祿十四年三月廿六日に、役儀を免せられ、同年九月二日、吳服橋の邸は召上げられて、本所の邸を賜はつた。而して同年十二月十二日には、隠居して其の養子―上杉綱憲の次男、即ち上野介の孫―左兵衛義周が、跡目を相續した。

此の如くして上野介義央は、全く無役隠居の身となりて、其の殘年を茶の湯、數寄事に送るととなつた。然も流石に疵持つ彼には戒心があつた。而して三重縁なる(上野介の室上杉氏より來り、吉良氏の子、上杉氏を繼ぎ、上杉氏の子、又た吉良氏を繼ぐ。)上杉氏は、今や削小せられたと雖も、尙ほ是れ足利氏末期より太閤時代に至り、延いて徳川氏初期大阪役に至る迄、武勇の譽れ拔群なる名家の後である。されば上杉氏が、吉良上野介の一身を、擁護するに於て、殆んど遺算なかる可きは、疑を容れぬ。大石等の苦心は、單に一の高家たる吉良氏を對手としてとはなく、實は此の上杉氏を對手としての事であつた。

〔二七〕 大石と遊蕩氣分

大石の山科京都生活

大石良雄の、元祿十四年七月より、元祿十五年十月に至る山科、及び京都に於ける一個年有餘の生活中、特筆す可きは、彼が大びらなる遊蕩氣分の發展であつた。

放蕩無限

彼は山科を根據として、あらゆる遊里に出入し、金錢を湯水の如くに濫費し、或は當時京都に隠れなき役者、所謂當時の野郎なる瀬川竹之丞を寵して、其の男色に耽り、或は二條通り寺町の邊に住んだる二文字屋次郎左衛門の女にて、評判の美人阿輕を容れて、其の妾となし。加之其の遊興は、京都の島原、祇園町、伏見の榎木町等至らざる限なく、而して其の奔逸する所、延いて奈良の木辻や、大阪の新町にも及ぶと云ふ情態にて。彼が浮喜大盡の名は、實に上方の花柳社會を風靡した。

心ある者の非難

へも、其餘りに調子外れの放蕩をば、苦々敷思うてゐた。乃ち「あかほてわるうて、あはう浪人、大石かるくて、張拔石」と、京童が嘲つたのは、恰も世間が大石に對する、感想の發露であらう。

稱讚し難き大石の行爲

凡そ赤穂義士の事を語る者、何れも之を以て、大石が吉良、上杉方の敵の間諜に對する反間、苦肉の苦策となし、大石の遠謀、深慮を稱讚して措かぬ。併し餘りに之を稱讚するは、恐らくは大石の心事を、諒解した者ではあるまい。

船時必ずしも放蕩に限らず

若し大石が敵をして、復讐の念なき者と認めしめんとせば、此程の濫行をせずとも、他に幾多の方便もあらう。茶の湯に耽るも可、骨董に耽るも可、貨殖に耽るも可、能樂に耽るも可、詩文、歌俳に耽るも可、必ずしも遊蕩のみに限つたとはあるまい。

大石本來粹者

惟ふに大石其人が、所謂粹者であつた。彼は本來遊蕩氣分の持主であつた。彼は決して苦痛を忍び苦がさ藥を嚙むつもりにて、遊蕩したのではあるまい。彼は寧ろ之を以て、一時の鬱懷を散じたのであらう。寧ろ之を以て、閑日月を

遊興偶然
反問苦肉
策となる

遣つたのであらう。寧ろ之を以て、性情一敢て性慾と云はずの趨く所を恣にしたのであらう。而してそれが宛も有意にも、無意にも、敵に對する反問、苦肉の策となつたのであらう。我が維新前後の志士、若しくは所謂志士の名残りたる、元勳諸氏中にも、良雄程ではないが、良雄に髣髴たる遊蕩氣分を、發揮したる人もあつた。若し彼等が美人の膝を枕にしても、天下國家を忘れなかつたと云はゞ、それは眞實だ。然も若し天下國家を懐ふが爲めに、美人の膝を枕としたと云はゞ、それは恐らくは、餘りに辯護に失するであらう。大石が遊蕩中にも、復讐の舉を忘れなかつたと云ふは、至當の見だ。然も復讐せんが爲めに、遊蕩したと云ふは、聊か辯護に過ぎる。或は若干さる事情もあつたらう。又た時に或は之を對敵政策に利用したともあらう。然も彼は當時其の生命の、長久なる可からざるを、自覺してゐた。人生幾何ぞ、彼が歡樂に耽りたるは、決して不思議ではない。而して其れが宛も敵に對する反問ともなり、苦肉ともなつたのだ。即ち好酒者が人を馳走

大石遊蕩
元祿氣分
の影

餘りに辯
論をせし
め

せんが爲めに、酒を飲むを見て、彼は人を馳走せんが爲めに、故らに苦痛を忍んで、涙を流して、酒を飲むと云はゞ、其者に取りては、却て難有迷惑であらう。即ち餘りに大石の濫行を辯護するのも、亦た然りとする。元祿時代は、遊蕩氣分の最も漲りたる時代だ。而してそれは上流社會に於て、特に甚だしかつた。大石の遊蕩は、此の氛圍氣中の一事件のみだ。但だ彼が亡國の大老として、謹慎す可きに、餘りに不謹慎であつた爲めに、問題となつたのだ。而して此の問題となつたのが、却て大石の仕合であつた。或は此の問題を惹き起さん爲めに、故らにより多く服線したのであらう。併しそれは、彼が本來の氣分に、唯だ一鞭を加へたと云ふ迄に過ぎぬ。但だ彼が本領は、固より存してゐた。故に彼は大行は細謹を願みずして、自ら逸樂に耽つたのだ。何と云ふも大石も人間だ。餘りに大石の遊蕩を辯護すれば、大石から全く人間味を除き去るととなる。即ち大石は全く孔子が羽織、袴にて、鹿爪らしく推し出した様になる。それでは全く大石を殺すものだ。

大石の放蕩

活氣なる
生付
探偵引上

一内蔵助事全活氣成生付故、於三京都一遊山見物等之事に付不レ宜行跡も有レ之、金銀等もおします遺檢申候。此事を古風成源四郎源五右衛門など、つよくきのどくがり、異見等も切々申候。大切之身に如何様之虚事可有レ之も難レ斗候。又此後金銀も入用數多可有レ之にて右の不行跡千萬悔申候由。内蔵助此不行跡故、上野介殿よりのかくし目付共も、中々あれにては此方へ意趣など含申候事有レ之まじくと、京都より追々上に引取候由、風説仕候也。(江赤見聞記)

第六章 復讐評定

〔二八〕 山科會議

原大高等
の西歸

元祿十四年は、何時の間にか暮れ果てた。而して元祿十五年正月九日、原惣右衛門、大高源五は、江戸から歸著し、去る十二月吉良上野介父子が、隠居家督滞りなく相濟み、或は不日上野介は、上杉家の領土米澤に引取らる可しとの、風説さへ齎らした。

急進派の
燥り

此に於てか上方に在る急進派は、此の機會を逸してはならぬと燥り出した。而して其の火元が、江戸に於ける急進派であつたとは、今更ら云ふ迄もない。即ち堀部彌兵衛、同安兵衛、奥田孫太夫、同貞右衛門、高田郡兵衛、及び去年から出府しゐる武林唯七がそれである。上方筋に於ては、原惣右衛門、大高源五、柳田又之丞、中村勘助、小野寺幸右衛門、岡野金右衛門等がそれである。而し

急進派の
旗幟

て江戸では堀部安兵衛、京都では大高源五、大阪では原惣右衛門が、何れも其の代表者とも云ふ可きであつた。

原、大高の二人は、江戸に於て堀部等と協議する所あり。昨年の約束通りに、愈よ來る三月を期して、事を擧ぐ可く、大石に肉薄した。然も大石が、前に三月期限に同意したのは、只だ當座に於て、急進派の鋭鋒を戢めしめんとしたる方便であつた。彼は先づ淺野家を再興し、而して後吉良氏に報ゆるを本望とした。されば此際輕舉妄動して、大事を誤るなからん爲め、故に其の同志吉田忠左衛門を、播州より招き、江戸に於ける諸士を鎮撫せしめんとした。

吉田は位地から云へば、大石との間に大なる距離はあるも、兎も角も良雄に次ぐ一人であつた。彼は六十二歳の老人にて、年齢から云へば、仲間中の長者であつた。堀部彌兵衛の七十六歳、間喜兵衛の六十八歳は姑らく措き、而して其の身分は、足輕頭兼郡奉行にして、祿高二百石、未だ番頭の列にも入らなかつたが、然も其の人物は、能く人の長たる襟度があつた。されば大石は、事件

吉田忠左
衛門

吉田の
人物

突發以來、彼を相談相手の一人とした。

彼が人物を知る可き挿話の一は、赤穂瓦解の節、近藤源八なる者があつた。彼の父は近藤三郎左衛門と稱し、小幡景憲の門人にて、軍法もて内匠頭長直に千石もて、聘せられ、赤穂城の繩張の如きも、その手に出でた。源八亦た家督を繼ぎ、千石の高祿を食んでゐたが、彼は大野黨の一人にて、他日神崎與五郎の爲めに、筆誅せられた一人であつた。然るに吉田は當時、六十一歳の老齡に拘はらず、人は人、藝は藝と云ふ見地から、自分一人踏み止まりて、彼に就き未だ學習し了らざる所を了り、而して後赤穂を立ち去つた。吉田の人物は、此の一事にても推測せらる。

先づ上方
同志意見
を纏めんとす

大石心
事

話前に返る。却説も吉田は、良雄の命を承け、關東方の同志を鎮撫の爲め出立に先ち、上方に於ける同志の意見を纏めんとを求めた。此れは實に相當の順序だ。此に於て元祿十五年二月十五日、山科に於て、其の會議は開催せられた。

原、大高、潮田の徒は、即時復讐、即ち三月期限實行論を主張した。大石は淺

野家再興を俟つて、而して後之を行ふ可しと諭した。彼等は再興の後、復讐せば、折角再興したる家は、又もや斷絶し、再興の苦心も、水泡に歸す可しと反駁した。吉田忠左衛門、小野寺十内の老成派は、硬派に向つて、大石の心事を釋明し、慰撫する所があつた。

大石本音を吐く

大石は此に於て、其の本音を吐き、諸君が斯く迄誠忠であれば、予は固より其志を一にし、其行を與にする。されど大學殿の行先は見届けねばならぬ。來月—三月—が冷光院殿—長矩—の一周替である。それ迄には何とか沙汰があるであらう。左なくば明年三月迄待たねばならぬ。それとも望が協はねば、其時は吉良家に討入りて、上野介殿の元を申受くるの他はあるまいと云うた。

神文血判

一座の面々も、大石の誠意に感激し、苟も最後の一擧を、大夫が受合はるゝ以上は、其の緩急、疾徐は、一に大夫の方寸に任す可しと議決し、此に於て一同は、更らに神文を書き、血判した。斯くて此の議決を齎らして、吉田忠左衛門、及び近松勘六を江戸に下らしめた。

各其姓名を變す

而して彼等は、通信往復の便宜を料りて、各々變名した。大石は母の姓に因んで、池田久右衛門と稱した。吉田は篠崎太郎兵衛と稱し、近松は森清助と稱した。而して吉田と近松とは、足輕寺坂吉右衛門を從へて、二月二十一日京都を發した。此の如く原は大阪にあり、吉田は江戸に下り、大石は山科にあり、互ひに同志の氣脈を通じた。而して一切の費用は、大石が豫て開城以前控除したる、主家再興費一萬兩から支辨した。

同志の氣脈を通ず

【二九】 同盟者の増加

翻つて當時の世上を察すれば、將軍綱吉が群僚の意見をも諮詢せず、獨斷專決直ちに内匠頭に切腹を命じ、其家を斷絶せしめたのは、片手打の措置であると

復讐は世上の通論

期待せられた復讐

云ふとは、期せずして一般の通論であつた。而して此の片手打の措置に對して、赤穂の士人が、故主の爲めに、讎を報ずるとは、敢て差支なきのみならず、世間の或者に於ては、當然爲さねばならぬ義務として、之を催告した。乃ち大石良雄が、上方に於ける行動に付て、世間が爪弾きして之を蔑視したのは、彼が放蕩と云ふよりも、放蕩して故主の爲めに、讎を報ずるを打ち忘れたと云ふとであつた。更らに切言すれば、赤穂士人の復讐は、當時に於て意外とせられずして、寧ろ其の早晚來る可き事實として、期待せられてゐた。されば赤穂退散以來、漸次加盟の増加し來りたるも、幾分か如上の事情に、刺戟せられたものがあつたと云はねばなるまい。

抑も斯る期待の社會に生じ來りたる理由は、喧嘩兩成敗の原則を無視したる、將軍の措置を不當としたるに由るは勿論だ。然も他方に於て、君父の讎、俱に天を戴かぬと云ふ、朱子學の思想が、人心に浸潤し來れる結果と見ねばならぬ。當時極力赤穂義士の擧を讚賞し、獎美し、嘆稱したるは、幕府の御用學者林

朱子學の影響

大學頭信篤であり、又た義人録の著者室直清であり、烈士報讎録の著者三宅觀瀾であり、而して其の賛成者中には、淺見綱齋、三宅尙齋等を數ふ。(其の重なる反對者としては、崎門の一人佐藤直方あるも)而して以上は、何れも朱子學、若しくは朱子學の系統を引いたものである。

社會の後援

學者の議論は姑らく措き、如何に當時の人心が、此事に謳歌したかは、事後の事實に就てトす可しだ。即ち當時の社會は、此事を期待したのみでなく、此事を後援した。其の後援者中には、社會のあらゆる無名氏と與に、少からざる有名氏があつた。而して當時老中迄が、之を默認し、之を默許したるは、大石が元祿十五年十二月十三日―打入の前日―赤穂華岳寺、其他の僧侶に贈りたる書中に、

老中亦默

拙者共罷下候取沙汰色々有之、御老中にも御存知之旨に候得共、何の御
 いろひも無之、うち破り候迄は、各別其通に被成置候事と被察候
 と、あるを見ても判知る。

好都合

斯る次第であれば、周邊の雰圍氣は、寧ろ赤穂浪人を驅りて、連盟に加はらし

増加者の増加

必すしも如上の理由の爲めのみとは云はれぬが、加盟者の數は、漸次に増加し來つた。既記の如く最初の連盟者は、六十一人であつた。爾後元祿十五年の春迄に加入し來りたるは、左の二十一名であつた。

- 吉田 澤右衛門
- 間瀬 孫九郎
- 前原 伊助
- 茅野 和助
- 横川 勘平
- 寺坂 吉右衛門
- 堀部 彌兵衛
- 堀部 安兵衛
- 十石三人扶持
- 金五兩三人扶持
- 金五兩三人扶持
- 足輕
- 元三百石
- 二百石

- 奥田 孫太夫
- 奥田 貞右衛門
- 富森 助右衛門
- 赤埴 源藏
- 矢田 五郎右衛門
- 木村 岡右衛門
- 倉橋 傳介
- 杉野 十平次
- 不破 數右衛門
- 間 新六
- 片岡 源五右衛門
- 贖貝 十郎左衛門
- 大石 主税
- 百五十石
- 二百石
- 二百石
- 百五十石
- 百五十石
- 二十石五人扶持
- 金八兩三人扶持
- 元二百石
- 三百五十石
- 百五十石

浪人者の
歸り參加の

新參加の
四十三人の

此中には當時部屋住にて、未だ會議に列する資格なき者や、或は定府の士や又た不在の人もあり、旁々後に加盟した。其中にも不破數右衛門は、長矩の勘氣を被りて、江戸に浪人したが、此の事變に際して、義徒に馳せ加はつた。間新六も本國を出奔し、江戸に漂泊してゐたが、父兄俱に義徒に加はりたるを聞き、身を挺して之に赴いた。其志亦た壯とす可し。

此外大石の赤穂退去以來、元祿十五年の春にかけて、誓書を大石に入れて、其の仲間に加はりたるもの、別に左の四十三人あつた。

- 河村 太郎右衛門 傳兵衛倅
- 長澤 幾右衛門 六郎左衛門倅
- 小山 彌 六 源五左衛門倅
- 佐藤 兵右衛門 伊右衛門倅
- 渡邊 佐野右衛門 角兵衛倅
- 佐々 三左衛門 小左衛門倅

- 大石 孫 四郎 三百石、瀬左衛門兄
- 月岡 治右衛門 三百石
- 糟谷 勘左衛門 二百五十石
- 糟谷 五左衛門 勘左衛門倅
- 井口 忠兵衛 二百五十石
- 高田 郡兵衛 二百石
- 井口 半藏 二百石
- 高久 長右衛門 二百石
- 木村 孫右衛門 二百石
- 田中 貞四郎 百五十石
- 鹽谷 武右衛門 百五十石
- 前野 新藏 百五十石
- 酒寄 作右衛門 百五十石

嶺 善左衛門	百石
田中代右衛門	百石
杉浦順左衛門	百石
近 松 貞 六	百石
小幡彌右衛門	百石
松本新五右衛門	百石
山羽理左衛門	百石
中田理平次	百石
小山田庄左衛門	百石
田中序右衛門	八十石
近 藤 新 五	三十石六人扶持
鈴木重八	三十石
田中六郎左衛門	二十五石三人扶持

されど實
減餘は半

此の如く最初の六十一人、次の二十一人、更らに次の四十三人を合すれば、百二十五人となる。其中から義舉前に死したる四人を除くも、尚ほ百二十一人あ

第六章 二九 同盟者の増加

一四三

生瀬 十左衛門	二十石三人扶持
毛利 小平太	二十石三人扶持
大塚 藤兵衛	十五石五人扶持
土田 三郎右衛門	金七兩三人扶持
三輪 喜兵衛	金六兩三人扶持
三輪 彌九郎	喜兵衛悴
梶 半左衛門	金五兩三人扶持
橋本 次兵衛	金五兩三人扶持
木村 傳左衛門	
矢野 伊助	足輕
瀬尾 孫左衛門	内藏助家來

る譯だ。然るにいざとなれば、其の半數にさへ上らなかつたのは、何故である乎。人の心とは、斯くも頼み難きものである乎。如何にも笑止千萬だ。

【三〇】 江戸に於ける即時實行論

江戸は硬派の本場

急進論者の主張

概して言へば、江戸は硬派の本場であつた。此れは吉良氏の實狀を目の當り實視しつゝある爲め、將た周邊の物論にも、多少刺戟せられたる理由無いでも無かつた。乃ち元祿十四年八月十九日附にて、堀部安兵衛、奥田兵左衛門(孫太夫)高田郡兵衛等が、大石内藏助に與へた書中にも、御家來の身として、御亡君へ忠を盡候事、本意に奉存候。御亡君は天下にも難代御命、御父祖御代々の御家を被捨、御鬱憤を被散候。上は、御家來の身として、主君之敵を見逃、御分知之大學様を大切と申事、偏に銘

硬派は大學に贊成

大石の堀部等慰撫

大學様に事寄、命をかばひ候様に相聞へ間敷候哉。御當地大名小名、御旗本に至る迄、内匠頭殿家久さま家柄にて、定て義を立つ侍無之事は有之間敷候間、主人之敵見逃には致間敷候と、江戸中之評判にて御座候。此の一節は、急進論者の本旨の何邊にあるかを、説明するのみならず、如何に周邊の人氣が、復讐を鼓吹したかと思ひやらるゝ。此の如く硬派は、一時内藏助に慰撫せられ、其の逸りに逸りたる猛氣を抑へられたか。然も彼等は心中から、内藏助の大學氏擁立論に贊成してはゐなかつた。大學氏は分家であれば、唯だ主君の連枝と云ふ迄の事だ。その爲めに、主君の讎を復するを、閑却す可き理由はないとは、彼等の徹底したる論旨であつた。されば彼等は恒に復讐の機會を、逸するなからんとを焦慮した。此の情態を洞察したる大石は、元祿十五年五月二十一日附にて、左の書簡を堀部父子、奥田等に與へた。

木挽町(大學氏)被爲替儀も無御座候由承及候。未何の御沙汰も無

御座候。氣の毒は御同前に候。爰許相談一決の趣(山科會議の結果、元祿十六年三月迄辛抱する事)書附御披見被成候。通に候。此邊の衆中彌其通に相心得被居候。當年(元祿十五年)中御沙汰も無之候は、來二月には拙者共罷下り、可レ得ニ貴意候。永引候て、各様可レ爲ニ御體届と存候得共、拙者罷下り得ニ貴意候。迄は、随分御堅固に御暮御尤に候。

大石自身の辯疏

堀部等の實行計畫

と云ひ。更らに、拙者虚言もの、様に於ニ其表御批判も有之衆中御座候様に及レ承不レ及ニ是非候。前々申候通……赤穂離散以後、右の覺悟勤仕罷在候。と、自から辯疏してゐる。

併し堀部等は、此の書簡を受取つた乎、受取らなかつた乎。同年六月十二日附にて、左の書簡を、上方にある硬派の原惣右衛門、潮田又之丞、中村勘助、大高源五、武林唯七に當て、送つた。

一 兼々申談候。通に、離れての企御考可レ被成候。七月立候ても、何

堀部の分際實行論

事も無之候は、早速思召被立可レ然存候。兼ては二十人も無之候では、本意も難達と申達たる御事にて候。各様にも其合點候。乍去追々能々考申處、二十人無之共、存切たる眞實の者十人も有之候は、心安本望は、可ニ相達と存候。左候得ば、各様計被ニ思召立候ても、取集十人餘に指折仕候。なまじい廣く御沙汰候は、色々の了簡計付畢竟は無事の取繕ものに、可レ被ニ思召候。密々離候てと被ニ思召候。と云ひ。又た同書の追伸には、不ニ存寄按内見出し、大慶至極に存候。是天の御恵かと奉レ存候。と云うてゐる。尙ほ五月三日附にて、堀部、奥田より、上方に還る千馬三郎兵衛に托し、原に與へたる書中にも、猶以誰候の人数、於ニ其邊二十四人も可有之由、過ものにて候。眞實の必死と存る衆中ならでは、用に難立存候。必死の者十四五人揃候は、本望可ニ相達と存候。不レ及レ申候得共、しひて廣く御供不入ものかと存候。

と云うてゐる。此書も六月十二日千馬持參、江戸を發足したと云へば、兩書の認められたのは、一箇月以上の間隔あつたに拘らず、其の上方に到達したのは、恐らくは同時であつたであらう。

兎も角も五月三日附の書に比すれば、六月十二日附の書は、極めて具體的に、詳細に、而して彌よ實行性を帯び來つた模様が、其の文句の上に現呈せられてゐる。

〔三二〕 淺野大學の處分

形勢極所に至る

江戸の硬派堀部、奥田等は、大阪に於ける硬派原等と照應して、いざと云はゞ、勃發せん勢を示した。山科を本據として、流連荒亡の生活をなしつつ、あつた大石内藏助も、其の内心には、彼等過激派の爲めに、大事を破らるゝを氣遣ひ、百

安兵衛上京

方鎮撫に心を砕いたが、さりとて到底止むに止まれぬ極所に乗りかゝつた。

安兵衛計畫愈々熱す

堀部安兵衛は、既記の如く、〔參照 三〇〕六月十二日附にて、少數の同志を得、分離して事を擧ぐるの意を、上方の同志に申し通じたが。之を手緩しと思ひけむ、同月十六日、江戸米澤町の借宅を片付け、芝に滞在したる吉田忠左衛門、近松勘六に面會して、自から上京する旨を告げ、同月十八日、彌よ江戸を發し、二十九日京都に著し、直ちに大高源五を訪問した。源五は固より硬派の一

意外の事件

人にて、原の相談相手だ。乃ち兩人相伴うて大阪に下り、此處にて原、堀部、大高三人の外、中村、潮田、武林等とも申談じ、彌よ七月二十六日迄に、銘々個々に關東に赴く可しとの議を決した。此の仲間には、申す迄もなく連盟者中より、十數名を得たらしい。

大學處置

然るに思ひきや、意外の事件は、此際發生した。そは淺野大學に對する幕府の措置だ。

開門差免
知行召上

只管淺野家復興の恩命を仰望してゐたが、その期待は全く裏切られて、元祿十五年七月十八日に至り、幕府よりして、淺野の宗家松平安藝守綱長に、左の命令書が下つた。

大學事亡内匠頭存命中、世嗣に相成居候者にこれあり。内匠頭公儀に對し奉り、不届相働き切腹仰付けられ候上は、其儘擱れ難く、今般閉門差免され、知行召上候に付、安藝守本國へ引取申す可し。

淺野綱長
請書

大學廣島
に赴く

青天の霹
靂

との次第であつた。而して松平(淺野)綱長は、其の宗家として、大學儀閉門御免、私在所へ差遣候様被仰付、難有仕合に奉存候との受書を呈した。斯くて大學は七月廿八日、妻女及び家來數十人を從へ、廣島藩士に警衛せられて、東海道より廣島に赴いた。而して木挽町の邸は、八月廿日に至り、松平駿河守へ御預けとなつた。

此の事件は、大石等の穩和派に取りては、正しく青天の霹靂であつた。大石の腹心吉田忠左衛門は、直ちに急使を派して、其事を山科に告げた。使者は七月廿二日山科に到着した。而して急進派の奥田孫太夫も、亦た急使を馳せて、之を上方にある堀部等に報じたが、その書は同月廿五日、安兵衛の手に入つた。

連盟者會
合通牒

最早問題は、解決せられた。大石等の遠慮も、畢竟は大學氏の取立を空ら特みとしたのだ。然も斯く事が、明白に裏切られた上は、思慮も、分別も入つたことでない。機を見るに敏なる堀部安兵衛は、今更ら内々申し合せた急進派の秘計を、此上隠匿する必要なしと認め、自から進んで之を内藏助に打明け、連盟者の會同を求めた。内藏助に於ても、固より此の極所に際して、何時迄も前議に拘泥す可くもなかつた。彼は欣然之を領承し、茲に京都、伏見、山科、大阪邊の諸士に向つて、會議の通牒を發した。

是同志者
の試金石

此の會合は、或る意味に於ては、同志者の試金石であつた。從來大學氏取立と云ふ點に重きを措き、それを言草として、安逸を貪ほり餘命を偷まんとしたる連中は、大學氏の處分決定を聞き、最早其の口實を失うたれば、餘儀なく臆病者の本色を、暴露せねばならぬ次第となつた。

大石一派の決心

之に反して、大石の如く先づ自家の再興を圖り、而して後徐ろに先君の爲めに、怨を報いんとする輩は、最早此迄なりと觀念し、愈よ復讐の臍を固むることゝなつた。

皆な最後の目的に合同

されば此の一事は、自然に眞物と、偽物との鑑別をした。而して一切の眞物は、其の穩和派たると、其の急進派たるとを問はず、悉く最後の目的に向つて合同せしめた。されば大學氏處分の、此際に於ける決著は、彼等に取りては、一種の天祐とも云はねばならぬ。

淺野大學長廣

三千石分封 安房五百石を賜ふ

淺野采女正長友が二男、母は内藤飛騨守忠政が女。元祿七年八月廿一日兄内匠頭長矩が封地播磨國赤穂のうちを以て私墾田三千石をわからたまひ寄合に列す。九月朔日、はじめて常憲院殿に拜謁し、十四年三月十五日長矩が事に座して閉門せしめられ、宗家の領地を收公せらるゝにをよびて長廣が采地もおさめらる。十五年七月十八日閉門をゆるされ、嚴命によつて松平安藝守綱長が封地におもむく。寶永六年八月二十日江戸に參るべきのむね仰をかうぶり、七年六月二十八日文昭院殿にまみえたてまつり、九月十六日安房國朝夷平兩郡のうちを以て五百石をたまはり、寄合に列す。享保

九年十月十九日致仕し、十九年六月二十日死す。年六十五。法名涼山。高輪の泉岳寺に葬る。後代代葬地とす。妻は土方左之助豊高が女。(寛政重修諸家譜)

【三二】圓山會議

圓山會合者

上方に於ける有志の面々は、何れも廻狀に接して、京都に集つた。斯くて會議は、元祿十五年七月廿八日辰の刻午前八時一から圓山重阿彌の別荘に開かれた。而して當日は恰も大學氏が、江戸を發したる日であつた。來會者の著到には、

大石内藏助
大石主税

原惣右衛門
 小野寺十内
 小野寺幸右衛門
 間瀬久太夫
 間瀬孫九郎
 堀部安兵衛
 潮田又之丞
 大高源五
 武林唯七
 中村勘助
 不破數右衛門
 貝賀彌左衛門
 大石孫四郎

大石瀬左衛門
 矢頭右衛門七

岡本次郎左衛門

三村次郎左衛門

等であつた。從來内藏助の同志にして、且つ同人の縁類であつた進藤源四郎や、
 小山源五左衛門等は、何れも大學氏の處分定まり、最早必然の結論に趨らねば
 ならぬ極所に於て、逡巡し、缺席した。内藏助に取りては、定めて不本意千
 萬の事であつたらう。

列座の中にも、堀部安兵衛の如きは、其身は本來、新發田溝口家の浪人にて、
 堀部彌兵衛の養子にて、固より三代承恩の主君と云うではなかつたが。然も彼
 が元祿十四年八月八日附にて、江戸より山科なる大石に與へたる書中には、
 差當存候處は、親之敵より重きは、主之敵にても可有御座一哉。平生體
 の重き所は、主之仰にては、親の首をも取申程之譯に存究罷在候。左候

安兵衛等
 の信念

へば、此日來預ニ御厚恩に罷在候。私共ニ御座候得ば、一日も早く上野介首を、御墓所へ備申候はゞ、皆共御奉公不_レ過_レ之、畢竟御死後之御憤を散申と存候。

との意見を、在江戸の家老であつた安井彦左衛門に向つて、論じたる旨を報じてゐる。

封建社會
一種の宗
教

間瀬久太
夫の決心

此れは實に封建社會を維持する、一種の宗教として、其の封建社會存立の自衛上、自然に醜醜、醜醜せられたる思想と云はねばならぬ。赤穂浪人の如きも、世間に評判する武士の意氣地に刺戟せられ、如上の信念に鼓吹せられたもの、決して少々でなかつたであらう。却説も問題は、容易に決着した。座中老人の一人たる間瀬久太夫—六十二歳—は、進み出で、此頃江戸なる堀部彌兵衛よりの手紙に、上方の永分別にも厭き果てた。自分
は八十歳に近く、餘命幾許もない。せめて老後の思出に、一人にても、吉良

小野寺十
内の決心

堀部安兵
衛の切言

大石の抜
令禁止訓

邸に切り入りて、死すると云ふ覺悟を申し越した。某とても六十餘歳、とても若き人々と立ち並び、働の出來さうもない。所詮は彌兵衛殿と生死を俱にしたく存ずる。と言ひ放つた。之を聞くや小野寺十内—六十歳—拙者とても同じく老骨、死出の山路は御同道申すで御座らう。大夫の御賢慮、如何で御座る。と、大石を顧み、其の意見を求めた。堀部安兵衛は、いかで黙す可き。此迄は大夫の思召にて、主家の再興を冀つて、事を擧ぐると云ふとであつたが、最早大學殿の御處分も定まりたる今日、いかで一刻たりとも猶豫す可き。只だ速に吉良家に打入り、最後の目的を達するの外はあるまい。と切言した。大石の返答は、今茲に續述する迄もない。彼は從來彼の苦心の成行を語り、此上は最早百計盡きた。唯だ亡君の御怨を霽らすの一事あるのみだ。

それに就ては、拙者聊か掛引の心得もある。十月迄には後事を處分し、出府するであらう。各位何れもその以前に、それ／＼關東へ下らる可し。而して何れも敵の様子を、それ／＼偵察せられよ。それに就けても、決して抜け駆けの手出しは、一切罷り成らぬと、承知せられたい。

と訓示した。

堀部等の
歸京

此の如くして、圓山會議は、愈よ復讐實行を目標として、首尾克く議決した。而してその翌日堀部安兵衛は、此の議決を齎らして江戸に還つた。大石は潮田又之丞をして、同行せしめた。彼等は偶然遠州濱松にて、大學氏の廣島に赴くに出會した。然も彼等は故らに避けて面會しなかつた。是れ煩を大學氏に及ぼさんことを慮つた爲めであらう。

仇家動靜
偵察

尙ほ因に云ふが、大石は兼て岡島八十右衛門をして、江戸に在り、仇家の動靜を探らしめんとしたが、岡島が病の爲めに果さなかつたから、前原伊助、神崎與五郎兩人をして、其の任務に就かしめ、彼等は四月二日京都を發した。されば大學氏處分以前から、大石の最後の目的の那邊に在つたかは、固より揣摩する迄もなかつた。而して彼等兩人は、實に能く其の任務を果した。

【三三】 大石が岳父に與へたる書簡

圓山會議
中 缺席の連

圓山會議は、事實に於て、米と莠とを分類した。眞貨と贗貨とを選揀した。列席の面々は、固より眞真正味の有志者だ。而も事を構へて缺席したる連中には、頗る怪しむ可き徒が多かつた。赤穂開城前後から、無二の同志として、大石が引き立てたる奥野將監さへも、怪しくなつた。大石の親類たる進藤、小山の徒、亦た然りだ。されば此際寧ろ去る者をして、随意に去らしむるが、萬全の策と考へ、同志の士、貝賀彌左衛門、大高源五をして、彼等が大石迄差入れたる神文を、返却せしめた。

去る者
を去らしめ

神文返却

兩人は八月五日山科を辭し、京大阪は勿論、赤穂邊迄赴き、一々其の人々の居に抵りて、大夫の苦心も大學殿の御處分濟にて、水泡に歸したから、最早同盟の必要もあるまいとの意味を演述して、其の神文を返却した。其中には、此れで安心だと、欣然受取つた者も少くなかつた。併し中には、此れは怪しからぬ、豫て申し合せたる亡君の復讐を忘れたるかど、喰つて掛つた連中もあつた。斯る人々には、圓山會議の秘密を明かし、大夫の出府も、九月中との豫定なれば、その以前に江戸に下られたしと、申し聞かせた。

岳父に一書を贈る

却説も事に臨んで苟くもせず、思慮周到、水も漏れざる大石は、圓山會議の前四日、即ち七月廿五日附にて、其の妻の父なる、但馬豊岡、京極家の家老石東源五兵衛當にて、左の一書を送つた。

其文言

以ニ飛札一致啓上一候。其表彌無ニ御別條、御勇健可被成ニ御座、珍重奉存候。去廿日之貴翰京相達拜見仕候。女共儀も愈以無病に肥立、平生之通達者に罷成、大三郎も息災生立、くら、吉之進無事罷在候。

大學藩州預けの通知

略水映を告ぐ

由被ニ仰聞、大慶仕候。爰許私主税、源四郎、さあ義も無ニ異儀罷在候。此間家來左兵衛指遣候。今明日中可罷歸と存候。

一 江戸去十八日出、廿二日に當着仕候。大學義同日加藤越中守様に閉門御免被遊候。其身妻子家中、松平安藝守様へ引取、國元へ差遣候様に被ニ仰付、御預け之儘御座候。近々藝州へ被ニ相越一候旨申來り、定て其元へも相達可申存候。

一 右に付私儀も爰元支度次第、父子共江戸へ下向仕度存候。間左様御心得可被下候。在府中若死亡仕事も候は、萬に一妻子などへ何様之儀可有ニ御座一候哉、此段難計と存候。其節は、不見苦一様に宜御申付奉頼候。各々様御難儀之段、近頃不及ニ是非、迷惑至極と存候得共、今更可仕様無ニ御座一候。不慮に御縁家に相成、如此之次第、非二本意一事共とかう可ニ申上様無ニ御座一候。何とぞ仕様も可有ニ御座義と、彼是了簡仕候得共、不能了簡、幾重にも御免被下度奉頼候。事改りたる

家族を依

家財道具
始末の依

申上事に御座候得共、只今迄彼是御懇情忝次第、御禮申可様無御座候。一度貴顔を不得候段、残念奉存候。一 女ども方へは態と不申遣候。御手前様宜布様に氣色次第被仰聞可奉頼候。若不覺悟にて取亂候風情も御座候得ば、遺憾に存候。我人武士の家に不珍事情にて御座候。御父子の御挨拶の義御頼申上候。主税儀心底無心元一存候處、存之外に丈夫に承り届け、此段千萬私大慶仕候。御察可被下候。最早念殘儀無御座候。此上乍、御手前様彼是御苦心奉推察候。忝次第御座候。何分にも宜敷奉頼候。一 右に付彼地へ引越候跡之諸道具、とんぢやく可仕義に無御座候得共、打捨罷越候段も、却て見苦敷、いかゞに存候。長持五七さを送り有之間敷候。是は其元様へ御引受被遊様、悴とも入用物も御座候は、何様にも貴意次第被遊可被下奉頼候。於御同心者、慥成若黨被下度候。但乍大義一茂二伊左内にて被遣可被下候哉。家來孫右衛門義

秘密依頼

も、用事御座候間、亦穂へ一兩日中差遣申候。私相立候は、來月中と存候。支度次第早き事も可有御座候。赤穂へ差置候貝桶之義、日外も申上候。支度孫右衛門へ申付候。追て爰許に御座候道具之義、させるものは無御座候。何様にも可仕候。屋敷はしろ物にて借銀仕候。外は、いらひ候事成かたき屋敷故、右之通りにて御座候。一 右の次第其元にて御沙汰無御座候様、何分にも此上奉頼上候。委細可申上候得とも、追々用事取込早々申上候。御一家皆様へ態と不申上候、御手前様御了簡次第、御物語可被遊候。恐惶謹言。

七月廿五日

池田久右衛門

石東源五兵衛様

同 宇右衛門様

氣息相通

此の書簡にて、如何に大石と、其の舅氏石東とは、氣息相通じ、十二分の諒解

大石家族

が、相互の間に成り立つてゐたかゞ判知る。因に云ふ。大石は、赤穂開城の際、一時豊岡石東家に托したる妻子、即ち其妻香林院、其他松之丞―主税良金―吉千代―吉之進―お宮等を、山科に引き取つたが。元祿十五年の上期に、再び其の妻子を石東家に托するに際して、松之丞の決心を聞き、之を山科に留め置いた。而して肥立云々の語を見れば、三男大三郎が、豊岡にて出生したとが、不言の中に推定せらるゝ。其他は別に註脚を下す迄もなく、書簡その物が、一切を説明してゐる。

第七章 義徒江戸に集る

【三四】同志者の出府

大石の出府準備

大石は只管ら出府の準備に餘念なかつた。彼は其の親戚なる備前岡山池田家の家老池田玄蕃に身を寄すると稱して、其の家財の處分をした。閏八月に至り、京都四條の道場金蓮寺中の梅林庵を借入れ、山科と此處の間に往來して、用務を辨じた。而して曩きに堀部安兵衛と同行したる、潮田又之丞は、江戸なる仇家の事情を偵察して、八月十七日同地を發し、近松堀六と相伴うて著京し、委細報告した。大石は其子主税、又之丞、勘六等を梅林庵に寓居せしめた。又た寺中の永福院には、三村次郎左衛門、及び家來瀬尾孫左衛門、其他若黨室井左六、加瀬村幸七等を寄宿せしめた。當時大石の最も苦心したのは、其の大事を擧ぐるの費用であつた。豫て主家再

軍資調達苦心

四條道場に移轉

興費として、別途に残し置きたる一萬兩は、今や残り少なくなつた。彼は山科の家屋敷を抵當として、金を借入れ、又た其の家財の若干を、同志寺井玄漢に托して、賣却した。然も猶ほ不足を感じたから、其の親族にして近衛家の諸大夫たる、進藤筑後守長富に百兩の借用を申し込んだ。進藤は平生大石の濫行を苦々敷思つてゐたから、之を拒絶した。大石は然らば此物を御預り下されたしと、長持一棹を預けた。他日赤穂義士の評判、天下に喧傳して後、進藤は大石の眞意を、解し得なかつたことを悔いつつ、其の長持を開いたが、その中には、何れも知人、朋友に當てたる片見の紀念物が、一々名札を附けて入れてあつた。進藤は今更ら彌よ其の淺慮を慚悔した。

斯くて大石は九月に入りて、山科の住居を、石清水八幡の大西坊澄讚に譲渡して、全く四條の道場に移轉した。而して其の愛玩したる牡丹を、他の好事者に贈つた。

此間は御無音に罷過候處、御手紙令三拜見候。彌御無難之御事珍重に

愛玩牡丹の贖與

存候。然は明十一日御茶之事被二仰下一候。先々忝存候。以二參上二御禮可二申述一候處、不本意に御座候得共、下拙儀も京住居成がたく候故、近々東邊へ引越申候。右に付何角用事も多く、得參上申間敷候間、御免可被下候。右乍御報一御禮旁如レ此御座候。

九月十日

大石内藏助

三宅多中様

返々自由一如斯御座候。不便宜候得共、ぼたん二三種、其元へ御引取可被下候。明後日頃からにても、御勝手に御人可被遣候。此れは雅友の茶會を理りつ、更に自家の愛惜する牡丹を、處分したので。彼には實に緯々たる餘裕があつた。所謂る彼の胸中には、遊及有餘であつた。斯くて同志の面々は、圓山會議の申合せ通りに、追々と出府した。横川勘平は七月末に江戸に著いた。岡野金右衛門、武林唯七、毛利小平太の三人は、何れ

同志追々出府

其雄旅寓
準備

も閏八月廿五日に同行して到着した。千馬三郎兵衛、間十次郎、中田理平次も亦た同行して、九月七日に到着した。木村岡右衛門も亦た九月廿日に到着した。不破數右衛門は、先頃から上京してゐたが、九月に入りて江戸に復つた。大高源五は、京都から母を送つて赤穂に到り、九月四日引き返し、同月江戸に入つた。大石主税は間瀬久太夫、大石瀬左衛門、茅野和助、小野寺幸右衛門、矢野伊助に伴はれ、若黨加瀬村幸七を従へ、父に先ち九月十九日に京都を發し、同月廿四日に著府した。

原惣右衛門は、其弟岡島八十右衛門、及び貝賀彌左衛門、間喜兵衛同行にて、十月十七日江戸に著した。小野寺十内は、大石譜第の留守居瀬尾孫左衛門を伴ひ、十月十九日に著府した。此れは内藏助の爲めに、其の當分の旅寓を準備する爲めであつた。中村清右衛門、鈴木重八も亦た、大石に先ちて下著した。

【三五】 大石良雄再度の東下

亡君の墓
を築く

東下延引
の誘惑

大石の東下も、彌よ十月七日と定まつた。彼は去年山科に來るや否や、直ちに朝野稻荷の古趾にして、豊太閣聚樂時代に、淺野長政の別墅となりたる跡に、出で來りたる瑞光院に、故内匠頭の墓を築き、毎月命日には參拜した。此際東下に就ては、永代回向の料として百兩を寄付した。而して尙ほ亡主の爲に、一基の墓碑を、高野山にも建てた。彼は一から十迄、残る所なく後の始末をした。然るに當時、宗藩藝州の士津田某なるもの、京都にあり、豫て内藏助と相知るものであつたが。

此頃藝州よりの便りに、當月十六日、藩廳の役人君命を承り、上京致すとのこと。或は大學殿御吉事の内意を齎すのではあるまい乎。兎も角もそれ迄、御出發見合せありて然る可し。

との意見を陳べた。之を漏れ聞きたる進藤源四郎、小山源五左衛門も、其の尻

大石の決心

馬に乗りて、頻りに東下を延引せしめんとした。而して大石譜第の臣瀨尾孫左衛門迄が、其尾に附いて、邪魔をした。

併し此際となりて、いかでか斯る説に惑はさる可き。大石は却て進藤、小山が其の親戚たるに拘らず、鐔元に至りて、表裏の言動を心元なく思ひ、潮田又之丞をして、強ひて同行せしむ可く忠告を試みしめた。されど兩人の心は已に變じてゐる。彼等は這回内藏助の東下は、畢竟生活に窮する關東者の、無謀の企てに致されたるものである。自分等は別に萬全の策を講ずるとて、更に取合ふ氣色もなかつた。實に頼み難きは人心だ。

却説豫定の如く、十月七日には、大石内藏助は、京三條の旅店より出立した。一行には潮田又之丞、近松勘六、菅谷半之丞、早水藤左衛門、三村次郎左衛門、若黨室井左六、其他仲間等同勢十人、日野家用人垣見五郎兵衛と大書したる、繪符を付けた長持二棹を雲助に昇せ、大びらに東海道五十三驛を通過した。日野家は、公家中にて將軍家の昵近衆の一にて、關東には最も受けの善き家相

大石一行の出發

鎌倉下著

江戸乗込

だ。その家の用人を名乗るに於ては、途中の便宜推して知る可しだ。然も大石は、何故に斯く日野家の名を假るを得たる乎。一説には、故主内匠頭に一人の姫君あり、それを大石が、多額の養育料を附して、豫て主家と交りありたる日野家に託したのが、その縁を爲したのであると云べ。何れにしても、彼は善き方便を作つたに相違ない。斯くて十月廿一日に、鎌倉雪ノ下に到着した。

江戸方にては、當二十一日、吉田忠左衛門は、富森助右衛門と共に、十九日先著したる瀨尾孫左衛門を伴ひ、川崎在の平間村に抵り、内藏助一行の假寓を見分した。此れは助右衛門が、昨年来幽居として建築したる家だ。吉田は見分の後、孫左衛門を留め置き、自から鎌倉に赴き、内藏助一行を犒ひ、三日間鎌倉に滞在し、廿五日鎌倉を發し、廿六日打連れて平間村の幽居に至り、一行は彼是十日許り此處に足を止め、江戸の情況を偵察してゐたが。彌よ其の別狀なきを見て、十一月五日、江戸に乘込み、前月來大石主税等が留宿したる、日本橋石町三丁目小山屋の控屋に入った。

傷名して
小山屋に
宿る

阿蘭陀甲
比丹の感
激

當時小山屋は、江戸に於ける尤も繁昌したる旅宿で、江戸に參勤する阿蘭陀甲比丹一行の如きも、概して此處に宿つた。而して日本全國から、集ひ來る訴訟人の如きも、又た然りであつた。されば大石主税は、垣見左内と變名し、自から江州の豪家で、公儀へ訴訟の筋ありて出府したと稱し。内藏助の垣見五郎兵衛は、左内の叔父にて、後見の爲めに下つたと稱し。其他は何れも垣見家の親類とか、手代とか稱して、一時を瞞過した。

阿蘭陀の甲比丹は、元祿十六年二月、例により江戸に來り、小山屋に宿したが、去年十二月吉良邸に打入りたる、義徒の重なる大石父子や、小野寺十内等が、彼が現在宿しつゝある隣屋にあつたと聞き、今更らの如く感激したと云ふ。此れが歐洲に赤穂義士の事件が傳はりたる嚆矢であらう。凡そ日本の武士と云へば、歐洲では必ず赤穂を標準とするとなつてゐる。而して恐らくは、今後尙ほ然りであらう。

【三六】 江戸に於ける同志者の分布

面々悉く
江戸參集
小山屋宿
泊人

元祿十五年の秋去り冬來つた。恐らくは大石良雄彼自身が、同志出府者の打止めであつたらう。今や義徒の面々は、悉く江戸市中に集まつた。而して彼等が何れも變名して、各所に假寓したる模様は、先づ左の通りであつた。

日本橋石町三丁目小山屋彌兵衛裏座敷には、

- | | | |
|--------|--------------|--------|
| 垣見左内 | 店借主 | 大石主税 |
| 垣見五郎兵衛 | 或池田久右衛門 | 大石内藏助 |
| 仙北中巷 | 或十巷一名又四郎 | 小野寺十内 |
| 小田權六 | | 大石瀬左衛門 |
| 町人政右衛門 | | 菅谷半之丞 |
| 原田斧右衛門 | | 潮田又之丞 |
| 森清介 | 或三浦十右衛門又田口三介 | 近松勘六 |

町人嘉兵衛

三村次郎左衛門

垣見家若黨

加瀬村幸七

同

室井左六

森清介家來

甚三郎

六丁目大屋宿泊人

以上十一人同宿した。既記の如く左内は訴訟本人、五郎兵衛は、その叔父にして後見人、中菴は醫師と申立てた。森清介即ち近松勘六の家來甚三郎は、態々江州から下りて、勘六に奉仕した。又た新麴町六丁目大屋喜左衛門裏店には、

田口一真 店借主 一名篠崎太郎兵衛

吉田忠左衛門

田口左平太

吉田澤右衛門

和田元真 一名前田善藏

原惣右衛門

松井仁太夫 或町人八左衛門

不破數右衛門

古澤吉右衛門 或町人伴介

寺坂吉右衛門

和泉屋宿泊人

以上五人合宿した。田口一真は兵學者と稱し、和田元真は醫者と稱した。此處は從來、義徒の本部であつたから、何れも此處を訪問して、それぞれ草鞋を解いた。又た新麴町四丁目和泉屋五郎兵衛店には、

山彦嘉兵衛 店借主

中村勘助

三橋淨貞

間瀬久太夫

三橋小一郎

間瀬孫九郎

郡武八郎

岡島八十右衛門

岡野九十郎

岡野金右衛門

仙北又助

小野寺幸右衛門

小僕一名

以上七人合宿した。三橋淨貞は醫者と名乗り、岡野金右衛門は其の前名九十郎を、其儘名乗つた。

四丁目大屋宿泊人

同じく新麴町四丁目裏大屋七郎右衛門店には、

原 三助 店借主

柚 莊 喜齋

柚 莊 十次郎 或柚莊伴七

柚 莊 新六 或松屋新介

中 田 藤 内

以上五人台宿した。

秋田屋宿泊人

又た新麴町五丁目秋田屋權左衛門店には、

山本長右衛門 店借主

と、その妻子があつた。

檜物屋宿泊人

又た芝通町三丁目濱松町檜物屋惣兵衛店には、

高島源之右衛門

塙 武助

千馬三郎兵衛

間 喜兵衛

間 十次郎

間 新六

中田理平次

富森助右衛門

赤 埴 源 藏

矢田五郎右衛門

本町滞留人

の二人が台宿した。又た初めは八丁堀、後には本町に、

村 松 隆 圓 或は萩野隆圓

が、其の妻子と與に在り。彼は削髮して全く醫者と化けおほせた。尙ほ深川黒

春米屋宿泊人

江町春米屋には、

西 村 丹 下 店借主

西 村 清 兵 衛

が、その家族と在り。丹下も亦た醫者と稱してゐた。

芝源助町居住人

更らに芝源助町には、

内藤十郎左衛門 店借主

植 松 三 太 夫 或萩野十左衛門

富 田 藤 五 或町人助五郎

内藤十郎左衛門僕某

奥田貞右衛門

奥田孫太夫

村松喜兵衛

村松三太夫

贖貝十郎左衛門

茅野和助

平野屋宿
泊人

以上四人合宿した。
其他南八丁堀 湊町平野屋十左衛門裏店には、

吉岡勝兵衛 店借主

清水右衛門七 或水木又七

脇屋新兵衛

町人喜十郎

田中玄貞

の五人合宿し、吉岡は尾州浪人と觸込み、田中亦た醫者を擬した。
又た本所林町五丁目紀伊國屋店には、

林町紀伊
國屋宿泊人

長江長左衛門 店借主

三島小一郎

石田左膳 或町人兵衛

水原武右衛門

片岡源五右衛門

矢頭右衛門七

大高源五

貝賀彌左衛門

田中貞四郎

堀部安兵衛

横川勘平

木村岡右衛門

毛利小平太

三つ目横
町紀伊國
屋宿泊人

以上八人同宿した。
又た本所三つ目横町紀伊國屋店には、

杉野九郎右衛門 店借主

町人嘉右衛門

渡邊七郎右衛門

の三人合宿した。而して杉野は劍法の指南者と稱し、同志の出入に便した。
本所二つ目相生町三丁目には、

米屋五兵衛

小豆屋善兵衛 又は美作屋善兵衛

第七章 三六 江戸に於ける同志者の分布

小山田庄左衛門

中村清右衛門

鈴木重八

僕 某

杉野十平次

勝田新左衛門

武林唯七

前原伊助

神崎與五郎

あり。兩人は大石の旨を受けて、吉良邸に接近して、各々其店を持ち、専ら敵情偵察の任務に専つた。尚ほ兩國矢の倉米澤町には、

矢ノ倉米澤町居住者

馬淵平右衛門

堀部彌兵衛

が、其の妻子と與に住してゐた。而して寺井玄溪の子寺井玄達は、本町一丁目七文字屋にあり。倉橋傳助は、米屋五兵衛―前原伊助の手代として、偵察を事とした。彼は當時倉野十左衛門と稱してゐたと云ふ説がある。又た早水藤左衛門は、多分大石父子と同宿したのであらう。彼は又た曾我金介と稱してゐたと云ふことだ。又た川崎在平間村の幽居には、瀬尾孫左衛門、矢野伊助が留守居をしてゐた。

其他の人

彌渡せざりし所以如何

以上は義徒が、江戸市中に分布したる鳥瞰圖だ。惟ふに斯く多數の者が、多方面に入り込んで、然も何等の障礙なく、其の大事が舉行せられたのは、不思議と云へば不思議である。如何に彼等が變名したとて、其の身分を匿したればとた乎。

神崎與五郎吉良邸を窺ふ

與五郎商人となる
吉良屋敷の繪圖を得

神崎與五郎は上野介殿裡門前に借宅して町人になり、小豆屋善兵衛と名を改め、多葉粉、菓子、扇子など販賣して月日を送る。火事といへば屋の上へ上りて見廻し、風雨といへば上りて上野介屋敷の内を見分に、此屋敷は松平登之介元屋敷也。色々才覺して登之介殿屋敷の繪圖を求出し、是にても大體案内を知よし。扱其外替るゝ吉良上杉兩家へ遠見を付、萬事窺しとなり。此與五郎人相物靜にて目の内ひかり有、根氣の剛なる處あり。内藏之介見立て問者に用たるも理なり。(赤城士話)

【三七】幕府の大僚と赤穂浪人

幕府の嫁
由ざりし理

輿情の復
雜期

華岳寺惠
光に與ふ

附人の浮

大石等義徒の面々が、五十人内外江戸に入り込み、復讐の準備をしつゝあるに、遂に一度も幕府の爲めに、その嫌疑さへも受くる者なかつたとは、餘りに不思議ではない乎。それが特に法網の最も厳密にして、刑罰の最も深酷なる五代將軍綱吉の治世であるから、猶更ら不思議と云はねばならぬ。然も其實決して不思議でない。當時の輿情は、寧ろ此事を豫期してゐた、驕迎してゐた、徳意してゐた。而してそれは一般の旗本とか、市民とか云ふ許りでなく、實は幕府の大僚高官も、内々その通りであつた。論より證據、大石が元祿十五年十二月十三日附にて、赤穂華岳寺の惠光等に與へたる書中の一節に曰く。
私在京之内は、何角不レ得心隙一候て、以二書狀一不レ得二御意一、御無音に罷過候。兼而御聞及も可レ被レ成、十月初京都出足、無二異儀一、父子共下着仕候事候。今日迄一段と、兩人共無病にて罷在候。誠に佛神之御加護と難レ有喜悅仕候事に御座候。在京之内は、從二公儀一も拙者へ附人有レ之、一足も踏出候儀不レ成旨、儘成筋より聞出候。なととて、岡本(次郎左衛門)槽

心懸なく
下著

老中亦存
知

哈ど何等
檢束無し

屋(勘左衛門)等彼是申候得共、不懽之儀承正申候事に不レ及、若左様之儀候は、其節之了簡可レ有レ之と、其手だてをも致罷立候處、道中御關所とてこぼりなく、少も心懸之儀無レ之下着仕候。爲二申談一鎌倉へ立寄、五六日滯留、夫より川崎近處平間村と申處に在宅中、其後石町へ致二借宅一、父子、十内(小野寺)斧右衛門(潮田又之丞)、清助(近松勘六)潮左衛門(大石)金助(未詳)半之丞(菅谷)三村次郎左衛門、家來三人(左六、孝七、甚三郎)にて罷在候。孫左衛門(瀧尾)爲助(矢野)は、平間村に残置候。同志之者共、麴町に四軒、湊源助町、石町、本庄に二軒、都合十軒餘に五十人餘借宅申候。方角により浪人共追々下着、拙者共罷下候。取沙汰色々有レ之、御老中にも御存知之旨に候得共、何の御いろひ無レ之、うち破り候迄は、各別其通に被二成置一候事と被レ察候。亡君のため忠死を感じ思入道理歟、何の滯も無レ之、安堵罷在候。

此にて一切が分明である。從來同志者であつた糟谷、岡本等は、江戸に於ける

幕府取締の嚴重にして、折角東下しても、手も足も出すこと能はぬを口實として、大石の出府を沮遏せんと試みたのだ。然も大石は獨り見る所ありて、之を斥け、豫定の如く東下した。然るに江戸の實況は、思ふたよりも寛大で、途中は勿論、在府中殆んど何等の檢束なく、大手を振つて自由行動が出来たのだ。それは老中等も、薄々大石の東下、及び其の企畫を聞知し、その事の成就する迄は、見て見ぬ振りをしてゐたのだ。乃ち此にて一切の難題が、容易に解釋せらるゝ譯だ。

輿論獎勵の復讐

第三者は

吾人は繰り返して言ふ。赤穂義徒の打入は、當時の輿論に逆行したのでなく、輿論に獎勵して出で來つた。一般の心ある者は、何れも赤穂の浪人中には、吉良氏に向つて、亡君の怨を露らす者が、存在す可き筈であると期待してゐた。而して心なき者さへも、又た斯う思うてゐた。されば赤穂浪人の仕事は、由井正雪杯に比すれば、寧ろ順境に於てした。順境なるが故に、此事は囊中の物を取る如く、容易であつたとは云はぬ。困

昔我味方

難は勿論困難であつた。されど彼等には對手たる吉良氏、上杉氏以外、何等の障礙物は無かつた。即ち所謂助太刀と云ふ程に、具體的の事はなかつた。否、第三者は、殆んど悉く彼等の同志者でなければ、少くとも同情者であつた。而してその中には、より以上の同情者も少くなかつた。大石の意中は、若し萬一事が未發に漏れて、幕吏の糺弾に遭はん乎、その時は、一切を自白して、其の公明なる心事を、天下に表白する覺悟であつたと云ふが。幕府の大僚は、彼が自白を俟たず、殆んど其の心事を諒としたものらしく思はれた。

【三八】義徒の宣誓及び申合

深川八幡前の會合

歲月人を待たず、最早元祿十五年十二月となつた。而して義徒等が種々の方便もて、偵察したる効は空しからず、略ぼ打入の見當も付いた。されば彼等は十

二月二日、大石の招集に應じて、一同深川八幡前の一酒肆に集つた。その觸込は、頼母子講の取立に付、初會を開くと云ふことであつた。而して其の誓約の文字は、副首領とも云ふ可き吉田忠左衛門が認めめた。彼は云ふ迄もなく、義徒中の兵學者の一人である。

起請文前書之事

一 冷光院(長矩)様御尊輝吉良上野介殿討取志有之、侍共申合候處、及此節大臆病者共、變心退散仕候者撰捨、唯今申合、必死相極候面々者、御靈魂可被遊御照覽一候事。
一 上野介殿御屋敷へ押込働之儀、功之淺深不可有之候。上野介殿印揚候者も、警固一通之者も、可爲同前候。然者組合働役好事申間敷候。尤先後之爭不可致候。一味合體、如何様之働役に相當候共、少しも難澁申間敷事。
一 一味之各存寄被申出候共、含自己之意趣、申妨候儀有レ

起請文

人事練達者の慮り

之間敷候。誰にても理之當然に可申合候。兼而不快之底意有之候共、働之節互に助合、急を見繼、勝利之全所を、專に可相働一事。
一 上野介殿十分に討取候共、銘々一命可通覺悟無之上者、一同に申合、散々に罷成申間敷候。手負之者於有之者、互に引懸助合、其場へ集可申事。
右四箇條相背候者、此一大事成就不可仕候。然者此度退散之大臆病者と可爲同前一事。
以上は申す迄もなく、大石の意を承けて、吉田が起草したが、其の相談には、原惣右衛門なども預つたことであらう。
凡そ勇士の弱點は、功を争ふにある。而して事を破るの因も亦た、功を争ふにある。されば義徒の先輩等が、上野介の元を獲たる者も、警固一通の者も、其功に於ては、上下なく、甲乙なしと規定したるは、最も要を得てゐる。而して一切萬事、悉く協同一致の動作を主としたるは、深く兵事の心得ある者でな

ければ、出來ぬ事だ。兵事のみでなく、人事に練達したる者の虚りと云ふ可きものだ。

實行方法
申合

以上の起請文前書は、云はゞ大體の方針である。尙ほ其の實行方法として、左の申合をした。

人々心得之覺書

首級取扱
手筈

- 一 定日相極り候はゞ、兼而定候通、前日之夜中より物靜に、定置候三箇所へ集可申事。
 - 一 定日に至り候はゞ、兼而定候刻限に可打立事。
 - 一 敵之印揚候時者、引取候場へ可致持參、其時之首尾次第、其骸之上著を剝取、包可申事。
- 若上使など、御馳着候はゞ、此首泉岳寺へ持參仕度存念に御座候。然共御免無之候はゞ、不及是非一御歴々之印、むざと難打捨候。以御下知御屋敷へ被遣候様にも可有御座一歟。其段御指圖次第に可仕候。其

引取手筈

- 一 上勝手次第と於有之者、泉岳寺へ持參仕、御墓所へ備可申事。
- 一 子息之印揚候はゞ、不及持參、打捨と覺悟、可心得事。
- 一 味方之手負者、随分成次第、引退候、分別肝要に候。乍然肩に懸候ても難成首尾に候ば、印を揚候、而引取可申事。
- 一 父子討取候はゞ、相圖之小笛を吹、段々吹繼、惣容へ可爲知事。
- 一 鉦之相圖者、裏門より引取可申事。
- 一 引取候場者、可爲無縁寺候。但無縁寺へ不入候はゞ、兩國橋東之橋際之廣場に打寄可申事。
- 一 引取候途中へ、近所之屋敷方より人数を出し、押留候時者、挨拶之事。其實を告候而、私共何方へも逃去候事、更に無之候。無縁寺迄引取、公儀御見分之御使を請、旨趣を可申上志に候。乍去無御心許思召候はゞ、寺迄御付可被成候。一人も退散之者無之旨可申事。
- 一 彼屋敷より追手馳出、追來候はゞ、惣人数踏留り、勝負可仕覺悟專

勝負半ば
管檢使の手

銘々粉骨
の働尤も

一に候事。

一 勝負之内、御檢使有之候はゞ、大門を不_レ開_レ候而、潜より一人外へ出_レ候。其_レ實を告_レ、只_レ挨拶可_レ申_レ候。勝負半ばに候はゞ、濟_レ候趣之挨拶心得之事。其_レ實を告_レ、只_レ今當人をも討取_レ申_レ候。活殘_レ候者共呼_レ集_レ候而追付罷出_レ、御下知を請_レ申_レ候。覺悟に御座_レ候。私共一人も退去_レ候。所存曾て無_レ之旨可_レ申_レ候。門内へ御入_レ候見分可有_レ之と之御事に御座_レ候。共、暫_レ御控可_レ被_レ下_レ候。討入_レ候者共、屋敷中に打散居申_レ候得者、門内へ御入_レ被_レ遊_レ候時、卒爾之儀無_レ之心許_レ奉_レ存_レ候。追付門を開き、可_レ懸_レ御目_レ旨を申_レ、堅く門を開申問敷事。

一 乍_レ勿論之儀、討入_レ候。覺悟、惣容必死之心底、致_レ決定_レ候。

右申_レ候、引取_レ候時之儀、申合_レに認_レ候者、時に到り爲_レ心得_レにて候。退口之覺悟、胸中に含_レ候而者、討入_レ候處、恐_レ慮可有_レ之候。然_レ共退去_レ候ても、必死之面々候得ば、討入_レ時之丈夫之覺悟專要之儀に候。不_レ及_レ申_レ候得共、銘々治定粉骨之働尤_レに候事。

以上

此れが所謂る實行の細目である。彼等は飽迄其の學んだる兵法を以て、之を復讐の實際に應用せんとした。

第八章 脱盟退避の徒

【三九】 義士と脱盟者

臆病腰拔
亦多數

人心頼み
難し

何事にも両面がある。赤穂義士の事件は、元禄時代武士の精華を發揮したるものと、何れも嘆賞してゐるが、他の一面には、如何にも臆病者や腰抜けが、多數であつたことが反證せらるゝ。若し多數決もて審判せば、此の一事は、當時の武士の最も信賴し難き、鐵案を作したと斷せねばならぬ。

併しそは元禄時代に限つたことではない。人の心程頼み難きものはない。如何なる堅志剛意の人と雖も、其の變化は時々刻々ある。故に今日信ず可きが故に、明日信ず可しと云ふことは能きぬ。當初より義舉に與せず、唯だ我身、吾家の利害のみを考慮して餘念なき、大野一派は姑らく論外として、當初硬派であり、或は最硬派である奥野將監、高田郡兵衛の徒の如き、後日に至りて、其の誓詞

境遇心を
變ず

逃避者七
十四名

に背きたるは、必ずしも當初から同志を罵したのであるまい。云はゞ、昨日は昨日の心あり、今日は今日の心あり、而して明日は又た明日の心あるものと、見る可きであらう。

凡そ人の心は、内から變るものに限らず、外から變ることも少くない。即ち其の境遇の變化が、自然に心の變化の動機となる例も、頗る多くある。當初の義士が、不義士となつたのも、恐らくはさる事情があつたのであらう。今ま試みに所謂鐐元に至りて、掌を返すが如く、逃げ出したる面々を數ふれば、實に左の七十四名ある。

- 奥野將監 千石
- 進藤源四郎 四百石
- 河村傳兵衛 四百石
- 河村太郎右衛門 傳兵衛俸
- 長澤六郎左衛門 三百五十石

長澤 幾右衛門	六郎左衛門 倅
小山源五左衛門	三百石
小山 彌六	源五左衛門 倅
佐藤 伊右衛門	三百石
佐藤 兵右衛門	伊右衛門 倅
大石 孫四郎	三百石
月岡 治右衛門	三百石
渡邊 角兵衛	二百五十石
渡邊 佐野右衛門	角兵衛 倅
糟谷 勘左衛門	二百五十石
糟谷 五左衛門	勘左衛門 倅
井口 忠兵衛	二百五十石
木村 傳左衛門	不詳

稻川十郎右衛門	二百二十二石
山上 安左衛門	二百二石
佐々 小左衛門	二百石
佐々 三左衛門	小左衛門 倅
岡本次郎左衛門	二百石
岡本 喜八郎	次郎左衛門 倅
多藝太郎左衛門	二百石
平野 半平	二百石
高田 郡兵衛	二百石
井口 半藏	二百石
高久 長右衛門	二百石
木村 孫右衛門	二百石
灰方 藤兵衛	百五十石

上島彌助	百五十石
田中權右衛門	百五十石
幸田與惣右衛門	百五十石
里村津右衛門	百五十石
田中貞四郎	百五十石
鹽谷武右衛門	百五十石
前野新藏	百五十石
酒寄作右衛門	百五十石
中村清右衛門	百石
高谷儀左衛門	百石
仁平郷右衛門	百石
榎戸新介	百石
河田八兵衛	百石

嶺善左衛門	百石
田中代右衛門	百石
杉浦順左衛門	百石
近松貞六	百石
小幡彌右衛門	百石
松本新五左衛門	百石
山羽理左衛門	百石
中田理平次	百石
小山田庄左衛門	百石
田中序右衛門	八十石
近藤新五	三十石六人扶持
鈴田重八	三十石
久下織右衛門	二十五石五人扶持

田中六郎左衛門 二十五石三人扶持
 豊田八太夫 二十石三人扶持
 生瀬十左衛門 二十石三人扶持
 毛利小平太 二十石三人扶持
 大塚藤兵衛 十五石五人扶持
 各務八右衛門 十石五人扶持
 吉田貞右衛門 九石三人扶持
 陰山惣兵衛 金十五兩三人扶持
 猪子理兵衛 金九兩三人扶持
 三輪喜兵衛 金六兩三人扶持
 三輪彌九郎 喜兵衛忒
 土田三郎右衛門 金七兩三人扶持
 梶半左衛門 金五兩三人扶持

橋本次兵衛 金五兩三人扶持

倉橋八太夫 未詳

矢野爲助 足輕

瀬尾孫左衛門 大石家來

以上は何れも、元祿十五年の春頃までに、大石に誓書を納れたる同盟の徒であつた。然も彼等は種々の口實を設け、若しくはそれとなしに脱盟し去つた。姑らく淺野家に奉公したる、一般の侍以下を控除するも、此の脱盟者の數は、義士の數に、殆んど倍するばかりではない乎。此の著明なる事實は、史家の決して見逃す可からざる所であらねばならぬ。

脱盟者義士の數に倍す

【四〇】 神崎與五郎の不義士筆誅

同志者の憤慨

所謂の脱盟者は、事實に於ては約束違反者だ。即ち手緊しく云へば、表裏反覆者だ。されば同志者が彼等に對して、憤慨したのは、固より當然だ。中にも、其中にて文字ある神崎與五郎の如きは、最も痛快に筆誅してゐる。而して神崎は單に背盟者に止まらず、未だ盟はざるに先ち、仲間に加はらざりし徒輩に對して、其の痛棒を下してゐる。

神崎の痛

今試みに彼の言を節約して、之を掲ぐれば、左の如き意味である。一家の士三百八人、其中にて石肝、鐵心の者百十八人と。併し此の百十八人は、必ずしも悉く始ある義徒にして、終ある義徒ではなかつた。それは最後の義徒は、四十六人であつたからだ。

諸士の評

彼が諸士の評一二を掲ぐれば、藤井又左衛門(江戸家老)其氣質可なりと雖も、安井の爲めに、其の美弱(?)を拵めらる。安井彦右衛門(同上)其性佞あり、奸あり。故に隠して左右事を借りて、諸士を

特に大野を筆誅

して不義に陥らしむ。大野九郎兵衛、其氣濁りて深姦邪欲也。人の忠を蔽ひ、士の義を掩ふ。此時に當り自己の財を聚め、偏へに隱通を爲さんと謀る。……辛巳(元祿十四年)四月十三日、人倫の道に違ひ、禽獸の性を抱き、恥を擔ひ、辱を負ふて逐電すと雖も、孫娘を忘れて之を空屋に捨つ、周章甚だし。息郡右衛門、及び從者各々離れ、別々に微行す。前代未聞也。

彼は大野に對して、特に筆誅を加へてゐる。大野武具諸器、赤穂商家大津屋十右衛門の家に在り、凡そ七十餘個也。息郡右衛門の武物諸材、木屋庄兵衛の宅に在り、凡そ九十餘個也。之に依て其の行跡を懲さんと欲して、之を封じ之を印し、彼の兩商に預く。今年(元祿十五年)八月廿六日、父子忽然赤穂に行き、近藤源八、渡邊嘉兵衛に語りて後、先づ十右衛門の宅に入り、其の隙を窺ひ、刀箱を被らさ、金三百餘兩を盗み取り、籠に乗りて逃げ出す。隣商興きて之を探知し、終に之を尋ね

大野父子
の阿房拂

更に大野
黨與の痛

出す。曰く、異議を云はざり、可しと。父子顔色青くなり、四肢震ひ、其の盗みたる金を出す。未刻に町に渡し、父子を追放せしむ。天不仁を蔽はず、地不義を載せず。後人敬して之を忘る、勿れ。

因に云ふ。大野父子は、赤穂に於て、町民共の爲めに、町中を引き廻され、阿房拂を喰はせられたが。それにも懲りず、江戸に在る瑠泉院（長矩の未亡人）に嘆願し、且つ人を以て、山科なる大石にも哀訴し、遂ひに大石の雅量にて、其の押置したる財物は擧げて、彼等父子に渡すこと、なつた。

却説、神崎の筆は、延いて大野の黨與に及んでゐる。

伊藤五右衛門、外村源左衛門、岡林奎之助、玉虫七郎兵衛、大野に好くして之に與す。伊藤は倭姦、外村は奸曲、岡林、玉虫は共に臆病也。

彼の筆法は、更らに一轉して曰く、

八島惣左衛門、建部喜六、近藤政右衛門、多川九左衛門、藤井彦四郎、萩原兵助、或は頑愚にして、偏に遁通する者。多川は臆心にして、籠城の使を損じ、

家原一統
の攻撃

其他諸士
の攻撃

面目を失ふ者。萩原、同弟儀左衛門は、相共に其富を爲す。近國に聞へたる物持にて、足らぬ物はない。兩家に二挺の大筒あり、それを當時敵に均しき——赤穂城受取の主役の一人——脇坂侯に賣る。諸士之を怒り、足輕之を咎む。

又た曰く、

田中清兵衛、奥村忠右衛門、植村與五左衛門、早川宗助、中澤彌一兵衛、大木彌一右衛門、近藤源八、俱に大野、安井に屬し、専ら不義を宗とする者也。植村は奸佞身に逼り、私曲胸に迫る。一軀を置く所なく、竊かに小艇に乗りて、其の跡を消す。中澤は亡家の騷動に乗じて黄白を搦む。近藤は大野賊に従ふて商家に謀計す。吁汝の父は名譽を天下に發し、軍術に老いたるもの、其子不義を海内に顯はす。兵書を學ぶ歟、今ま不忠を撫で、不孝を彰はす。

以上は何れも三百八人中から、特に重立ちたる不義士を數へ擧げたるのみにし

神崎身柄

て、未だ百十八人中の背盟者には及んでゐない。元來神崎は、安井、藤井等の如き、淺野家譜第の重臣ではなかつた。彼は美作の生にして、津山の支藩森伯耆守長武に仕へたが、元祿九年に伯耆守長逝して主家斷絶し、浪人して赤穂に在り、内匠頭長矩の爲めに、五兩三人扶持の祿を給せられ、徒士目付となつた。極めて新參者にして、又た小祿者であつた。然るに彼が却て筆誅者となり、他の高祿譜第の諸士が、却て被筆誅者となつたのは、如何にも不思議の因縁であらう。

神崎與五郎の少時

奥五郎の父

奥五郎殿治を斬る

播州赤穂淺野家の士神崎與五郎は、親父新右衛門といひけるものにて、元は森家の浪人にて作州津山に住居せしに、奥五郎十三歳の時同僚箕作某といふものと手習に師のもとに同道せしに、此箕作美少人成しかば、同所の鍛冶某なるもの、男色の戀をなす、度々くどきけれども承引せざるを遣恨に思ひ、ある平明兩人同道して過るを、鍛冶堤の陰に待うけ、箕作へ切付たり。箕作面に二刀疵をうけてたふれけるに、奥五郎ぬき合せ、鍛冶ときりむすび、終に鍛冶を切とめ、箕作を肩にかけ

菅野和助も同所生

親のもとへ送りつけ、家へ歸りてかよう／＼の事とたれば、根柢まされなき事に究りて、鍛冶犬死に成たりけるとぞ。菅野和助も同所の生れ也。兩人後に淺野家へ七兩二人扶持にて歩行目付にかゝへられてありけるとぞ。此箕作は後に常庵といふ藝者にて在けるとぞ。〔譯海〕

〔四一〕筆誅餘録

神崎論録

神崎の論録は、特に其の同盟の裏切者に對して、辛辣を極めた。急に苴み、而して義を棄て、去り、恩を擲つて退く者六十八人、而して彼は進んで、其の重なる者を筆誅して曰く、奥野將監始めは義を逞くし、祖山城半左衛門の武功を貴ぶ。然も其の鐵心忽ち鎔け、而して空しく不義泥水に入る者也。……

奥野川村等の筆誅

小山進藤
に痛棒

川村傳兵衛、進藤源四郎、佐藤伊右衛門、小源五左衛門、稻川十郎右衛門、俱に忠義を抱き、金石の如しと雖も、節に益み之を忘る。恰も雪霜の旭光に向ふが如し。蜉蝣薄暮を懼れ、秋蟬驚鳥を惡むの類也。彼は更らに小山、進藤等に向つて、左の痛棒を下した。就中小山、進藤は、大石に縁ありて共に死せざる可らざる者也。然るに進藤曰く、今ま事を果さんと欲する者は、皆な餓死を惡んで、忠臣に似たる也。此れ何の謂ぞや、汝忠心を棄て、飢没を採る歟、至愚を抱いて言を吐く者也。

變心者の
口實

當時變心者の口實は、硬派が其の貧苦に勝へ難きが爲めに、忠義顔して、無謀の舉に出づるものとした。神崎の言は則ち此を論駁したるものだ。

精谷田中
等の攻撃

精谷勘左衛門、田中權右衛門、多藝太郎左衛門、共に人の義あるを羨み、暫らく大石に屬すと雖も、本と性弱さに依りて、忽ち心を變ずる者也。又た曰く、精谷は去年（元祿十四年）江府に在りて安井に隨ひ、後之を悔ゆ。一

頑弱徒輩

横川勘平
の實儼

且大石に約すと雖も、又た變ずるの尤も速かなる也。是を表裏と云ふ也。其他神崎は、背盟諸人の姓名を歴舉して曰く、此輩は、偏へに貴弟（淺野大學）出世の浮説あるに依頼したる也。故に此日に當りて、胸鬱し、心暗くして、進退を忘る。漸く退いて去るを知りて去る者也。間ま不善を爲す山の如く、淵の如しと雖も、之を論ずるに足らず。始終員數に入らざる者は、是れ頑弱の者也。

と。而して此の如く憤慨したる者は、決して神崎與五郎一人ではなかつた。今試みに義徒の一人横川勘平が、元祿十五年十二月十一日附の書狀を案ずるに、其の一節に曰く、

内々存念の義も、一筋に相極り、死も近々と相覺候。猶此世には、此書中限の御禮御暇乞と罷成候て、別て御殘多存候。日頃はケ様の砌にあよび候ては、つよき事は人々に勝り、金石に劣らざる勇士ぞかしと、自慢に存候ひしが、不日の命に迫り候ては、其御地皆様御事も思ひ出し、

欠落者

いつよりは名残おしふ存候。併し落涙はものふの常にて候。於二最後之働一は、唐のはんくわい、筑紫の八郎殿にも劣申まじくと、兼て覺悟に候間、通れいさぎよき打死可仕と御推察可被下候。と云ひ。更らに、欠落者爰に注す。

中村清右衛門、鈴木重八、中田利平次、此三人江戸表に一所に罷越、爰元取沙汰惡敷御座候を聞き、志を變じ、利平次は去月(十一月)廿日、清右衛門、重八は、去月廿九日の夜に入欠落す。比與不レ及レ評……
矢野爲助、瀬尾孫左衛門、極月六日朝欠落。
小山田庄左衛門、此者十一月二日小袖金子少々盜取欠落す。
田中貞四郎、同日欠落す。

大臆病人
連名

只今迄丈夫に相見ゆる分四十八人。
一 去年夏籠城の覺悟節、臆病を働、悔二先否一候て、大學殿善惡を窺様々の手術をいたし、内藏助方へ伺公し、首を下げ手を束ね、右同志の人数に加り、亦今度の首尾に驚、速に逃る大臆病、仁爰に注す。
粕谷勘左衛門、井口忠兵衛、杉浦順右衛門、田川九左衛門、酒寄作左衛門、木村孫右衛門、田中六郎左衛門、松本新五左衛門、橋本次兵衛、井口米藏、土田三郎兵衛、生瀬重左衛門、大塚藤兵衛、三輪喜兵衛、田中代右衛門、前野新藏、田中序右衛門、梶半左衛門、近藤新五

以上

誠の切に
逃ぐる者

去年丈夫者の内、誠の切に成、引はず臆病、仁爰にしるす。
奥野將監、河村傳兵衛、小山源五左衛門、進藤源四郎、里村伴右衛門、此内傳兵衛取分惡敷見へ候。
平野半平、此者逃る上に、大石家拂物代金三十兩ぬすみ取京都欠落す、比與

金子を盜
み逃ぐる者

不及評

岡本六郎左衛門、同喜八郎、佐々小左衛門、同三左衛門、長澤六郎右衛門、

上島彌助

此者共比與不及評

田中權右衛門、幸田與三左衛門、橋川十郎左衛門、榎戸新助、山上安左衛門

仁平江右衛門、高谷儀左衛門、多儀二郎左衛門、豊田八太夫、各務八左衛門

陰山惣兵衛、渡部角兵衛、川田八兵衛、久下織右衛門、井子利兵衛、佐藤伊

右衛門、佐藤平右衛門、惣右衛門養子原平太夫

以上

筆誅當然

此の如く義徒等が、其の背盟者に對して筆誅を加へたのも、固より人情の常として、當然と云はねばならぬ。併し人間は實に弱き者である。

【四二】 背盟者高田郡兵衛

背盟の者
心中

若し逐一背盟者の心中に立ち入りて、審理したらんには、多少其中には諒恕す可き事情もあらう。彼等を一概に表裏反覆の小人として罵殺すれば、それ迄の事。然も人間の心は、時々刻々變化するものである。所謂心は萬境に随つて轉ずる者である。故に我人を持む可からざるが如く、我亦た自ら我を持み難き程である。されば一味同盟の徒にして、其の約束を履行しなかつた者の數が、履行者に比して、全數の殆んど三分二を占めたのも、必ずしも深く異しむ可きではあるまい。

人情反覆
波瀾に似たり

併し履行者の面々に取りては、共に一死を誓うた者が、實行に瀕して、乍ち離反するが如きは、餘りに臆甲斐なき者として、憤慨したのは、是亦た尤と云はねばなるまい。要するに事件の起りは、元祿十四年三月十四日だ。而して義士の打入は、十五年十二月十四日だ。その間二十一個月弱に過ぎぬ。その時間は

背盟者中最顯著者

内田氏郡兵衛を養子とせんとす

長しと云へば長く、短しと云へば短い。而して其の中間に於ける誓約から背盟に至るもの、長きは十五個月、短きは一年に満たない。然も此の如く遠慮を見ざるもの、實に人情の反覆波瀾に似たりとは、此事であらう。

却説、彼等背盟者中にて、最も著明なる一人は、高田郡兵衛だ。彼は江戸に於て、實に男を賣つた一人だ。槍術の達人として、戸田山城守の口入にて、内匠頭長矩に二百石にて、召し抱へられ。淺野氏が櫻田御番所勤番の際、高田が出務するや、彼の知己なる旗本の士は、故らに言葉を彼にかくる程であつた。彼は堀部安兵衛、奥田孫太夫と三人男として、互ひに氣節を砥礪し、當初より最硬派の一人であつた。然るに彼は何故に鋤際に至つて、手の裏を返す、堀部彌兵衛が、高田を評したる語が如き、舉動に出でたる乎。

彼は浪人となつて爾後、其兄高田彌五兵衛と合宿してゐた。當時彼の伯父に當る旗本の士内田三郎右衛門、郡兵衛を養子にせんと申込んだ。郡兵衛之を辭し、其兄も亦た弟の爲めに辭した。内田は容易に承引せず、是非にと迫つた。

郡兵衛堀部に相談

に於て彌五兵衛は、其弟が亡主の爲めに、復讐の同盟に與みしたる秘密を打明け、其の固辭の理由を明らかにした。内田は之を聞き、そは以ての外の事、内匠頭殿は、公儀の法を紊りて、其の處分に遭うたものだ。今更ら徒黨を結び復讐杯とは、公儀に對して不都合の至りだ。彌よ其儀ならば、拙者は御直臣として、聞捨てにならぬと云うた。郡兵衛は之を立聞きし、そは全く兄の臆測にて、事實では御座らぬ。辭退の儀は、某の不肯を願ひての事、尙ほ思召の程は難有き次第なれば、更らに熟慮の上、御返事申上ぐるであらうと、當座を甘く切り抜けた。

高田郡兵衛は、實に進退に窮した。故に其の同志にして親友なる堀部に向つて、之を打明け。兄の疎忽にて、取り返し附かぬ事が出来た。此上は御身等の面前にて、切腹し、他意なきを表すの外なしと語つた。此れが口實であつた乎、眞實であつた乎。同志者は固より之を口實と認めた。今更ら切腹したとて、此方には寸分の益なく、却て毒蛇となるの虞がないでもない。されば堀部は高田

郡兵衛の同盟脱退

に向つて、姑らく伯父の意に遵ふが宜敷からうと諭した。此れは恐らくは、高田の待ち設けたる言葉であつたらう。彼は此れよりして同盟の仲間を脱した。此れは元祿十五年の初期であつた。

復讐引上の際同志との出會

何れもの咄の内に、高田軍兵衛と申て小知（二百石は、五萬餘石の淺野家としては、必ずしも小知ではあるまい）を遣し置候者御座候。此者は赤穂籠城と承及候由にて、大形一番に（江戸より）罷越申候。然ども不實者にて、中々一列に加り申様なる者にて無御座候。然所上野介殿討取、泉岳寺へ立退申刻、三田八幡の近所にて逢申候。何れも物を不申罷通候處、堀部彌兵衛申候は、何も如是志を遂、上野介殿を討取、印を只今泉岳寺へ持參申候也。被見候へと申候得ば、扱々何も御安堵可被成候。私も只今三田八幡へ社參仕、各様御本意を被遂候様にとの、祈願の爲に候とて、立別れ申候。其後右の軍兵衛酒など持參、泉岳寺の門番をたのみ、内藏助其外へ何も祝

泉岳寺に大石等訪問

堀内氏の冷評

心に酒持參仕候。御通被下候へ、掛御目一度よしを申に付、若き者共、扱々にくさやつ哉、幸の事、是へ呼入踏殺可申候。刀をよごし申事にて無之と申候を、内藏助申候は、扱々あの様なる者を踏殺し、何の益や候とて、軍兵衛は呼入申者にて無御座候。酒は返し給候へと、門番に被申付候よし。我等（堀内傳右衛門）申候は、定て其仁は平生何に被召仕候ても、能き奉公人と譽申程の仁にて可有御座と申候へば、いかにも其通にて、内匠頭家中にても大形勝れたる者、何を爲勤候ても、勤兼ぬ者と被申候。

〔堀内傳右衛門書〕

此れは義士の重なる面々が、細川邸に預けられたる際に、其の藩士の堀内が書き留めたるもの。亦た以て如何に義士が、郡兵衛其人を視たかを知る可きであらう。

【四三】 人様々の世の中

背盟者の口實

凡そ如何なる場合でも、口實は作れば出来るものだ。彼の背盟者の徒にも、皆それ／＼申譯け丈は、作り出してゐる者が多い。その中でも、大石の従弟なる進藤源四郎、伯父なる小山西源五左衛門の如き、心にもなき再舉説を宣傳して、一身の安さを貪つた。今又試みに進藤が理狀を見るに、左の通りだ。

進藤理狀

口上之覺

私儀存寄御座候付、御手を離れ申候間、左様御心得被レ成可被レ下候。御身寄之私儀、殊に預ニ御意候處、如此存寄候儀、無ニ是非一存候得とも、此度の思召立、畢竟心底に落不申候故如レ此御座候。以上。

壬 八月八日

大石内藏助様

進藤源四郎

進藤不心得を論ず

此れが進藤が大石に投げ付けた、最初の絶縁狀だ。存寄とは何ぞや。此際の下は、無謀の舉であると言ふ一點だ。即ち因循持重、時節を待つと云ふ口實の下に、一生を無事に暮さんとする臆病の上塗りだ。惟ふに泰山前に崩れても驚かぬ大石も、其の親類にして、且つ最も親信したる進藤が、此の生死の十字街頭に於て、彼を捨て去るとは、神ならぬ彼も知る由なく、定めて意外千萬の感を做したのであらう。されば彼は寺井玄溪をして、進藤の不心得を論じしめた。寺井は淺野家御抱の醫師にて、大石同志者の一人、強ひて東下せんとしたるも、大石の切なる忠告にて、思ひ止まつた漢である。

進藤忠告を謝絶す

寺井玄溪今夕被レ參、御手紙拜見仕候。先以彌御堅固被レ成ニ御座候旨、珍重奉レ存候。然ば私共御手を離れ申候儀、御殘念思召候。此上可被レ仰談候思召候旨被レ仰下候。玄溪口上にて委細被レ仰聞候趣承知仕候。無ニ御捨置一玄溪を以仰下候段は、忝奉レ存候。然共常態之儀に御座候は、被レ入ニ御念被レ仰下儀に候間、何分にも仰

に任せ可申儀に御座候得共、外之儀とは品々違候儀に御座候。玄溪へも申候通、大方之儀にて御手を離れ可申様無御座候。先日申上候通、畢竟私心底に落不申候故、色々了簡を盡し、存寄御座候付、御斷申上候儀に御座候得ば、思召に隨候儀難仕候間、左様御心得被成可被下候。猶玄溪へ申達候趣、可被申上と奉存候以上。

壬八月廿二日

進藤源四郎

大石内藏助様

貴報

寺井同死を求む

然も世は様々、人様々である。一方には是非に同行せんとするも、御免を蒙ると云ふ進藤等あれば、他方には所謂の當時の長袖者流たる、醫師の寺井玄溪が、其の死生を共にせんと勇み逸つた。左に掲ぐるは、大石が彼を慰諭して、之を

大石の寺井慰諭

思ひ止らしめたるものである。

一筆致し啓上候。兼て度々被仰聞候御内存之趣承届御尤之至、別て致感信候。然共此度一同之御下之儀は、拙者始同志之頭立候衆銘々にも申談候通に、御下には不及儀と存候。御志を破り候段、無御本意可被思召候得共、元來御勤方違候貴様儀候所、御同道仕候ては、此方より駆催候歟と、萬一人口に可懸候段、互之無本意儀候。勿論戰場え醫役にて供奉之筈之儀候。是はさすが戰場には無之候。然ば御留り候儀、却て道理當然と存候。御身命をいとひ候て如斯申にては神以無之候。皆共何様にも罷成候跡にては、定て世間取々の毀譽可有之候。年月の寸志を能御存意之貴様にて候間、其時相應之噂被成被下候儀、專一之御芳志と頼置候。此段御聞届是非とも御留り可被成候。奥野將監も此頃被登(京都に来る)貴様御噂被申候。右同然に宜相心得拙者より可申通旨、吳々被申置候。猶惣右衛門

死後相應の噂を頼む

第八章 四三 人様々の世の中

(原) 傳兵衛(河村) 源五左衛門(小山) 源四郎(進藤) 十内(小野寺)等面談に、右之
通可ニ申述一候。恐惶謹言。

八月六日

大石内藏助

寺井玄溪様

人心惟危

果して此の通りであれば、八月上旬迄は、奥野將監も、未だ大石を裏切らず。
河村、小山、進藤の徒も、尙ほ未だ同志者の列を脱してゐなかつた。即ち進藤
の最初の脱盟書は、八月八日附であれば、此の書簡の日附の二日後である。所
謂る人心惟危く、道心惟微で、人の心程頼み難きものはない。

【四四】 奥野、河村、進藤、小山

小山の口實

進藤の申分が、偷生の口實たるとは、大石に於て固より熟知のことであつた。
而して進藤と一心同體とも云ふ可き小山が、如何なる口實を以て、大石を裏切
つたかは、今更ら詮議する迄もない。

口上

拙者儀只今迄、何も様御同志にて罷在候得共、各様思召寄と、拙者存
念相違之儀共御座候。依レ之存寄も御座候間、乍ニ心外一御手をはなれ、拙
者儀は一分之了簡を立可申候。左様御心得可被下候。右爲ニ御斷一如
此御座候。以上。

八月十日

小山源五左衛門

同 彌六

大石内藏助様

大石不心得を論ず

大石は尋常ならぬ父方の伯父に當る小山のことなれば、進藤に於けるが如く、

寺井玄溪もて、懇篤なる書を齎らし、其の不心得を諭さしめた。然も小山は之に應せず、左の返書を大石に與へた。

小山の斷

去る廿二日之御連札、今日寺井玄溪持參、致披見一候。彌御堅固珍重奉存候。然ば被仰聞一候。趣、將又玄溪へ被仰達一候。通、委細致承知、誠に被入ニ御念一御心底之段、悉く被仰聞一候儀、別て太悦奉存候。常體之存念に御座候は、御問柄と申、仰に隨可申儀に候得共、貴面にも毎度申達候通にて、各様御趣意とは、拙者存寄相違之上は不及ニ是非一候。然る上は御同志難仕候。神入幡色々と思慮を盡し、無了簡一御斷申入候儀に御座候。各様には思召立之趣意御達、拙者儀は存寄之一筋を相立候得ば、双方心底之通罷成候。猶又玄溪へも少々存念申達候。かりそめながら、不慮之儀にて御手を離れ、此段心外に存候以上。

壬 八月廿五日

小山源五左衛門

大石内藏助様

御報

流石の大量なる大石も、其の親縁なる進藤、小山の背盟には少からず、其心を痛めたであらう。

奥野の背盟

其他多くの背盟者中にて、彼の心に意外の感を懐かしめたのは、奥野將監であらう。奥野は千石の高祿取りにて、事件以後は、大石の推挽にて、大石に副うて、一般の機務、重要な大事に參與したる第一人であつた。奥野は他の淺野家の重臣等が、首鼠兩端、曖昧塗糊、身を謀りて主家を忘れたる中に於て、獨り大石を與みし、共に後事を經紀したる第一人である。而して彼が元祿十五年八月上旬頃迄は、京都にありて、大石と同志者と相語らうた次第は、大石の寺井玄溪に與へたる書中(參照 四三)を見ても分明だ。然るに思きや、彼も亦た背盟者の一人たらんとは。

大石の眞
肝吐露

大身者皆
了簡變更
佐佐小左
衛門

内藏介被申候は、若き者共、其外何れもへ御深志之儀共、於二拙者一扱々
忝存候。誠に御心安存居申候。少し是へ御寄り被成候へ、
御咄申度事共候と被申候故、御心易思召被下忝とて側に寄申
候。別の儀にても無之候。今度の儀に付、定て御傍輩中御批判と察居申
候。是に居申候者共大形小身なる者にて、大身成者も少しは加り可申
事と被思召候段、御恥敷候。如何にも大身成者も加り候へ共、皆々了
簡を替、不レ及レ力候。先奥野將監と申者、千石にて番頭を仕居申候。
今度赤穂にて私と何角申合せ、御目付荒木十左衛門様へ書付をも差上、
口上にて申上候儀有之候。江戸え御歸府以後、即刻土屋相模守様へ委
細被仰上候間、左様に相心得候へと、私並奥野將監え十左衛門様より
御書付被成被遣候故、兩人共に江戸え爲二御禮罷越候。右之通にて、
御老中様方にも御存の將監、其外城代佐佐小左衛門と申者は、三百石遣
し、城代申付、郡代吉田忠左衛門よりは、高座に召仕候者也。此小左

堀内慰言

肉食者卑

衛門若き時分御當家(肥後細川家)に居申たる様に承り候が、御覺無之哉
と被申候故、我等(堀内傳右衛門)申候は、何とやらお名は承りたる様
に御座候得共、慥に覺不申候。惣體當越中守入國前幼少の時、段々暇
を遣し、或は暇を貰ひたる者共御座候。又々被申候は、足輕頭三百石進
藤源四郎、同小山源五左衛門、同河村傳兵衛など申者は、知行も多く遣し、
足輕も預置、是に罷在候。原惣右衛門よりは上座に申付置候。剩右の
内には拙者のつづき有之者も御座候。一旦加り了簡をかへ不レ及レ力と咄
被申候。我等申候は、御心易思召委細の御咄忝存候。右の御
衆了簡を御替へ候儀、何ぞ譯も可有二御座候得共、只今各様に被對候
ては、被仰方も御座有間敷候。各様今度の御様子、兎角を可申様も無二御
座候。傍輩共と打寄感申候。惣體身重に御座候とも、小身者におとり
身命を捨兼申こと、古今傳へ候。(堀内傳右衛門覺書)
以上は大石が志遂げて、最早此世に何の望みもなき期間に於て、即ち細川邸

に御預け中、細川藩士堀内傳右衛門に向つて、覺えず其の眞肝を吐露したるものであらう。古人が肉食者卑しと云うたのは、茲に一片の眞理が見出さるゝ。

【四五】階級制度世襲制度の破産

封建制度の破産の鐵案と云はねばならぬ。赤穂義士中に背盟者、違約者、裏切者の續出したることは、或る意味に於ては、封建制度の破産の鐵案と云はねばならぬ。元來封建制度は、階級制度だ、世襲制度だ。世襲と階級とを以て、封建制度は全く經緯せられてゐる。然るに赤穂義士等が爪弾して、攪りしたる連中は、高祿にして譜第の者が多く、而して義士中の最も勇敢にして決死の士は、却て微祿にして新參者の内に、見出したではない乎。斯くては階級は何の爲めぞ、世襲は何の爲めぞ。いざと云ふ場合には、殆んど階級も、世襲も、何の役にも

封建制度の破産

全く無益の階級世襲

藤井安井

其他返還り連中

立たぬではないぞ。若し徳川幕府封建制度の仕組を、正當に行ふとすれば、第一に義徒となる可きは、江戸家老藤井、安井の兩人であらねばならぬ。藤井又左衛門―八百石―は、其の祖先が、淺野彈正少弼長政に仕へ、特に其の末子長重に家老として附けられたる、譜第中の譜第である。安井彦右衛門―六百五十石―は、淺野家の宗族だ。淺野家は安井姓を名乗り、長政の如きも、當初は安井彌兵衛と稱した。兩人は江戸家老として、恒に内匠頭長矩に従ひつゝあり。其の事變の責任の如きは、當然彼等兩人が負はねばならぬものと、云うても差支ない。然るに兩人は此の事變以來、只だ身の爲めに謀りて、何の爲す所もなかつた。其他番外番頭の近藤源八と、番頭岡林奎之助は、何も千石の家柄だ。然も近藤は軍學者たる其父三郎左衛門の名を辱しめ、岡林は義徒が目的を達したる後、殆んど犬死と擇ぶ所なく自殺した。若し夫れ家老の一人、大野九郎兵衛―六百五十石―に至りては、固より沙汰の限りである。其他番頭株の伊藤五右衛

硬派面々

門―四百三十石―、外村源左衛門―四百石、玉蟲七郎右衛門―四百石を始め、何れも高祿の士は、當初から軟派中の最軟派であつた。而して偶々大石に一味したる奥野將監―千石、河村傳兵衛、佐々小左衛門、進藤源四郎、小山源五左衛門の如き、何れもまさかの場合に、寝返りを打つたではない乎。

義徒の中、硬派中の硬派たる、堀部安兵衛が新參者であり、神崎與五郎が新參者中の微祿者であつたとは、既記の通りであるが。横川勘平の如きも、亦た新參にして、小祿の者であつた。彼は讃州丸龜の生にて、五兩三人扶持にて徒歩に召出された。徒歩と云へば、士分でなく、輕輩である。彼は事變の當時、赤穂より一里許り隔りたる、烟硝藏の番人であつたが、其報を聞くや否や、赤穂に馳せ附け、籠城の列に加はらんとを請うた。爾來彼は始終志を渝へず、恒に硬派中の最硬派として、同志を刺戟した。彼が元祿十五年十二月十一日附の書簡の一節には、

尤内藏助仕方箇様に延々にいたし、方々にもれ候儀、よきとは難し申候し

硬派は皆新參小祿

智愚賢不肖の顛倒

と云ひ。打入前四日に於てさへ、大石の餘りに持重であるを齒痒く思ふの意を漏らしてゐる。それは其の同志者が、最近になりて追々欠落するを見て、斯く憤慨したのであらう。

横川勘平は其の一例だが、概して義士の身分を調査すれば、新參でなければ小祿であり、或は兩者を兼たるものも少くない。固より其の首領たる大石の如き、立派なる除外例はあるが、然も如何に立派でも、除外例は除外例だ。

元祿時代と云へば、關原役後、僅かに百年内外だ。然も此の百年間の世襲制度、階級制度は、如何に智愚、賢不肖を顛倒せしめたであらう乎。之を他に徴證する迄もなく、赤穂事件の顛末は、極めて明瞭にその解釋を與へてゐる。如何に朱子學が流行し、如何に家康以來、林家其他の御用學問が流行し、如何に忠義節操を奨勵しても、能く之を行ふ者は、高祿、世襲の徒でなくして、却て封建制度の特例特權より、除外せられたる徒輩の中に、之を見出すことが多かつた。即ち忠節の種子は、其の苗圃に播殖せずして、却て苗圃以外の地に成長

封建制は形式のみ

した。元祿時代既に此の如し、況んや元祿以後に於てをや。事實の真相を語れば、徳川氏の封建制度は、今や殆んど形式のみとなつて來た。

三村次郎左衛門

商陽の故

予私におもふことあり、禮の懷弓に工尹商陽也。陳奇疾と吳の師を追時、奇疾にいはれて敵を射る。一人を斃して弓を懸にせんとするを尙勸められて又二人を斃す。一人を斃すごとに其目を掩て其脚をとめていばく、朝には不レ座、燕にはあづからず。朝に座して燕に預るは大夫殿上を許されし三人を殺す、亦反命するに足りと。孔子曰、殺レ人之中有レ禮とみゆ、其官卑ければ仕る所もまた是に應ずべければ、其士大夫にあらざるを自ことばとす。……義士の中三村包常門といふは、纒に厨下の小吏として其主姓をもしらざるべきほどの者なれば、同志の諸士あるひは財を貪がためならんと疑しかども、始終志を變ぜず、其祿を食ては其難に死すべしとおもへるなるべし。是も商陽がいふ所、孔夫子の禮ありと宣へるをもて見れば、厚に過るとも云べけれど、此舉高祿の世臣といへども免れて恥なきもの多き間に、如レ此は有がたしといふべし。予此記をよむことに包常が志を憐がために因にしるす。(近世奇人傳)

同志三村の心事を

第九章 四十六士の打入

【四六】 事前に於ける大石最後の書狀

敵情偵察成功

話前に返る。義徒の面々は、愈よ敵情偵察に於て、得る所があつた。而して彌よ其の實行の日が、眼前に切迫し來つた。彼等は吉良家の邸宅の圖面を手に入れた。而して吉良義央の起居に付ても、知る所があつた。此れは劍客の堀部安兵衛が、其の況き交友を利用し、又た神崎與五郎、前原伊助等が、吉良邸附近に、商店を開き、徹底的に偵察の効を擧げた爲めだ。

大高源五の情報

特に大高源五が、茶人四方菴山田宗偏の門人となり、此の手筋からして、吉良義央の動作を詳にするを得た。源五は十二月六日、吉良家の茶會を聞き、之を天幸となし、同志の議は、十二月五日の夜に打入を實行せんとしたが、同日は將軍綱吉が、柳澤吉保の邸に御成の爲め、延期となつたと聞き、何れも失望

打入期日の決定

十四日晝時義央の歸宅を知る

期日決定

した。然も源五は、更らに同月十四日には、吉良邸に年末茶會のある可き情報を得來つた。而してこの情報は、他の方面からも、斯く確められた。此に於て打入は愈元祿十五年十二月十四日の夜と確定した。尙ほ寺坂信行筆記には、

最 某とくに思ひ立可申候筈に候處、彼仁(吉良上野介)一圓不レ被レ歸候ゆへ、延引申候。極月十九日節分にて、此夜は必可レ被レ歸候。無レ左候は、大晦日の夜は是非歸宅可有之、此二夕の内相極申候。併是は翌朝元日は公儀え對し、不レ輕事も可有之かとの思わく有之。極月十四日の晝時、兼て申合の如く、大石三平(長雄同族津輕藩に仕ふ。大石無人の子)殿方より、上野介殿御事今日歸宅被レ成由、早速告來候處、大高源五殿彼師匠手筋にても聞出し被レ歸候。一三日中上野介殿手前茶客有之筈にて、支度に被レ歸候由、何れも不レ大形一悅、早速被レ致ニ用意一候。此れにて見れば、十四日夜の確定は、其日の晝頃である様だが、そは大藏謙齋

前は五六日

が之を評して。

其の一證

此記の如くなれば、十四日の手首尾は、俄に便を得たる如くなり。然るに小野寺十内極月十二日、京の妻へ送りし書に、やう／＼時至り、今日より三日は過ぎ申まじぞとあり。又十二月十日大石内藏助より、十内妻へ送りし書にも、最早間もあるまじくとあれば、十四日のことは、五七日已前に知れたり。と見ゆ。ケ様の内密は、吉右衛門は知らざること、見ゆ。とあるが、寧ろ適評であらう。更らに十四日以前に、此事が分明であつた一の證據とも云ふ可きは、大石が十三日、其の忠實なる若黨室井左六と、加瀬村幸七に、左の一書を齎らし、江戸を去らしめたる事である。家來左六、幸七、暇遣差登せ候間、一筆致三啓上候。甚寒に御座候得共、各様彌御堅固可レ被レ成ニ御座。珍重奉存候。其許御城主も被レ仰付、珍重之御事に御座候。前々之通無ニ相違一寺社領も被レ遣候事に候故、無ニ心元一存候。〔以下一節在府中の事は、既出。三七 参照〕

第九章 四六 事前に於ける大石最後の書狀

變節者に對する大石の憤慨

流石の大量なる大石も、變節者に對しては、此際胸に据ゑかねたものと見え、左の如く言明してゐる。

上方にて追々變心之者共之儀、御聞可被成候。其許(赤穂)へも歸り居申者多く御座候。佐々小左衛門父子、無恙可有之、上方にて岡本次郎左衛門、精屋勘左衛門、小山源五左衛門、進藤源四郎仕方不レ及ニ是非、人外之事共、品々様々之事共、申も御恥かしく存候。奥野將監、河村傳兵衛存外之儀どもに候。只今に至候ては、李之助(岡林)源左衛門(外村)惣左衛門(八鳥)了簡が増と存事に候。當地に下り候ても、中田理平次、中村清右衛門、鈴木重八、家來瀨尾孫左衛門、矢野爲助、爰許勝手にては田中貞四郎、小山田庄左衛門立退申候。古今不レ珍事候得共、是迄罷下候處に、右之通驚入申候。孫左衛門儀は、於ニ山科一達而差留申候得共、却而腹立申罷下、事急に罷成り立去候。當然拙者外聞と申、死後迄も人口喜悅申候處無ニ是非一次第に候。右之品々申入候事にも無レ之候得共、書付入候。

平穩なる感想

此の一節は、他人ならしめば、幾許の罵辭、痛語を累出す可きであるが、彼は却て平穩に、唯だ其の醜狀と、醜狀に對する感想を、説き出したに止まつた。特に瀨尾の如きは、大石家譜代の郎等にて、其の表裏反覆には、良雄も頗る意外の感に打たれたのであらう。

左六幸七の奇特

此度暇遣候家來兩人(左六と幸七)爰元無人、相宿も多候得共、晝夜骨を惜まず勤吳、過分不便に存事に候。急成事可有之と存、暇遣候。拙者存命二つも有レ之候は、此兩人人事は、何方へなりとも無心申、安座申候様に仕遣度程に存候。役にも立可申者にて候。若相應之思召も御座候節は、此者共之儀、御言葉を被添可被下頼存候。此れは兩人の若黨に付ての言だ。彼等を瀨尾と對照すれば、何人も此の兩人の奇特なるに感せざるを得まいと思ふ。

亡君の名譽と存す

此度申合候者共、四十八人(此中毛利小平太あり)にて、かやうに志を合申儀も、冷光院殿(長矩)此上之御外聞と存事に候。死後爲ニ御見分一遣置候

果して亡
君の名譽
揚る

家事に就
ての述懐

口上書一通、寫進申候。何れも忠信之者共に候間、御回向をも被成可
 被下候。其場にて生残り候者共、定而引出され、御尋御仕置にも可被仰
 付、勿論其段人々覺悟之事に候、可御心易候。尙様子御聞被成度候は、京
 都寺井玄溪へ御尋可被成候。様子候て能存罷在候。

彼が此の一擧を以て、亡君の怨を霽らすのみならず、亡君の爲めに、其の名譽
 を揚ぐるの事と信じたるは、前文にて明白である。然り淺野内匠頭の名は、全
 く赤穂浪人の一擧によりて、後世に聞えた。然らざれば彼の名は、唯だ除封録
 中の一行に留つたに過ぎまい。

將又拙者妻事、存寄御座候て、京方離別仕、縁者方へ返し申候。悴
 娘儀いか様に罷成候とも、今迄之事に候。併爰許へ罷越候て、承
 候得ば、次男吉之進事出家に成り、何方へ歎遣し候由に候。不存寄一事に
 候。以後萬々一無別條、世間に罷在候様にも候は、吉之進事は、一度
 武名之家をおこし候様に仕度事に候へば、少は心底に懸り申候。此儀も

死後の好
き噂依頼

存間敷事に候得共、人情凡夫之拙者に候は、御取敷事に候。乍去一事之邪魔
 に罷成候様なる所存、毛頭無御座候。御氣遣被下間敷候。

此れは彼が家事に付ての述懐である。如何に彼が周到の注意を、此の方面に
 廻らしたるかは、本文自から説明してゐる。

良雪様、去年以來之御申語、失念不仕、日々存出し、此度當然之覺悟に罷成、
 忝次第に御座候。日來御心易得御意候。各様故、別而御殘多、御暇乞旁
 如此御座候。死人に口なし、死後色々之批判とり、可有之と察存
 候。知貞御坊へも同前に申度候。遠林寺、神宮寺、若も噂も御座候は、
 宜敷御心得可被下候。恐惶謹言。

十二月十三日

大石内藏助 華押

惠 光様
良 雪様

第九章 四六 事前に於ける大石最後の書狀

神護 寺様

尙々此書狀、家來に可遣と存候へども、若道中にて滞候ては如何と存、差扣候。死後大津其許へ相達候様にと頼置候。家來兩人登せ申に付、昔の鬼王、童三郎もかくやらんと、泪に一笑申事に候。以上。

惠光は赤穂華岳寺の住持。良雪亦た其の徒弟として同寺にあり、今は新濱の正福寺の住持である。神護寺は、周世村にある大石家の寺だ。彼等は良雄の方外友人にて、却て此の人々に向つて、彼の眞面目は發露し來つた。

方外友人
眞情發露

【四七】 所謂る口上書

超越せる
大石の思
慮手腕

大石は當時の肉食者にしては、全く掘出物であつた。彼は之を天稟に得たる乎、境遇に得たる乎、教養に得たる乎。抑も亦た三者併せ得たる乎。何れにしても、

大石最も
大義名分
を慮る

一黨一派の統率者には、餘りあるの器であつた。彼は能く人に長たるの徳量を有したるのみならず、其の思慮と云ひ、手腕と云ひ、何れも他に超越してゐた。彼は此の大事を做すに當りて、一の遺算なきを期した。而して殆んど豫定の計企通りに、其事を實行した。

大石が尤も慮りたるは、其事の成否は勿論であるが、大義名分であつた。彼は唯だ其の目的を遂ぐるのみでなく、正々堂々として之を遂げんとを期した。彼は恒に大義名分と云ふことに注意した。されば萬一其事の未發に漏れて破れたる際には、如何にす可き乎と云ふことにさへ、心を配つた。

忠臣の存
在を證明

其節(此れは十二月二日深川茶亭に於て、義徒集會の節を云ふ。参照 三八)端々赤穂浪人共大分入込、上野介殿え含意趣一心掛申取沙汰有之。依之萬一公儀より御役人様迄被三召呼一御尋候ば、有禮に可ニ申上、不殘被三召寄一御吟味被レ成候様にと、赤穂引渡已後の始末、眞直に可ニ申上との相談有之事。(寺坂信行筆記)

乃ち大石等の目的は、單に敵の元を得て、自から快しとするのみでなく。其

宣言書作

志は亡君の爲めに、身命を抛つて、其怨を盡さんとする忠臣の存在するを、天下に證明するにあつたことが判知る。されば愈よ打入の日時の定まるに際して、豫じめ左の如き宣言書を作爲した。即ち大石が其の方外の諸友に向つて、「口上書一通、寫進候」(參照 四六)と云ひ送つたのが、それである。

淺野内匠頭家來口上

去年三月内匠頭儀、傳奏御馳走之儀に付、吉良上野介殿へ含意趣罷在候處、於殿中當座難忍儀御座候て及刃傷候。不辨二時節場所一働、不調法至極に付切腹被仰付、城池赤穂被召上一候儀、家來共迄畏入奉存候。受ニ上使御下知、城池差上、家中早速離散仕候。右喧嘩之節、御同席に御差留の御方有之、上野介殿討留不申候。内匠頭末期残念之心底、家來共難忍仕合に御座候。對ニ高家御歴々、家來共挾鬱憤候段、憚に奉存候得共、君父之讎不可共戴、天之儀、難默止、今日上野介殿御宅へ推參

仕候。偏に繼主之意趣之志迄に御座候。私共死後、若御見分之御方御座候は、奉願ニ御披見、如是御座候。以上。

元祿十五年十二月 日

淺野内匠頭長矩家來

大石は豫じめ此下に義徒の姓名を列記す可く用意した。而して右は屋敷より引取候節、文箱に入れ、竹に挿み、場所に立置く可き事を命じた。其の用意の周到なる、以て知る可しである。

是れ吉田の草按

抑も是等の文書は、大石の命を承けて、吉田忠左衛門等が草按したものであるとは、

誓詞前書文言(參照 三八)忠左衛門殿數通被ニ相認一候事。

一 公儀え被ニ差出一候口上書も、忠左衛門殿(吉田)惣右衛門殿(原)兩人の文言にて埒明候事。清書は惣右衛門殿相認候。(寺坂信行筆記)

とあれば、分明だ。然も其の文面の上に於て、公儀に對して遺恨を含んだので

用意周到

公儀に意趣無し

もなく、意趣を晴らしたのでもなく。公儀の大法によりて、内匠頭の處分には、恐縮の外なく、悉く之を遵奉、踐行したるも。翻つて亡君の心事に想到すれば、臣下として其儀黙止し難く、此舉に及ぶと云ふ意味明白である。されば如何に、酷吏ありて羅織を事とせんとするも、苟も此の宣言書ある上は、赤穂浪人の行動は、公儀に對する反抗でなく、全く吉良氏其人に對する、内匠頭の喧嘩の延長と見るの他はない。

公明正大に遂げんと志す

故に曰く、大石は單に其の目的を遂ぐるに止まらず、之を公明正大に遂げんと心掛けた。即ち詳に分析すれば、彼等は吉良上野介の元を得て、亡君の怨を晴らすと云ふことの外。天下に向つて内匠頭の家來共は、此の如き主旨に由りて、此の如き事を成就したと云ふ事を、宣揚するにあつた。而して此れが亡君の耻辱を雪ぎ、名譽を恢復する所以と、心得てゐたとが判知る。

【四八】 打入出立の模様

打入手筈評定

一切準備は出來た。今や彌よ其の宿望を達す可き時節は到來した。而して宛も是れ十二月十四日、その十四日は、亡君の忌日である。されば大石を始め、幹部連とも云ふ可き輩は、相約して高輪泉岳寺なる冷光院殿の墓に詣り、方丈に立ち寄りて、愈よ打入の手筈を定めた。其の一般方略は、既記の通りである。(參照三八)

打入部署

先づ甲乙二隊に分れ、東面の表門に向ふ甲隊は、良雄自ら之を率ゐ、西面の裏門からは、乙隊の將として、大石主税之に向ひ、吉田忠左衛門、小野寺十内の二老人が、その後見役と定つた。而して何れも三人一組となりて進退し、合言葉を以て、暗夜に於ける同志打を避け、目指す吉良上野介を打取り、その他は抵抗する者以外に、決して無用の闘をなさぬ様申合せた。而して何れも今夜丑の上刻、(午前二時頃)豫定の三箇所集合す可く相談した。

集會場所

其の三所は、第一は本所林町の堀部安兵衛の宅、第二本所三つ目横町の杉野十平次が宅、第三本所二つ目相生町神崎與五郎、前原伊助等の開店したる小豆屋、米屋の合同店であつた。堀部、杉野は、何れも劍客の浪人との觸込なれば、多人數の集會には、極めて好都合であつた。云はゞ堀部安兵衛宅が本營で、杉野の宅が前衛、神崎、前原の店は、吉良邸に尤も接近したれば、その前哨とも云ふ可きものであらう。

銘々離杯を酌む

銘々宿々へ、明日俄に上方へ登るとて、店賃等無滞拂、暇乞迄心靜に仕廻、荷物なども片附、暮過より入魂の者の方へ、今宵より參候由、銘々出立の裝束、自分風呂敷包首にかけ被三罷出一候。夫々兩國橋の前、矢の藏跡米澤町堀部彌兵衛殿借宅被致、是へ何れも立寄、暫く門出の祝儀とて盃等有之、賑々敷御座候。夫より思ひく堀部安兵衛殿、杉野十平次殿、前原伊助殿、此三家追々住込被申候。忠左衛門殿(吉田)澤右衛門殿(吉田)惣右衛門殿(原)其外六七人は、兩國橋向川岸町にて龜田屋と申茶屋へ立寄、蕎麥切など

堀部宅の特別振舞

申付 緩々と御休息被致候。八時(午前二時)前三つ目堀部安兵衛殿宅へ被參候。内藏助殿父子一所裝束被致候。(寺坂信行筆記)

此の如く同夜は最後の名残なれば、その時刻の近く迄は、何れもそれく最寄にて、離杯を酌んだのであらう。大石は小野寺十内と共に、初更の頃に駕に乗りて石町の旅寓を出で、兩國矢の倉米澤町なる堀部彌兵衛の宅に立ち寄つた。堀部は同志中の最も年長者(七十六歳)だ。此處にては討人の首途を祝す可く、それく準備してあり、既に同志の彼是や、又た彌兵衛の姪佐藤條右衛門、堀部九十郎なども、間接に今夜の快舉を援く可く來會したるに。宛もよし大石、小野寺の來りたれば、搗栗、昆布に、寒鴨を調理して、菜鳥の吸物さへ設けられ、大石始め何れも興に入つた。抑も彼等が裝束に就ては、

同志の裝束

一 仲間衆頭巾の内へ鉢金くさり入候儀同前、外廻り銘々物好により取有之、忍緒緋縮緬しらへ、或はさなだ打用之。

上帯

一 はだ著淺黄無垢、白無垢綿子、此類を著け、著籠の上銘々思はく次第、しゆす、しゆらん、さらしどんす、此類を包み、籠手、脛當、何も手巾少々有之、多分は無之、本鐵甲本小手用る衆少々有之候。上著何れも黒小袖定紋付、味方相印、兩袖さらしを縫付て、右の後に銘々苗字名乗書付、或は生國など書く衆有之候。小袖の裏は、多分紅桃色を付、下帯は多分は緋縮緬、ひさや、老人衆は白紗綾用る。仕様如此候。

一 上帯並くさり帯、銘々物好き次第、常の帯用るもあり、さらし用るもあり。

股引足袋

辭世發句
有るも

一 股引、いづれもくさり入、染色いづれも思ひく。すね當鯨のひれにて細工仕もあり。本手のも有之候。足袋わらぢも面々存付次第なり。

一 金草にて長六七寸づ、或は二寸程づ、銘々家名乗書付、後の襟に付るも有之候。不付も有之候。辭世發句など襟に付るも間々有之候。たすき大さなだ、緋縮緬、又しらべ、此類用。

藥品鳥目

長備きの
食物

一 懷劍並早繩など持參衆少々有之候。

一 相圖の小笛、銘々糸を付、前の襟に付る。

一 銘々に息合氣付などを絹に包み、糸にて襟に付、働之節含候積の事。尤血留藥銘々に持參、金子一歩づ、鳥目少づ、持參也。

一 長備の給もの用意、又何ぞつかへざる爲也、見合猶申筈也。猶又當分の爲とて、餅、焼飯など少々懷中被致候。右の通用意致し、前夕より着類とくと香を別て奇麗に心被付候。〔寺坂信行筆記〕

一般出立の模様は、此にて大概盡してゐる。乃ち事實に於て、先づ此の通りと認む可きであらう。

【四九】吉田父子の行装

寺坂吉右衛門

吾人は事の煩屑を厭はず、茲に寺坂信行—吉右衛門—が、吉田父子の出生に就

て、記したるものを掲ぐるであらう。元來寺坂吉右衛門は、吉田忠左衛門の家來であつたが、その推薦にて足輕とな

記事信憑すべし

り、吉田の粗に屬してゐた。彼は此の如く身分の輕きものであつたが、其の性質愨實にして、才幹あり、始終義徒の間に勵りて周旋し、その爲めに同志にも調法がられてゐた。而して彼は實に打入の時迄同志と共にしたが、その時にな

忠左裝束

りて、彼の一身は飄然として消え去つた。此の筆記は、事後に寺坂が其の事件の顛末を記して、他に贈りたるものなれば、中には臆測、若しくは一知半解、或は記憶の誤り等もある可けれども、其の舊主たる、吉田父子に關しての記事の如きは、尤も信憑す可きものと云はねばならぬ。

名前書付

一 忠左衛門殿、頭巾黒革にて白革筋甲形、八幡座色革にて三重座、眉庇猩々緋、吹返し白羅紗、かきの布裏、惣廻りさ、縁とり、忍びの緒縮緬、肌着綿入、淺黄羽二重兩面尺腰切、著込同前、袖なし、其上に著込著す時に、さらし一重差の籠手をさし、手の甲なし。其上着黒小袖、家之定紋付、但茶裏、手ぬぐい緒、股引茶羽二重、尤裏付、股の間へ鎖を茶絹にて包み紐を付、佩立の様に拵へ、當日同絹にて包用る足袋染和屋、外縫にして陣わらじ用候。下帯飛さやにて外に紐をぬひ、衣服の襟にかけ被申候。是は着込下故、此紐にてのべちぢめ自由可致爲なり。刀長二尺六寸禰定一代目銘有脇差古高田菖蒲作長一尺五寸に、小刀信高在銘、裡けみ、表貝盡し、扇公儀へ出し候時書付控懷中采配懷中被致候。鎗持參。

辭世

一 上着の兩袖をさらしにて、小袖の上に縫付、右の袖の外に、吉田忠左衛門兼亮と書付る。味方相印何も如し此。

兼亮

君が爲おもひぞつもる白雪を、散らすは今朝の峰の松風。

忠左の身柄

短冊紙に如レ此相認、甲のしころの裏に付る。たすき大さなだ打用之。
吉田忠左衛門は、年配から云へば、六十二歳の長老だ。位地から云へば、二百石にて、足輕頭、兼郡奉行だ。而して經歷言行は、一味中の尊崇したる所にして、隠然副首領の位地にある一人だ。以上を見れば、如何に彼の武者振りが立派であつたか判知る。

澤右裝束

尙ほ其子澤右衛門に就ては、左の記事がある。
一 吉田澤右衛門殿頭巾、白唐木綿にて、しころを付、頭形巴、但内鉢金、猶又請裏へくさり入、惣裏本紅、忍びの緒しらべを用る。頭巾の後、綴懸て、吉田澤右衛門兼貞と書付申候。肌着淺黄羽二重、綿入兩面なり。此上に着籠着す。籠手をさし、手の甲なし。肌着の尺着込の長同前、黒小袖定紋付、紺紅裏、上着の兩袖晒布にて、袖形に引込縫付る。右の肩の後に吉田澤右衛門兼貞、肩書に兼亮嫡子行年二十八と書付申候。うへ手拭、帯下帶掛縮緬、上帶さらし四重廻り、股引淺黄羽二重、裏付、本紅の間に鎖入、腰當同

元祿時代の活躍

事前の推量者

絹にて包あて申候。足袋淺黄、外縫にして陣わらしを用、たすき斜縮緬かうし染、刀二尺五寸、關孫六二代目、兼て沙汰有之、人々存候程のわざもの、脇差長一尺八寸忠繩在銘小刀、信高柄、武藏野、裏裏み、大小の拵、略之、兼て今度の晴れとて心を著被レ指候。扇、はな紙、大まさかり持參、取鎌、屋根のり細引。
右父子の裝束、如此候。
此れは寺坂が、其の舊主父子の爲めに、斯く詳細に録したるものであるが、此を見ても元祿武士の何物であるかと、想像せらるゝのみでなく。又た元祿時代其物が、躍如として活現せらるゝ感がある。尙ほ寺坂が記事中に、
一 忠左衛門殿出立の時分着籠、去御旗本衆兼て御懇意に付、此度の事共少しは御推量有之にて、あなたか著籠被レ遣候節、御着用頼入と被レ仰進候。是も忠左衛門殿日頃有念御感心、尤と被レ存候。
との一節がある。之を見れば、如何に此舉が、公然の秘密で、江戸に於ける或

る人々の間には感付かれ、嘆ぎ出され、推量せられ、猜知せられてゐたかゞ判
知る。而して更らに其の同情が、如何に義徒等に便宜と、聲援とを與へたかゞ
判知る。

【五〇】吉良邸打入の顛末

打入顛末
の起草

所謂打入の顛末に就ては、随分小説らしき面白き話があるが、然も其の尤も
信憑す可きは、其の目的を達したる後、細川邸に預けられたる際、大石、小野
寺、原の名を以て、寺井玄溪に與へたる一書であらう。此書と同文が又た、吉田
忠左衛門の名を以て、細川藩士堀内傳右衛門より、吉田の婿、本多中務大輔家
士伊藤入郎右衛門に達せられてゐる。何れにしても此の覺書は、幹部連の申
合にて、事實を明白ならしむ可く、原惣右衛門が執筆したものらしい。(按ずる

實上剽出

に堀内傳右衛門覺書に、細川藩士平野九郎右衛門、堀内平八等が、吉田忠左衛門、原惣右衛門に、今度の一
件覚増承度との希望に應じ、翌晩夜に入、原惣右衛門紙敷の物を書被下候とあるは、此の覺書であらう。

實は四十
六士

一 十二月十四日之夜、惣人數四十六人本所へ集り、堀部安兵衛、杉野十平
次借宅にて支度いたし、實の上刻(午前二時)吉良上野介殿屋敷へ罷越候。
此處に四十六人とあり。而して内藏助の元祿十五年十二月十三日附にて、赤穂
華岳寺の和尚等に與へたる書中には、四十八人(參照 四六)とあるは、毛利小平
太が、十三日に逃亡し、寺坂吉右衛門が、十四日即ち當日に逃亡したるが爲め
だ。故に四十七士と云ふも、正確に云へば、四十六士である。

闖入状況

屋敷脇にて人數二手に分、表門よりは階子を掛、屋根を乗越入候。裏門はか
けやを以、打破り押入候。

家中搜索

二隊の士は、此の如くして吉良邸に闖入したので。
表の玄關、隠居の玄關打破り候處、出會候者は、突臥、或は討捨仕
候て、上野介寢間へ亂入申候處、上野介殿は、寢所を逃しかくれられ

雜人用捨

屋敷内打廻り

炭部屋に
て一首級

候に付、表裏より押入者ども、家内戸はめを打破り、無二殘所一尋申候。玄關番人、其外近習勝手まはりの泊番之者と相見候て、出會候者共、大形討捨申候。其内には手負半死の者も可有之哉難レ計候。事所邊にては、雜人も有レ之と相見候。然共敵對致して勝負仕候者は、三四人斗、残りの者共は、立あひ候に不レ及、通り合に打捨、雜人と慥に見届候は、如レ形用捨仕候て、逃去次第に仕候。表門裏門より押入候時、番人の内出合候もの二三人討捨候。番人之内、たち合候はぬ者はたすけ置候。表門裏門二三人宛にて堅め罷在候て、屋敷の内打廻り、ひたと聲を掛候て、出合候者可有レ之哉と、心掛候へども、長屋の侍共は出會不レ申、漸く二三人罷出候は突留候と覺ゆ。其内の者共死生の處は、未明之内故不レ分明候。右の通り家内無限尋ね搜し候得共、上野介殿相見へ不レ申。然る處勝手の内

を取る

右首級
央と決定

同志を裏
門内に集む

炭部屋と相見へ候所に、戸を立候て在レ之を、さかし殘候處見出候て、戸打破り申候。内に二三人有レ之と相見へ、内よりむざと仕たる物を擲うち致し防申候所、嚴敷せり詰申候に付、兩人兩度の外え切出申候て、少々働申候を、則討留申候。残り候者を、間重次郎一鎗突申候處、脇指を抜あわせ申を、武林唯七一刀に切とめ申候。此死人年來上野介にても可有レ之歎と心付申候所在レ之、裝束を見申候處、下著は、白小袖にて候。然ば面の内身の内にも、古疵可有レ之と懸二吟味一申候。處、面の疵は當座の疵にて不レ分明候得共、脊の疵慥に相見へ申候に付、首を十次郎揚させ候て、白小袖に包、表門の内え出、其前ほど、爲二案内一とらへ置候。表門の番足輕にみせ候處、無レ紛上野介殿するしにて候と申。右討留申時、懷中の守袋二つ御座候を、是も證據にと、其場所の者共取添致二持參一候。右之後、彌出會候者一人も無レ之に付、長屋の前にて、上野介殿討取候

事聲を立て申觸候得ども、戸を引立候まゝにて、出候者も無御座候。上野介殿うち留候上、外に存念無之に付、裏門の内へ惣人數呼聚め、名書の帳面を以て、人別に呼出し相改め、打入候人數無相違あつめ、裏門より退出候。人數の内、深手負候者一人も無之候。薄手負候もの一兩人御座候。

徳裕紳々

此れが極めて簡明なる打入の始末書である。彼等が進退の際、綽々として餘裕あつたのは、流石に決死の士であると興に、其の統率者に大石の如き、大器の士あつたが爲めであらう。

尙ほ吉良上野介打取の始末に就ては、左記が最も詳悉してゐる。

吉田忠左の打取物

一 吉田忠左衛門被申候は、拙者は今度裏門より打入申候。大方隠居と申ものは、奥座敷裏の方に建申事世の常に御座候故、幸と存吟味仕候處、葎垣有之、雪隠の様成所に人音仕候故、押破參候へば、何者か其儘座敷へはいり申者有之候。大形は臺所より仕込申候かこの様なる處を、

左兵衛出合

兩方より迫込候處、三人居申、皿又は茶碗、炭杯を抜打に致候故、間十次郎其儘鍵つけ申候。上野介殿前に兩人立ふさがり防ぎ申候者、殊の外働き申候。兩人共打果申候。上野介殿も脇差をぬき振廻申候處を、十次郎鍵つけ申候。印を揚見候へば、古疵らしき處も見え、白小袖を著にて候。よく吟味候へば、上野介殿に極り申候。只今迄も能寝被申と見へて、蒲團も暖に有之、刀斗有之候。初め兵衛殿も長刀にて出會被申候へども、手を負其まゝ、長刀を捨退被申候。夜明候て、長刀を見候へば、金具に定紋附、拵結構に有之候故、扱は左兵衛殿と存當り申候。手向仕候者は討捨、逃落或は構はぬ者をば、其儘召置候様にと、兼て内藏助申付置候故、其通りに何事も仕候。

〔堀内傳右衛門覺書〕

是は上掲大石等の書簡の註脚とするに足る。如何にも當時の様子が、手に取る如く分明だ。

見物人の物語

表門より押込

打入實況

十四日の晩近所より見分出申者の物語、上野介殿屋敷を百人餘り程にて取巻、表門前に三人引はなれ居候て下知仕候。一人は挾箱に腰を懸居申、如何様候歟と尋可申と右三人に近寄申候處、あの方より、御氣遣は無之ものにて候、御用候は、近より可被仰聞と申候故、立寄候へば、挾箱に腰を懸居り候もの、嚙御聞及も可有之、凌野内匠頭家來、主人の敵故に上野介殿へ今晚夜打仕候間、御氣遣無之御通り可被成候。御見物被成候事にては無之、御見物は互の爲に不レ宜候。是非御覽候は、物蔭より御覽候へと申候故、遠より見申候。屋敷取巻候時分は九ツ半時分、半時ほど過候て太鼓打、表門より押込候。追續裏門より松明にて打入候て、又一時斗物音靜に有之候て、男女の聲夥敷泣立、血の匂ばつと仕候。暫時の間泣音やみ不レ申、又一時程有之、屋敷外に半分過も残り候て外廻りを堅め申候。引拂之節五十人ほどの人数にて回向院へ參候様に見及申候、以上。

〔江赤見聞記〕

【五一】 吉良側の防鬪

吉良邸在留人数
闘死者

翻つて吉良側を見れば、豫て上杉家より、萬一の際とて、用人を除きて、護衛の士、十一人を差遣しありたりと云ふが、彼等は果して如何なる働をなしたる乎。當時吉良邸には、九十餘人の者が居たと云ふのだが、其中にて闘死したる者十六人、而して負傷したる者實に廿餘人であつた。今ま試に屋代弘賢の收存したる、當時檢證の公文書によれば、

吉良上野殿家來死人

南長屋出口にて	小林平七
居室の庭にて	鳥井理右衛門
座敷居間の次	・用人 須美與一右衛門
玄關にて	中小姓 齋藤清左衛門
臺所にて	同 左右田源左衛門

第九章 五一 吉良側の防鬪

二五九

同	玄關にて	同	部屋出口	同	臺所	小玄關にて	長屋出口	臺所	同	馬屋前にて	小玄關前にて	右十六人	右之内十一人は刀脇差に血付切込等あり、殘五人は働不し知。
中小姓	新貝彌七	祐筆	鈴木元右衛門	坊主	鈴木松竹	中小姓	清水一角	同	表門番足輕	半左衛門	中間一人		
	小堀源次郎		笠原七次郎		大塚治郎右衛門								

昔若干は抵抗

とあれば、彼等は不意なる大敵の襲撃に對して、少くとも多少の抵抗を試みたるに相違ない。之を安政年間水戸浪士が、櫻田門外にて、井伊大老襲撃に際し、大老の供廻りの者共の働さに比すれば、寧ろ吉良上野介は、より忠實に、より勇敢なる家來を持てゐたと、誇る可き理由があるかも知れぬ。

手負者

手負者	小玄關にて	小玄關にて	小屋出口	同	右之者居間にて	同	小屋出口	當番	近習	松原多仲	齋藤十郎兵衛	清水團右衛門	宮石所右衛門	宮石新兵衛	小牧新八郎	加藤多左衛門	永松九郎兵衛
-----	-------	-------	------	---	---------	---	------	----	----	------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------

小屋出口
玄關當番
座敷當番
小屋出口
同後
同

中小姓
同
杉山三左衛門
天野定之丞
堀江勘左衛門
伊藤喜右衛門
杉山與五右衛門
石川喜右衛門

表門番
臺所役人
大河内六郎右衛門
足輕二人
中間三人
門番一人
駕籠者一人
馬取一人

右二十三人

一 左兵衛殿、面に一ヶ所、後に一ヶ所。
一 上野殿骸圍爐裏の間に有。

家老 齋藤宮内
同 左右田孫兵衛
同 岩瀬舍人

如何はし
き舉動者

此の手負者の中には、如何はしき舉動の輩も、混じてゐたらしい。特に齋藤、左右田、岩瀬三人の家老の如きは、

戸を開け覗き候て、かすり疵を負ひ候。之に依て相控へ、其儘能出申候へば、上野介討れ、左兵衛手負居申候。

と、苦さ口上書を出してゐる。檢使も彼等の疵をば認めぬ程のものであれば、恐らくは彼等が下水口から邸外へ匍出したる際の際の、擦過傷であつたかも知れぬ。

又た杉山甚五左衛門、石原彌右衛門、榊原五郎右衛門、古澤善左衛門などの逃遁者さへあつた程なれば、固より其の多數者は、當初より屏息してゐたに相違

逃遁者

最も勇敢なる闘者

ない。併し中には随分男兒らしく、防ぎ闘うた者もあつた。乃ち小林平七の如きが、その一人であつた。彼は上杉家より富子の入興に随ひ來り、吉良家に於ても、出頭人の随一であつたが、當夜は目覺しく闘うた。彼は百五十石を領し、四十三歳にて闘死したと云ふ。牧野春齋は、江戸町家の子であつたが、其の敏慧を以て義央に寵せられ、茶道坊主として左右に侍したが、最後の場合に、尤も目覺しく働き、遂ひに義央に殉死した。

吉良家亦人あり

吉良家届書

看來れば、吉良家が四千五百石の小祿として、縦令上杉家の背景ありたりとは云へ、其の家中に無しと云ふ可からずだ。尙ほ吉良家より幕府に對しての届書は、左の通りであつた。昨十四日夜八つ半過、上野介並拙者罷候處へ、淺野内匠頭家來と名乗、大勢火事装束の體に相見へ押込申候。表長屋の方は二個所に梯子を掛、裏門は打破、大勢亂入致し、其上弓、箭、鎗、長刀など持參、所々か切込申候。

家來共防候得共、彼者共兵具に身を固め參候哉、此方家來死人手負多有之、亂入候者へは手を負せ候ばかりにて、討留不申候。拙者方へ切込申候に付、當番之家來傍に臥居候者共之を防ぎ、拙者も長刀にて防ぎ申候處、二個所手を負、眼に血入氣遠く罷成、暫く有て正氣付、上野介儀無心許存、居間へ罷越見申候へば、最早討れ申候。其後狼藉之者共引取、居不申候。

十二月十五日

吉良左兵衛

此れは上半は事實であり、下半は若干修飾である。左兵衛義周は、長刀もて立ち上つたが、武林唯七の爲めに、唯だ一撃にしてやられ、乍ち却走し去つたのであつた。尙ほ當時吉良邸には、婦女子を除き、上下百四十八名の男子がゐたと云ふ説がある。「元祿快舉錄」其の確數は分明でないが、百名内外と見れば、大なる間違はあるまい。

若干は修飾

【五二】 吉良邸の近隣及び上杉家

比隣合壁の傍觀

牧野一學の口上書

吉良邸に於ける比隣合壁の諸屋敷に於ては、果して深夜の騒擾に氣付かなかつたであらう乎。否な何れも薄々其事を知つてゐたに相違あるまい。されど障らぬ神に祟なしの言葉通りに、何れも知らぬ顔して、傍觀してゐた。

吉良邸東表門の對面は、旗本牧野長門一學の邸である。彼は駿府在番中であつたから、其の家來は、左の口上書を呈した。

昨夜七つ時前、火事出來候様人聲仕候に付、罷出見申候へば、吉良左兵衛殿屋敷之内、聲高に聞え候得共、様子曾て知れ不申、門外に控へ罷在候處、其後何の騒敷體も無御座候故、其儘に仕置候。

午 十二月十五日

牧野一學内
茂木藤太夫

本多孫太の狀

又た北隣の北東角邸の本多孫太郎も、在國中であつて、其の家來から、左の一書を差し出した。

昨夜七つ時前、物騒敷候に付、罷出候處、吉良左兵衛殿屋敷夥敷騒ぎ、火事出來之體に候得共、様子一切知れ不申、其内鳴りも静り申候。

午 十二月十五日

松平兵部大輔内本多孫太郎家來

眞柄勘太夫

土屋主税の警戒

主税の口上書

但だ北隣の土屋主税は、赤穂浪士等よりの内意を聞き、武士の情けとして、吉良邸の境には、高張提燈を立て連ね、自から其下に牀几を据ゑて張番し、家臣を指揮して警戒を嚴重にしてゐた。此れは萬一吉良父子が、牆を踰えて、此方に逃げ來る際には、義徒に應援する覺悟であつたらしい。彼が幕府の檢問に對する口上書は、左の通りである。

昨夜七つ時前、吉良屋敷騒動候故、火事にて候哉と存罷立候得者、喧嘩

之體に相聞え候に付、家來共召連、境目迄罷出、固候て有之候處、堀越に聲を掛け、淺野内匠頭家來片岡源五右衛門、原惣右衛門、小野寺十内と申者にて候。唯今主人之敵上野介殿を討取、本望を達し候と呼はり申候を、堀越に承申候。夜明時分裏門より、人數五六十人程罷出候、様子見え申候。尤火事裝束之體に相見え申候。未聞く候て、睨と認め不申候。

午十二月十五日

土屋主税

土屋口上
書に答な
主税の物
語

果して此の口上書は、信憑す可き乎、否乎は、分明でないが、事實は先づ此の通りであつたらう。當時一般の人氣は勿論、幕府の役人等も、概して赤穂浪人に同情したれば、斯る口上書を出したりとて、別段その咎めを受くるが如き心配は無かつたであらう。尙ほ土屋主税の措置に付ては、室鳩巢の鳩巢小説に、左の如き記事がある。此れは其の翌日新井白石が、親しく土屋主税から、聴き取りたる話である。

忠左より
土屋家へ
の豫談

土屋家
に
聞
え
來
る
聲

一 赤穂義士仇討の時節、吉良上野介宅に押寄候て、先隣屋敷土屋主税方へ、吉田忠左衛門方より、使者を差越候而申候は、淺野内匠頭家來共、主人の敵にて候故、只今吉良上野介殿御宅へ押入申候。騒動に可及候間、前廉に御案内申上候。士は相互の儀に候間、無御構御討せ可被下候由申入候。主税聞被申、心得候旨返答有之、扱家來を堀際へ出し、挑燈指上させ、其下に射手を揃、若堀坏乗越申者候は、射て落候。様にと申付、其身は床机に腰を掛け、事済候迄居被申候。由に候。隣の義に候故、手に取候様聞へ申候。無念成事に候、取逃候と相見え、尋候へ共見え不申旨、口々に申聲致候へば、忠左衛門聲して、少もせき申間敷候。見へ不申候へば、夜明け候ても、明日一日掛り候ても、尋可申候。心靜に随分さがし候へと申聲いたし、其後有様に申さぬかと、大音に誰やらん申候。又一人額の疵を見よと申聲致し候而、暫く致し、大勢の聲にてワツと泣き申聲致候。是は上野介殿シルシを揚げ候て、悦泣と聞へ申候。

再び忠左の申入

首尾整へる義士の振舞

上杉家の不面目

其後又忠左衛門方より、土屋主税へ使者を指越、只今上野介殿を手に入候付、目アカシの者共に見せ候へば、紛れもなき上野介殿にて候由申に付、御首を揚げ申候。右御案内の爲、又申進候由申越、其儘引申候。最前押込申時分、障子戸など掛け矢にて打破り申音、竹などひしぎ候様に聞へ申候由。其翌日新井氏（白石）主税方へ被參候て、直に主税が咄聞被申候。主税が方に浪人、是も先年父やらん兄やらんの敵を、立派に打申候者居申候。此者も其夜の有様、目のあたりに見聞仕候て、我を折り申候。中々あの様に静り候様には、及不申事に候。上野介殿を討申迄は、首尾整ひ候様の義有之候共、仇討濟候て、跡迄一つも難なき様仕廻申候事、格別の義と存候由、新井氏物語に而候。

何れにしても彼等の進退は、立派なものであつたに相違ない。此の事件に就て、面目を損じたのは、上杉家だ。上杉弾正大弼綱憲は、吉良上野介の子にして、其子民部大輔吉憲は、吉良左兵衛義周の實兄だ。而して吉良

問題は上杉家存亡

紀伊綱教の忠告

上野介夫人富子は、上杉綱勝の妹である。吉良家と上杉家とは、實に三重の縁に繋がつてゐる。されば吉良家は、當然上杉家の保護の下に措かる可きであつて、上野介が看すく其元を、赤穂浪士の爲めに奪はれたのは、實に上杉家の武を傷けたものと云はねばならぬ。

併しながら問題は面目でなく、上杉家存亡である。若し萬一此際干戈を動かすが如きあらば、相手は赤穂浪人である。勝つても、負けても、其の損害を被るものは、赤穂浪人でなく、上杉家でなければならぬ。即ち其の結果は何れにしても、上杉家其者が、赤穂浪人と刺違ふること、なる。

されば幕閣に於ても、此事に就て深く掛念し、紀州中納言綱教卿の代理として、水野土佐守、及び同族佐竹修理大夫等驅け付けて、兎も角も赤穂義士を相手に、兵を動かすが如き、不心得なきを愚論した。云ふ迄もなく上杉綱憲は、綱教卿とは、義理の兄弟である。卿の姉君爲姫の夫が綱憲である。斯る筋合からの忠告もあり。又た上杉家の家中に於ても、如何に吉良家とは、親密なる姻縁なれば

爲に浪士
無難に引
き揚

とて、吉良家の爲めに、上杉家を犠牲とす可きものでないと云ふ論、勝を制し、遂ひに其事は止んだ。此の如くして赤穂浪士は、無人の地を行くが如く、白晝公然、泉岳寺に引き揚げた。

赤穂義士の引揚

押込様子

聲を揚げ
て引上

淺野内匠家來押込候様子に其勢百五十人程にて御屋敷を取巻、内にも忍び入、御殿の口々小屋々々の口々へ人数を付置、火事と申、表門裏門にて太鼓を打、聲を合、門の戸を懸樋にて打開押込、弓を射込、出る者は切ふせ、殿中へ入込、向者をば一人も不殘討取、上野介様御首を討取候而、淺野家來原惣右衛門、片岡源五、小野寺十内、主之敵今夜月明を案内として夜討仕、上野介首を討取、遂に本望候と名乗、唐人笛を吹、聲を合、上野介様御首を小袖に包、鍵の先へ懸通り、町を段々、明方に芝の方へ通り候由、人数の内十人は町奉行披露に參り芝仙覺寺に引籠、公方様御詮議相待候。途中罷通り候を見申候者の咄に、皮羽織にて下にはよろひの由、馬も二疋引せ候と申候。手負共はかごのせ歸候由。(大河原文書)

第十章 事件及事件後の觀察

【五三】 隠れたる同情者

荷田東滿
助の義士援

此の機會に、一言する必要がある。そは、大石等が吉良邸打入に就て、其の偵察上の大なる便宜を得たる一は、徳川時代に於ける國學の泰斗とも云ふ可き荷田東滿、即ち羽倉齋宮の同情ある援助であつた。從來東滿が、義士の復讐に、若干の援助を與へたりと云ふ説は、久しき以前から言ひ傳へられた。但だ其の精確なる事實は、分明でなかつた。然るに弘前に於ける大石文書の發見は、端なく之を明白ならしむるを得た。

其證據

大石 三 平様

羽倉 齋

尙々彼方の儀は、十四日の様に、ちらと承候以上。御手簡拜見仕候。一昨日も御狀被下候へども、會席故、御報不申入。

失二本意一候。先以餅壹重姪方へ贈被下。思召寄忝御志不淺奉存候。下拙より相心得御禮申上候様申候。

扱御頼被成候。兩品の事、とかく相知れ不申、其内承合可ニ申上一候。此方一儀も先よろしき様子の首尾にて候。必々御沙汰なし御座候。左様御心得可被下候。御頼之儀、少しも疏略不存候へども、少指つかへ申事にて、廿日前には、とかく有無の御返事なるまじくと存候。其内随分承合て可ニ申上一候。心事其内期ニ貴面ニ不備。

〔義士帖〕

大石三平の同情

臘月十三日

抑も此の大石三平とは、大石郷右衛門の弟にして、良雄の祖父良欽の従弟大石良總通稱五左衛門、後に無人の二男だ。即ち無人、郷右衛門、三平三人は、何れも義士の隠れたる同情者にして、冥々の裡に盡力した。而して本書によりて、羽倉齋宮が、亦た其の同情者であつたことが確かめられた。本文の尙々書この一節は、實に義士に取りては、天來の福音であつた。無人の人物に就ては、

大石無人の同情

(義士帖) 羽倉齋宮書狀

堀部彌兵衛殿被_レ申候は、津輕越中守様に、大石無人と申て、拙者同年七十
八に罷_レ成候。前かど故采女(長矩の父采女正長友)代勤居申候。只今は津輕様
へ悴大石郷右衛門、御側御用人相勤申候。今度拙者儀一
列に加_レ候志を承候て、右の無人も同志とて申候故、扱々無分
別、御家も替り、子にかゝり居候て、道理に叶_レ申と申候へば、得心仕
候。〔堀内傳右衛門覺書〕

とあるを以て、如何に彼が、義に勇む老人であつたか判知る。尙ほ寺坂信行
筆記に、

扱又大石五左衛門殿とて、浪人にて、只今は去屋敷方の聲にかゝり被_レ居候
法體にて無人と申候。子息三平殿とやら覺申候。此御父子内證世話や
き被_レ申候。此段堅く忍候て働き被_レ申候。……極月十四日の晝時、兼て申合
の如、大石三平殿方より、上野介殿御事、今日歸宅被_レ成候。由早速告來候
處、大高源五殿、彼師匠手筋にても聞出し被_レ歸候。

とある。此の大石三平よりの報道は、羽倉の書翰によりて知り得たる消息であるとは、云ふ迄もない。

羽倉齊より上州在宿知らせ

尙ほ大石郷右衛門良麿の孫、良篤の筆記によれば、十二月十四日朝、吉良殿在宿、右三平より爲知來候儀、夜討治定と有之候。前に認候、羽倉よりの手紙にも、十四日と可有之候。手紙可有之候。前日十三日内藏殿(良雄)三平様呼參候而、同人申候は、羽倉齋の上州(吉良義央)在宿爲知、其元へ可ニ申參一候而、早速堀部彌兵衛方へと、三平様方庄入様(良磨老後の名)御文通有之候。右羽倉之手紙にて決定候事と相見へ申候。(森林助氏大石文書摘録)

羽倉働きにて開出

とあるは、極めて事實の判断に於て、要を得たものと思はる。尙ほ同月同日(十二月十三日)富森助右衛門より大石無人當の書簡に、以ニ手紙一得ニ御意一候。然内々之一儀、彼れに彌明日客有之候段、承知候得共無ニ心元一候間、齋(羽倉)働を以申來候積りに付、今日晝過、垣見五

齋三平の往復周旋

郎兵衛(大石良雄)宿え御出被下度候。とあり。又た間瀬久太夫の書簡にも、今十三日内藏助殿え參候。用事は齋(羽倉)き手筋にて、彌明日吉良殿え客有之段、承候得共、無ニ心許一候間、三平殿、齋へ參相尋候様にと被申候故、直さに齋きへ參候處、成程客有之候得共、未レ慥旨、明朝齋より案内次第、又其段可ニ申入一候。以上。とあれば。此にて如何に羽倉齋宮が、此の事件に、關係があつたか判知る。惟ふに此他にも猶ほ、幾多の同情の事實、及び同情者が在つたであらう。

【五四】 吉良邸引揚後の顛末

引揚の鮮かさ

赤穂浪人共の、引揚げの鮮かなるは、寧ろ其の打入の手際に優る程であつた。

彼等は其の舉措に於て、殆んど悉く豫定の行動をなし、毫も急遽、匆忙の状なかつた。何んぞ况んや周章狼藉の醜體に於てをや。今試みに彼等をして語らしめよ。

一味連名
に玄關前
に立置

一 私共存立候旨趣は、口上書一通相認め致し持參一始表門より乗入候もの、玄關前に立置候。是は早速御見分の御方も可有之歟と奉存候て、惣人數之名書も相認候。〔此文は、五〇吉良邸打入の顛末に掲げたる、大石等連名の寺井玄

溪に與へたる書の後段、以下之に同じ。〕

乃ち彼等は、曩さに認めたる口上書をば、一味連名列記の上、玄關前に立て置いた。

追撃者に
悟する覺

一 引拂候刻は、未透とあけはなれ不申、兼ての存念、遂ニ本意一候は、上野介殿しるしは泉岳寺へ致し持參、亡主之墳墓へ手向可申覺悟に存候得共、長途の義と申、亦是場所へ外より懸あはせの者も有之、或は屋敷よりしつたひ候て、追駈候者も候はゞ、其段如二本意一難仕候半歟。先近所無縁

回向院に
立寄

寺迄罷越、彼の地にて申談、其時宜次第可仕と申合置候に付、先無縁寺へ參候處、未開門候に付、斷り再往申入候得共、門内え入れ候儀難レ成旨、門番人を以て、被ニ申出候付、暫く彼の門前に猶豫仕候得共、さへざり留候者も無御座に付、泉岳寺へ罷越候。

回向院休
憩謝絶

此の無縁寺は即ち回向院だ。寺僧は唯だ事勿れかしの一點張にて、義徒の休憩さへも謝絶した。然も何人も彼等を追跡する者もなければ、迎撃せんとする者もなかつた。

引揚道筋

道筋の儀、通り町筋は御禮日（幕府は期望を以て、禮日とした）の儀候故差控、御船藏の後通り、永代橋より鐵砲洲罷出、汐留橋筋、金杉橋より芝口出候て、泉岳寺へ參候。

仙石伯耆
に上申

手紙有之者、怪我仕候ものは、御船藏の先にて駕やとひ候てのせ申候。其外老人も駕にのり罷越候。右場所へ御見分の御方も未だ無之に付、此次第御斷可ニ申上、途中より吉田忠左衛門、富森助右衛門兩人、仙石伯耆守様

亡主の墓
に首級手
向

仙石邸に
ての具情に

え參上御斷り申上候。内藏助可參候得共、上野介殿しるし持參仕候。故無其儀、右兩人參上仕候。吉田は一味中の副首領格である。富森は練達堪能の士である。されば彼等は、一味の代表者として、最も適任であつた。

一 泉岳寺へ參直に亡主之墓所へ參詣、上野介殿印を手向焼香仕候。住寺より使僧を以、寮えはいり候様に被二申聞一候に付、寺内へ罷越候。住寺は早速、寺社御奉行中様御斷として被二罷出、歸寺後對面候。寺より早速支度被二申付、終日馳走にて候。此れが泉岳寺に於ける要領だ。却説、仙石邸に於ては如何。

老中等の
登城

右之扣懐中仕候。是を入二御披見一可申哉と相親候處、御覽可被成之由にて指上候處、とくと御披見被遊、段々被二聞召一候。無二殘所一神妙之仕形と御稱美にて、追付御登城被成候て、御老中様え右披露可被成候。其内内玄關え上り罷在候様に、支度等被二仰付一候間、休息可仕旨御意にて御入被成候。追て井上萬右衛門と申仁を以、今晚之次第物語仕候。様にと、被二仰出之由にて尋被二申、兩人覺申候通を申達、物書衆被二相認一之處、なかば申談候内、御請取被成候。早速御登城と相見候。追て御徒目付中御出にて、亦右之次第とも御尋之儀有之候。兩人儀は、直に伯耆守様に罷在候。

所なき行動に感嘆した。中には、其の口上書を読みつゝ、落涙した者さへあつた。

義士泉岳寺に入る

義士泉岳寺門前に著

我等十九歳の時江戸芝泉岳寺に居れり。元禄十五午の年なり。十二月十五日朝飯畢り禮茶の爲に衆寮より出で寺に集り居たり。泉岳寺などは常法堂にて、いつでも夏冬の結制あるなり。今日も冬のうちの禮日ゆへ、禮茶の賀儀があるなり。所へ門の番人まいりて副司を呼出し、是にて申上べし。唯今故の淺野内匠頭殿の御家來凡五六十人ばかりにて、色々異様なる裝束、鎗長刀など持御門へ入られ候。通すべく候や否の事御申上ると、副司其趣を和尙へ申せしに、先役僧を遣し檢別すべし連やられしに、早ずらりと墓地へ通りたる後なり。數々跡より見物の人來り集る。夫ゆへすぐに門をうたせ、門の外え番をおき、事を通じ、通すべきは通し、左なれば返す様に段々に言附たるなり。扱墓前にての禮拜のうち皆々寺から往て伺いたるなり。さして隙の入たる拜にてはなし。最早四つ時過でも有事なり。拜相濟で何れも寺へ參らる。兵具は玄關の入口へおき、玄關にて申さるゝには、拙者ども今晚故主の敵吉良上野介殿を討候て、唯今故主墓前へ手向候。右に依て參りたる由演らる。副司則案内し、方丈對面。當寺は淺野殿檀那寺なれば、爾來これも存知の人なり。大石内藏助申さるゝにも、吉良殿を討取て後廻向院え行き自殺もすべき哉と存じ、門を明吳候様に申たれども、異様なる人数を見てや門を明けず、熟思ふに徒に自害しては事も分れず、兎角上裁を得べしと

墓前禮拜

方丈對面

存じ、二人を仙石伯耆守殿へ遣はせしなどの物語あり。(白明話録)

〔五五〕 仙石邸召喚

幕閣の同

惟ふに幕府の高官大僚、何れも概して赤穂浪人の同情者であつた。而して將軍網吉も、去年の三月十四日、淺野内匠頭が、勅使接待の際、殿中に於ける、吉良上野介及傷の一件は、場所柄をも辨へざる大不敬罪として、即時即決、重科に處したが。今年の十二月十四日に於ける、遺臣共の復仇に就ては、寧ろ嘉尙したるもの、如くであつた。されば赤穂浪人の處分は、其の亡主の處分に比して、頗る尋酌あり、同情ある仕方であつた。

前文に續いて(參照 五四)大石等の所記は左の如し。

御徒目付
泉岳寺に
至る

義央首級
處置

仙石邸に
向ふ

一 晩刻(元祿十五年十二月十五日)泉岳寺へ、御徒目付石川彌市右衛門殿、市野新八郎殿、小四郎殿、御名字失念、松野と覺申候。いづれも麻上下にて被參候。私共不殘御呼出し御申渡候は、伯耆守(仙石)様、鈴木源右衛門様、水野小左衛門様被仰候。被仰渡之儀候間、追付伯耆守様御屋敷へ可參由にて、何れも奉畏之由申候處、右御請を内藏助認差出候様にと被申候に付、伯耆守様御屋敷へ參上之儀奉畏之趣相認候て遣之候。其後住寺へ頼、右之御徒目付え相親候は、上野介殿するし是え致持參候。是は如何可仕と申候處、其段御差圖難申候。尤伯耆守様へ持參には及申まじく候。住寺へ申合預け候て可然候半やと被申。則住寺預り可申由被申付、右之印に守袋相添候て、住寺へ相渡置候て、戌之上刻(午後八時頃)寺を罷出、伯耆守様へ參候。何も着用改可申様も無之ゆへ、御斷申、今日之裝束のまゝ、尤武器も其儘致持參候。道筋高輪より三田通、西の久保へ出罷越候。道筋町々にて警固之心

仙石邸の
吟味

各大名に
預けらる

十七人細
川家に預
けらる

有之體、御屋敷方も御門前に提灯御出し、張番等少々相見候。伯耆守様之御玄關にて、御歩行目付中御出候て、兵具懷中の物等御改御二請取之、鎧長刀等は御門前に閣候儀、御斷申入候間、持參之儀尤に思召候御請取候との御事候。いづれも御玄關上之間へあがり候て、御徒目付中御出にて姓名御書付、其身之年、並に御直參に親類從弟迄之もの在此之は、書行に御とめ、且亦亡主之家にて勤役、今曉之手負怪我仕候もの御吟味にて、書とめられ候。

此の如く彼等は十五日の夜に入りて、一同高輪より愛宕下なる大目付仙石伯耆守邸に召致せられ、そこに一通りの吟味を受け、やがてそれ々々大名に預けらるゝとなつた。

一 其已後此十七人之者共、御三人(仙石、鈴木、水野)之前へ被三召出、伯耆守様被二仰渡候は、皆共儀細川越中守様へ御預け被成候間、左様相心得、各御中同道にて可參候由被二仰渡候。其上に内藏助御傍近く被三召寄、此度違二本

意一候次第、おち著候仕形、段々無三殘所一思召候由、御稱美に候。次に今曉之次第有増御尋、且又泉岳寺へ參候道筋被二聞召及一候儀、被二仰出御尋に付、其次第を請候て、内藏助御返答申上候。品に寄り申落し候儀は、外の者共も申上候。其外にそれへ罷出候者の年來かれ是と、御尋之儀有之候。其後被二仰候は、此御尋之儀は、御作法に掛り候て、御尋之儀に無之、物語御聞可被レ成との儀之由被二仰候。右泉岳寺へ參候刻、駕籠に乗候者も有之儀、手負怪我人之儀まで被二聞召、並に上野介殿宅にて火をとぼし候て捜し申候に、輕き者召とり案内いたさせ、蠟燭とり出させ候て用申候事御聞、心靜なる仕形と、御三人御意にて候。其上にて越中守様へ參上候に、乗物にて參候様被二仰付一候。此段別之儀無三御座一候得共、老人手負怪我人も有之、且亦請取被レ參候衆中警固之ため旁々にて候間、乘候て參候様にと被二仰渡。

右十七人

- 大石 内藏 助
- 吉田 忠左衛門
- 原惣 右衛門
- 片岡源五 右衛門
- 間瀬 久太夫
- 小野 寺十内
- 堀部 彌兵衛
- 近松 勘六
- 賤貝十郎 左衛門
- 富森 助右衛門
- 潮田 又之丞
- 奥田 孫太夫
- 赤埴 源藏

矢田五郎右衛門
大石瀨左衛門
早水藤左衛門
間喜兵衛

以上

十二月十八日 認之候

亦大石等の自贊

十二月十八日 認之候。追て十五日 曉、上野介殿北隣、土屋主税様御屋敷境目へ御家來被出、高提灯にて警固之體に相見へ候に付、垣越に此方之意趣を斷申達置候。其後上野殿しるし取候て引退候時節、只今遂二本意引取候旨斷申達候。右之斷趣、主税様よりも御斷在之由、仙石伯耆守様御意候。以上所記によりて、如何に彼等が同情を以て、幕府の役人共から待たれたか、判知る。而して大石と仙石との問答は、極めて質實にして、何等修飾なき文字ではあるが、如何に仙石等が大石等の舉動を、嘆稱したか、判知る。而して是

れ亦大石等の自畫、自贊の文字として見ることも、強ち不當ではあるまい。

【五六】 赤穂浪人の現場に於ける働き振

同情の爲處分評定長引く

若し將軍綱吉元來の性質からすれば、彼等四十六人は、即時即刻に、其の處分に遣ふべき運命だ。彼等の主人であつた淺野内匠頭さへも、午前十時前の出來事に對し、午後六時には、既に處分済となつたではない乎。然るに彼等が泉岳寺より、仙石邸に召喚せられ、而して細川家、他三家に分ち預けられたるは、如何に彼等が將軍を首として、幕閣より同情を與へられたるか、判知る。勿論其の預けられたるは、處分の評定が、未だ容易に付きかねたる爲めとは云へ、その付きかねたるが、同情の然らしめたる所以と云ふ可きであらう。尙ほ前書(參照 五三、五四)の續きを掲げんに、曰く。

廿九人の
預け先の

一 私共(大石共)外廿九人は、松平隠岐守様、毛利甲斐守様、水野監物様へ
御預之由、追て承候。右廿九人御預之割承及候。

松平隠岐守(久松定直)様へ

- 大石 主税
- 堀部 安兵衛
- 中村 勘介
- 菅谷 半之丞
- 不破 數右衛門
- 千馬 三郎兵衛
- 岡野 金右衛門
- 木村 岡右衛門
- 貝賀 彌左衛門
- 大高 源五

毛利甲斐守(綱元)様へ

- 吉田 澤右衛門
- 岡島 八十右衛門
- 武林 唯七
- 倉橋 傳助
- 村松 喜兵衛
- 杉野 十平次
- 勝田 新左衛門
- 前原 伊助
- 小野寺 幸右衛門
- 間新 六
- 水野監物(忠之)様へ
- 間瀬 彌九郎

- 間 十次郎
- 奥田貞右衛門
- 矢頭右衛門七
- 村松三太夫
- 神崎與五郎
- 茅野和助
- 横川勘平
- 三村次郎左衛門

以上

尙ほ彼等の働きに付て、左の追啓がある。

間十次郎
武林唯七
の働

追啓、間十次郎、武林唯七、働之儀は、本主之儀に候故、名を出して認め候。然共兼て申合せ候處、打入候上、上野介殿、左兵衛殿並てうち申も、門の戸ぢりをおさへ候て致二警固一候も、功は輕重有レ之間敷と申合候得ば、

不破數右
の奮闘

不破の身
柄

故主の墓
に歸參
して同
盟加

づれの働も同前に候。上野介殿首に紛無レ之を爲レ可申斗に、此兩人名を書出し申候。此働よりは、大に働申候處は、不破數右衛門働にて、勝負致候。相手如レ形手さきにて、數右衛門えも數ヶ所切付候得共、著込之上にて候故、疵も無レ之候。小手著物は悉く切さかれ申候。其身の刀もささらとこそ申候。及は皆無之様に罷成、四五人も切とめ申積に御座候。其外少し手あひ致し候得ども、小斗の太刀合せまでに御座候。以上。

此にて見れば、不破の働きは、尤も目覺しかつたものと思はる。不破數右衛門正種は、岡野治太夫の子で、不破家の養子となり、二百石の祿高にて、馬廻に列し、濱邊奉行を勤めた。彼は本來細墨に中らぬ男にて、其の失體の爲めに百日の閉門を申し付けられ、謹慎したが。その後其事に付て、抗議を試みた爲め、内匠頭の勘氣を被りて離國した。此れは内匠頭事變五六年前の事だ。

斯くて不破は、江戸に流浪してゐる中に、前の僚友贖貝十郎左衛門に邂逅し、舊を話するの次、贖貝より故内匠頭が彼に向つて、憐々の情ありしことを聞き、贖

貝の紹介にて泉岳寺に詣し、故主の墓に向つて、其罪を謝し、山科に赴き、大石に向つて同盟に加はらんとを懇請した。而して大石初度出府の際、元禄十四年十一月十四日、相伴うて泉岳寺に詣し、大石より故主の墳墓に向つて歸參願をなし、遂ひに同盟の一人となつたのだ。彼が此際に於ける働きの尋常でなかつたことは、決して偶然ではない。

手負者

一 手負候者近松勘六、横川勘平兩人にて候。小宛之儀。勘六は誤て泉水へ落申を、敵出會申候故。數ヶ所かすり手負申候。早致二本服一候。勘平はわづかの事にて、本所より泉岳寺まで、泉岳寺より仙石様へも致ニ歩行一候體之事候。

怪我人

一 怪我人は表より入候もの、内、屋根を越申候に付、雪後の屋根にてすべり候て、惣右衛門(原)與五郎(神崎)おち候て、足手をくじき申候。其當座は働間にあわせ申、暫間有之腫まし候て、痛致ニ迷惑一候。早速療治被仰付一候故、大形得ニ快氣一候。與五郎も其通と存候。此節不レ及ニ療治一儀に候

此方は精
選の決死
兵

得ども、及ニ末期一候て、不自由見苦敷も如何に候。醫者衆被ニ付置一にまかせ候て、致ニ養生一候。とあれば、四十六人中にて、其の負傷者も如上の數人に止まり、而して其の負傷は、概して淺手であつたことが判知る。何を云うても此方は、精選に精選したる決死隊にて、然も多日時の工夫を凝らしたるもの。彼方は一半傭兵(上杉家の加勢人)にして、然も殆んど不意打に遭うたものであつたから、其の抵抗力、防禦力か思はしくなかつたとは、是亦た決して怪しむに足らぬ。而して其の結果は、赤穂浪人等をして、殆んど何等の損害なくして、其の目的を達せしめた。

第十一章 義士に對する世間の同情

【五七】 世上一般の好評

凱旋將士の如く遇せらる

細川、久松、毛利、水野四家に於ける赤穂義士等の待遇は、囚人としてよりも、寧ろ凱旋の將士の如くであつた。此れは幕府を首として、一般の人氣が、彼等に傾倒した爲めであつた。如何なる場合にも、異論はある。されば彼等の舉動に對して、彼是非難を加へたる者、當時の學者杯には、其人なしではなかつた。然も一般的に概観すれば、彼等は非常なる持て方であつた。

駕昇の噂

各様の御忠義、古今無双の御忠臣と、未々迄奉レ感事は、此頃非番の時分、少し遠方に用事有之、町屋敷を出、かごに乗候て參候道すがら、駕昇共申候は、四十六人の衆は、昔の辨慶、忠信にはましたる人柄、男振までそろひ、大男にて、就中大石主税殿と申候は、若年には御座候へども、大

細川等四家へ護送

男大方にて、其夜も大長刀にて辨慶にも増りたると承候と申候。誠に心なき其日ぐらしの駕かき、日雇のものまで、奉レ感候事、日本の神、屋敷へ出入の町人共も此咄し仕候。(堀内傳右衛門覺書)
此は堀内が自ら實驗したる所を、義士の一人富森助右衛門に語りたる一節だ。亦た以て彼等の世上に於ける、人氣を卜す可し。
元來彼等が四大名に分ち預らるゝとは、當初は泉岳寺よりの筈であつたが、中頃模様換へとなりて、仙石邸よりするととなつた。故に四家に於ては、受取の人數は、泉岳寺に差し向け、若しくは差し向けつゝ、あつたが、其の模様換により、第一細川、第二久松、第三毛利、第四水野の順序にて、愛宕下仙石邸より受取りて、各自の邸に護送した。

細川氏受取人

一 足輕百人餘、駕籠十七挺、外に用心駕籠五挺、都合人數七百五十餘と承り候。
一 御知行取不殘馬にて御屋敷(芝白金)より罷越被申、芝御屋敷表御門

受取状況

前にて、芝御屋敷衆出會、芝泉岳寺へ参り候筈の處、様子替り、仙石伯耆守様御屋敷にて申筈に成り、彼御屋敷愛宕下に参り、此方様の御人數は、愛宕下細川和泉守様御屋敷へ参り、御門内には侍中斗り入候て、亥刻過(午後十時過ぎ)に伯耆守様御屋敷に、何れも参候事。

一 此方様の御預り衆一番に御渡被成候。三宅(藤兵衛)鎌田(軍之介)堀内平八三人を、伯耆守様御前へ被召出、鈴木源五右衛門様、水野小左衛門様御列座にて、御預の面々請取可被申旨、被仰渡一候由。其外は御門外に罷在候事。(堀内傳右衛門覺書)

如何に彼等預りの大名等の、彼等受取方の手續が、慎重であつたか、以て知る可しだ。

一 十七人の輩に、伯耆守様被仰渡一候は、夫々御書付御讀聞せ、内藏助は御側近く被召寄、十七人は細川越中守へ御預被成候。左様相心得候へ。乗物にて被遣候儀、如何とも思召候得共、老人も有之、怪我人も有之候。

仙石氏申渡

皆乗駕にて歸送

右差添 参候面々の爲旁、乗物にて参候へと、段々被爲入ニ御念一御事忝と、度々何れも被申候事。(同上)

之を見ても、如何に幕府にて、鄭寧に取り扱うたか判知る。

一 十七人の衆、何も駕に乗被申候。受取人は御門外に居、夫々請取揃候て、御紋の大提灯貳つ宛、自分の挑灯壹つ宛、駕一艇に騎馬一人、歩御使番一人宛屬参り候。歩御使番不足の分は、歩の御小姓にて候。手負怪我も有之、駕を靜に細川和泉守様御門前より、松平隱岐守様御屋敷前、愛宕横町に出、三島町より通町に出、芝伊皿子坂より此方御屋敷目黒御門に入、役者の間の御玄關より、御廣間櫛形の次の間より、二座に居被申候。其夜は何れも先づ一座に著座被仕候。道筋靜に参候故、殊の外更、丑(午前二時)の刻過候事。

斯くて肥後藩主細川越中守綱利は、彼等を待受けて、未だ眠に就かずして居たが、直ちに面會した。

細川綱利待受面會

切利の懇

一 太守様早速御出被遊候。皆共の儀も其儘居申候様にとの儀にて、罷在能承り候。御意には、扱々各今日の仕方神妙に思召候。何れも大勢の侍共差置候にも不及事、何とやらむおこがましけれ共、公儀に對し差置候間、皆々左様に相心得、何ぞ相應の用事承り候得と、番の御家頼共の方を御覽被遊、最早夜更候間、先はやく料理を給被申候へとの仰にて、御入被遊候。何も忝被奉存體に相見へ候。夜更候得共、御待被遊、早速御出被遊、何れも後々迄難有がり、被申候事。

〔同上〕

以て幕閣意向をト

元來細川綱利は、當時の幕府政權の中心とも云ふ可き、柳澤吉保とは、最も懇親の間柄であつた。彼が此の如く他の三家に抽んでたる待遇を、赤穂義士に與へ。以て他の三家に模範を示したるが如きは、彼自から義士を嘉尚したのみでなく、亦た以て當時幕府側の意向の如何を、トするに餘りあらむ。乃ち此の如くして赤穂浪人は、上下一致の好評の標的となつた。

大石の言葉遣ひ

赤穂の四十六人復讐の後四侯に御預となりたる時、大石内藏助以下七人は限本侯細川に渡されたり。其人々彼邸に至るとき侯は出迎られたる同前にて對面せられしが、嫡子の大内記は翌日書院にて逢れたり。其時筆頭のことゆへ大石諸者に謝詞を申には今日世子君某等を御覽下され忝仕合とぞいひたる。彼内の者も流石に大石なりとて賞し合へり。大石の意は家職の身なれども今は罪人なり。然れば諸侯に謁すると云は失禮なり逆御覽と申せしなり。其詞遣までも心の届たるを人皆感じたりとぞ。〔甲子夜話〕

細川侯對面

大石挨拶

〔五八〕 落首其他に現はれたる世間の同情非同情

落首は輿論

元祿時代は、新聞雜誌なき時代だ。されば街頭の輿論を徴す可きものは、所謂落首の類である。落首は徳川時代に始まつたものではない。建武中興頃にも、

特に足利氏末期にも、少からずある。然も元祿から寶永にかけては、最も落首
繁昌の時節らしく覺えた。

淺の内
楠木

たくみ（内匠）つゝ世の武士の目をさます、あさの（淺野）内にぞ楠木はあり。
是れ淺野家には、楠正成の如き人物がありて、武士道を世間に提擧したるを
云うたのだ。

赤穂鹽からう（家老）うまうてかう（功）の物、齒切れの音を聞くもさきみよし。

此れは赤穂の家老大石に、頌徳表を上りたるもの。

海近き芝のいほりの泉岳寺、あさの（淺野）衣をすすぎこそすれ。

此れは義士等が淺野家の爲めに、恥を雪ぎたるを讚美したるもの。

吉良うちてあさの（淺野）かへりをたくみ（内匠）しは、大石くら（内蔵）が重き
ふんべつ。

是れ亦た大石に對する頌徳表。
身をすて、名をば雲井に在明の、光をそふるあさの（淺野）殿原。

相對で取
る上野の
首

此れは義士全體に就ての頌徳表。尙ほ吉良家に對しては、

あととりあげなきみ（巳）の年のふり喧嘩、相對で取る上野の首。

此れは喧嘩兩成敗の慣例を、將軍が執行しなかつたから、直接行動に出づるの
已むなきを云うたのだ。

又た、

野
きられ上

あさの（淺野）間に智慧ある人があつまりて、たくみ（内匠）しまゝにきられ上
野。

又た、

今まではあさいたくみ（内匠）と思ひしに、深いたくみにきられ上野。

此の二首は、特に當時の人心を道破して、極めて痛快だ。

又た、

大石愛惜

流すなよあさ（隱岐久松定直）にかひ（甲斐守毛利綱元）ある大石（大石内蔵助）を、細川
（細川綱利）水のせきとめよかし。

五色の歌

の如き、如何にも大石を愛惜するの情が、現はれてゐる。
尙ほ左に五色の歌を掲げんに、

色青く黄なる涙を炭部屋で、赤にそみたる白無垢の袖。

又た和漢朗詠集の、「三五夜中新月色。二千里外故人心。」水の面に照る月並を數

ふれば、今夜ぞ秋の最中なりけるを、もぢりて。

左衛の恥

三五夜中夜討色、逃而後左衛心。父の面に出る血の色を眺むれば、今夜

ぞ恥の最中なりけり。

の如き。又た、

少將の首を小桶に入れ置いて、寺より里へおくるはつもの。

の如き。何れも吉良父子に對して、痛罵を極めてゐる。

更らに瀟湘八景をもぢりて、

上州恥景

上州恥景

少將夜頭 改て少將夜襲とす。

得レ 雋功成大石傳。一宵忽復三主君歸。如今思 得將門古。 體在二總

州一頸武州。

少將の夜著や蒲團はありながら、涙の雨にこもる炭部屋。

動轉運盡

動轉運盡 闕庭 明月とす

少將 甚事隱居レ此。離レ府隔レ河無二用心。今夜鮮鮮天上月 路取二頸頭

退二遙岑。

本所一亂

すさまじき師走の月の眺めかな、荒れたる宿に吉良くとして。

本所一亂 散士戰亂とす

君父之 讎孰戴レ天。時哉今宵 嬋娟。重レ恩輕レ命 忠臣勇。怨絶武

江本所 邊。

野村辻番

こゝに首かしこに胴と文あらし、檢使につれてさわぐ市人。

野村辻番 從來番太警ニ非常。底事今宵 滅燭藏。函谷 野村不レ如是。長爲ニ草履

送ニ春秋

君父義判

君父義判 題意改めて

君は舟身は帆柱に立にけり、泉岳寺へといそぐ武士。

延引彈正

延引彈正 延年彈正

衛義盡 仁又勵忠 功成志就 武江東 優優杉氏(上杉氏) 思ニ何事 自

後雪差賊後弓 親と子の別れとつぐる鐘の音を、尾上の杉のよそにきくらむ。

泉岳周章

泉岳周章 古今石塔とす

提首徐臻 靈廟前 寺僧驚愕起ニ枯禪 可憐四十六人意 憂喜相交

淚貫連 墓のうらを松の葉ごしに詠むれば、夕日によする止波のつりふね。

高家辭節

高家辭節 功大沒説とす

勢震ニ大名一旗本 魁 分明見 賂笑 顔開 一期不義此期 顯 離散浪人去

却來

左兵落涙

さまぐの馳走に逢ひてとほる、は、みし世にもなき雪の夕暮。

左兵落涙 左兵樂人とす 吁嗟殘生水面萍 仰天假地暗吞聲 不知爲國惜身命 一夕悲愁淚萬行

大かたに取り漏らされて行く雁は、住みもならはぬ諏訪の湖。

此れは左兵衛義周が、當夜の行動宜しからずとして、諏訪に蟄居申し付けられ

たとを云ふ。

改訂せぬ

前掲の上州恥景の題は、「此題字義通せず、按ずるに盲人の輕口流言か」として、

概ね改めてある。併し讀み來れば、却て改訂したるものよりも、改訂せざるも

のが、適妥である様だ。

何れにしても、當時の世間の同情は、殆んど悉く赤穂義士に集り、其の非同

情は、殆んど悉く吉良家に集つたどが、判知る。

同情盡く 義士に集る

〔五九〕 四十七士乎四十六士乎

鳩巢四十
七士を數

世間概ね四十七士と云ふ。四十七士の稱は、今や日本のみでなく、世界的の名となつてゐる。併し事實は四十六士である。それを四十七士と云ふは、室鳩巢の義人録に、四十七士を數へた以來の事だ。義人録は元祿十六年癸未の冬に成りたるものにして、義士の事を傳ふるに於て、最も周到にして、且つ最も先に出てたるもの。鳩巢は、其の場所より逃亡したる、寺坂信行を義士の中に加へたるのみでなく、其の傳さへも掲げてゐる。

寺坂を義
士に列ぬ
る理由

直清(室鳩巢)則休(神崎與五郎)記する所を案するに、同盟姓名信行(寺坂吉右衛門)を以て列ね書し、衆に異ならず。吉田兼亮(忠左衛門)等、伯耆守仙石久尙に告ぐるに及びて云く、同仇四十七人、亦た信行を並べて之を數ふ。併し神崎の記したるは、未だ事を擧げざる以前であつたとを、忘れてはならぬ。實を云へば、其の事前、即ち元祿十五年十二月十三日附、大石良雄等が、

是れど是
事前の事

毛利小平

赤穂なる方外の友惠光、良雪等に與へたる書中には、『此度申合候者共四十八人』とある。さればその時迄は、寺坂は勿論、毛利小平太がゐた譯だ。彼れ毛利は、二十石三人扶持の小祿にて、事變の中頃から同盟者の一人となり、岡野金右衛門、武林唯七と同行し、元祿十五年閏八月江戸に下り、水原武右衛門と姓名を變じ、尤も敵情偵察に努めた。彼は同盟の幹部が、或る所から吉良家の老に當てたる書狀を、手に入れたるを懐にし、自から下男の扮装をして、之を吉良邸に齎らし、其の返書の來るを待つ間に、悉皆邸内の模様を偵察して、之を報告した。斯の如く彼は調法なる男であつたが、其の前日、即ち十三日に至りて逃走した。大石が十三日の日附に、尙ほ彼を同志者の一人に數へたのは、未だその時迄は、彼は逃亡しなかつた乎、若しくは逃亡したるを知らなかつたからであらう。

最後逃亡
者

併し最後の逃亡者たる高名(?)は、遂ひに毛利小平太に歸するを得なかつた。そは實に寺坂吉右衛門があるからだ。

寺坂の仕

寺坂の事は、既記の通りだ。(参照 四八、四九)彼は吉田の家來で、後には吉田の手引にて、其の組下の足輕となり、忠實に、誠懇に、勤勉に、同志の間に調法がられ、遂ひに其の一人に加へらるゝの、仕合者であつた。而して彼は最後の間際迄、同志者と其の行動を與にしたが、最後の間に於て、其途を殊にした。露骨に云へば逃亡したのだ。

引別理由

一 私儀も上野介殿御屋敷へ一同押込相働、引拂の節子細候て引別申候。今更の様に存出候度毎に、殘念兎角不レ被申候。

とは、彼が此の顛末を記し、元祿十六年末五日附にて、羽田某、柘植某に與へたる書中の一節だ。

所謂子細とは何ぞや

抑も此の子細とは何事であつた乎。或は曰く、大石内藏助より瑞泉院―即ち内匠頭長矩未亡人―に向つて、公金一萬兩の支拂明細帳の報告を齎さしめたものであると。併し若し其の報告が必要ならば、必ずしも寺坂を遣はす迄もなく、他に幾多の手段もあらう。或は曰く、寺坂をして藝州に使せしめ、其の顛末を

子細は應病風

大學君に報告せしめたと。此れも受取難き話である。大學君と隱密にもせよ、交渉をなすは、大學君を累はす所以ではない乎。良雄は大學君が、江戸から藝州に赴く中途、自身は上方に在つた際にさへ、故らに避けて訪問しなかつたではない乎。此の如く觀來れば、寺坂の使命と稱す可きものは、一も是れない。されば其の子細と云ふは、到底不可解だ。併し強ひて其の解釋を求むれば、彼の子細は、毛利小平太の子細と同一だ。即ち應病風に襲はれて、一命が惜しき許りに逃亡したと云ふことだ。

打入間際の逃亡

寺坂吉右衛門事蹟、世に傳稱する者、疑べき者多し。大石、原、小野寺の三士より、寺井玄溪へ贈し書に、十二月十四日の夜、吉良へ討入る同志の姓名を連書し、二手となし、表門へ向ふ者二十四人、裏門へ向ふ者二十四人にして、毛利小平太、寺坂吉右衛門二人共に、裏門二十四人の中にありて、小平太が脇書に、此者其夜(十二月十三日)立退と記し、吉右衛門脇書に、此者十四日曉までこ

吉田寺坂
の名を口
にするな
厭ふ

寺坂逃亡
明白

れ在れども、場所に見えず。又追啓に、將又寺坂吉右衛門十四日曉
で在之、彼屋鋪え不見來、輕き者の儀不_レ及_二是非_一とあり。又堀内(傳右衛
門)の覺書に、忠左衛門(吉田)聲本多中務大輔家中伊藤十郎太夫方へ、堀内訪ひ
談話の時、十郎太夫話に、昨日在所便宜あり、忠左衛門等無事の由傳言。
又吉右衛門も無事に下り候。趣、これを申に付、其趣、忠左衛門へ傳へ、吉
右衛門事云たるに、忠左衛門云に、此者は不届き者にて候。重ねて名をも被_二
仰下_一間敷と被_レ申候。吉右衛門事も、其夜一列一同に參候て、致_二欠落_一
候よし、兼て何れも被_レ申候。然れども無_レ恙仇を打被_レ申たる儀、しらせの
使など被_二申付_一候など、色々申候へども、右の通被_レ申候事、不審に存
候。實の欠落かとも存候事。(大藏齋齋所記)
以上の所記、頗る要領を得てゐる。既に大石、原、小野寺等連名の書中にも、逃
亡と記し、其の關係尤も深厚なる吉田は、不届者、再び其名を口にする勿れ
と云ふ。此にて寺坂に關する一切は、結了したと云はねばならぬ。

片蓋恥心
あり

門前にて
の雲隠れ

併し彼寺坂には、一片の羞恥心あり、其の逃亡を諱み、一方には舊主の吉田家
の爲めに盡し、他方には自から辯明する所ありたるものと見ゆ。之を毛利等の
茫乎として痕跡なきに比すれば、其罪輕しと云ふ可き乎、將た寧ろ重しと云ふ
可き乎。そは銘々の判斷に任するの外なけむ。何れにしても人間は弱き者だ。
九分九厘の所にて、斯る失態を演出したること、世間に其の類決して少くある
やい。
忠左衛門申には、私足輕寺坂吉右衛門と申者、上野介様門前迄一所に罷
越候所、相見え不_レ申。門内にて何も見かけ不_レ申哉と相尋候處、何も
見掛不_レ申由申に付、四十六人にて御座候と申る。(江戸見聞記)
此れは吉田が、大目付仙石伯耆守久尙に向つて語りたる一節。此にて四十七士
にあらずして、四十六士たるは分明だ。

【六〇】細川家等に於ける義士の待遇

珍客として優遇

赤穂四十六士は、何れも細川、久松、毛利、水野の四家に於て、幽囚者と云はんよりも、寧ろ珍客として待遇せられた。特に細川家の大石以下十七名に對する態度は、其の懇切と周到とを極めた。

特に新居を營む

一 越中守様へ參候 皆共、段々御丁寧御結構之義、とかく難ニ申述一候。舊冬(元祿十五年十二月)は急々儀ゆゑ、御書院之次、御玄關之上之間二間に、九人と八人と被ニ差置一候。其後外之所かこひ被ニ仰付一候て、先月(元祿十六年正月)末に移罷在候。此御普請極月廿四日より被ニ仰付、先月廿日頃に出來、越中守様わざと御やしきへ御出、御見分被レ成、又御このみ等有レ之候。其外之儀廿六日移替申候。衣服は其當座より段々に、役人衆より被レ出、其外之儀何も不自由之儀無レ之候。尤舊冬十五日之夜、御屋敷へ參候即刻、越中守様御出、随分之御稱美御慰之御意、結構至極之義候。御預り被レ成候儀、

代る代るの優待

御満足之御意候。其後此頃に至りて内記様(越中守御利嗣子)御出、御目見いたし候。昨日(元祿十六年二月二日)は御同姓采女正様、主税様も、是へ御出被レ成候て、御目見致候。生莊之面目にて候。十五日以來御料理等まで御丁寧にて、二汁五菜、晝夜三度、御馳走、初中後同前の御挨拶にて、御預り候得ば、窮屈なる次第と可レ被ニ思召一と、不謂儀まで如レ此候。

世評細川家を優遇せしむ

此れは元祿十六年二月三日附にて、大石、原、小野寺連名にて、京都なる寺井玄溪に與へたる書中の一節だ。此にて萬事が推察せらる。而して此れは細川家が單獨にて、殊更ら斯る待遇を爲したと云はんよりも、世間の人氣が、細川家をして斯くなさしめたと云ふが、適當であらう。其他の三家も、其の身代相應に、随分の馳走をしたに相違あるまい。

久松家の待遇

一 晝の内御預り人え料理三度、夜食一度、二汁五菜。(波賀清太夫覺書)とあれば、久松家などにも、相應の待遇をしたことは、判知る。又た、一 御預り人に太守様(松平一久松屋敷守)被レ爲逢、御中屋敷大書院二三間に十

人衆列座、前後御役人付ニ添之。尤十人衆服紗小袖麻上下足袋等差出著之。

久松侯の義士面接

太守様上之廊下より御出、上之間に御著座、何れも此度大義相勤められ、可爲ニ本望一候。各手前へ御預け本望思召候。在中不自由に可有之、諸事年寄共え申付置候間、心安く無事に可被ニ相暮、何事も所用有之候は、年寄共迄可被ニ申聞一候。又近々御逢可有旨にて被爲入。十人衆御懇之御意難有奉存と御禮御請有之、遠山三郎左衛門取成し、追付居小屋え歸駕也。(同上)

預るを家の面目とす

煙草酒まで出す

斯る次第なれば、彼等は御預け人でこそあれ、其實は何れも彼等を預りたるを、其家の面目として、心から優遇せられたとが判知る。尙ほ細川家に於ては、扱大さ成火鉢に錠をおろし、べんがら島の蒲團をかけ申候。何事も御口付衆へ御伺被成候ての事と承候。煙草御酒も初一兩日は出不申候へども、是も御出し被成度御伺と承候。誠に何角被爲し御心候

盡しに笑ひ興す

御事、何れも有難がり被申候事。(堀内傳右衛門覺書)

とある。實に其の用意至れり盡せりであつた。富森助右衛門、大石瀬左衛門、何も若き衆は、色々の咄どもにて、頓て埒明可申候。御暇乞に藝づくしを御目に掛可申候とて、御番衆の見申さぬ様に、枕屏風の陰にて、堺町の踊狂言の真似を被仕そろくさはさる被申、脇に奥田孫太夫、潮田又之丞は御ゆるし被成候へとて、臥被居候。又之丞被申候は、とかくあの様にさはさる申候間、やがて埒は明可申候へども、先明日は内藏助へ申候て、手錠をおろさせ可申と笑被申候。我等(堀内傳右衛門)存候は、助之進(長瀬助之進、細川家藩士の一人)跡より見被申事も可有之と存、最早夜も深け申候、孫太夫殿など御迷惑にて可有御座一候、最早御休被成候へと申候へば、是非とも今暫くと被申候得とも罷立申候。(堀内傳右衛門覺書)

心事可憐

義士の境遇想ふ可し。而して其の心事亦た憐む可し。

第十二章 義士の處分

【六一】 評定所の意見書

幕閣の處置法苦心
 抑も徳川幕府は、如何なる措置を、彼等赤穂義士に加へんとしたる乎。流石の雄斷、果決の將軍綱吉も、幕府の閣老も、此には頗る心を悩した様だ。何となれば、法度の上から云へば、彼等は正しく罪人である。然も封建制度を維持する精神から云へば、彼等は其の精神の權化と云ふ可きものだ。若し彼等を嚴刑酷罰に處せん乎、幕府の法度の森嚴を維持する上に於て、即ち幕政の秩序維持の上に於ては、間然なした。然も爾後臣として主君に忠義を竭すものは、皆無とならざる迄も、それに庶幾からしむる譯台となる。若し臣として主君に忠義を竭すが、莫迦らしき事であると云ふ日に於ては、封建制度を維持するの元氣、精神は、全く泯ぶものと云はねばならぬ。何となれば、封建制度の生命は、畢竟

嚴刑に難し

されど寛典に難し

痛し痒しの幕閣
 評定衆答申

君臣の義を高調するに於て、維持す可きものであるからだ。然も若し幕府が公々然として、之を稱譽せん乎。徒黨を組むも可なり、多人數相團結して、怨を報ずるも可なりと云ふことになる。斯くては如何にして、社會の秩序を維持するを得可き乎。世の中には、赤穂義士のみでない。斯る事例は、澤山あると云ふ程でなしとするも、決して必無ではない。又た或は似て非なるものも、無いではあるまい。果して然らば、彼等を寛典に處するは、幕府が自ら社會秩序の破壊者、幕府の政令の無視者、幕府の威信の蹂躪者を、獎勵する所以とならぬともあるまい。斯る次第で、將軍も閣老も、全く痛し痒しの間に挾つた。精神を嘉獎すれば、形式を損し、形式に拘泥すれば、精神を戕ふ。當局たるもの、それ之を奈何にせんとする。當時幕府が評定衆に向つて、其の意見を徴したる答申を見るに、左の如くである。

元祿十五年壬午十二月廿三日、御老中御列座にて御請取被_レ成候、淺野内匠家來、吉良上野介を討候付、御仕置之儀存寄書付_〇

御尋に付存寄申上候覺

吉良左兵衛儀、申譯相立がたき仕方にて御座候間、其砌責而自滅可_レ仕處に無_ニ其儀、始終の様子其分に而は難_ニ差置_一哉に御座候間、切腹可_レ被_ニ仰付_一哉に御座候_〇

此れは吉良義周は、討入當夜、自から處決す可きに、その事なき上は、切腹せしめよとの意である。

吉良上野介家來共、此度手合不_レ申者共は、侍之分不_レ殘斬罪に可_レ被_ニ仰付_一哉に御座候_〇其節小成共、働手疲負候者は、親類方へ引取申様に、可_レ被_ニ仰付_一儀に御座候_〇

此れは切腹でなく斬罪である。乃ち彼等武士道を、抛却したる徒輩は、待つに

吉良左兵衛切腹命令説

吉良家臣新罪説

上杉父子除封説

内匠家來は眞實忠義

結徒黨に引ず

士道を以てせざる意だ。

上杉彈正大弼、同民部大輔儀、淺野内匠家來上野介屋敷より引取、泉岳寺へ參罷在候處、其分に而差置候仕方、兩人共に兎角可_レ申様も無_レ之儀に御座候間、如何様にも御仕置被_ニ仰付_一勿論領地可_レ被_ニ召上_一哉に御座候_〇此れは上杉父子（即ち上野介の子と孫）の士道に反するを咎め、除封せしむ可しとの意だ。

内匠家來共仕方、評議兩様に御座候_〇亡主之志を繼、一命を捨て、上野介宅へ押込討取候段、眞實之忠義にて可_レ有_ニ御座_一候哉。御條目に文武忠孝を勵、可_レ正_ニ禮義_一之趣に的中可_レ仕哉に御座候_〇且又大勢申合にて兵具を著候體、狼藉之仕方に御座候得とも、其段遠慮仕候は、不_レ遂_ニ本意_一候故、右之仕方に可_レ仕儀に存候_〇

御條目に結_ニ徒黨_一一成_ニ誓約_一候は、御停止にて御座候_〇内匠家來徒黨之志、御座候は、去年内匠御仕置被_ニ仰付_一城領知被_ニ召上_一候節、少々存念ケ敷體も

是れ最上辯護

可^レ有^レ之^レ所^ニに、聊^ハ違^ハ背^ス不^レ仕^候。此^ノ度^ノ之^レ仕^方、一^レ列^ハ不^レ仕^候ば、不^レ達^ニ本^意一^候故^ハ、不^レ得^レ止^大勢^申合^候にて御座^候。徒^黨とは難^レ申^可有^ニ御座^一候^哉。此^レは赤^穂浪^人に對^スる、最^上の辯^護である。最^早此^上には、一^言を加^フ可^キ必^要はあ^ルま^い。

箇^ノ様^ノ之^レ類^重而^有之^候と^も、人^々心^入次^第にて御座^候得^ば、其^節致^方是^非を以^テ可^レ被^ニ仰^付一^儀と奉^レ存^候。右^ノ之^レ通^何も存^候。内^匠家^來先^此預^けの^ま、被^ニ差^置一^至二後^年一落^著可^レ被^ニ仰^付一^哉に御座^候。以上。十二月廿三日(元祿十五年)

評定衆連名

- 寺社奉行 永井伊賀守 尙富
- 同 上 阿部飛驒守 正喬
- 同 上 本多彈正少弼 忠晴
- 大目付 仙石伯耆守 久尙
- 同 上 安藤筑後守 重玄

是れ輿論の代表

- 同 上 近藤備中守 用高
 - 同 上 折井淡路守 正辰
 - 町奉行 松前伊豆守 嘉廣
 - 同 上 保田越前守 宗郷
 - 同 上 丹羽遠江守 長守
 - 勘定奉行 荻原近江守 重秀
 - 同 上 久貝因幡守 正方
 - 同 上 戸川備前守 安廣
 - 同 上 中山出雲守 時春
- 以上の意見書を見れば、評定所の意見は、吉良、上杉方に對しては、甚だ嚴酷を極め、除封、切腹、斬罪と云ふが如き擬律をなし。却て赤穂浪人に向ては、條目(所謂る武家諸法度)の主旨に的中したるを嘉みし、其の徒黨にあらざるを辯じ。而して御預けの儘、後年に至りて、落著を埃つ可しと云ふにありて、實に寛大

を極めてゐる。惟ふに此の意見は、當時の輿論を代表したものと見るも、差支あるまい。

上杉氏に對する世評

上杉氏無爲

此節世人申候は、左兵衛(吉良)宅之夜打入候節は彈正(上杉)知り不レ被レ申候も理り也。夜明候は早々上杉より待を遣し、又明六時比より七半過迄、泉岳寺に内匠頭浪人共籠居候間、早々討手をも遣し、親之敵を取申さるべきに其儀なく、尤彈正は病身なれども、まさしき上野介三男今彈正方へ養子に來り、上杉民部とて動盛りの人有ながら、追欠る體もなし。上杉代々の家來共油斷いたし候は、偏に兼而武の勵なき故と、武士は不レ及レ申、町人百姓迄うとみつる狂歌など作り申候。

世人の嘲笑

上杉の烏毛の鎗も鋒折れて上野砥にてみかく人なし。此外多く狂歌有レ之しが、覺ざる故書記さず。かやうに色々の狂歌などにて、世の人笑ひそしり候。此度の上野砥とは彈正父の事成るべし。此度の上杉家の仕方散々なりと諸歴々申候へ共、さまでの油斷にてもなし。公儀を憚り討手を不レ遣と也。

〔淺吉一亂記〕

〔六二〕 何を以て四十六士を處分する

幕閣の行儀

若し評定所の意見の如く執行せん乎。是亦た片手落の審判と云ふ議は、免かれ難いであらう。既に吉良氏を其儘に差措きつゝ、内匠頭を切腹せしめ、赤穂の城池を取り上げ、淺野家を除封したとが、片手落であれば。上杉氏を除封し、吉良義周を切腹せしめ、而して四十六士を、その儘四大名に預け置ても、亦た然りとせねばなるまい。忠義に専らなれば、秩序を紊り、秩序を重ずれば、忠義を輕ずるの結果を來たす。此の問題に就て、幕閣が行き惱んだのも、更らに一步を進めて云へば、將軍綱吉が、判斷に迷うたのも、強ち無理からぬと云はねばならぬ。

荻生徂徠の意見

當時 將軍綱吉唯一の親臣柳澤吉保の臣たる、荻生徂徠の意見として傳ふるものに曰く。義は己を潔くするの道にして、法は天下の規矩なり。禮を以て心を制し、

義を以て事を制す。今四十六士其主の爲に讎を報ずるは、是侍たる者の恥を知るなり。己を潔くする道にして、其事は義なりと雖も、其黨に限る事なれば、畢竟は私の論なり。其ゆへんのは、元是長知殿中を不憚、其罪に處せられしを、又候吉良氏を以て爲仇、公儀の免許もなきに騷動を企る事、法に於て許さざる所也。今四十六士の罪を決せしめ、侍の禮を以て切腹に處せらるゝものならば、上杉家の願も空しからずして、彼等が忠義を輕せざるの道理、尤公論と云ふべし。若私論を以て、公論を害せば、此以後天下の法は立つべからず。

荻生總右衛門

右擬律の信偽

事實右の如く決定

此は徂徠の擬律書として、古くより肥後人の間に傳はりたるもの。當時肥後の細川家は、大石等十七人の預り主にて、藩主綱利は、徂徠の主柳澤吉保とは、極めて懇親の間柄なれば、或は信憑す可き理由も無いではない。當時徂徠が「隱密御用」の名義もて、綱吉の顧問に備はつたとは、掩ふ可からざる

徳川實紀
編者の見解

公辨法親
王の議

事實なれば、旁た以て此れは信憑す可きものであらう。然も此れが果して徂徠の擬律であつたにせよ、なかつたにせよ、事實は此の如く決定したとは、注意す可き點だ。

却説、又た徳川實紀の編者は、左の如く記してゐる。

さて此一公案、むかしより區々の私言やまず。其故は、かゝる忠義の輩を、褒顯せらるゝまではなくとも、常人の刑をもて、結黨の科に處せしめられし事、人ごとにいかにも口惜き事なりとてなり。そは當時も、其義を賞して助命せんといふもあり、又は此輩が主のためせしをもて、助られんに於ては、此後罪蒙りしもの、臣子、報讎を名とし、ひがふるまひして、大亂を引出すもとひとなるまじきもあらずといふもあり。在朝諸大臣の議、一決せざりしかば、日光門主公辨法親王に議せられしに、かれら年月身をくるしめ、思ひを焦し、主の讎を報せしはざる事ながら、その志ははや成りぬ。今はこの世に思ひのこす事なければ、公の刑に身をまかせ奉らんとこひ出ぬる上は、

今さらその義をゆるし給ふとも、彼等再び他家に身をよせ、二君に仕ふべきにもあらず。あたらし忠義の士を、山林窮谷に飢餓せしめんよりは、公より武士の道をたて、死を賜はらんには、彼等が志も空しからず、公の刑法も正しく、彼もこれも事かず、天下の公論たるべしと定られしかば、皆な此の義言に決したりといへり。此説誠なるに於ては、公辨法親王を當時御寵待厚かりしもさる事にて、實に卓越の決斷ある御人とはしられぬ。彼等雜人の刑に處せられればこそ、うらむる方もあるべけれ、本志既に成しうへ、公より大法を犯せるをもて、刑に處せらるゝといへど、猶その忠義を愛憐ありて、武士の道もて、自裁せしめられしは、かへりてその志を感せられ、その義を褒せらるゝ所にして、誠に公平の處置とこそ申へけれ。

と云うてゐる。何れにしても彼等の處分は、元祿十五年の末より、十六年の首にかけて、幾回かの評議を経て、愈よ一決した。而して其の決したる所は、所謂の義と法とを、併行して相犯さしめざる方針であつた。

誠に公平の處置

評議幾回漸く決す

【六三】 上使の申渡

早く處分を待つ義を覺悟する

實を云へば四十六士は、既に一死を覺悟して打ち入つたもの、所謂の高源五の「山を抜く力も折れて松の雪」にて、最早其の目的を達したる上は、只だ一刻も速かに、最後の處分に就きたき了見であつたらう。然るにそれが日一日と遷延したのは、彼等に於て、如何に待ち遠くあつたであらうよ。人として何れも人間味なき者はなければ、その間幾許の妄想や、煩悶に悩まされたかは、當人等ならでは、知る由もない。

併し二月の始めには、彼等は薄々幕議の模様を感付いた様だ。

兼て相認候状並書付は、及二期、爰元役人中え頼入進之候半と存候處、存之外只今迄致二存命候儀、不思議之義候。○正月、中は御仕置被二仰出も有御座間敷儀、左様にも可有之、當月に入候ては、一兩日中と存事御座候。

早く處分を待つ義を覺悟する

二月早々の處分を覺悟する

花を出さ

とは、大石、原、小野寺の連名にて、寺井玄溪に與へたる、元祿十六年二月三日附書翰の、追啓の一節だ。

二月三日の夜四つ時(午後十時)過頃、吉弘嘉左衛門、我等(堀内傳右衛門)當番にて詰居候處、長瀬助之進出被申、只今上御屋敷より如斯の手紙參候。明朝は花を兩座(義士共の室は上下二室あり、故に兩座と云ふ)に御出し被成候筈に申來候。扱々御懇之儀ども、忝り可被申と申所に、次の間の衆(義士共)より坊主を以、何れも未だとくとふせり不申、御聲と承候。傳右衛門殿是へ御出被下候へと被申聞候。(堀内傳右衛門覺書)

花は義士運命の証

何れも花を忝ながら

此の花が、正しく義士共の運命の定つた謎であつた。而して義士共も、蚤くもそれと感付いたのであらう。前掲(參照 五九)彼等の藝盡しは、其夜此からの所作であつた。彼等も之を以て、名残りの狂言としたのであらう。翌四日の朝、花を出し候へば、いづれも忝り被申候。……四日には太守様御入被遊沙汰、前夜より有之候。誰ぞ申たるやらむ、何れも衣類改被申

何れも覺悟極まる

上使入來

候。……(同上)

とある。然るに當日入來は、所謂る太守様(細川綱利)でなく、上使であつた。されば非番の堀内も、その事を聞き、再び白金細川邸に馳せ付けた。

一 次の間を覗き申候得ば、何れも御料理を給被申候。常よりはちとはやく出申候。我等事今朝代り歸候故、其儘出候はど、何も不審に可被存と、差控のぞき候て見申候。惣體諸人の顔色其他の様子、何も合點被仕候様にて、御料理給被申候内にも、互に見合、早く仕廻度との様子に見へ申候。(同上)

彼等は此の如く、既に覺悟を極めた。何も給仕廻被申て少間を置、八木市太夫罷出、上使御座候間、麻上下御著用可然由にて、何も黒羽二重の小袖、淺黄無垢二つ宛、麻上下、帶、足袋出申候。我等(堀内)罷出候て、賤貝十郎左衛門、富森助右衛門などは、袴の腰を當て遣候事。

花取入

一 四日(即ち當日)朝、花出居申候。内藏助被申候は、傳右衛門殿、若し花は御取入被成間敷哉と被申候。御尤と申候て、立候て、我等自身取入申候。扱十七人の衆、上の間に次第の如く座に付被申候事。

上使申渡

一 上使御使番久永内記様、御目付荒木十左衛門様、御通被成候て、跡より此方御側衆など、段々次第の如く罷出被申候て、我等も唐紙一重ごしに承候。

淺野内匠頭儀勅使御馳走の御用被仰付、其時分柄殿中を不憚の仕形に付、御仕置に被仰付、吉良上野介儀無御構被差置候處、主人の鎌を報候と申立、内匠頭家來四十六人徒黨いたし、上野介宅へ押込、飛道具など持參、上野介を討取候始末、公儀を不恐の段、重々不届に候依て切腹申付者也。

と十七人の名字共、一々御讀被成候様子に聞候事。此の如くして、一切は解決した。

内藏助御請

一 内藏助御請に、いか様に可被仰付も難計奉存候に、すべよく切腹被仰付候段、難有仕合奉存候と被申候。又十左衛門様何歟被仰候様に聞申候。内藏助も相應の御返答被申候様子に聞候得共、譯はとくと聞不申、惣體常々内藏助は、小聲なる咄にて候。(同上)

荒木大石因縁

荒木十左衛門は、赤穂城受渡の節以來、大石とは淺からぬ因縁ある官人だ。彼は又た大石等に淺からざる同情者であつた。今や亦た上使の一人として、此處に出で来る、眞に宿縁深きものと云はねばならぬ。其の大石との問答の如きは、其の聲を聞かざるも、其の意味を察するに難からず。

【六四】久松家に於ける義士

久松家に於ける申渡内意

細川家以外の三家に於ても、概して切腹申渡の顛末は、大同小異であつた。

今ま久松家に於ける模様の一斑を語れば、左の通りだ。

一 二月三日、稻葉丹州様より御内意有之、預り人十人共切腹、近々可被仰付候。左様用意可然由也。内試兼て相濟、夫々改めて御役人え密通す。

御用意 彌相濟。(波賀清太夫覺書)

とある。されば何れも二月三日に於て、幕府はそれと半公式的に、四家に其旨を通じたらしく思はる。

上使入來
内報

何れも怒
敵承服

一 同夜食、毎夜の如く別て厚味にて出之。明日御目付衆當御屋敷へ御出で、上意之趣被仰出候旨、御老中より先刻御内意有之候。定めて御働御威の上、目出度仰せ出で可有之候。何れも早く御吉左右承度相待候旨、大目付中罷出穩に申談候得とも、何れも慇懃に手を束ね是を承り、御内意忝次第に候。久々上之御苦勞に罷成り、御懇の儀共難有奉存候。次に各々様初め何れも御預御苦勞に、御禮口上難申盡。忝御儀に御座候。暮時小屋前後往來繁く相聞え候故、今夜か明日か埒明

生死の際
の十二分
の覺悟

可申杯、傍輩中共申居候。別て堀部安兵衛に主税(大石)次之座にて始終口上等有之、殊の外何れも落著たる體、見事に見へ申候。晝夜世上の噂咄しの節の顔色に、少しも替ることなく、仕成し一入見事也。(同七)

入湯裝束

何れも平
常に變ら
ぬ態度

細川家にては、唯だ謎の如く、花を送ると云ふことだけ告げたが、久松家では、明々地に上使來臨の事を告げた。其の上使の使命が、何事である乎は、固より語らなかつた。併し十人の義士に於ては、固より之を猜知したるに相違なく、然も其の態度の落著きたる、傍人を感せしめた事は、流石に彼等も死生の際に、十二分の覺悟を極めてゐたからであらう。

一 同四日、早天より水風呂申付、朝料理濟と、何れも早速入湯して、髪を

三三五

結せ、装束は御差圖次第可著替旨にて、小袖の上着下着、上帶下帶、足袋、

はな紙、扇子に至る迄、新に夫々廣蓋に入出す。是銘々の後脇に置、平常の如

く相應に咄し、にこくと和かに薄茶せんじ、茶烟草粉など呑みながら時を

移す。刻駕籠にて御殿え警固して出で候。御廣間の内、御歩行番所を圍ひ、

第十二章 六四 久松家に於ける義士

十人衆を入れ、内外番人無刀にて、平日の通り警固し、當番頭者頭等挨拶替々して、茶など出し、各々手拭ひ、鼻紙にて、心々に頭、面、耳の前後杯拭ひ、挨拶之面々へ相應じ、機嫌能き風情にて、にこにこ會釋應對有之。諸人大に感之。(同上)

所謂十人衆

彼等の態度、實に見上げたものだ。此の十人衆と云ふは、大石主税、堀部安兵衛、不破數右衛門、中村勘助、貝賀彌左衛門、木村岡右衛門、菅谷半之丞、千馬三郎兵衛、大高源五、岡野金右衛門であつた。而して此内でも、少年ながら大石主税と、堀部安兵衛が、代表的人物であつたとは、前記によりても知り得らる。

檢使來るに面會

一 同日巳之中刻(十時過ぎ)御檢使並に下役人衆御中屋敷へ來る。大書院御目付御使番之兩人、小座敷御徒目付、中下之小座敷、御小人目付已下入置、菓子、茶、烟草粉盆出し、晝過てかけ合之料理二汁五菜出之。(頭書)太守様御檢使兩人へ御逢、相應に御會釋有之。(同上)

一種の風説

斯る次第にて、豫ねて準備の事なれば、すらくと相運ぶ可きであつたが、今茲に一種の風説あり、その爲めに、故らに遅延せしめたる次第は、左の通りである。

但御檢使御兩人共に、少しも差急事無之の間、用意相濟次第御知らせ可有之者也。然る處用意は早速、場處、内外人揃等まで相濟候得共、未刻大鷹佐介と云ふ儒者、當時隱居して平田黄軒と云ふ者、稻葉様御屋敷より戻りけるが、二往首の座へ出し、即刻御免被成候筈の由、慥に申す者はなく候へども、風説有之由申しさ。依之千萬に一つ實説に候はゞ、早く初めらるまじと、態々用意調候段を、御檢使に不申出、此間に御勝手座敷にて、太守様其外御一門様迄料理出し濟。(同上)

是れ世の同情深きが爲

元來斯る荒唐無稽の風説を顧慮して、故らに延引したのは、笑止千萬の事に似たれども。然も斯る風説を生じ、又た斯る風説に、幾許かの信を措かしむるに至りたる、當時の社會が、如何に彼等義士に對して、同情の深切、濃厚であ

つたかゞ、思ひやらるゝではない乎。

【六五】 大石主税の最後

仕置施行の引延ばし
前掲の義士等を首の座に据ゑて、其場にて直ちに赦免の事ある可しとの風説は、全く訛傳であつた。久松家にては、此の風説の爲めに、成る可く仕置施行の時を延ばしたが、最早延すも延し難き刻限となつて來た。

止むなく用意

一 右之通り虚説をたのもしく存見合 候内に、申刻(午後四時)に近く成る。これより是非不用意相調ひ候積りに、遠山三郎右衛門、服部源左衛門能出で、依之無二是非不用意相調ひ候積りに、遠山三郎右衛門、服部源左衛門能出で、御檢使へ申達す。然らば御預人不殘是へ可レ出旨被ニ仰渡一に付、番頭者頭大目付令ニ挨拶、同伴にて能出で、十人衆を次之間に列座さするに、上意有レ之、これへ可レ被ニ能出一と、御番人御申に付き、主税(大石)を始め、十人共敷居

上意仰渡

をすべり入り列座す。此時御使番駒木根長三郎様、上意を可レ被ニ仰渡一旨被レ仰。杉田五左衛門様、然らば申渡 候はんと被レ仰被ニ仰渡一。尤も聲高にして、しかと聞ゆる口上にて、

主税の御受

其方共儀、此度亡主淺野内匠心ざしを繼ぎ候と申立、吉良上野介宅へ夜中押入り、殊に飛道具坏持参り、上野介を討候始末、不届に被ニ思召一。依之切腹被レ仰ニ付之一と也。

刑場準備

右之趣 御受、十人列座平伏して 承 之。各首を少し上ながら、大石主税、上意之趣 有難く奉 存と云ふ内に、堀部安兵衛、何れも侍の本意を相達し 候上、切腹被ニ仰付一候 上意之趣、難有奉 存 候旨、申上ぐる。(波賀清太夫覺書)

如何にも立派なる態度である。流石に大石内藏助の子である。尙ほ其の切腹の始末は、左の通りである。

兩檢使ゆるゝ致ニ支度一可レ被ニ能出一旨被ニ仰出。右番頭者頭大目付其外番

主税刑場に赴く

の侍差副ひ、もとの御歩行番へ入り、兩御檢使遠山三郎左衛門、服部源左衛門え被仰候は、勝手能く候はゞ、差出切腹可爲致旨也。其内大書院庭其場固め、繪圖別紙に有之ごとく相濟み、其座とする處、疊二枚敷き、上に淺黄わた入ぶとん二枚一つばい成を敷くと、杉田五左衛門様、遠山、服部へ大石主税と御申。早速渡部甚之丞は、其場之裁判す。御供之御目付川端李太夫も副ひ、三浦二郎左衛門、落間白砂端を上り、御徒士番所に至り、大石主税座せるを見て、大石主税殿御出候得と云ふ。主税畏ると云ひて、堀部安兵衛主税へ向て、私も只今可參と、互ににつこと微笑し、立て廣間正面に、諸者頭中へ中座し時宜有之、三浦に付きて右ふとんの上へ來り、御檢便の方角をチヨト目出し、其方に向て座し、左へ面を向け、朝榮(波賀清大夫即ち主税の介錯者にして、此の覺書の作者)に目禮、日夜出入の故微笑す。朝榮則ち懸じて目禮する所へ、小刀の役人三方を持出し置く。主税は小刀を取り切腹此氣合は大きに口傳朝榮介錯、青江の刀して、其首を御檢使之前へ持出す。實檢に入る

主税切腹

主税麒麟兒

此仕方氣合大きに口傳此間に其役人出て、ふとんを四方より包まんとする所へ、右首を持歸大きに口傳納め、直に内庭へ入る。其役人受取り、棺に納め云々。(同上)

此の如くして、大石主税は、數へ歳十六歳を一期として逝いた。彼は實に麒麟兒と云はねばならぬ。

主税儀心底無ニ心元存候處、存之外に丈夫に承り届け、此段千萬私大慶仕候。御察可被下候。最早念殘儀無ニ御座一候。

とは、元祿十五年七月廿五日附にて、大石内藏助が、城州山科より、但馬豊岡なる其舅石東源五兵衛に與へた書中の一節だ。石東は云ふ迄もなく、主税の外祖父だ。子を知るは親に若くはなし、内藏助も主税の凜然たる決心には、眞に意外の驚喜を覺えたのであらう。

大石ちから歳十五にてせい五尺七寸、よろづ是にて相應のはたらき、さてく珍ら敷事ゆへ、たんざくか、せおくり申候。手跡もたつしやに御座候。

主税の手跡

とは、元祿十五年十二月十三日附、即ち吉良邸打入の前日、小野寺十内が、京都なる其の妻お丹に與へたる書中の一節だ。此にて其の風采の一斑が想ひやらる。

尙ほ赤城士話に曰く、

皆々主税
氣遣

一 松平(久松)隱岐守殿にては御預りの面々、席を分けて被ニ差置、切腹被ニ仰付候。仰渡相濟、各願にて一座仕度旨也。

大石主税未だ弱年故、最期氣遣と存儀をす、めんとの事也と云。主税弱輩といへども、流石内藏助之忤程あり、少も臆したる體無之、色も不變と云。伯耆守(仙石久尙)相渡る、時分も、なる程大やうにて、大身の忤と誰も見様なり。親類書の時分にも能覺、諸親類姓名は勿論、年齢迄詳に知たる由、手跡いつく敷書出せる由。切腹の時分、隱岐守被ニ仰は、内藏助に逢度哉と被ニ尋候へば、御言葉にて存出候と申上候。扱も神妙なる能御挨拶申上たると沙汰なり。

主税大やう

大高源五
の心配と
安心

世間興味
を以て主
税を見る

とある。然も波賀清太夫の覺書には、隱岐守は、其場に出で來らずとあれば、固より主税と問答の筈はない。併しその他の事は、參照に足る可きであらう。波賀清太夫大石主税の介錯したるに、切腹の時、清太夫主税の後に廻り候節、主税云、御役儀はと尋ねける故、清太夫答に、御安心可被レ成、槍一本の主にて候と申せば、歡喜の體に見へたるよし。大高源五は、就中豪氣忠烈の士なるが、切腹の當朝に至り、顔色殊の外あしく、屈託の體に見へたるよしにて、人々不審に存じ居たるよし也。切腹は順々に呼出し、切腹致候よし。第一番に大石主税なるよし、主税切腹濟、再び二番の者を呼に來りたるにて、主税無ニ異儀一切腹致したりと、大高安心したる體にて、顔色常の如く成しと。忠烈の主税なれども、未だ年若き事故、切腹に臨み、未練の事ども可レ有之哉と、心を痛しよし。(松山談叢抄 古今記聞)

是等は何れも附會の説であらう。波賀自から記する所によれば、主税は波賀を見て、微笑したり、それは日夜出入の故とある。乃ち彼等は介錯、切腹の場に

ての初對面ではなかつたのだ。されど如上の記事を見ても、如何に世間が主税に就て、多大の興味を持って居たか、想ひやらるゝ。

【六六】 細川邸に於ける十七士の最後

最後の盃

話頭は細川邸に返る。却説も、大石良雄等十七士の切腹に就ては、例の堀内傳右衛門は、左の如く記してゐる。
一 何れも申談、御酒出、土器銘々出申候。心安咄申候衆には、側に寄候て盃所望仕候事。
此れは久永、荒木兩檢使が、彼等に切腹申渡してより後の事である。
一 何れも被申候は、今日は別て御馳走可被成事にて候に、烟草、御茶不被下候とて笑被申候に付、誠に左様とて、坊主に申付候。侍中

吉良左兵衛處置を知らしむ

幕閣喧嘩兩成敗の實行

は不及申、幼少の坊主迄も残念至極と存じ、忙したる計にて、うつかりと心付不申候事。
とある。當時如何に細川邸にて、彼等義士が愛惜せられたかは、言外に看取せらるゝ。

一 富森助右衛門は、只今御聞被成候通、十左衛門様(檢使荒木)内藏助へ御挨拶(參照 六三)被成候は、今日吉良左兵衛事、今度仕形不届に思召故、領知被召上、諏訪安藝守様へ御預け被成候。此儀我等心得に御咄被成候との御意、乍此上、扱々本望に奉存候。
とある。されば荒木十左衛門は、大石等に對する最後の別辭として、此の快報を齎したものと思はる。

斯くては彼等が本望であつた喧嘩兩成敗の沙汰が、愈よ實行せられたのだ。而して此の一擧によりて、幕府は間接に、淺野長矩に除封切腹を申付け、吉良上野介に一切構ひなしとしたる審判を、取り消したること、なる。乃ち彼等に取り

内藏助切腹の場

ては、此報程此の場合に際して、痛快の事はなかつたであらう。
一 右十七人共に、座配次第の如く、一番に内藏助殿御出候へし、吉弘嘉左衛門、八木市太夫兩人にて呼立、切腹の場所へ伴ひ申候。内藏助殿と呼候時、潮田又之丞聲をかけ被申候、内藏助殿皆共も追付参候と被申候事。

段々首尾よく仕舞

如何にも死に臨んで従容の態だ。
一 右の通段々罷出被申候。嘉左衛門、市太夫、内藏助殿首尾よく御仕廻被成候。忠左衛門殿首尾よく御仕廻被成候と、度毎に被申候故、我等申候は、首尾好との事を不被申とも、只名斗御呼立可然と指圖を致候。介錯人も次第の通待居被申候。右の通我等指圖いたし候事を、氏家平吉被承尤に被存候。あの衆の首尾能はいらぬものと、笑被申候事。斯くは云ふもの、何れも全く首尾克く結了した。尚ほ堀内は左の如く記して

何れも感入りたる態度

林兵助、村井源兵衛、我等三人、御座敷の内に居申を、何れもえの挨拶など仕候に付、切腹の場へ出不申候に付見不申。尤も十七人の衆、中同志の事故、切腹の善悪可有之様も無之候。何れも茶たばこ給被申、常に少しも替り不申事、其筈とは存候へども、感入たる儀のみ。御さつし可有之候事。

切腹の場

場所清めに及ばず

と。如何にも其通りであつたらう。
一 十七人切腹相濟申候。場所は、芝の大書院御舞臺脇御手水石の向にて、御小書院より御出被遊、大書院の間の御からかみ延させ、御覽被遊候と承り候。初後に場所清め申ため、眞藏院へ御奉行所申参候へども、不能ニ其儀一候。尤達ニ御聽候へば、其に不及ことに被思召一候。其儘召置候へ、十七人の勇士どもは、御屋敷のよき守神と被思召一候との御意承候。草の影にても、何れも難有可被奉存と、感涙を流し申候。残る御三人様(久松、毛利、水野)にて場所を清め申候よし、仙石伯耆守様などは、た

、みの表替、腰張唐紙は、替候様に沙汰承り候。大御目付様にて候へば、定て格別の思召寄可有之事と被存候。其後御心安御客様御出の節、切腹の場所を名所にて候と御挨拶被遊候と承り及候。眞藏院にも御清めさせ不レ被遊、いな事と申候へども、江戸中のさた、廣く奉レ譽候と承り候事。

綱利の感

權現様以
來の御仕

亦た以て如何に細川綱利が、彼等十七人に傾倒したか、判知る。一、二月六日、上の御屋敷え御侍中不殘被三召出、御直に被三仰渡一候。今度御預に付、何れも骨折被申候。此御屋敷に居申者共、御番等もしげく、同前に被三思召上一候。扱十七人の勇士共の事は、定て上にも色々と被三思召一候。故、五十日程有之、ケ様に被レ爲ニ仰聞一候と、何にやらむ上を御はかり被遊候といかゞに被三思召上候へども、定て權現様以來の御仕置と思召、切腹被三仰付一たると被三思召上一候。尤他所の者の尋ね申候節、不存と可レ申様は無レ之候得共、何も揃たる勇士共と思召候へば、善惡可有之共不

綱利の感
を以て云

被三思召上一候、よく、了簡仕候て咄など可仕との御意にて候。皆共迄も難有勇士どもと三度まで御意承り候。誠に難有儀、草の陰より難有かり可被申と、落涙仕候事。如何にも其通りである。併し此れは單に細川綱利其人が、斯く同情を表したのではない。當時の義士に對する世間の同情が、細川綱利を透して斯く言はしめたのだ。此につけても社會の人氣を、輕々看過してはならぬ。

【六七】 世間の同情

世論の偉

義士等の賜死は、幕府に於ては、寧ろ非常の恩典であつた。彼等を罪人として討首にせず、士の禮を以て自及せしめたのは、彼等に對する最も尋酌ある措置であつた。然も當時の世論は、何故に斯る世にも稀れなる義士を、表彰せざり

し乎、何故に斯る忠節の者共に、それぞれ恩賞を與へて、天下の人臣たる者の模範として、之を奨勵せざりし乎と、幕府の措置を、慊らず思ふ者も少くなかつた。

賜死一般の同情を喚起

元來彼等を分けて預りたる細川、久松、毛利、水野の四家に於ても、三様の準備をしてゐた。第一は放免、第二は遠島、第三は自刃であつた。而して世間の多數者は、放免でなければ、遠島を以て極度と信じてゐた者が多かつた。されば彼等の賜死が、如何に一般の同情を惹起したかは、固より想像の及ぶ所でなかつた。

當時の落首

流すなよ隠岐(久松)に甲斐(毛利)ある大石を、細川水野せきとめよかし。細首を預かり隠岐で甲斐もなく、水もたまらず打落しけり。忠孝の二字をば虫がくひにけり、世を逆さまにさばく老中。此れにて如何に當時の人心が、義士を愛惜し、義士に同情し、而して又た義士に對する幕府の措置に、遺憾の情を溢らしたかを判知る。

泉岳寺の泉居寺

一 泉岳寺へ貴賤老若男女參詣夥し、皆感涙袖をほしあへず、忠節を讃し、身命を捨し奇特也。或時一人の女性、彼の墓所へ詣で、大石内藏助殿、同主税殿、原惣右衛門殿、岡島八十右衛門殿、不破數右衛門殿、勝田新左衛門殿始め、四十六人の方々、何れも御一體分身と存候へば、櫛廿八本、一所に立候とて一首。

君が爲二心なき武士の、命を捨て名の残るかな。念佛回向落涙して歸りし、誰なるらんさかまほし。

一 又或時四十六人の墓所に詣けるに、齡六十に餘ると見ゆる老婆、是も回向したると見へて立歸りけるが、袖をひかへ用ありげなれば、急度振向けるに、此老婆云やう、若き子共持たるものは、あやからせ度と言捨て歸ける。如何成る者ならん。(赤城士話)

六十老婆我子にあらんやからせ

是れ唯だ當時の情況を傳へたる一端なれども、以て如何に此の事件が、當時の人心に影響を與へたるかを、知る可きであらう。

林信篤の憤慨

當時林大學頭信篤は、將軍綱吉の最も親信したる一人にて、御用學者の首魁であつた。然も彼が此事に關する意見は、不幸にして容れられなかつた。如何に彼が此事に就て、憤慨し、且つ哀悼したるかは、左の一首を見て知る可しだ。去歲季冬、故少府監赤穂城主淺野長矩舊臣大石内藏助等四十六人、報讎趨義。今茲仲春初四日、官裁下令、各處ニ死刑。天乎、命乎、果時運乎。難堪ニ哀情一收涙而作。

甲詩

關門突入蔑三荆 卿易水風寒壯士情 炭啞形衰追三豫讓 薤歌淚滴挽二田横 精誠貫日死何悔 義氣拔山生太輕 四十六人齊伏及 上天無意佑 忠貞

右之一律家々傳寫、後に改二兩字云。

曾聞壯士無還去 易水風寒連袂行 炭啞變形追三豫讓 薤歌滴淚挽二田横 精誠石碎死何悔 義氣水清生太輕 四十六人齊伏及 天公

一般愛情

切腹却つて仕合

其頃の沙汰に、大學殿え右の詩作いかに存寄作り候哉と、御支配より御尋有之。大學殿申さるゝは、義士共の忠義を感じ作り候迄と申さるゝ由、夫迄にて、其後の咎も無之。(同上)

此の如く、義士に對する愛惜の情は、當時の知識階級より、街頭の者迄、殆んど一般的であり、普遍的であつた。然も亦た其中には、賜死が却て義士の爲めに、仕合であつたと云ふ意見の者も、無いではなかつた。

一 或老壯の武士、餘多寄合て物語の序にて、内藏助其外當代稀なる義士、昔しとてもたぐひ有へからず。死刑を給ふは、餘り不便無殘也。諸大名へ永々御預か、遠島か被三仰付候とて、御威光の弱きにもあるへからず。向後の御政道の障にも成間敷といへば、其中よりしわびたる老士いへるは、されば惜者共なれば、命は助け度ものなれども、切腹仰付られしもよしあらんか。人は一生譽も有誠も有もの也。人毎に聖賢ならねば、道に違ふ事のみ。昔も流石武道名譽あるもの、不慮のおくれを取たる事もあり、今命を助

かりたればとて、殘生いくほどもなき事也。只今死損はなきといふ諺の通り、いさぎよく腹を切て、佳名を揚げんにはしかじと云、満座皆尤也と言へり。(同上)

赤城士話

以上引用したる赤城士話は、水野監物の家臣東城守拙の自記する所、然もそは元祿十六年癸未歲三月の日附(固より多少後日に補入もあらむ)なれば、最も新鮮なる風聞録と云はねばなるまい。乃ち此間にも、中には、賜死の方が、寧ろ義士共に取りては、仕合であつたらうと云ふ説の、存したことが判知る。併しそれは、何れにしても、義士に對する同情は、殆んど當時の社會を風靡したるに、相違あるまい。

四十六士初忌日法會

追善法會
遠慮

四十六士死に就ての後、初の忌日は、泉岳寺にて追善の法會執行せんとおもひ立しが、何れにも刑せられし者の跡懸に弔ふなど聞へては、如何なる御咎もあらんやなど申者もあるに就て、世を憚

公儀小姓
の参拜

法會修行

り、何となく物に準らへ、憚て執行せんなど評議せしに。二月四日の早朝、公儀の御小姓などいふべき程に装ひたる風の武士、泉岳寺の玄關に參、今日は大石をはじめ、四十六士の初忌日なれば、聊ながら此品を供しぬ。經讀て弔ひ給れといふて大なる菓子折と香奠の白銀五百兩を役僧に渡し、其身は墓所へ拜禮し、名も言はで早く立歸りし者有。寺僧等是を見て、かゝる人の表立法會を執行する上は憚るべきにあらずとて、事重く法會を修せしかば、是より義士の跡吊事世にも廣くなりけり。當朝菓子香奠を備し人は誰ともしられども、當憲廟の御仁德を内々施されしにもあらんなど、常には世に申傳へしと云。(五美談)

第十三章 義士と模範的家族

【六八】 女性と事件

瑞泉院夫人

如何なる事件にも、女性は其影に潜んでゐる。赤穂義士の一舉に就ても、其間に幾許の賢母良妻が在つたとは、争はれない。今その一二を標本として擧ぐれば、第一は、淺野内匠頭の夫人瑞泉院である。彼女は備後三次城主淺野因幡守長治の女にて、長矩目及の元祿十四年は、廿八歳の花ざかりであつた。彼女の父淺野因州は、山鹿素行と、最も親近の間柄にて、素行が大譴を得たる際にも、真先に嫌疑をも顧みず、訪問したる一人であつた。されば彼女が雄々しき心掛けも、自から庭訓に得る所が少くなかつたであらう。

意々しき態度

元祿十四年三月十四日の午頃、内匠頭の舎弟大學氏は、倉皇入り來りて、城内の異變を告げた。彼女は之を聞き了りて、

「手は何人にて在つた乎。而して其人は其場にて相果てた乎。」

と反問した。大學氏は其處までは未だ聞き及ばぬ。唯だ老中よりの沙汰を承りて、邸内一統騒がざる様、取り鎮めん爲めに參つたと答へた。夫人は大學氏の面を熟視して、

大學殿は内匠頭様の御舎弟にてはなき乎。唯今兄上様の大事に、對手の何人であるも聞かず、又た其方の生死をも質さず。如何に御老中の沙汰とは申せ、その儘鎮撫の仰を承り來たとは、初も口惜しき次第である。

落飾

義士に對する監視

と詰責し、爾後一切大學氏とは、其交を絶つたと云ふ。彼女は直ちに其の黒髪を剪り、其の里方たる淺野土佐守長澄方に引き取られ、爾後貞淑にして、質素なる生涯を送つた。

大石等は固より彼女と、直接に復讐の事を謀らなかつたであらう。されど彼女の監視が、如何に義士を刺戟したかは、看過し難き事ではなければならぬ。

元祿十七年京都瑞光院の海首座が出府して、瑞泉院に謁したる際、彼女は海首

實對盟者に叱る

座に向つて、

大石が京に於ける濫行を聞いた際には、女心の淺墓にも、疑ひ惑ひ、寔に遺憾に思ふた。されど進藤や、小山があれば、如何に大石不義に陥るも、此の兩人にて、よもや御家の恥辱を、餘所には見申すまいと信じてゐた。然るに今度の一舉に、彼等兩人が加はつてゐなかつたとは、抑も何故であらう。御坊歸洛の上は、篤斗此旨兩人に申し聞け、其の理由を告げ知らずする様ありたし。

實盟者口

と傳言した。彼等兩人はまさか臆病にて、生命が惜いからとの言譯も出來ず、私共は、内藏助等の一舉が、餘りに無謀であつたから、其の失敗の後を承けて、再舉を謀る爲めに、居残つたので御座ると答へた。此れは後世迄も残つた説にて、今尚ほ半は之を信ずるものがあるが、その口實であるとは、固より深く詮議する迄もない。瑤泉院夫人に續て、大石良雄夫人石東氏即ち香林院も、賢夫人であつたらしい。

大石香林院

母原惣右の

大石の上方に於ける濫行の際にも、別段、内輪から火を出すか如きことはなかつた。

併しながら更らに悲しむ可きは、原惣右衛門の母である。原は一味中の領袖の一人にて、恒に吉田忠左衛門と與に、大石の羽翼であつた。彼の弟は岡島八十右衛門にて、兄弟共に義に殉じた。彼の老母は七十五歳にて、少時は丹後宮津京極對馬守の奥に仕へ、當時に於ては、教養ある女性であつた。原が山科なる大石の召喚に應じて、赤穂を去るに際し、それとなく母に暇を告げたが、母は大いに原を激勵し、遂ひに従來何人にも漏らさじと、同志中堅く誓約したるに拘らず、其の眞肝を吐露せしめた。斯くて母子は、互ひに意氣投合して、母は留り、子は去つた。

自刃激勵

幾もなく山科に於ける相談も濟んだから、原は再び赤穂に立ち返つた。而して母子は再會して、其の上方に於ける顛末を相語つた。然るに翌朝になりて、母が起き出で來らざるを見て、婢をして其の寢室を覗はしめれば、母は端坐

原急迫の理由

して自及してゐた。而して其側に一通の遺書があつた。それは申す迄もなく、原を激勵するの文字であつた。曰く、既に一度今生の別れをなしたるに拘らず、重ねての歸來は、畢竟此母に心を惹かれたが爲めであらう。此上は一死を以て、御身の忠節の保障とするとの意味であつた。原が此の義舉に際して、恒に老成人に似合はず、急進黨であつたのも、此事を看來れば、偶然ではあるまい。

【六九】 富森の母贖貝の母

富森の孝行

更らに一言す可きは、富森助右衛門、贖貝十郎左衛門の母に關してである。或時富森助右衛門被_レ申候は、私衣類の中に、女小袖の白く、袖口などもせばく有_レ之候が御座候。いな事と可_レ被_二思召_一候。老母の著物にて候。

富森亦た子煩悩

富森母のけなげさ

其夜遠方へ罷越候、殊の外寒く候間、下著に仕度とて借候て著仕。罷越候と被_レ申候。扱々御尤なる御事、母の衣と書、ほろとよみ傳候へば、御孝心の程感入候と申候。(堀内傳右衛門覺書)
富森は此の如く母を懐ふ子であつた。而して彼は又た、其後寒氣強く候故、何れもの枕元に、立させ可_レ申と、御小屏風の内に、鶴の子をやしなひ申所を、書たる繪を、助右衛門見被_レ申、我等え(堀内)被_レ申候は、扱々口惜しきことに御座候。皆共はとく果たるものに御座候。今迄存命、此御屏風の繪圖を見候て、ふと悴事を存出候と被_レ申候故、我等申候は、御尤至極に候。(同上)
親として子を思ふ慈父であつた。
其後助右衛門母儀にも、此方御屋敷出入りいたし候。竹屋惣次郎宅にて逢申候。母儀被_レ申候は、御尋ね被_レ下初て掛_二御目_一、助右衛門無事にて居申候段を承候儀、氏神の御引合せと存候。助右衛門義其夜出立、再

逢可申様も無御座候へ共、猶以左右も同前の事に候。私の女心にさへ、内匠頭殿は切腹、上野介殿は、其儘被差置候と承り、片手打の御仕置、不レ及是非一事と存候。助右衛門は男子に生れ、今度の振舞、尤成る義と存居申候。私もかけにて無事居申、段々結構なる御馳走共に承り候へば、何ぞ存残る事も御座有間敷と被申候。故、神以て拙者(堀内)は兎角の返答成兼、及ニ落涙、漸挨拶を致候。初ての對面、女の口上に片手打の御仕置など被申候儀、珍敷女性、流石助右衛門の母儀と感心いたし申候。(同上)

贖員の母 貞柳

又贖員十郎左衛門に就ては、左の如く記してゐる。
 十郎左衛門母儀の名を貞柳と申候。萬右衛門(内藤萬衛門、贖員の兄)も在宿にて、兩人共に被三罷出、緩々と咄居候へば、そば切ふるまひ被申候。貞柳被申候は、十郎左衛門義、其夜出立候て、再び左右も可承様無之候處、御出被下、無恙おとつれをも承候事、誠に氏神の御引合せと候。(同上)

粹の體言 洩を恐る

又左の一節がある。
 其後十郎左衛門母儀に逢申候て色々の咄共の内に、母儀被申候は、十郎左衛門儀、内匠頭殿兒小姓に被三呼出、段々懇意にて衣服なども澤山持居候。傍輩の浪人衆衣類も次第になく成り申候。御前様(瑞泉院即ち長矩未亡人)へ、折々御機嫌伺に参り候衆多く、右の衣類夫々に遣申したる衆も御座候。已後に了簡を替たる衆も有之候。十郎左衛門義、當夏の頃、町屋へ出居申

懺被申候……能歸り候ても、慥に思召爲に候間、御文を被レ進候へと申候へば、扱々忝存候。十郎左衛門最前赤穂籠城の心得にて、能越候刻、私へ申置候は、自然日數も重り、能便など御座候とて、必文を遣し申な、城中に女の書通はならぬと吳々申聞候。其上私は無筆に候、かたぐ御ゆるし被下候へと被申候……堀部彌兵衛と右十郎左衛門亡父と、心易く致され、夫ゆへ彌兵衛肝煎にて、十郎左衛門も内匠様へ被三召出候との咄をも、貞柳致され候事。(同上)

候内、熱病を煩、申候故、下女を召連參候て、暫看病いたし候。謔言も心底にさしはさみ居申候をのみ申候故、外に洩れ候事を、氣遣ひ難儀いたし候。(同上)

彼女等は必ずしも、別段の教養ある女性とは思はれぬ。されど當時、士人の妻として、母として、恐らく其の醇良に庶幾き、標本のひと云ふ可きものであらう。

當時士家女性の教養

一 御當家(細川家)にも、昔は女にも助右衛門、十郎左衛門母儀の様なる衆、多く有之候。筑後殿御母儀は十郎左衛門伯母ごにて御座候。山田調庵母は、故笠印娘にて、學問も被致、四書其外太平記とも講釋被致候様、承り候。筑後殿御母堂の所に度々參候て、太平記など不斷御讀せ御聞、我等(堀内)も幼少の時分、調庵母儀の事覺え申候。其時分の女は、大かた右の通、小身なる者にて、我等祖母なども同前にて候。(同上)

當時士人の家庭に於ける女性が、如何に教養を、等閑にせざりしかは、之を以

ても、其の一斑を知り得可きものであらう。

小島喜兵衛と其妻女

喜兵衛窮
追
夫妻共に
死
叔父とは
反對

淺野家義士四十七人の外に小島喜兵衛と云者有。元より大石と深く申讀じ、東行には必同道すべしとて、其期を待居たれ共程久しくなりて、段々貯の金銀も盡て今日を暮すべき力もなく、山科へも行れず、大阪の福島と云所にすみける。差替の大小もなくして如何せんと思ひしに、大小の切刃をばづし、漸と其月の店賃などのこらす拂ひ、女房をば水買に遣し、其跡にて諸事取仕廻ひ、心勝に自害しけるに、笛をかき損し死兼し所へ、妻女歸りて此有様を見て其儘夫を引仰向てもはや助り給ふまじ、苦しみなく終り給へ、我等も同道なりと、夫を介錯して其身も心元を差通し臥し重りて死しけるとなり。此妻相ぐして間もなかりけれ共、夫を進め、何卒主君の仇を討給へと常に力を添て仇を報ふの外他事なかりしとなり。今日迄も憂をしのぎ、大望を心掛しか共、力盡て死して志を立しなり。妻は大野所兵衛とか云者の女なり。叔父大野九郎兵衛、藤井又左衛門など臆病不忠を働しに此婦は古にはぢざるものなり。(明長洪範)

【七〇】小野寺十内夫妻 (一)

小野寺丹子

義士に關する女性を語るには、小野寺十内及び其妻丹子に就て、叙する所なれば、未だ全しと云ふを得ぬ。彼等の夫妻は、當時に於ける、模範的夫妻であるのみでなく、何れの時代に於ても、亦た然りと云ひ得らる可き程であつた。

十内の身柄

小野寺十内は、出羽の名族小野寺遠江守の裔にて、其の祖父十太夫の代に、赤穂の淺野家に仕へた。十内は百五十石を食んで、京都留守居の職を奉じた。彼は固より大祿の士ではなかつた、然も京都留守居として、恐らく當時の教養を、十分に取得したる士人であつたらう。彼が當時の大儒伊藤仁齋、東涯父子の門に入つたことは、彼の老母の九十歳の賀詩に徴して、知る可きであらう。

伊藤仁齋に學ぶ

賀二小野寺十内母九十壽
母氏年高九十強。無憂無病又無傷。老萊孝思誰能識。膝下猶呼爲二小郎。

同

伊藤 藤 維 楨 (仁齋)
伊藤 藤 長 胤 (東涯)

義君官政不違時。慈母九旬絲髮垂。況復一堂不違食。更無二晨夕倚門思。

十内夫妻の文雅

然も仁齋は生來、人の爲めに壽詩を作らずと云へば、彼が如何に仁齋の爲めに信重せられたか、想ひやらるゝ。將た如何に小野寺十内が、文雅の士であつたかは、其の和歌に秀逸の少からざるを見て、知るべし。而して彼の妻丹子は、同藩士灰方藤兵衛の女にして、殆んど理想的の貞女であつた。彼女亦た和歌に堪能にして、夫唱婦和、如何にも愛度き家庭であつた。

十内老を覺る

元祿十四年江戸に於ける長矩の賜死は、宛も十内が五十九歳の時だ。當時四十を初老と稱したる時代に於ては、五十九歳は、既に老人である。彼が「老後述懐」にも、

老いぬれば餘所になされて古を、語るをだにも聴く人のなき。
と云ふ一首に徴しても、十内自身も老人たる自覺があつたとが、知らるゝ。

其の義烈

然も彼は此の變故に際して、鎧一領、鎗一筋、著易の帷子一枚の支度にて、直ちに赤穂へ出掛けた。而して其の下僚の一人が、京都所司代への届は如何と云うたら、出入の届も時と場合による事だ。今は無主の一浪人、進退は自在であると答へつゝ、赤穂へ馳せ著け、爾來、其の進退を大石と共にした。彼は單に文雅、風流なる長袖都人士たらず、實に忠に勵み、義に勇む烈士であつた。而して温順、優美なる彼女も、亦た一個の烈女であつた。

其從弟に決心を告ぐ

彼が赤穂に於て、最初大石等と籠城を覺悟するや、其の從弟にして京都町奉行組與力たる、小野寺十兵衛に、一書を與へて、其の委細を告げた。其の一節に曰く、
何も不殘具足一領、鎗一本、白帷子壹つ計にて、當分の著替壹つ、挾箱に入て下り候。老母妻にも此心ざしは不申聞一候、様子にてさとり候事も不レ知候。此元右之通、彌相果候はゞ、母妻を御芳志奉頼候。まかせ置申候。上は、御恨可ニ申上。譯も無レ之候。出同然之小家之者共、且又籠城

其妻に就て亦自信あり

して運を開べき爲の事にも無レ之、脇坂殿(赤穂城受取主任)え意趣もなく候。唯城中にて各自滅之覺悟にて候。妻か人遣候はゞ、御大儀ながら御越候て、此書中之通を、能程に讀で御聞せ可被下候。女子でもさのみさわぐ間敷覺有レ之候間、被ニ仰聞可被下候。猶々一分之事に至ては、一家之名を下すやうの事は有レ之間敷候間、可被ニ御心易候。以上。

此れは元祿十四年四月七日附である。女子でもさのみさわぐ間敷覺有レ之」と云ひ、「一分之事に至ては、一家之名を下すやうの事は有レ之間敷」と云ひ。彼れ十内は、深く自から信ずる所ある如く、其妻に就ても、同じく信ずる所があつた。彼が老母愛妻に告げずして、京都から赤穂に出掛けたのは、當時武士の式法を守りたる迄にして、其の書中にもある通り、彼女等は固より其の様子にて十内の心事は、解得したるならむ。斯る時代に斯る理想的夫婦を見るは、眞に時代の鏡である。

〔七二〕 小野寺十内夫妻 (二)

十内の妻に贈れる書簡

母妻に對する十内の愛情

小野寺夫妻の、如何に理想的であつたかは、第三者よりも、寧ろ當人等の間に取交したる書簡が、最も能く之を證明してゐる。左に掲ぐるは、十内が、元祿十四年四月十日附にて、赤穂より京都なる其妻に與へたる書簡だ。彼が老母と愛妻とも告げずして、京都を發し、主家一大事に際して、城を枕に討死すべく、赤穂に馳せ下りたる次第は、既記の通りだ。(參照 六九) 此書は則ち其の最中に成りたるもの。

六日七日の文、各一度に届き申候。母様何事なふ御座被成候。由嬉しく存候。随分心を付けて、朝夕の食をうまさやうにしてしんじ可被申候。そもし彌ふ無事、一段の事に候。此許の事、氣遣の由、尤に候。さぞくとおもひやり候。

如何に十内が、其の老母に孝に、妻を愛したかは、言外に溢れてゐる。而して

十内の決心

百年の報恩

母に對する思慕

此書が京都からの、妻の二通の手紙の返書であることも、亦た忘れてはならぬ。

一 九左衛門(多川) 治右衛門(月岡) 一 兩日中のほり可申つもりにて、それ次第その様子によりてのことと見へ申候。(參照 一七、一八、一九) 我等は存じの通に、當御家(淺野家)の始め、小身ながら今迄百年御恩にて、各々を養ひ身温かに一生をくらし申候。今の内匠どのに格別の御なさけには預らず候へども、代々の御主人くるめて百年の報恩、また身不肖にも小野寺氏の嫡孫にて候。……かやうの時にうろつきては、家の疵、一門のつらよごしも、面目無く候。故、せつに至らば、心よく死ぬべしと、たしかに思ひ極め申候。老母をわすれ、妻子を懷はぬにてはなけれども、武士のざりに命をすつる道、是非に及ばぬ所と合點して、深く悲き給ふべからず。母ごさま幾程の事も有まじく候。如何様にしても御臨終を見届けて給はるべく候。年月の心入にて、およひあるべしとも、つゆちりおもはず、申に不及候へども、たのみ參せ候。僅かの金銀家財、これをありぎりやういくしてまいらせ、御命

其他の家
族に對し

死を視る
如歸するが
る

禍は出離
の縁か

尙ほ長く、たからつきたらば、共にうへ死可被申候。是も不_レ及_二是非_一候。おいは事望みの御方もありつれども、病ひよくなりての事よ、又は國のおやかた衆にきゝてのことよとおもひて、一日くとのびのびにして、その事なく、今此やうの時節になり候まゝ、今さら進_レ可_レ申とも申べきにあらず。人の請取べきにもなければ、そもじともくゝにいかやうにもながらへ、また世のありさまをみ申さるべく候。

此の一節にて、如何に彼れ小野寺十内が、其の主人に對し、老母に對し、妻に對し、其の家族に對する心事の、表裏透徹したるを見る可きであらう。彼は實に一點心に疚_レしき所なく、又た悔恨する所なく、死を視る歸するが如き情態にあつた。

一 さてくゝおもひがけぬ世の有様、昔語りに聞く上也人形の太平記やうのものにて見聞しふせひ、いま此身になりて、誠に風の前のともし火、はずへの露と争ふ命となり、日頃萬に付て深かりし慾を忘れ、心の清きこと水の如

くにて、禍は却出離の縁かと覺候。

流石に、伊藤父子の門弟だけありて、彼は此の窮處、阨處、難處にて、此の如く光明を發見した。

妻に對する同情

一 九左衛門、治右衛門かへりても、(江戸から)なか／＼今の御代にて候まゝ、其ほどはかりがたし。かりそめのことにて、申々家中合點申まじく、十分に思ふ様には參るまじく候へば、とかく死ぬにて候。萬に一つもめんぼく有やうにも成候はゞ、生て再びあひ可_レ申候。其元のすまひの事も、女的身としてなんぎの程、思ひやられ候ていたはしく候。(以下略)

彼は此の如く、同情ある夫であつた。而して其の妻が、此の同情ある夫に對して、如何に貞女であつたかは、固より云ふ迄もない事であつた。

始終大石
と共に進退

籠城の覺悟は、大石の取計ひにて、遂ひに復讐に變じた。十内は其の始終を大石と俱にした。彼は赤穂退散後は、再び京都に還り、京都東洞院西へ入る所に卜居し。大石の指揮の下に、其の畫策に従事した。而して元祿十五年十月

愈よ江戸に向つて出立した。

【七二】 小野寺十内夫妻 (三)

十内 伉儷の情

小野寺十内が、江戸下りの途中の作を見れば、如何に彼が伉儷の情に敦かつたかぞ判知る。

家を出るとて
思出は音羽の山の秋毎の、色を別れし袖ぞとも見よ。
加茂川を渡りて
おき別れ今朝打渡る加茂川の、水の烟は胸に立ちそふ。
如何にも哀別の情が濃かである。
志賀の浦にて

情緒纏綿

故郷に斯くてや人の棲みぬらん、ひとり寒けき志賀の浦松。
如何にも丹女の孤棲を偲ぶの情が、言外に溢れてゐる。
彼が函根に差し掛かつた時、偶々江戸から京都へ上る知人に邂逅し、茶店に憩うて、一書を認め、之を托送するとて、
限ありて歸らんと思ふ旅にだに、尙ほ九重は戀しきものを。

同志に重なる丹女

と、其の手紙の末に書き付けた。如何にも纏綿たる情緒を見る。
丹女が如何に同志輩に重せられたかは、打入の前日、即ち元祿十五年十二月十三日附にて、大石内藏助が、彼女に與へたる書を見ても知る可しだ。
彌よ御そく才のよし、おり／＼十内殿御便りに承り、珍重に存候。爰許

大石の丹女に與へたる書

十内殿一だんと御無事、拙者相宿にて、晝夜御心易く申たんじ、大慶に存候。
少しも煩はしき事御座無く候ま、御氣遣被成間敷候。前々申通十
内殿御一家方、大勢御揃ひ、此度忠志の御事、誠に御しんせつの御志、後
代迄の御外聞と、さて／＼御うら山しく存候。(小野寺十内、十内の姉の子大高源

五、二男幸右衛門は十内の養子となり、亦た義徒の一人である。源五の姉岡野金右衛門に嫁し、九十郎を生んだ。九十郎は父病死して、其志を継ぎ名を金右衛門と改め、亦た義徒の一人に加はつた。我等一家とも大腰拔どもにて、残り留り候は、我等父子、同名としては瀬左衛門ばかりにて候。面目なき事共に候。家來孫左衛門（瀬尾）事も、去る六日立のき候。元來輕きものにて候得共、我等外聞とも存じ、悦び申候處、不届至極に存候。併し高きも賤しきも、珍らしからぬは、此一事にて候。幸右衛門殿、源五殿、その外とも御無事、随分すくやかなる事共に候ま、御氣遣あるまじく候。（以下略）

丹女の和歌

其兄と義

此にて丹女が、尋常一様の婦女子でなかつたのが、想ひやらるゝ。抑も丹女が和歌に堪能であつたとは、春風の題にて、咲き初むる外山の櫻匂ひ來て、人驚かす春の朝風。の一首を見ても、其の一斑が知り得らるゝ。彼女の兄灰方藤兵衛も、最初は同盟の一人であつたが、中途より變心して、脱退した。此れと同時に小野寺十内

九十餘歳老母逝く

は、彼と交を絶つた。丹女も亦た苦痛を忍び、其兄と絶つた。而して元祿十五年九月には、夫婦して孝養を盡したる九十餘歳の老母は逝いた。なき人の墓に詣でと題して、

昨日迄問へば答へし言の葉に、聞きこそかふれ松の下風。

情趣兼森

の一首は、恐らくは此の老母の墓に詣しての詠であらう。彼等夫妻の關係は、書信の上に最も能く現はれてゐる。元祿十五年十一月三日附にて、小野寺十内が、江戸より京都なる丹女に與へたる一通の如きは、特に情趣兼ね臻りたるものがある。其の一節に曰く、

一 此方歌とりわき逢坂の歌あはれのよし、能くき、給ふと存候。（按ずるに逢坂の歌とあるは『小野寺十内江戸下りの節』

逢坂を越えて

別れても（一に立かへりに作る）また逢坂とたのまれば、たぐへやせまし死出の山越しの一首であらう。其元の歌さてく感し入參せ候。涙せきあへず、人の見る目も思ひ

つゝ、度々きんじ申候。おくの歌まさり可申候。此に付ても必ず歌をばすてなくて、たえずよみ申さる可く候。

と云ひ。又た他の一節には、

雁を贈る

一 雁を此頃より合て料理いたし候。自から鳥屋へかひに參候。あまり見事にてやすく候ゆゑ、一羽かい申候。そもじへおくり可申ために候。身所を鹽にして遣し候。珍ら敷せうわんめさるべく、あとは幸右衛門(養子)方へ送り申候。又料理は早々めさる可く候。あましほにて候まゝ、久しく鹽を出し不申、ざつと水に入て、大根いてふをつまにして、うす味噌にて汁にめさる可く候。

實行期近きな報す

十内は更らに同年十二月十二日附にて、左の如く申し送つてゐる。爰元の事やうく時至り申候。此上は如何なる大變のあらんは格別、變りたる事なければ、最早今日より三日は過中間じ候。今迄二年の内、我人とも幾許の心を盡し、身を碎き申候。甲斐ありて、今此時節にいたり候事

十三日の

ますく是迄をも本望と悦びいさましく、先方にもごぞ心有へければ、勝負は互の天運次第にて、兼て申如くに、公儀より如何様の御答有レ之て、たとへかばねをさらされ候ても、少しも恨とも物うしともおもふ間敷候。忠義に死したるからだを、天下のものゝふに見せて、人の心を勵さん事、却て本望にて候。如レ此の志にて候まゝ、ゆめく氣遣ひめされまじく候。而して十内は、十二月十三日附にては、「最早言べき節もなく、たゞくそこもとの事思ひやる計にて候」と云ひ。大石主税に、短冊を書せて送つた。「參照六四」而して更に打入の當日、十四日附の文には、「歌どもさてく感入、涙を濕し申候。其外取込の節ゆゑ、何事も詳しく不申入候。思ひあきらめ給へかし」とある。此れは當日丹女よりの文が到着したから、其の返事である。吾人は如上の斷片によりても、彼等夫妻の、實に精神的に一體であつたことを、美望せずして止む能はぬ。

十四日朝

精神的に一體

【七三】 小野寺十内夫妻 (四)

女打後丹

小野寺十内が、首尾能く其の目的を達し、細川邸に預人となるや、十内夫妻の通信は、亦た取り換された。當時丹女が、

筆の痕看るに泪の時雨来て、いひ反す可き言の葉もなし。

十内自及
前日の文

との一首を酬いた。その歌は端なく、細川一邸内の評判となつた程であつた。今更十内が、元祿十六年二月三日、即ち彼等が自及の前日附にて、丹女に與へたる書簡を見るに、最後の心持は固より、打入の顛末から、其後の細川家に於ける待遇等に至る迄、如何にも委曲を盡してゐる。今更試みに其の一二節を掲げんに、

双心相許

一 我等御仕置に逢ふて死するなれば、豫て申含め申候如くに、そもじに安穩にてもあるまじきか。左候は、豫ての覺悟の事、驚き給ふ事もあるまじく、取り亂し給ふまじきと、心易く覺候。若し何事なき身となりて、都

十内打入
物語

の傍にも宿み給はゞ、貞立様杯を呼び迎へて、與に憂を語り慰みて、久しからぬ御一期を見とどけまいらるべければ、これも思ひおく事もなく候。いか計思ひ残しても、甲斐もなきにて候。兎もかふもして、一生をかすかにもおくるを、あきらめの心をわすれ給ふまじ。

如何に彼等夫婦が、双心相許したるかは、之を見ても受取らるゝ。彼は更らに打入りの顛末を、左の如く語りてゐる。
十四日(元祿十五年十二月)の日暮に、くら殿(大石)と二人、かごにのりて宿を出立、堀部彌兵衛方へ行て、九つ(夜の零時)頃迄、ものくひ酒のみて、かたりて、それからはやし町と申所、堀部安兵衛宿へ行き、こゝにて勢揃へして、七つ過に打立て、かたきのかたへ推しかけ候。あかつきの霜おさいて氷いて、足もともよく、火のあかり世けんを憚りて、提燈も、松明も、ともさねども、有明の月さへて、道もまどふべくもなく、かたきの屋敷のつじまでつめ、こゝより東西へ廿三人づ、二手に分れて取かけ、東表は長屋には

伴幸右の働

打入文字第一

しごをかけて、屋根より乗込申候。親子一方へは向はぬ事にて、我等は西へかゝり、幸右衛門は東へ向ひ候。源五、幸右衛門その外二三人、かれ是四五人、一度に屋根を一番にのり、屋根の上を飛びおりさまに、高聲に名のりて、直に玄關へかゝり、戸を蹴破りおしこみ、番人三人廣間に寝てゐたるが、おきて立向ふ。一人を幸右衛門高股を切落し切伏せ、直に奥に切入候。その床に弓たて並べてあるを、幸右衛門奥へ切入さまに、その弦をばら〜と切り拂ひて、とあり申候よしにて候。此は豫て敵の方に弓はやりて、射る者多きと聞へ候故、定めて内そととも、弓にてふせぎ可申候ま、その心得すべしと、各々内々言ひ合たる故に、敵いづかたよりか、をき出て、後よりか射るべきと心得て、つるを切はなして、とおりたるらんと、よく心のつきたりとて、かるき事ながら、その砌り人々感じ申候。此程の間を合せ候事、親心の嬉しさ、そもじも共に悦び申され候。

如何にも當時の様子が、眼前に髣髴する。打入の文字では、此れが第一等であ

岡野金右の働

大高源五の働

金右衛門（岡野）は十もんじを能く使ふ故、手ごろ間をもちて廣場にて勝負して、多勢をあひしらへとて、屋の内へ斫り入る人数にてはなく、新門とて小門のあるをまもらせおき候。案の如くこゝに出合ふ物を、突伏せ申候よし。源五（大高）は大だちとて、長刀の様な大刀を持ち、下に紅の兩めんの小袖きて、上に兩めんのくろき廣袖の小袖をき申候。出立わきていさぎよく見え申候。此れも當の敵を打取申候。わかき者ども、ぶん〜の働らきして、同じく本意をとげ申候事、さて〜うれしさ、すもじ有べく候。ともに悦び給ふ可し。

以上は若者共の働きに付て語る所、尙ほ彼等の働きに就ては、更らに別節に於て、説く所がある。

【七四】 小野寺十内夫妻 (五)

功を争ふ
を禁ず

流石に思慮ある大石等は、現場に於て、功を争ふとを、豫じめ憂慮して、それぞれ申合をした。そは働きに於ては、上野介を討取るも、くどり戸を守るも、決して甲乙の差別はないと云ふとだ。

裏門打入
状況

扱若き者、年寄、争ふ事にあらず。若き者を指圖して、老人は唯だ守りをよくすべし。かたさの家の内へ推し入人数、一人も生きて出べからねば、皆な同じ志しなり。互ひにあらそひも、ましおとりもなしと、打立まへに、互ひに神文字をかき申候程の事ゆへ、西の手は大石主税を伴ひ、介添に忠左衛門(吉田)我等参り申候。此手はかけやを以て、三村次郎左衛門三ツ四ツ戸びらをたゞきて打やぶり、どつとおしこみ、すぐに上野殿隠居の玄關へ、押し入申候。その勢ひ、如何なる天魔波旬も、面を向ふ可らずと思はれ候。おし入て、門の右のかたの長屋前にて、二人出合ひたるおとこ、先へ出候を、

十内三人
を突く

我等二やりにて突伏申候。喜兵衛(同)は門を守り、我等は北の方、うち口へ廻り、隣土屋主税殿衆、垣ごしに屋敷の内をまもり居被申候。こなたより言葉をつかひ、その方をまもり、出あふもの、二所にて二人突伏申候。一人は片岡源五右衛門見てゐて、十内殿あそばしたりと譽め申候。一人は大石瀬左衛門見てゐて、その男の倒れざまに、念佛申たるまで聞申候。三人ながら證據のあるにて候。老人の罪作りとや申へき。やり身の事なれば、刀に手もかけ不申候。

本望達せ
る喜び

此れは小野寺十内が、自分の働きを、其の愛妻に告げ知らせたる一節だ。今や彼は死の眼前に迫るを知り、其の最後に際して、之を語つたのである。
一 親類書指上申せとて、此通かきて上申候。主人の仇打て、死して先祖の名を天下へあらはし、是又本望の一にて候。親の御位配の前に、此書付を備可被申候。

此れが眞に彼等の本望の一であつた。彼等は生命を捨て、名を取りたる者共

毎日の起居
人々に歌
すよみ聞か

である。

一 日永く。するわざもなく、心の儘に居つ起きつ、好きの晝酒も寝酒もたべて、十七人の同志、夜迄、こしかたをかたり、馳走人衆も心易く挨拶して、淋しくもなく、今日已に五十日暮し申候。例の歌よみてさかすれば、(此れは丹女より十内に送りし「筆の痕看るに泪の時雨来て、いひ反すべき言の葉もなし」の一首であらう。)人々袖しほり感じ入候。いかい事よみすて申候、何とぞ爲るべくば、あとで一筆又おくりて歌もいひやるべく候。幸右衛門(養子)事も、心やすく思ひ給ふべし。我がこの歌にて、あきらめられよかし。

迷はじな子とともにゆく後の世は、心のやみも春の夜の月。

死ぬべきなれば、古里も忘れたらんかと、思ひもめさるべき。此歌此頃思ひつゞけ候。申入候。膳部に色々の春の野菜を出されたるを見て、

むさし野の雪間も見えつ故里の、妹が垣根の草も萌ゆらん。

此れは元禄十六年二月三日附にて、十内の絶筆であつた。

文武見事
の十内

丹女の死

丹女の墓

恐らくは此書認むる迄は、近き内とは猜しつゝも、明日が即ち自刃の日である。と迄は、十内も確かに知らなかつたであらう。實に十内の如きは、百五十石の小祿の士でありつゝ、文あり、武ある、見事なる武士であつた。

丹女の前途は、彼是詮議する迄もない。彼女は此の最後の手紙を受取り、愈よ心に決する所あり。徐ろに後事を經紀し、其の夫十内、其の養子幸右衛門、其の親類大高源五、岡野金右衛門等の菩提を弔ひ、今は何事も心に掛ることなしとて、斷食し、同年六月十八日に、其夫に殉して逝いた。

つまや子の待つらんものを急がまし、何か斯世に思ひおくべき。

との一首が、其の辭世であつた。彼女は實に元禄時代に於ける、士流婦女の、最も典型的に庶幾き一人であつた。彼女の墓は、今尚ほ京都本國寺の塔頭了覺院に在る。法名梅心院妙薫日性信女、元禄十六癸未六月十八日と刻られたる石塔が建つてゐる。

妙海尼

安兵衛との婚約

剃髮

妙海の墳

妙海は堀部彌兵衛金丸の娘（妾腹にて赤穂に有）江戸にて堀部安兵衛武庸を見立て養子とし、いく末赤穂より娘をむかへ嫁儀を整へ家督相續せんと思ふ内、はからず主人内匠頭家没落に及びし後、父子心をくたき、主君の仇を報じたる由聞しかど、妙海其時いまだ母にしたがふ故、東都へ出がたく、母の死後剃髮して、道中苦難を成してはる／＼品川泉岳寺の墓に詣ふてしより、江戸に住して、子が廿歳計より後も、高林平兵衛の許へ常に來られ、相しれる尼也。七十餘歳八十にもや有けん。此墳の入口へ地藏尊を建て、泉岳寺中に寶性庵を結びて住せり。（海録）

〔七五〕大高源五と其母

毛色の變れる源五

四十六士中にて、毛色の殊りたる一人は、大高源五だ。彼は元祿十五年討入の時、三十一歳の壯夫であつた。彼は二十石五人扶持の小祿にて、中小姓兼

源五の親族

源五の母

膳番元方、金奉行、腰物方等を勤めたる小役人だ。然も彼は文雅の嗜み深く、茶事を好み、其の俳句の如きも、水間沾徳を師として、子葉と號した。彼は當時の俳人、其角、沾洲、貞佐杯とも、交淺からずであつた。彼の母貞立尼は、小野寺十内の姉にして、彼の胞弟が、十内の養子幸右衛門だ。幸右衛門は打入の當時、二十七歳の壯夫であつた。而して源五、幸右衛門には、又た一人の姉妹があつた。それが岡野金右衛門に嫁して、其子九十郎が、父の志を紹ぎ、名を金右衛門と改めて、義士の一人となつた。打入當時は、二十三歳の壯夫だ。小野寺十内の妻丹女が、稀有の良妻であつた如く、彼の姉大高源五等の母貞立尼も亦た、賢母であつた。彼女は其の一門の面々が、相率ゐて義に趨くを、心から祝福した。大高源五等が、始終其志を渝へず、遂ひに最後の目的を達するに至りたるは、彼女の激勵、刺戟に負ふ所、決して少々ではなかつた。而して彼等母子が、如何に相得たかは、打入出立前、源五が江戸へ下りたる節、即ち元祿十五年九月五日附にて、其母に與へたる一書を見れば、最も分明だ。

源五母に
其志をい

先君の志
を懐ふ

一 私事今度江戸へ下り申存念、豫ても御物語申上候通り、一筋に殿様御憤りを散じ奉り、御家の御恥辱を雪ぎ申たく一筋にて御座候。勿論大勢の御家來にて御座候へば、いか程か、御厚恩の侍も御座候處、さしての御懇意にも遊ばし不被下、人並の私儀にて御座候へば、此節たいていに忠をも存じ、ながらへ候て、そもじ様御存命の間、御養育仕能有候ても、世の譏有まじき我等にて御座候へども、なまじひに、御側近さ御奉公相つとめ、御尊顔拜し奉候。朝暮の儀、今以て片時忘れ奉らず、誠に大切なる御身を捨てさせられ、わすれがたき御家をも思召はなされ候て、御鬱憤遂られ候はんと思召つめられ候。相手を、御討損じ、あまつさへ、淺間敷御生害遂げられ候段、御運の盡きられ候とは申ながら、無念至極、乍恐その時の御心底、推しはかり奉り候へば、骨髓に透り候て、一日片時も安き心無御座候。と云ひ。更らに大學氏によりて、淺野家再興の目的達し得ず、此上は復讐以外

天下に恨
なし

上より各
めあらば
其覺悟

侍冥利の
本望

に、成す可き事なきを語り。更らに、一段々右申残し候如く、武士の道をたて候て、御主の誓を報ひ申迄にて、全く天下に對し奉り、御恨申上ぐるにて無御座候。然ども如何なる思召御座候て、天下へ御恨申上たるも同前とて、我々共の親妻子へ、御たり御座候とも、力及び申さず候。萬一左様の事に成候は、豫て仰られ候通、何分にも上よりの御下知の通、じんぢやうに御覺悟可被成候。御はやまり候て、御身をわれと御あやまち被成る事など、くれぐれ有まじき御事にて候ま、必らず左様に御心得可被成候。世の常の女の如くに、彼是と御なげきの色も見へさせられ、おろかにおはしまし候は、如何ばかり氣の毒にて、心もひかれ候はんを、流石恒々御覺悟御座被成候て、思召切、かへりてけなげ成御すすめにも預り候事、扱て今生の仕合、未來の悦び、何事かこれに過申候はんや。あつばれわれ兄弟は、侍の冥利に叶ひ申たる儀と、淺からぬ本望に存じ奉り候。

斯母に
て斯子

さきにての首尾の程、御心に掛けさせられまじく候。私三十一、幸右衛門
廿七、九十郎廿三、いづれも爛竟の才共にて候。たやすく本望を遂げ、亡君
の御心を安め奉り、未來閻魔の金札の土産に供へ可申す、御心安く思
召し、唯々御息災にて、何事も時節を御待可被成候。
如何にも斯母にして、斯子ありと云ふ可きであらう。彼は更らに此の長き書簡
の結尾に、斯く云うてゐる。

義の止み
難きこと

御齡もいとふ御傾き被成、幾程あるまじき御身に、嘸御心細く便もあらぬ
かたに、とぼしく月日を御凌ぎ遊ばし候はんと奉存候へば、如何計り心
うく候へども、其段力及不申候。時に臨み候ては、主命を反さ、父母を
肩にかけて、如何なる山の奥、野の末にも隠れ、又主君の爲めに、父母のいの
ちをもうしなひ申事、義と申もの、やみがたきためしにて候。これ等の道
理くからぬをもじ様にておはしまし候へども、筆にまかせ申残し候。九
十郎母公、お千代へも、よくよく御仰さかされ候て、必らずく慰にな

位の勤行
な勤む

しみ申さぬ様に、互ひに御力を添へさせられたく候。幸なるかな御法體
の御身にて御座候へば、此後愈よく以て、佛の御勤めのみ候て、うさも
つらさも、御まざれましく、末の事、朝暮に御忘れなく、世も穩に御座
候はゞ、寺へも節々御詣り遊ばし候はゞ、一つには御歩行御養生にも成申へ
く候。うはにもあきらめ候儀様に、よく仰られ可被下候。
とある。如何にも一字一涙である。忠臣を孝子の門に求むとは、如何にも間違
なき言葉である。

忠臣を孝
子の門に

第十四章 義士否認論

〔七六〕 佐藤直方の異議

可否論者

此れから義士に就て、當時出で來りたる讚否の意見を掲げんに、大體に於て、讚美者が多かつたが、其の少數者中には、之を不當とし、不可としたる意見があつた。其中に於て最も著明なる一は、佐藤直方だ。

佐藤直方

佐藤直方は、山崎闇齋門に於て、淺見綱齋と双壁と稱せられたる一人。彼は淺見が足一たび關東の地を踏まず、頭一たび關東に向はざるに反し、若州小濱の酒井家の賓師として、江戸に於て優遇せられた。彼が大石等に對する意見の要領は、左の如し。

其意見の要領

大刑に行れずして切腹の刑に行はるゝと、上の慈にして、彼等が幸と云ふ可し。然るに世俗雷同して、四十六人を忠臣義士と稱す。無學の人は、義

理明らかならざれば、誤てかく言ふ宜也。林氏（林大學頭信篤）彼が死を悼んで詩を賦し、豫讓、田横に比し、忠義の臣と稱し、其死を恨み、又報讎趨義と云、學者皆雷同し、彼が死を惜む者多し。或は官裁の令も理に當り、亦彼等が忠も義に當ると云者あり。官裁の令理に當らば、彼等は不義に非ずして何ぞや。何れも無稽の言、義理に不、明の過也。

斯の如く彼は林大學頭以下を、一棒に打撃し去つた。而して彼の主旨を語りて曰く、

夫四十六人の者、上野介を君の仇とし、君父の讎弗ニ與共戴テ天の語を引、是に非也。上野介は彼等が讎にあらざり、上野介が内匠を害したらば、讎と云ふべし。内匠私の怨怒によつて、上野介を討、大法を背くに因て、内匠上より死刑に行はる。何の讎と云べけんや。彼は此の如く根本的に、吉良上野介の、赤穂浪人の讎でなき所以を辯じた。而して淺野内匠頭に向ては、次の如き判断を下した。

上野介は彼等の讎に非ず

内匠上野
共に卑怯

是れ片手
打論法

四十六士
の心術

勅答大禮の節、大法を背き、其上上野介を討とも、急迫未練腰抜の仕方也。
 上野介権川與三兵衛と立ながら事を談ずる時、後より短刀を抜て二ヶ所を切
 と云へども、其疵小にして死に至らず、権川氏にとらへらるゝと、勇なく才なき
 事可笑者也。死刑に行れ、城池を取上玉ふと、理の當然なり。上野介は短
 刀をも拔ず、驚き倒れ顔色を變ず、天下の士是を笑ふ、死したるより猶恥か
 しきと也。上よりして何の咎めあらんや。是君の讎に非ると明白也。
 此の一段は、寧ろ内匠頭に酷にして、上野介に寛なり。幕府の措置が片手打な
 れば、佐藤の論法も片手打なり。上野介か世間から笑倒せられたから、幕府に
 於て其の制裁の必要なしとは、甚た受取難き論法と云はねばならぬ。佐藤は更
 らに四十六人の徒に向つて、左の如く肉薄した。
 四十六人の者、吾主大罪を哀まず、上の命を背き兵具を帶し、相詞相印戰
 場の法をなし、上野介を討と、此も亦た罪人なり。然ども主の憤を想ひ、
 心の昏惑するより、一筋に討之とも、上の命を背くの罪を負て、於泉岳寺に

是れ餘り
苛酷の論

鳩巢の直
評意見の

自殺せば、義理に當らずと雖も、其志憐むべし。然るに仙石氏へ訴へ、
 上の命を待と云、捧る所の一書にも上を重んずるの意を述、仙石氏の面前に
 於ても、重上の意を第一と述ると、是人の戀賞を待て、死を遁れ、祿を得
 るの謀にあらずや。大法を破り上を背けば、訴へべきとなり。令を待べき
 となし。死を窮めたる者の、決して爲ることにあらず。
 此れは議論が餘りに他の心術に立ち入りて、苛酷に過ぐ。若し佐藤の論にして、
 吉良氏元來讎にあらず、又た吉良氏を讎とす可きにあらずと云ふに止らば、此れ
 は一個の意見として、傾聴に値ひすれども。斯く大石等の秩序的行動を目して、
 却て生を竊み、祿を貪らんとするにありと云ふに至りては、寧ろ他の心事を誣
 ふる者にして、到底一般に通用す可きではあるまい。
 此の佐藤の意見に付て、室鳩巢は左の如く語つてゐる。
 先日一夕新井氏え參語申候。佐藤五郎左、淺野氏四十七人の義士の評かな
 書にいたし置物をかし被申候。新井氏も餘り替りたる儀と存候て、寫さ

せ置申由に候。佐藤氏學術是に而おしはかり申儀に候。新井氏も此かな書を見候へば、佐藤氏は君の讎をも見のがし可申覺悟と存候など被申候。大罪人と申儀如何の儀に候哉。泉岳寺にて早速切腹不仕候段、名を求、祿を貪申所爲との申様など、四十七人泉下にて承候はゞ、一笑を發し可申候。扱々無是非一評判に御座候。〔兼山麗澤秘策〕

如何にも尤の説であらう。

佐藤は更らに結論として、左の意見を吐いてゐる。

内匠家素より山鹿氏が軍法を尊み、大石を始此教を學ぶ。渠等流浪の身となるの激意より起て、其處置皆權謀を以す。忠義を主とし、惻怛の情より出づるにあらず。士たる者詳に考、明に辯じ、世俗の惑を發く可きことなり。

情ら考るに、天下の人忠義の臣と雷同すると、良に有以上野介性質愈深く、驕奢にして人を瞞かし、心邪にして、天下の人に惡まるゝにより、内

四十六士の權謀

世人雷同の理由

山鹿素行の感化

匠が罪を不考、其死を憐み、上野介が存命を惡くむ。於是これを討を聞て、一念の發する所、皆是を喜ぶより、四十六人を忠義の臣と稱す。嗚呼上野介一人の不道より、多く人を殺し、武江の騷動をなし、人心を惑すこと、惡むべきの甚しき也。

此の一段、淺野氏に於ける山鹿軍法の事を援き來りたるは、佐藤其人としては、攻撃、非難の資料としたるものに過ぎざれども、其實は反對者側より出でたる、立派なる裏書として、受取る可きものであらう。如何に山鹿素行の感化が、種の變化を経て、四十六士を生じたるかは、之を見ても、想像す可きであらう。

身から出た錆

或人の説を駁す

或人淺野四十六士の論説を合點せず、是非に報讎の義に當れりと云て、公儀の仕置を理に當らぬと云人あり。先生曉之曰、淺野氏殿中にて怒を押へ、公用をとくと仕廻、明日にも吉良氏へ行て、此度の仕方堪忍ならぬ、討果と云掛け吉良を殺害すれば、公儀へ障る事なく喧嘩に成る也。其上に公儀から吉良の跡をば立て淺野の跡をば御潰し被成たらば、片手打の仕置と可云。淺野が妄怒未

吉良を諷
と思ふば
愚の至り

事理明白

練の仕形故に、たわけをして自らあの通りに成つたと云者なれば、俗に云、身から出した錆なれば誰人を可恨様なし。淺野の臣下どもの云分、勿論舊主の仕方は悪けれど、我等の身に在ては忍びられぬ。是非に吉良を故君の讎じや、と思ふは愚の至り也。不調法悪しき事をして、過とせず平常式の如くにせんと云ば、妄人なれば論はなし。往時稻葉石見守殿中に於て堀田筑前守を切害せられたるは、公儀の御爲に殺害したると云立た書置も有たると云事なれども、殿中にて刃傷したる罪に依て、堀田の跡は御立被成、稻葉の跡は御潰し被成たるにても合點せらるべし。况や淺野は公儀の大切の御用を勤むる役人にて、自分の妄怒に公儀を忘れ、殿中禁制の場にて狼藉至昏の罪あるは、四十六士の身に成て一言の存念可云事に非ず。是程明白に知れたる事に色々の疑問を立て兎角勝を取んとするは私心の甚しきか。但し四十六士の事は世土の大儒と稱する人も忠臣義士也と論説する故に、夫れに異同したるは講學の路なるか。吁可哀。「或人論淺野之臣、佐藤直方先生朱批」

〔七七〕 徂徠の異議

直方所論

佐藤直方の論は、餘りに極端に走つた。一通りの法理論は、姑らく措き、四十

極端に

六士が直ちに泉岳寺に於て、切腹しなかつたとして、之を以て彼等が生を希ひ、名を求め、祿を負らんとする動機であるかの如く誣ふるは、寧ろ室鳩巢の説の如く、彼等をして、地下に冷笑せしむるの他はあるまい。されど四十六士の、所謂復讐の擧に慊らなかつたものは、必ずしも佐藤一人には限らなかつた。徂徠の如き、春臺の如きも、寧ろ此の仲間であつた。

切腹論提
出者

既記にして果して據る可しとせば、(參照六一)徂徠は彼等に切腹申付く可しとの意見の提出者であつた。彼は學者であると與に、尋常ならぬ世間師であつた。故に彼の議論は、餘りに露骨でなかつた。

田横海島
五百人の

外史氏曰く、辛巳(元祿十四年)歲三月、天使東下す。是の日赤穂侯淺野長矩私慰を以て、佩刀を抜き、少將吉良義央を殿庭に撃つ。義央創いて死せず、其夕、長矩死を賜うて國除かる。義央は故の如し。壬午(元祿十五年)十有二月に追んで、赤穂の遺臣大石某等四十有七人、夜義央の第を襲ひ、而して之を殺ふ。然して後手を束ねて擒に就く。越て翌年皆な死を賜ふ。世皆謂ふ四十七人者、

身命を主死するの後に捐て、以て報い無きの忠を效す。翕然義士を以て之を稱す。予を以て之を視れば、是亦た田横海島五百人の倫也。

而して徂徠は、更らに一步を進めて、何故に四十七士(其實は四十六士)を以て、田横海島五百人の徒に比するかを、説明した。曰く、

其の論據
四十七士
君の邪志
を繼ぐ

夫れ長矩、義央を殺さんと欲して、義央の長矩を殺さんとするに非ず。君の仇と謂ふ可らざる也。赤穂侯義央を殺さんと欲して、而して國亡ぶ、義央の赤穂を滅すにあらず。君の仇と謂ふ可ん乎。長矩一朝の怒、其の祖先を忘れ

直方説と
大同小異

て、匹夫の勇に従事し、義央を殺さんと欲して能はず。不義と謂ふ可き也。四十有七人の者は、能く其君の邪志を繼ぐと謂ふ可き也。義と謂ふ可ん乎。此れが徂徠の赤穂浪人に不満の點だ。即ち彼は淺野長矩が、本來不義の君でありて、浪人共は、其の不義の志を成したるものなれば、不義の臣と云はねばならぬと云ふ、理窟攻めである。若し徂徠の意見にして、之に止らば、佐藤直方の説と、大同小異と云はねばならぬ。されど流石は徂徠である。彼は更らに

其情を推
す

一步を轉廻して、左の如き活路を、四十六士の爲めに見出した。

然りと雖も、士や生きて其君を、不義に救ふ能はずんば、寧ろ死して以て其君の不義の志を成す。事勢の此に至る、是れ其情を推す、亦た大いに憾む可らざる乎。故に予は以て田横海島五百人の倫と爲す也。(以上漢文)

所謂る田
横海島五
百人

此の如く彼は義理より云へば、不義であるが、情を察すれば、酌量す可きものがある。故に彼等を田横海島五百人の倫に比した。

云ふ迄もなく田横は、齊王廣の叔である。彼は漢の高祖が、天下を一統したる際、逃れて其徒五百人と海島に入った。高祖之を召して曰く、横來らば、大者をば王とせん、小者をば侯とせん、來らずんば兵を擧げて之を討伐せんと。横は二客と傳に乗じて、洛陽の戸郷に到つたが、今更ら臣禮を取りて、漢高に見ゆるでないと思ひ反し、自から到ねて死した。二客亦た從て自から到ねた。而して海島中の五百人之を聞いて、何れも亦た到ねた。事實は此の通りだ。乃ち徂徠は、赤穂浪人を以て、此徒に比したのだ。平たく言へば、道理なき死で

直方論と
間隔あり

されど輿
論に容れ
られず

はあるが、其の志は亦た悲しむ可きであると云ふに他ならぬ。之を佐藤直方が、徹頭徹尾赤穂浪人を、罵倒したるに比すれば、自から大なる間隔がある。併し斯る尋常ある議論さへも、當時の輿論には、餘りに受けがよくなかつたと見えて、徂徠の本集には、此の文は除き去られてある。因に云ふが、此文は、義奴市兵衛の事を記する文中にあるものにして、當時恐らくは徂徠が、此の題目を假りて、赤穂浪人に關する意見を、吐露したものであらう。

〔七八〕 太宰春臺の異議 (一)

一層猛烈
なる春臺
の論

徂徠よりも、其の重なる門弟の一人である太宰春臺の、赤穂義士に對する非難は、一層猛烈であつた。客太宰子に問うて曰く、赤穂四十六士は、世の所謂る義士也。是を以て學士、

大夫、指紳先生より、下轍夫馭子に至る迄、髀を拊て其の義を歎稱せざるはなし。今に三十年、猶ほ一日のごとし。聞く吾子猶ほ以て之を非なりと爲すと、信乎。太宰子曰く然り。曰く、世を擧りて其義を稱し、而して吾子獨り以て義に非ずと爲す、豈に説あるか。曰く有り。曰く、得て聞く可き乎。曰く可。

此れが議論の發端である。その冒頭に、事實を叙したる一節は、姑らく省くとする。

夫れ赤穂侯の吉良子を廷傷してより、赤穂士の吉良子を殺して而して死を賜ふに至る迄、皆な子都下に在りて聞見する所、悉く其實を得たり。予(太宰春臺)時に二十餘歳、稍や義理を知る。初め亦た輿論に従うて、良雄等の所行を義なりとし、而して其の死を哀しむ。既にして之を思うて曰く、人生朝夕を謀らず、誰か吉良子の死せず、以て明年の冬を待つを知らん乎。郷に吉良子をして、明年の冬に及ばずして死せしめば、則ち赤穂士は何んぞ成す所を得

年餘しく
ての非

吉良子頓
死せば如
何

是れ春臺
不滿の一

是れ餘り
に追求に
過ぐ

て、功を冀はん乎。夫れ其時に於て、寧ろ薙髮して僧となり、而して海島に遯ん乎。將た墓を堀り、尸に鞭ち、伍子胥の爲す如くせん乎。然此皆な爲す可らざるの事也。彼若し之を爲さば、豈に天下の笑と爲らざらん歟。今吉良子先づ病死せず、而して赤穂人の兵に死す。天誅と曰ふと雖も、實は赤穂人の幸也。予是に於て乎、良雄等の行ふ所を殆しとする也。

此の一段は、赤穂士等が事變以來、翌年の冬迄、便々と待つて、其の目的を達したるとに就て、不滿を陳べてゐる。人の生命は、明日をも知られぬ、若し吉良上野介が、頓死でもしたならば、赤穂浪人共は、如何に所置せんとする乎との難問だ。

併し此れは餘りに追求に過ぎてゐる。苟も其志あらば、一年は愚ろか、十年かゝりても、其の目的を達す可きである。若し其の以前に對手が死したならば、自己の志を天下に明らかにする方法は、幾許もある。それこそ泉岳寺に於て、亡君の靈前に自刃しても、妨げないのだ。

春臺主論

良雄等の
稱する所

良雄等怨
む所を知

春臺論主
旨

以上は、ほんの議論の前衛戦に過ぎぬ。太宰春臺の主論は、次に示す所にある。又た數歳にして六經を讀み、粗ぼ大義に通ず。因りて試みに春秋の法を以て、赤穂人の獄を追折して曰く、父の讎、與に共に天を戴かず、禮經に文あり。君の讎に至りては、明文無しと雖も、然も資事の道、敬は父に同じくす。故に其讎に居る、亦た猶ほ父の讎に居るがごとくする也。此れ古今の通義にして、而して人皆な之を知る。乃ち良雄等稱する所是れのみ。

惟ふに赤穂侯の死や、吉良子之を殺すにあらず。則ち吉良子は、赤穂侯の讎にあらずる也。良雄等何んぞ之を殺すを得んや。斯れ之を怨む所を知らずと謂ふ。予是に於て乎、良雄等の行ふ所を非とする也。遂ひに此論を持して、以て人と争ふ、人多くは説ばず。故に諸を胸臆に藏めて、以て自から珍とするや、年數あり。

彼は經の父の讎、共に天を戴かずとあり。而して君は亦た父に事ふるの禮を以て事ふ可きものなれば、君の讎も亦た、共に天を戴く可きでない。此の通義に就

ては、良雄等の稱する所と、別に異存なし。但だ吉良上野介は、未だ曾て淺野内匠頭を殺したるとなれば、吉良上野介を目して、主君の讎となす謂はれは、萬々是れある可からず。然るに之を君の讎として殺すは、甚だ僧事であると云ふ意味だ。

吉良は淺野の讎に非ずといふ

長矩は心中を吉良を讎とす

吉良義火、淺野長矩を殺さず、故に吉良は淺野の讎にあらずとの論は、佐藤直方も、物徂徠も、太宰春臺も、期せずして、何れも同一である。併し此れは單に、形跡に就ての觀察にして、淺野長矩の心中に立ち入りて考へたならば、彼は必ず吉良義火を以て、其の讎としたるならむ。長矩が義火を腹中にて、殺さんとしたる事實に徴すれば、是程明白の事はない。然らば赤穂浪人共が、吉良義火を襲うて其元を取りたるは、固より亡君淺野の志を成したるものと、云はねばなるまい。所謂る讎と否とは、之を形跡の上より論せず、亡君の胸中を洞察して、而して後定む可きものであらう。

〔七九〕 太宰春臺の異議 (二)

徂徠春臺一論

鴻生鉅儒此義に味備ら

太宰春臺は、其師徂徠の説を援き來りて、左の如く云うてゐる。

徂徠先生を見るに及んで、其の餘論を聞く、而して純(春臺)が持する所と、符節を合するが若し。先生曰く、赤穂士義を知らず。共に吉良子を殺す、乃ち山鹿氏の兵法也のみと。一言にして盡くすと謂ふ可し。先生此事に於て、未だ論著する所あらず。嘗て上總の民其の主家に忠ある事を紀するに因りて、旁ら良雄等の事に及ぶのみ(八参照 七七)純既に見る所を以て諸を先生に質す、而して先生の論、又た予の持する所と合す。是れよりして愈益益す此論を持して、少しも變改せず、信を人に求めず、特に自から信するのみ。今や先生既に没し、未だ一人の斯義を、世に倡ふるもの有るを聞かず。鴻生鉅儒、尚ほ此義に味らし、況んや常人をや。此時に當りて、吾之を論著するにあらざれば、斯義終ひに世に明ならず、豈に哀しからず哉。今ま客問ふに此事を

良雄等怨むる所小

以てす、是れ純の幸也。敢て答ふるに、蓄念を以てせざらんや。此の如く彼は堂々として、其の論陣を張りて、大袈裟に出で掛けた。純聞く、神祖（家庭）の法、人を朝に殺す者は、死すと。赤穂侯の吉良子に於ける、之を傷けたるのみ、其れ其罪宜しく死せざるべし。而して國家之に死を賜ふ、則ち是れ其刑過當なり。赤穂侯の臣たるもの、當さに唯だ斯れ之を怨むべし。今ま良雄等其の怨む所を怨みずして、而して吉良子を怨む。良雄等怨む所の者小なる哉。

幕府の刑過酷

四十七士幕府を怨むべし

此れは議論前に反りて、淺野を殺したものは吉良でなく、幕府であると云ひ。更らに一步を進めて、幕府の刑は平允を失して、過酷であると論じてゐる。凡そ侯國に仕る者（大名の家來）は、縣官（天子の事、太宰春臺は之を當時の將軍に當てゝある。）其君に禮あらば、則ち固より其君に従うて、縣官を畏る當し。若し不幸にして、縣官其君に禮なければ、則ち縣官を怨む當し。蓋し諸侯の臣は、唯だ其君あるを知るのみ、豈に縣官あるを知らん乎。且つ我が東方の士、自から一

大義に味く士道に反す

赤穂人の能事

道あり。其の君長の死を見る、立てば即ち心亂れて狂を發す、踵を旋らさずして其難に赴く。但だ死を以て義と爲す、復た其の當否を問はず。仁者より之を觀れば、徒死たるを免れずと雖も、而かも國家固より是道（所謂る武士道）を存す。亦た以て士氣を勵すに足る、故に棄つ可らざる也。今ま良雄等、其の怨む所を怨みずして、而して吉良子を怨み、進退縣官を畏るゝを以て辭と爲す。當だに人臣の義を知らざるのみならず、亦た此方の士の道たる所以を失ふ。豈に哀しからずや。彼は此の如く赤穂浪人等は、大義に味きのみならず、日本の所謂る武士道にさへ反してゐると、貶してゐる。而して彼は赤穂義士等の爲す所は、左の如くならざる可からずと論じてゐる。曰く、然らば則ち赤穂の士、其君の爲めにする奈何す當き。曰く、赤穂城に死するに如かず。吾れ之を聞く、赤穂は富國也。民欣んで、其君を戴くこと一世にあらず。良雄等、苟も能く義を以て之に先せば、誰か敢て之に叛か

是れ立場
を取違へ
たる論

ひ。則ち其の戦士何んぞ止だ四十六人のみならん哉。誠に以て城を背にし、使者と一戦す可し。然して後ち城に登り火を縦ち、人各々自殺し、其戸を城と與に俱に焚かしめば、赤穂人の能事畢る。良雄等此に出るを知らず、手を拱して使者に城を授く、策を失ふと謂つ可し。

此れは殊更ら論駁する迄もなく、大石等の立場を全く取り違へたる議論である。彼等は亡君淺野の志を成すを以て、忠としたのだ。淺野は未だ曾て幕府に對しても、將軍に對しても、怨む所はなかつた。彼の對手は吉良義央であつて、幕府ではなかつた。若し幕府が、所謂の喧嘩兩成敗の原則を實行したらんには、事は全くそれにて落著す可きであつた。然るに幕府の片手落の爲めに、赤穂義士等は、直接行動に出で、亡君の志を成したのだ。赤穂籠城の事柄も、大石等は既に一たび之を試んとしたのだ。春臺の意見は、それ等の事情さへも、全く顧みる所なき、極めて事情に溺れる議論であると云はねばならぬ。

【八〇】 太宰春臺の異議 (三)

赤穂士の
陰謀秘計
を笑ふ

是れ愚説

春臺の論は、妮々として盡さず。彼は更らに若し赤穂籠城が、其の目的を達しなかつたならば、左の如くす可しと云うてゐる。

既に赤穂城に死する能はずんば、則當さに東都に赴き往きて、其の部伍を率ゐて、以て吉良氏を攻むべし。之に克て亦た死す。均しく之れ死のみ、尚ほ以て責を塞ぐ可き也。良雄等爾る能はず、悠々時を待ち、徒らに陰謀秘計を用ひて、以て吉良子を殺さんとを求む。彼れ其志や、事を濟し、功を成し、以て名利を要むるに在り。鄙い哉。

泰平の時代に、赤穂から態々出掛け、正々堂々、白晝公然、部伍を率ゐて、吉良氏を攻むるが如きは、事實可能である乎。不可能である乎。春臺其人、同時代にあり、春臺其身、江戸に在り。以て行く可からざるを知るに餘りあらむ。如何に議論の餘勢とは申せ、行く可からざる事を以て、他に責むるは、決して穩當

良雄等何
かせざりし

所謂名利
者か求むる

の説でない。
是の時に當りて、吉良子の難に先つて死せざるは、赤穂士の幸也。良雄等既に吉良子を殺す、捷を其君の墓に献ぐ。其事濟る、其責塞る。匹夫朝士を攻め殺す、其罪死に當る。是に於て乎四十六士自裁す可し、尙ほ何んぞ官命に待つあらん乎。乃ち自裁する能はず、而して自から官に歸する者は、彼其心以らく、至難の事を濟す、功焉れより大なるは莫し。幸にして死せざる可んば、即ち死せず、祿位を得る、俛して地芥を拾ふが如くせむ。不幸にして死せん耶、法に死せんのみ。死未だ晚しとせざる也、何んぞ必らずしも自裁せむと。是れ豈に吾が所謂名利を要むる者に非らざる歟、鄙い哉。良雄等の如き者は、大義を假りて、以て其の利慾を濟す者也、又た何んぞ義を之れ責むるに足らん哉。設令ひ縣官(徳川將軍)過つて良雄等の罪を赦し、而して其の官に仕るを聽るす、則ち縣官の粟と雖も、彼將さに之を食まんとす。怨む所を知らざるが故也。

直方と同

山鹿の教
乃ち然る

山鹿の教
みは間接の

此の一段は、殆んど全く佐藤直方の説と同一だ。春臺は必ずしも直方の説を踏襲したものではあるまい。然も彼等赤穂浪人共が、心事を揣摩し、祿を迎へ、利を要むるにありとなすに於ては、期せずして其揆を一にしてゐる。春臺は更らに其の淵源を論じて曰く、
初め山鹿氏(素行)兵法を談ずるを以て、赤穂侯に事ふ。良雄之に従て學ぶ。吉良子を殺すを謀るに及んで、悉く其法を用ふ。是を以て計に遺策無く、能く其事を濟す。然も怨む所を知らず、大義に於て闕くるあり。山鹿氏の教乃ち爾るのみ。
此れも佐藤直方の論旨と、同一轍だ。但だ良雄之に従て學ぶの一句は、聊か尋酌を要する。素行が淺野氏に事へたのは、承應元年から、萬治三年迄の九年間に於て、大石良雄の生れたのは、萬治二年であれば、固より其の教育を受く可き理由はない。併し素行が赤穂に遺誦せられたる時期は、宛も良雄が八歳から十七歳迄、足掛け十個年なれば、此間に多少の感化を受けたとは、間違あ

均しく淵源あり

春臺結論

るまい。特に大石家と山鹿素行とは、本来の親密なる關係あれば、其の間接に受けたる感化は、更らに甚大であつたと思はる。されば大體に於て、春臺が大石等の、此舉の成功を以て、山鹿素行の教訓に歸するもの、中らずと雖も遠からずであらう。但だ春臺や佐藤は之を以て、大石等の大義を誤りたる淵源となし、他方に於ては之を以て、大石等の大義を濟したる所以の淵源とする丈の、相違あるのみ。

夫れ世の君に事する者、其の國家の事無きを願はざる莫し。而して時に非常の事あり。今の士大夫と雖も、豈に義を知る者有る無らん哉。唯だ其の義たる、或は義に非ず。孟子の所謂る非義の義、往々にして有り。赤穂の事の若き、人の願ふ所に非ずと雖も、而も亦た其の必無を保つ莫き者なり。則ち人臣たる者、盍んぞ大義を無事の日に論定せざる乎。然らずんば恐らくは、事に臨んで惑はんとす。夫れ事一たび失す、臍を噬むも何んぞ及ばむ。是故に君子は義に明なるを務めて、果斷を尙ふ。嗟呼世の義を知らざる者、何んぞ其れ多

此れが春臺の結論だ。

春臺の説を駁す

既不能レ死ニ于赤穂、則當テ赴ニ往東都、率ニ其部伍、以攻甲吉良子、克之亦死、均之死而已、可ニ以塞巨責、云々。前には吉良殿はたつて敵でない、うつ理はないといふて置て、又爰では吉良子を攻て死ねとは、一向寢言の様に思はれます。すべて敵を討ものは、何卒して仕損せずうちおせうと存る故、豫讓は漆にて形をかへ、厠に隠れ、橋下に臥て敵に近付ふと心を盡しました。四十六士が敵の油断を伺ひ、時節を待たば、豫讓が炭漆と同じ意、太宰どの、了簡には、是も趙襄子が病氣かかられぬから、豫讓も知伯が亡た時直に切込で死ぬがよい事と見へました。古今に稱する豫讓も、太宰殿の手前では馬鹿ものと成て居るとは、きついで御座ります。彼其志在ニ濟シ事成レ功以要ニ名利、一鄙哉云々。いやもふ是からはおはなしに申はつがしい位、無禮千萬なさいない。大下卑に下卑ぬいた事をやらされました。可愛そうに義を立て大切なる命を捨、親子にも妻子にも別れて死したる忠臣を、餘りなさいない事ども被レ申ました。中には六七十の人もあり、どふして利欲の爲で御座りませう。高家の歴々を陪臣浪人の身として押込で首をとり、何として何事なく濟べき、死刑は勿論の事、獄門際にもあはふもしれず、夫は四十六士壹悟のまへ。去程に泉岳寺にて腹切事はいと心安けれど、御法を破り本望を達し上げ、とんと我身を私せず、自罪科を斷へ、上の御存分に御さいなみ被レ下よと刀

隊伍を組んで攻るの軍

名利の爲との辯

死刑は覺悟の前

野者の品

を投出して、上を恐れ教ひ御下知を待たる仕方、愛が大なる出来やうと、何れの儒者衆も褒美致されしに、夫をさもしい評を付て、かう思たであらう、どふするであらうと、ない事までを作つて照し、よい方への了簡は一つも付す恥しめらるゝ事、どうした根性か、合點が参りませぬ。すべて上の人は人の善を稱し、下品の人、卑な人は、必人の美名をれたみそれみたる者、是は博識學才によす、根性の上下善惡によるもので、あらさもしい恥しいもので御座ります。〔横井也有野夫談〕

第十五章 義士是認論

〔八一〕 淺見綱齋の意見 (一)

春臺論の
 勤王論の
 綱齋論の
 反駁

太宰春臺の赤穂義士に對する異議に就ては、少からざる駁論を惹起した。今ま
 逐一之を記する必要はない。但だ佐藤直方と併び稱せられたる、山崎闇齋門下
 の淺見綱齋の意見は、今ま茲に特筆する理由が存する。それは淺見が崎門に於
 ける硬派の領袖として、(佐藤が軟派の領袖であるが如く)後世の勤王論の、實に彼に
 淵源する所、多大であるからだ。而して淺見の論を掲ぐれば、佐藤、及び太宰
 等の異議に對する駁論は、自然に發揮せらるゝからである。
 播州赤穂敵討の物語、世上に隠れなきと勿論也。間是に疑ある者、有レ之由
 にて、四十六人の者、其主人へのはたらきは無餘儀やうなれども、天下よ
 りゆるしをかれたるを討は、天下へ對して不義也と云也。夫よりさましく附

會の説ども有之、彼方此方より此是非得失如何、聞まほしき由にて書來る。：所詮記録詳略、異同の少かはりあれども、畢竟四十六人の輩、忠義の大要は、まざるゝとなし。

此れが淺見の、四十六士論の冒頭だ。彼は當然忠義の士として、彼等を待つてゐる。

上野介の

夫上野介大禮公義の役人の主として、私欲私意を以て、内匠頭不調法になるに心を用ず、晴れなる殿中人前にして、耻辱を興るやうにして、内匠頭を激怒せしめ、如レ此の變に及ぶは、根本上野介、君を後にして、己を縦にする罪不容誅。たとへ内匠頭初より不レ打とも、其罪不レ可逃、若し誅に不レ及ば、其位を退けて可なり、其祿を褫ふて可也。然ども内匠頭にては、私忿に不レ堪、公庭大禮の節を不レ憚、卒爾のふるまい、是も亦夥き越度なり。然ども一毫公上へ對しての意にあらず。又公儀はともあれ、憚る所なきの心有之に非ず。兼々と云、其日の恥辱と云、忿激心をもやし、前後を顧るに不

内匠頭亦

喧嘩兩成

暇して、これを切て、上野介たちにげ、且取押へたる方有之故、俄事にて得ニ存分を不遂。若存分に切得たらば、其儘自害するにてあるべし。自害の間不レ及ば、御誅罰にあづかるべき合點、勿論のと也。然らば大法を以て云へば、自分どしの喧嘩兩成敗の法也。若又内匠頭、大禮の場を亂りたるを科とせば、たゞ亂りたるに非ず、皆是上野介私意にてケ様になるとなれば、内匠頭成敗に預かれれば、上野介も成敗にあづかるべき筈也。

内匠頭の

此の如く彼は元來、上野介を以て此の出來事の張本人と認めてゐる。而して喧嘩兩成敗を以て、適法の措置と認めてゐる。然ども只内匠頭は、大禮の場を亂るの罪を以て誅せられて、相手上野介は、其分にて少しも責罰の體もなければ、内匠頭死は、上野介が爲にうたれたる者に極る處、無餘儀となり。然れば内匠頭臣子たる者、内匠頭先太刀の及を遂て、上野介を討ざれば、大義いつ迄も不濟。是只我主の相手を、主の打んと欲する存念の通りに討たるまでにて、全上へ一點の怨、一毫の手さす

主の存念

此の論旨
明快

存念無之と明也。
此の論旨は、明快である。幕府の片手落の措置によりて、長矩を殺す者は、上野介たらしめた。固より死を賜うたのは、幕府であるも、その素因を作したるものは、上野介であるから、溯りて論ずれば、淺見の説は、未だ必ずしも牽強附會と云ふ可きではあるまい。

上司亦聞
分けあり

大石が仕業は、始終本末、全く上に對して手さすとなし。自害にも不レ及、面々の首をさしのべて、上に任せ奉るの義、主人内匠頭平生上を奉ずるの、忠義の心を得たる者と云べし。次第に此者どもの始終明になりて、上野介あとも、其不忠の體に處せられ、四十六人の者のあとくも、大やうにて、族罪にも及ばず、墓所も許されたる底、其忠義の自然と明に聞召わけられたると見ゆ。事を執る人も、聞わけあると見へたり。

最も要領
を得たる
大石辯護
論

此は大石等の爲めに、辯じて最も要領を得てゐる。幕府が後日に到りて、片手落を悔い改めたる次第は、吉良家に對する處分を見ても知る可く。又大石

等の心事を諒としたるは、彼等を待つに士の禮を以てし、其の墓所を許したるを見て知る可し。淺見の論旨、粗枝大葉ながらも、能く肯綮に中つてゐる。

【八二】 淺見綱齋の意見 (二)

大石等自
刃せざる
の辨

淺見綱齋は、更らに一步を進めて、大石等が泉岳寺にて、直ちに自刃せざりし點に論及した。

又或人の云るは、大石以下の者ども、直に泉岳寺にて、自害したならば、小學の善行の類にも入べきに、其儘死さるゆへに、不義也云。是又何ともあとさき譯の立ざる云分なり。たとへ泉岳寺にて死さるは、義理に非ずとも、兎角主の敵討たるは忠義也。其死する死さるはあとの吟味。……況や自害せず、太刀、刀を棄て、急度大目付の御方へ、人を以て申上。公儀のまゝに身を指

公儀の儘
に身を指
上ぐ

上る段、始終神妙、從容たる也。無證にけなけ手ぎわをして、死後の美名を惡むべきわけなし。自害せぬは、一分も其分にてゆるし置くべきはづみへざると、愚人も知たると也。それ程命惜しくば、是程の授命の大義を、何しに思立つべきや。初連判に加りて、次第に近づく程、にげたる腰抜けどもにて、證據見へたると也。

如何にも能く事理を盡くし、事情を極めたる言分だ。

又或人曰、上野介を討たるは、内匠頭が打損ひたるとで、上野介が討たるとにてなし。それを主の敵と云は非也と云。是別して春秋の旨を不レ知、淺はかなる論なり。直に切らねば其敵にあらずと云は、事の譯は違いたれども、趙盾が姪の主を弑したるを幸とするを、趙盾が直に弑したると、孔子の春秋に書れたるは誤なるべし。我主人、人を打損じ、其爲に主殺されたれば、其人敵にあらずして、誰を敵とすべきや。此類甚だ多きと故、擧るに不レ暇。趙盾其君を弑するの筆法を以て、吉良上野介淺野内匠頭を殺すの筆法に適用し

吉良は能く非ずといふの辯

知行あり付方便説

たるは、流石に面白き思付と云ふ可し。

又或人の一説に、別して卑狹なる議論あり。四十六人の者共、何方へもありつきやうなく、加様の敵打をこしらへて、知行にあり付く下地にしたるとある。扱て、穢なき云分也。此者共の始終のしわざ、是ほどのこる所なく、一命を棄て書置までしたる者に、古金買の云やうなる穢なきと云は、皆此者共の事を云消す云草迄なり。況んやかりそめながら、大身の大屋敷に、家來大分にて控へ、其一門も歴々ある方へ、四十六人にて忍込打んとす。一人も命生てかへらんと云ふ望みあるべきや。それを知行の望あると云は、不明の議論なり。且大石等大分の金銀あり。又是非飢渴に及ぶが、かなしくば、加様の命を捨たる知行の求やうせずともあるべし。扱て、さすが士たる者を評判するに、似合はぬ評言也。

如何にも痛快の言だ。

或曰、内匠頭意趣、今度大禮の譯にて無レ之、別に上野介に堪忍なりがたき

其意趣大

禮に關せざる場合

公法行於上私義伸於下

是れ調齊の意見一

一分の意趣ありて、如レ此したる時如何。曰、畢竟同事也。一分の忿に公廷を不レ願、其罪固より不レ可逃。然ども一點毛頭君主へ對して、不敬の意ありたるに非ることとは、同事也。されば四十六人書置も、一言の上を怨の心なく、極て道理を盡し、禮義を辨へたる書様なり。然れども不義謀叛の外は、何の譯にせよ、前云通りに、我主人打損じ、其れ故死たれば、我主の存念を遂ず、共に天を戴て居ては、何を君父の義のあるべき。朱子平生所レ言、公法行ニ於上、私義伸ニ於下と云は、此旨也。

此の一段は、特に一の假説を設けて、復讐に關する綱齋の意見の一斑を、發揮したるものであらう。所謂る赤穂浪人の處分一切が、朱子の公法上に行はれて、私義下に伸ぶの、適例と言ふ可きものであらう。

【八三】 淺見綱齋の意見 (三)

調齊の時對する感慨

慶長元和以來の渡り奉公の風

淺見綱齋は、更らに其の時勢に對する滿腔の感慨を漏らした。曰く、大抵君に仕るもの、家中廣く、又骨肉にてもなく、渡り奉行の風俗なりにある故、其場過ぐれば、主の讎は總なみになりて、身に切に覺えざるは、皆平生君臣之義、講究不レ明ゆえ也。總じて太平記以來、東西南北亂世之間、けなげなる働も大分あり。智勇の人も随分多けれども、忠臣義士と名さして吟味すれば、如レ形まれなり。皆何たる譯にてある可きや。能々わきまへべきと也。さもなくて主の祿を得て奉公すると心得る分は、心元なきと也。予靖献遺言を著はしたるも、何とぞ少しも其益ある爲と存するばかり也。

此れは淺見綱齋の本心を吐き出したる文句だ。元來慶長元和以來、渡り奉公の風、武士の間に行はれ、只だ祿養の多き所を目當に、世の中を歩き廻はる者少なくなかつた。されば君の讎を報いるなどの事は、絶無僅有と云ふ可きであ

つた。斯る場合に、四十六士の徒を生じたるは、是れ天我國に向つて、其の活ける模範を示したものである。然るに何事ぞ、毛を吹いて疵を求むる、齷齪の説や、繩墨の論をもて、之を抹殺し去らんとは、扱々苦々しき事であるとは、是れ淺見綱齋の心事であらう。

戦場の法

或曰、四十六人の者、大勢兵具を帶し、相詞相印をなし、戦場の法をなす、大罪也。如何。曰、是も左様に云立れば、強ち此者ども、上をば憚らざる仕業、只軍の如く抔と聞ゆれども、小人數にて、大身の屋敷へ忍び、何とぞ主の敵を打漏らさざる心より、不得已之支度也。全く上へ憚からずの、又さわがすの心なし。親の敵を打つとも、相手により、夥き躁動になるともあるべけれども、それは期する所に非ず。それしやほどにとて、只憚りのみを考て、敵を打ちもらす仕業をせば、君父を後にすると云ふもの也。况や此者共の支度、隣の屋敷へも、一點かまはず、本屋敷にても、構にならざる者は不殺様にして、火迄過ちなき様にして出る程の、心掛けなれば、軍の

少々の越へしは恕す

權謀の辯

出立をしての、上を欺くのと云は、此者の本心を見立ぬ云分也。大抵是程の大事に、たとへ少々越度ある共、本意をわきまへ恕して、忠義に疵を付けざるがよし。夜中の事なれば、相詞なくてはまざるべし。若又壁を越て敵にげば、飛道具も可入、手前疵を蒙りては、敵うたれず、襦甲等もすべきと也。且たとへ大石父子ばかりにて、只常の如くの體にて忍入、飛道具も、相印もなくとも、上野を殺したらば、上より不苦とて、其節ゆるしおかるべきや。又此者山鹿流の軍法を尊び、流浪の身となるの激意より起て、皆權謀を以處置す、忠義惻怛の情より出に非ずと云と、是亦一笑の説也。楠正成の軍法も、漢の張良、諸葛孔明の軍術も、權謀を免ざると多し。然ども有儒者氣象の、古今の忠義のと云て、今に照りかゞやきて疑論する者なきは、本心大義の明なるゆえ也。たとへ本心はともあれ、大義さへ立てば、忠軍義戦の類をはづれず。綱目の書法、吾國太平記の宮方など然り。況や此者共、

書置其外始終主をなげき、一念まぎれなきと明なるに、何のかのと吹毛求疵と、皆非なり。欲ニ加人、以罪、何患無辭と、古人の云るは、此爲め也。

論駁餘蘊なく、佐藤、太宰輩をして、口を藉く所なからしむ。如何にも痛快なる言ひ前だ。

關東の事
體を見ざる

或又謂、子未會見ニ關東事體、故其論如此。此曰、余則未見ニ關東、然天下熱見ニ關東事體者、率不問ニ吾所說。且又京都に何事にてもあらば、東人未會到ニ京師者、雖不惑ニ于義理是非、亦概以不レ知ニ事體、不レ得レ議之。如此則學者論ニ遠近一覈ニ古今、以明ニ當然之理、亦爲ニ無用之閑事、其可乎。畢竟吾所論則何の曲折多端もなし。吾君父人を打損じ、其爲に命を害せられ、相手はすけくと生きて居るを、臣子たる者、此方の君父の不調法ゆえとて、脇より眺めて居るを思臣義士として、祿を興へ召し仕ふと、何の用に立つべきやらん。平生君臣の吟味に存じよら

大義名分
條理一點
張リ

ざると也。其の他は則不可ニ悉學、要以此推而可也。此れが結論だ。淺見綱齋は、足一たび關東の地を踏まなかつた。此れが彼の一生の、誇りの一であつた。故に此の場合に、此の一疑問を提起した。曰く、關東を知らぬ者が、關東にて出で來たりたる事柄を、兎や角議論したとて、到底其の真相を知る可きでなく、従つて又た其の正鵠を得可きでない。彼は之を大上段から大義名分の條理論を以て、一蹴し去つた。彼が赤穂義士を論ずるは、單に赤穂義士を論じたるに止らない。

【八四】 京都及び江戸の賛成論

如何に若干の異議者があつたとしても、天下の大勢は、固より赤穂浪人の同情者であり、賛成者であり、嘆美者であつた。而して京都に於ける、山崎闇齋學派

天下の大
勢皆義士
嘆美者

の代表者であつた淺見綱齋は勿論、堀川學、即ち古學の泰斗である伊藤東涯の如きも、亦た其の一人であつた。東涯は當時の儒者中にて、最も濃厚篤實の君子であつた。然も彼が一篇の義士行を讀めば、如何に其の同情の殷切であつたか判知る。

義士行

一片義氣蓋 壤間。白虹貫日 氣如神。碧血千年 磨彌明。誰識而今目 擊眞。憶昔 匠作犯不題。杜郵期迫 命委塵。益瀆不 散身先隕。宿草空 掩夜臺春。遺臣四散 宗兵盡。喬木青社 事亦新。一夫倡義 衆左袒。糾 率四十又六人。深謀秘算 誰能覺。東漂西羈 飽艱辛。詭迹曾逃 花柳巷。 託名暫 竄屠 酷津。張良未得 狙擊便。武陽欲進 徒遂巡。仇 家一旦 弛二 礮 備。方夜 酣讌 會衆賓。謀人速報 好消息。抹額袴褶 東裝類。 四更更盡 寒漏徹。梯屋斧 圍驚。四隣 冥搜炬索 認二 諳。號一 利戟快刀 地 燭。燐。主人 竄伏 不知處。人氣餘燄 在二 臥茵。行履尋 到 薪炭廠。甘心始

伊藤東涯 義士行

京江戸の 稱讚者

林信篤復 歸論

得宿憤伸。殷勤祭首 舊主。誰何無人 夜向晨。投二 牒 有司。去 自首。進止 唯命 伴件傳。有司執法 且拘繫。東武官邸 記二 四 鎮。朝野自是 爭喧傳。萬 口齊唱 是忠臣。諸鎮聞 忠館 待厚。留止 荏苒 十餘旬。公義私情 難二 兩全。 盤水加劍 俱殉身。君不見 古來 豢養 偷生者。賣降 投 欺 每 相因。了 得 是君 未了 事。千古公論 不 可 泯。

所謂る千古の公論泯す可からずとは、此舉に對する東涯の斷案だ。此の如く京都に於ては、最も互ひに縁遠き、淺見綱齋、伊藤東涯の如き代表人物の、之を稱賛するあり。江戸に於ては、官學の泰斗林大學頭信篤の讚詩あり。〔參照 六七〕而して信篤は復讐論を作りて云く、竊かに經傳の意を取りて、以て之を議す。彼の心を以て之を論ずれば、則ち天を同じせざるの仇讎たり、苦に寝ね、及に枕して以て之に復ゆる可也。生を偷み恥を忍ぶは、士の道に非る也。法律に據りて之を論ずれば、則ち法を讎とする者は必らず誅せらる。彼亡君の遺志を繼ぐと雖も、天下の法を讎と

上法を明
忠臣に下
體に憤を

するを免れず。是れ悖驚にして上を凌ぐ也。執へて之を誅し、天下後世に示すは、國家の典を明にする所以也。二者同じからずと雖も、並び行はれて相悖らず。上に仁君賢臣ありて、以て法を明らかにし、令を下だす。下に忠臣義士ありて、以て憤を據へ、志を遂げ、法の爲めに誅に伏す。彼の心に於て豈に悔あらん哉。

四十六
世教に功
あり

此れが彼の論旨だ。流石に官學の統領だけありて、甘き理窟を陳べてゐる。然も彼は更らに一步を進めて曰く、古人の所謂る、治世久しければ則ち民心怠ると、幸に今や唐虞の世に遭ひ、民利を享け、生を樂しむ。未だ此時より盛なるはあらざる也。是を以て天下の士、膏澤に沐浴して、而して怠惰の心生ず。遊談聚議習うて軟熟と爲る。彼の一舉に及んで、奮發興起以て義に向ふの心起る。君は臣を信ずるを知り、臣は君に忠なるを知る也。嗚呼王蠋の一死齋を復する、唐朝の中興、顏真卿之が倡を爲す者、是に於て之を識る。彼も亦た一世の人傑、世教に功有り、

元祿泰平
一應期
衝動の

豫讓、田横の徒と與に、並び稱して可也。と讚稱してゐる。惟ふに元祿の晩年、天下は泰平の糜爛期に入つてゐた。尙も心あるものは、士氣の潰蕩、風俗の頹敗を、憂とせざる者はなかつた。此時に際して、此舉があつた。如何に此の一舉が、上下の人心に多大の衝動を與へたるかは、今日から想像するに、尙ほ餘りある。されば識者が、單に此の一舉の是非を、一個の理義的問題として、研究するのみならず、之を實際問題として、其の世道人心に及ぼす影響の、甚だ驩迎す可きものあるを認知し、それを高調したるは、洵に機宜に適したる措置と云ふ可きであらう。

【八五】 室鳩巢の義人録

義人録と
報録

赤穂義士に關しては、當時二大家の著述が、出で來つた。其の一は、室鳩巢の赤穂

鳩巢の義士同情

義人録であり、其二は、三宅觀瀾の烈士報讎録である。室は木下順庵門下の高足にて、新井白石の親友の一人だ。觀瀾は淺見綱齋の門人にて、水戸義公の史館に聘せられ、後には室も、三宅も、白石の推薦にて、幕府に仕へた。彼等の史筆は、何れも信を後世に取るに足るものがある。其の序文には、元祿癸未とあ室の義人録は、元祿十六年の初冬の頃に成つた。彼の如何に義士等の行動に同情したかは、一篇の義人録が、之を證して餘りありだ。

義人録序

時に秋、積雨新たに霽れ、戶外履聲鏗然たり。出て之を迎れば、即ち奥子復(奥村修運)谷勉善(小谷繼成)及び石慎微(石黒知幾)也。是に於て義人録を出して、相與に之を讀む。讀み罷んで之に繼ぐに泣を以てす。忠善の祚せざるを慨き、天道の知る無さを恨む。理義の人心を悦ばしむるを嘆き、孟子の我を欺かざるを嘆ず。慎微曰く、赤穂諸士朝廷(幕府)之を法に致し、而して室子(鳩巢)乃ち其事を張皇し、其行を顯揚す。並に義人を以て之を稱す。其志

孤竹二子との比較

は則ち善し。私議を立て、公法を非るにあらざるを得ん乎。勉善曰く、然らず、昔孤竹二子、武王の紂を伐を聽かず、而して身ら兵を馬前に距む。今や赤穂諸士、朝廷(幕府)義火を赦すを聽かず、而して衆る仇を都下に報ゆ。二子は則ち仁を求めて仁を得たり。諸士は則ち生を捨て、義を取る。事の大小同じからずと雖も、然も其の君臣の義を重ずる所以は則ち一也。是故に師尙父義人を以て二子を當時に稱するを諱まず。而して武王の聖に於けるや、固より損無し。室子義人を以て、諸士を今日に稱するを諱まず、而して其の國家の盛なるに於てや、亦た何んぞ妨げん乎。夫れ二子を義とする者は、以て武王を非とすると爲さず。諸士を義とする者は、獨り以て朝廷(幕府)を非と爲さん耶。子復曰く、然りと雖も、尙父軍に一言して、而して能く二子をして左右の兵より免かれしむ。室子家に空談して、而して諸士を法家の議より免かれしむる能はず。命なるかな。三子者皆長吁して退く。遂ひに其語を簡端に收めて、以て後の是録を讀む者に告ぐ。(原漢文)

屢々修正

此れが序文であり、此にて著述の主旨が分明である。尙ほ此の著述が、如何に屢々修正せられたかは、著者の甥大地昌言が、

鳩巢先生義人録、元祿癸未の冬に甫る。當時已に寫して之を人間に傳ふる者あり。其後先生稍や東都（當時室は加賀藩に仕へて、金澤に在り。）の異聞を得て、是

歳（寶永己丑六年）の夏に及び、先生重ねて初稿に就て三四校正し、或は補ひ、

或は削り、月を踰へて乃ち就る。

と云ひしを以て知る可し。而して彼は更に曰く、

先生嘗て昌言に謂て曰く、吾材朽ちて行修らず、何んぞ敢て自から聖賢の爲

す所に擬せん。然も其志は名教を立て、風俗を正すに在り、此れ義人録の

微意也と。

惟ふに此れが全く著者の意を得たるものであらう。當時如何に此の著作が、朝

鮮人に迄持てはやされたかは、左の通りである。

一 新井氏（白石）より申 承 候。朝鮮人赤穂義士の事聞而感 申 候由、

著者の志

朝鮮人に
持てばや
さる

赤穂侯亦
常君なら

鳩巢義人
録の朝鮮
人に渡る
詩る

其に付宗對馬守殿家來など、五六萬石にては、千騎も可有之所に、其中に纒四十七人と少きと、是は謙遜して申と見へ申 候。其を承 候。而朝鮮人申 候は、左様には不存候。孟嘗君、平原君などは、客三千人有之候得共、鷄鳴狗盜の類迄にて、一人も義士は無之候。赤穂侯は如何成人に候哉、不存候得共、よき家來を多く持被申 候。推察候へば、常の君にては無之として、殊の外感申由、寄特の事と存 候。其に付、對馬守殿家老平田直右衛門と申者、先日私義人録かり候て、自身に寫 候由、是は朝鮮え渡候て、聿に委細を知せ可申爲に御座 候。とくより朝鮮人に此事の始終を知られ度候へ共、假名書のものばかりにて、何とも難成候處に、私義人録にては、無殘所一通し申義に候。間、早速寫 候て、遣可申旨申 候。是此度義人録、文章に仕置 候。故、外國へ迄、四十七人事相達申 候。是は四十七人には、餘程の奉公かと被存 候。〔兼山歴澤秘策〕此の如く室鳩巢は、義人録の朝鮮に渡る始末を、自から誇りとしてゐる。左も

ある可き事だ。

〔八六〕 三宅觀瀾の烈士報讎録

著作顛末

三宅觀瀾の烈士報讎録は、室鳩巢の義人録に比すれば、晩出である。其の著作の顛末は、著者自から左の如く語つて居る。

資料の出

予は素と江戸（江戸）に居る。諸人（義士等）事を擧ぐるの間、一日人あり兩小冊を携へて見せ示さる。詳かに事状を録し、載するに餅店口詞、並びに義士の俳歌、長矩の墓を祭るの文を以てす。一時傳へて以て信と爲す。詳かに之を正すに及んで、悉く皆な市井好事者の偽作する所なり。嗣で後見る所の諸記、訛傳附會往々にして是れなり。予が纂むる所は、江戸の事は、則ち之を良雄（大石）の堂親良丸（大石）庄司と稱する者に質す。京師及び赤穂の事

寺井玄溪

義人録より更に精確

は、則ち之を醫師寺井玄溪に徵す。參するに親しく見聞する所を以てし、定めて此編と爲す。細故泛言は、捨て録せず。蓋し漏脱の尙ほ多しと雖も、而かも此編記する所の外、定めて其真を得る者は、蓋し仕にして一二無き也。玄溪父出雲守本多政利に仕ふ。政利國除かれ、因て處士と爲る。玄溪京師に居り、醫を以て業と爲す。予（三宅觀瀾）と最も好し。庚辰の歲（元祿十三年）始めて淺野長矩に仕ふ。從て江戸に在り。長矩敗る、衆と與に赤穂に至り、遂ひに退いて京師に還る。義舉の事、參畫せざるはなし。良雄東に來るに及んで、之に謂て曰く、君臣の義、異同なしと雖も、而も子前主に仕ふる、日と爲す殊に淺し。且つ子醫人を以て衆の知る所と爲す。足を動かして東に發せば、必らず人の怪を起さむ。請ふ留りて後事を理めよと、故を以て玄溪從はず。後諸國の招辟、並びに應せず。正徳元年病んで京師に終ると云ふ。此の如く彼の資料は、彼れ自身の見聞と、大石の親族大石庄司良丸や、大石の親友寺井玄溪の言に徵據したるものであれば、之を室鳩巢の加賀にありて尋常

良雄の心
事等の

綱常の道
義の靈
忠の志

一般の手筋より、其の資料を得たるものに比すれば、其の精確である可きは、論を俟たぬ。然も彼は概ね大體を叙して、細故に及んでゐない。そは彼の目的は、所謂大義を昭かにする史筆に止まるが故であらう。

蓋し良雄の心を爲す所以、之を遺言に觀るも、晰然として見る可し。而して誠を致すの道缺くるなく、而して法を奉ずるの敬、未だ嘗て存せずんばあらず。命を公議に委ねて、而して安きを心理に取る。終始曲盡、從容として餘り有る者、固より夫の確々として氣を好み、諸を一旦に決激し、而して之を爲すの比に非る也。

此の如く三宅は、良雄に向つて、許してゐる。乃ち彼は良雄の心事を、十二分に尋酌してゐる。而して彼は更らに、百尺竿頭一步を進めて、

吁武人の風を成す、今に五百年。涵濡淬礪の餘、卒ひに四十有六人を待て以て發す。沛乎として江河率の去り、赫乎として日星並び懸る。事を擧ぐるの始めよりして、海内練乎として、震ふ有るが若く、而して伏及の夕に至りて、

愕乎として亦た喪ふ有るが若し。則ち其の聲烈、輝英の流れて及ぶ所、豈に復た此の編を讀む者をして、扼腕三嘆、之に繼ぐに涕泗交も下り、以て千載の下を風勵せしむる無からん哉。綱常の道、墜つる罔くして、而して忠義の靈朽ちず。

五百年の涵養に、四十六人とは、餘りに稀有と云はねばならぬ。それたゞ稀有、是れ彼等の不朽である所以。

三宅觀瀾と同時に、水戸義公の史館に於て、双壁と稱せられたる栗山潜鋒は、忠義碑の碑文に於て、斯く云うてゐる。

嗟夫れ君（大石）の事を擧ぐ、徒を結び、衆を動かし、恣に貴者を刃す。之を法令に徴して、罪固とに誅に當つ。而して意將さに謂らく、寧ろ法に當世に觸るゝも、恩に地下に負く可らずと。身は壺にす可し、志は奪ふ可らずと。其れ豈に爲にする有りて發せん哉。是を以て君の舉止自若、身を束ねて死に就く、毫も憾む所なし。而して其の氣烈の磅礴する所、天地と雖も、爲

栗山潜鋒
忠義の碑

めに震蕩す。士風頼りて以て奮ひ、民彝頼りて以て植つ。之を千載の一人と謂ふ、可也。

と。一人の大石を頌するは、四十六の義徒を頌する所以である。

武人四十六士論

一武人曰、淺野四十六士の事、儒者衆の論説あつて、ことの外むつかしくあやあるやうに承及候。あれはなんのかのと云ふことばをいいて、かたきうちならば、かたきうちにしてやるべし。無學の人士へ主君のかたきをうつことはあたりまへのこと、いやと云はれぬこと、十人が十人まづはすることなり。若しえせぬ人ありて、へこかきづらになつてなれば、それはこしぬけと云ものにて、武士の中へは入れぬ也。儒者衆は義理を知てならるる人なれば、こゝにまどひはないはづなるに、四十六士を忠臣じや、義士じや、古今無類じや、だれもなるまい、さて／＼あたら士共を殺した、をしきことじや、四十六士の刀脇指衣類等までもらひいたゞき、守り本尊のやふにするはいかなることぞや。淺見安正などもこの外稱美、三宅九十郎などは、書物に作て稱美しられたと承及ぶ。右二人は、京都の町人儒なれば、双傷を大切なる事と思ふて感嘆するもきこへたことなり。三宅丹は儒者根本眞の武士にて、仕士の時もはきとしたる仕形の人承及たるに、安正、九十郎と同じく四十六士を稱美しらるゝと云は、さて／＼意得ぬこと也。何とぞわけのあることなるか。主君のかたきをう

武士の復讐は普通の事

儒者の不見識

一學者の答解

つことを、いかふ苦勞にをまはるゝか。一學者答曰、四十六士の事は、直方の論説あつてらちのあいだこと也。そちなどのしらるゝことではなし。俗士の上では、そちの論のとをりにしてをいてよし。儒者のぎんみには、四十六士のかたきでない、かたきじやと云の論也。それは朱子と云唐の大儒の論にてらちあいたこと也。世上の人ふと見たがふ所ありて、それを改ることならず、無理に自己の見たがひを立んとの私意也。次第に義理明になつたらばすむであるべし。無用の論をやめてたゞ四書の讀書をしたるがよし。

此説未詳誰著、疑萩野重祐所撰歟。

〔赤穂義人集書〕

第十六章 元祿時代の士風

〔八七〕 元祿時代に於ける二個の潮流

物質界と
思想界と

元祿時代には、確かに二個の潮流が、交も相闘うてゐた。それは泰平の久しきに伴はれて、富の勢力の増加と、物質的繁榮の促進と、從て又た金錢崇拜、肉慾享樂の氣分とを馴致した。此れが殆んど當時の本流と云ふ可きであらう。然も之れと同時に、學問が隆盛に赴き、就中義理を主とする宋儒の學問が、一般に行はれ、忠孝節義を重んじ、君臣上下の彝倫を叙するとか、嚴重となり。而して駁々乎として侵蝕し來れる、物慾萬能の大勢に反抗し、所謂士道を扶植せんとするの努力も、決して少々ではなかつた。

之を大名中に求むれば、水戸光圀の如きは、其の一人であつた。之を民間の學者中に求むれば、淺見綱齋の如き、其の一人であつた。若し光圀をして、元祿

水戸學派
と義士

光圀の死
は大石等
の損失

義士の大舉
元祿の二大
潮流を代表す

十五年迄生存せしめたらば、彼は如何なる批判を、大石等の行動に向つて、下したであらう乎。然も遺憾ながら彼は、元祿十三年十二月に逝いた。而して淺野、吉良の事件は、その翌年の三月に出で來り、義士の復讐は、又たその翌年の十二月に出で來り、而して其の賜死は、又たその翌年の二月に出で來つた。大石等の爲めには、光圀の死は、實に大なる損失と云はねばならぬ。併し光圀の爲めに羅致せられたる、栗山潜鋒や、三宅觀瀾(參照 八五)の如き、大なる味方を得たるは勿論、爾後光圀の流を汲む水戸派の學者が、如何に赤穂義士に傾倒したかは、青山延光の四十七士傳を見ても、分明であらう。

話頭前に回る。此の如く元祿時代の二大潮流は、偶然にも此の事件に於て、代表せられたる趣きがある。それは此の事件の根柢は、別段吉良家と淺野家との間に、宿意があつたと云ふでもなく。只だ淺野家より、吉良家に贈遺が行き届かなかつたからして、吉良義央が、故らに淺野長矩を侮辱したと云ふに過ぎぬからだ。若し淺野家の江戸家老、安井彦右衛門、藤井又左衛門等にして、今少

綱吉また元祿時代の縮圖

しく氣が利き、吉良義央の慾望を充たしむるの事をなしたならば、——云はゞ當時、世間並の事をなしたならば——恐らく殿中にての彼が如き椿事を、出來せしむるが如き場合は無かつたであらう。されば赤穂事件は、金錢問題を以て始まり、肉慾問題——大石の上方に於ける濫行——を以て中し、而して節義問題を以て終りたるものと云ふも、決して過言ではあるまい。乃ち元祿時代一幅の縮寫圖を、此の事件に於て見ると云ふも、亦た決して過言ではあるまい。

惟ふに當時の將軍綱吉の如きも、亦た個人として、元祿時代の縮圖であつた。彼は一方には儒學を尊尙し、忠孝節義を天下に獎勵した。而して彼自身も亦た、當時に稀有なる孝子であつた。彼が匪政の下半は、其の生母桂昌院の歡を承る爲めに出で來つたものだ。然も他方に於ては、男寵を恣にし、能樂に耽り、屢ば儉約令を下しつゝも、大に土木を興し、財政を枯渴せしめて、惡貨を鑄造し。而して其の愛好者に對しては、賜予に節度なく、濫賞、浪費、到らざる所なかつた。加ふるに其の豪華、侈大、規模浩濶の點に於て、何となく一代の縮

義士の擧爲に大氣の燭

當時士論の期待

圖を、彼に於て見るの趣があつた。

世の中は決して史家の見る如く、單純のものではない。如何なる時代にも、種の要素は錯綜し、種々の派流は分岐してゐる。然も元祿時代に於ける、町人と侍、金錢と士道、忠義と享樂、復讐と心中、恰も其の兩極が、同時に陳列せられたる情態は、實に一種の奇觀と云はねばなるまい。斯る時代に於て、赤穂義士の一擧は、實に將さに下火にならんとする士道の爲めに、萬丈の氣燭を騰げ來りたるものとして、一世を震動したのは、決して偶然ではあるまい。

元祿辛巳の春、赤穂侯長矩罪ありて死を賜ひ、國除かる。是年吾師牧野先生江州に歸老す。遠く書牘を寄せて云く、風聞するに幕使赤穂城下に臨む、城中の諸士手を束ねて命を受く、敢て一辭の以て請を爲すもの莫しと。之に加ふるに、縦に國儲の金を偷み、倉皇として去る、寔に人面獸心と爲す。嗟赤穂人無しと謂ふ可き也と。而して後往復議論、毎に此事に及び、深く士風の頹敗を嘆ず。……明年正月先生忽ち老いて簪を革む。歳の臘月、赤穂士四十七

士論以て
時潮をト

員讎を復して、志を天下に伸ぶ。始めて諸士の忠烈、振古無比なるを識る。
哀哉、吾が先師の此事に及ばずして先づ没するや。
此れは加賀の青地禮幹の記する所、亦た以て當時の士論が、如何に赤穂諸士に、
期待したかを知る可きであらう。斯る士論の存したるは、その時代に斯る潮流
の存したるを、證す可き所以であらう。

〔八八〕 現状維持と現状打破

現状安著
の難問題

制度と社

徳川幕府の制度を、百世子孫に傳へんには、人心をして、現状に安著せしむる
より先なるはなし。然も如何にして現状に安著せしむ可き乎。それが問題であ
り、それが難題である。
若し一切の社會的情勢が、制度創制の際の如くであつたならば、何等現状を

不調和の
會勢

維持するに面倒もなければ、困難もない筈だ。然も物換り星移り、社會の情勢は、
漸次に變調を來しつゝある。一言にして云へば、上位に在るもの、必ずしも
上材でなく、下位に在るもの、必ずしも下材でない。將た社會の各階級に就
て見るも、侍らしくなき侍あれば、町人らしくなき町人あり、百姓らしくない百
姓あれば、工人らしくない、工人がある。此の如くして制度と、其の制度の中
に支配せらるゝ要素とが、互ひに相ひ調和せざる傾向を生じつゝあつたのは、
元祿時代に於ける、一の著明なる世相だ。

現状維持
の要諦

家康は處世の訓言として、二個の要目を擧げた。曰く上を見るな、曰く分を知
れと。此れは徳川幕府の創業者として、如何にも尤なる申分である。苟も各個
人にして、上を見ず、我分に安せば、世の中は全く泰平だ。何となれば、現状
維持は、徹底的に行はるゝからだ。而して現状維持は、所謂天下泰平の異名
同義である。

人間と現
狀打破

併し如何なる場合でも、人は上を見る動機だ。人間の眼が其の頭首にある如く、

現持ど現
されど現
維持の現
大に現

人は先天的に見る動物だ。而して如何に家康の訓戒が、鄭重であるも、親切であるも、此の先天的の人性を矯むる譯には參らぬ。而して從て我分を知れと云ふも、——知れとは分に安せよと云ふことだ——既に上を見るからには、我分に安ずることは不可能だ。此の如くして社會の支配階級は、恒に現狀維持を有利とするも、社會の趨勢は、恒に現狀打破を、或時は無意識的に、或時は意識的に必需として、自から動きつゝある。

今ま試みに元祿時代を中心として、其の前後に出で來れる教訓書を見れば、何れも現狀維持を以て、最大要項としてゐる。

國取も知行を取るも、家持も、身の程を知り、分に隨へ。

國主城主ともに行儀正しく、法を守たるがよき也。少も法亂るゝ時は、下萬民亂勝にて、國治らぬなり。一石百石取も、其分に從ひ、身を持つべし。家持も家の大小に隨ひ、身代程の分を極め、驕る事なかれ。主人壹人の心持にて、下々迄も、善とも惡ともなるもの也。

武士は商
をせぬが

右は元祿十三年三月上旬の奥付にて、武陽城 北書林平野屋吉兵衛の『和歌論語』の一節だ。又同書に曰く、

侍の手廻しだてに銀かすは、秤をささぬ武士の町人。

侍と云ふ者は、武の道こそ大事なれ。渡世の手廻しはせぬが能なり。又費をなし家を破るは悪しく、年明元日より大海日に至る迄、能々身持を大切に分別して、其身其身の分限をはからひ、武の道を守り、武の法を仕習ふべきなり、金銀を貸し利足の勘定計心懸、心を苦しめぬるは、眞に秤をささぬ武士の町人とや申さん。

又同書に曰く、

耕作に世話をばやきて武の道を、知らぬは鍛をさいた侍。

士民こそ朝暮耕作に身をやつし、年貢を計、身命をつなぐ役なり。今時の士は、知行を取、其上にて田地を求め、色々貪りて世上の思惑をも顧みず、武の道を捨、作物に身を苦しむる事、其儘の農人とぞ。

武士は農
をせぬが

現狀に安著せよ

士能は安著されど武

社會の推移

此れは武士が商人の眞似をなし、若しくは百姓の眞似をなすを戒しめたるもの
 だ。即ち武士は武士らしく現狀に安著して、他を顧みる勿れと云ふ戒訓だ。
 斯る戒訓は、當時の制度を維持する上に於て、最も大切に相違ない。然も社會
 の現狀は、武士をして、武士らしくならしむる能はぬものがあつた。彼等は時
 としては、生活上の必迫よりして、時としては生活上の誘惑よりして、或
 は金貨となり、或は地主となりて、其の既定以外の収入を、求めねばならぬも
 のがあつた。
 惟ふに斯る教訓の出で来る反面には、斯る教訓を必要とする事相が、社會に發
 生したとを考へねばならぬ。而して斯る事相の發生は、如何に元祿時代の社會
 が、徳川初期から推移し來りたるかを、想像するに於て、思ひ半に過ぎるもの
 があるであらう。

【八九】 百姓と町人

亦不満足

現狀に満足しなかつたものは、決して武士の階級のみではなかつた。百姓も同
 様だ。町人も同様だ。武士が町人や百姓の眞似がしたくなる如く、町人も百姓
 も亦た、武士の眞似がしたくなつて來た。されば「和歌論語」にも、左の如き
 訓歌が掲げてある。

農人は明暮田畑心懸 作の外には、業を好むな。

百姓は常に田畑を精出し、地頭へ年貢を計り、其身も不レ及ニ難儀一様に、不
 心掛べし。一切外の業は無益なりとぞ。外の業をするは、身を不レ知故なり。
 農人は農より外の業はなき物と、心得べきなり。

如何にも現狀維持を、本務とする者の立場からすれば、尤もなる訓諭だ。併し
 人間は如何なる場合でも、己の位地よりも、他の位地を羨ましく、望ましく、
 思ふものだ。

位は他の地

狀へ満足

百姓藝事を好む

百姓の分にて諸藝遊山嗜、似合ぬ業と、兼て知るべし。士民は田畑計作り、渡世身過すべきに、世上奢來り、一切の藝事を好み、遊山、舞樂、歡樂にふけり、百姓の様にはなく、耕作に油斷有るは、大きな僻事なり。左様成不義の農人は、見せしめの爲に、急度罪に落したきもの也。

訓歌出来の由來

此れは當時の百姓が、耕作以外の事に出し、諸藝、學問、其他の嗜好に耽けるを戒めたるものだ。併し泰平久しければ、蛙の兒は蛙となる如く、百姓の子が百姓となるばかりにて、満足せざる者が出て來るは、餘儀なき勢と云はねばならぬ。如上の訓歌は、何れもその傾向を抑止せんとする爲めに、出で來つたものだ。併し此の傾向は、百姓に比すれば、町人にはより多く出で來つた。

現状不滿の傾向町人多し

商賣の道をば、深く仕習ひて、いらぬ身業は、無益なりけり。町人の身過の業より外に、業を仕習ふ事、無益千萬なり。童より商賣人は、其の道々を能く習ひ、家内をうやくしく持立、父母を安樂に養ふこそ目出

町人らしからざる

此れは町人は町人らしくせよと云ふとだ。然も當時の町人中には、町人らしからざる町人が、追々と出で來つた。されば其の訓歌に、

町人の武藝、遊學、男だて、見るもうるさし、損も損なり。

歌の如く、町人の武藝、遊學、男だて、扱々無益成る事なり。今時世間に多し。身に取て、損も大損也。何程武藝習いても、侍とは不謂。遊學をして詩歌其外樂をならひ、藝有とても、公家とも不申、ありてもなくても、町人は町人也。扱は損なりとぞ。

町人の僧幾層倍

如何にも尤なる申分だ。併し既に若干の金が出来れば、唯だ町人として、其儘金の勘定のみして暮す可きでない。必ず其富を、生活の上にも、使用するを禁する能はざるものがある。所謂町人の僧上は、百姓の僧上よりも、幾層倍かの輪をかけ來る可きは、必然の勢だ。

當時町人の心意氣

太守の極りし城下の町人は、大形武家の形儀を見習らひ、袴、肩衣のためつ

武士の頭
町人に舉

けやう。脇差の指し振り、挨拶の進退、さのみ不都合なる事も多からず。上方の商人の武士を評判するを聞に、千石の身上は、米一石六十目がへにして、六十貫の身代なり。我は家屋敷賣買の代物、高を積れば二百貫目の分限なり。位も職もすぐれたりと思ふ體なり。(武道張合大盡)

此れは當時の町人の心意氣を描したものであらう。彼等は如何に武士が威張りても、貧乏者が何をなすと云ふ氣分であつたらしい。而して亦た武士も、其の表向では、威張りつゝも、町人に對しては、頭の擧らぬ事が、澤山あつたに相違あるまい。泰平の世の中では、富程物を云ふ物はない。富の所有者が、即ち社會の實権者たるとは、到底争ひ難き事實であつた。

町人百姓士風を真似る

寛永十六年迄は武家は格別、町人百姓ともに衣服甚醜相なり。女も町人百姓の妻なれば願之。正保慶安頃迄年々キシニテ輕き貧家の妻娘或家へ奉公に出る。次第々々に立身し、上つ方の御服をも拜領し、我家へ歸て嫁すにも右の拜領物を著し、見物遊山祝儀などにも一ツ二ツあるものを著したり。

舊來の質

漸次奢侈
を真似る

男女衣服
をこそる

故に自ら世上の女子目な者せ、有徳の妻子等は手前金にて拜領物のごとくこしらへ著し、右の醜服を忘れたり。然れども數多くはなし、宜き所なれども下女は夏冬木綿のはれ着也。すでに明暦三年酉年大火事江戸御城焼失す。此時嚴有院殿十七歳の御歳日本橋にて三日御施行の御粥を被下けり。歴々町人の妻娘爲三冥加此粥を拜領せり。貧家の妻女は申に不レ及拜領せり。寛文年中より男女の衣服こそるをこそる。歌に

〔我衣〕

馬ならばいくつかはれん丑の年、扱はれたり寛文元年

【九〇】 士道と士風の維持

斯る時代に於ては、士道を維持し、士氣を振作す可く、種々の手段が出で来るは、必然の勢であつた。何となれば、當時の侍なるものは、一方には富の勢力の増加の爲めに、自然に富の所有者たる町人等に、頭の上らぬ情態を生じた。他方には生活の向上、即ち贅澤の爲めに、彼等をして、窮境に陥らしめた。此の

儉儉なく
士貌商魂
となる

武士の貧乏

如くして、彼等を餘儀なく、士貌商魂の徒たらしむるとを、禁ずる能はざらしめた。侍の貧乏は、元祿時代に始まつたことではない。泰平と同時に、貧乏は出て來つた。然も元祿時代に於ては、その困窮が、絶頂と云はざる迄も、それに接近した。されば徳川幕府に於ても、旗本の士救済の爲めに、それ〴〵賜金があつた。

幕府の旗本救済

- 一 旗本諸役人御金拜領
百石に金二拾兩、千石同百兩。但し百石に付十兩増
- 千石百十兩、千二百石百十五兩、千三百石百二十兩。
- 一 布衣以上拜領
- 三百石より銀百枚、五百石より同百卅枚。
- 七百石より百六十枚、千石より同百九十枚。
- 千五百石より二百二十枚、二千石より同二百五十枚。

貧旗本に限らず

大野九郎兵衛は富代の標本

二千六百石より二百八十枚、三千石より同三百枚。
六千石より三百廿枚、九千石より同三百四十枚。
此は被二仰出一候一面々、借金買掛等急々相濟候者、御救の詮も有レ之間敷候。連々に濟候様に可被二相心得一候。組中支配へも其段可被二申聞一候。諸事儉約可仕旨被二仰出一候條、其むき〴〵儉約の仕力、存寄の通、支配方迄可被二申渡一事。〔月堂見聞集〕

此にて如何に當時の旗本が、必迫してゐたかを判知る。尙ほ此事に關する委細は、既記の通りだ。〔參照 元祿時代上卷 五七、五八〕併しながら此れは、必ずしも旗本のみに限つたものではなかつた。日本全國の侍と云ふ侍が、均しく時代の影響を受けたとは、間違ひあるまい。乃ち赤穂に於ける義士以外の諸士が、其の標本だ。標本の魁は、實に大野九郎兵衛だ。武士が金銭に執著するは、固に見苦しき限りなれども、當時金銭以上の、勢力なき世の中に於ては、それに執著するは、餘儀なき勢と云はねばならぬ。

士訓は
約第一

されば當時に發行せられたる、武士訓などの書を見るに、**儉約を第一義として、**之を以て士風を維持せんとするの趣きが、偲ばるゝ。

一 士は分限より身を引き下げて、諸事無造作に、かたちをつくらはず。身をかざらず。恒に著する衣服は、破れざれば足れり。出仕の時と云ふとも、**美服無用たるべし。**外見を飾り、人形のやうにつくろいたるは見苦し。(武士訓)と云うてゐる。又た、

家は漏ら
されば一

一 家は漏らざればよく、**疊は破れざればたれり。**其餘の器物高直なるを求めず、ありのかゝりにすべし。平生無用の事に、米錢を費さずして、不慮の時に及ても、行き當りて難儀せざるやうに、心得べし。

饗應は
汁一菜

一 榜輩ともつね々、寄合ときの饗應は、有りのかゝり**汁一菜**たるべし。すべて士の參會は、親しみをもとめ、情をのべ、異見を聞く。かたりなぐさむばかりなるに、もてなしに心を盡くすべし。金銀を費すは、あるまじき事なり。

(同上)

儉約獎勵
は贅澤の
反影

此の如く**儉約を獎勵する、**其の裡面には、如何に當時の社會が、一般に贅澤に流れ、而して社會の別階級として、特立したる侍の仲間にあへ、其餘風が波及したか、思ひやらるゝではない乎。凡そ物は必要ありて生ず。一般の人が儉約し、分けて侍が儉約を專一とする時代に於て、斯く儉約の大切なるを、繰り返し奨励する必要はあるまい。その必要のあるは、乃ち當時の社會の贅澤を、證する所以と見ねばなるまい。

【九一】 義理と利慾

狂瀾を既に倒るゝに廻らす可く、元祿前後の志士中には、随分骨折つた者が少くない。何となれば、**士風の頹敗は、滔々として禁じ難き勢であつたからだ。**

士風頹廢
止まず

侍の交遊
悪風汚染
なる手引と

一 其人睦まじく交るはよけれども、交りの道悪ければ、用にたたず。偶ま
座に連りて、悪に染らぬものあれば、異風なり、氣随なりと、うとみ憎
むにより、若き者は、交へられぬを悲み、心にはあししと思へども、まげて
彼風に随ふあり。左あれば悪には移り易きならひにて、後には少しもかはら
ぬ白痴者となるなり。〔武士訓〕

侍共寄合
の野卑

泰平餘澤
と武士の
墮落

此れは侍共の交遊が、動もすれば悪風習染の手引となるを、指摘したものだ。
一 かゝるもの、寄合は、人を誇り我を誇り、米錢の沙汰、好色の戯論、博
奕、大酒、小歌、三味線、高聲多言にして、おどり狂ふこと、偏へに奴僕に
ひとし。此たぐひの遊びと聞かば行く可らず。假令行きかゝりたりとも、外
の事に託してしりぞくべし。挨拶に拘はりて、滯座する事勿れ。〔武士訓〕
此の一節を讀めば、如何に當時の侍共の集合なるものが、野鄙、陋劣であつ
たかゞ想ひやらるゝ。此れも泰平の餘澤と云はゞ、それ迄の事であるが、如何
に泰平が、一般の武士を墮落せしめたるかゞ、判知るではない乎。

下を見よ
上を見る

武士皆富
に就かん
とす
己が業を
専らにせよ

一 總て世の中は、富めるにつき、貧しきを捨つる習ひなれば、不遇の身は、
人も問來で、夏のすびつの心地するとも、或は昔の人の不幸にあへるを思出、
又は我より下つたかの憂患に苦しむに見くらべて、その心を慰むべし。假り
にも幸にあへる人、我より上の人を羨むとなかれ。命を知て足るとをさとす
は、淡味も命を繋ぐにたり、茅屋も身を置にたれり。かゝれば身貧くとも、
足るを知る故に、心富むなり。命を知らで足るとを思はねば、膏粱に飽、大
厦に住するとも、求むる心生涯つくべからず。かゝれば家富りとも、足る
を知らざる故に、心貧しきなり。〔同上〕
此れは貧富に就て、武士たるもの、心得を説きたるものだ。當時の武士が、如
何に貧を厭ひ、富に就かんとしたるかは、此を見ても思ひ知らるゝではない乎。
一 士農工商と別りて、それぞれのつかさどる所、眼耳鼻舌の、各々其用あ
るが如くなれば、おのが業を専らにして、他の業を學ぶと勿れ。他の業を學
ぶは、其所を失ふなり。譬へば鷹に魚をとらせ、鶉に鳥をとらすに似たり。

士其の業
にうとき
ものあり

士の本分

我が家職すら、生涯心を盡しても能はざるに、何の暇ありて、他の業を學ぶ可らんや。凡そ士は奉公をつとめて、義理にさとからしめ、農は田畠をおさめて、耕耨にさとからしめ、工は器物を作りて、匠術にさとからしめ、商は交易を用ひて、利倍にさとからしむ。然るに農工商各々家業にうときものなし、偶まうときものは貧乏に苦しむ、飢渴に及べり。其中に士は恒産ある故に、貧困飢渴の恐なければ、一生家業には心もつかで、徒らに暮す人あり。甚だしき過なり。四民の中にて、士を三民の上に置いて、三民にうやまはしむるものは、他なし。義理をとくさとして、子としては孝をつくし、臣としては忠を盡し、己を修め、人を誨ゆる職なればなり。然るを職とする所の義理を取り失ひ、廉耻の心なく、利欲に溺るゝときは、身を亡し、家を絶すに到れり。ここを以て思へば、士たらんもの、須臾の間も、家業を怠るべけんや。世俗たゞに女の裁縫に拙きと、僧の佛經を讀み得ぬをば、用に足ぬなどと、そしりあざけれども、士の文道に暗く、武道に疎きをば、怪む心もなきは、

士は義理
にさとす
べし

いとも嘆けかはし。「同上」
如何にも親切鄭重に、武士たる者に向つて、其の心得方を警告したるものだ。而して更に一步を進めて曰く、

一 右に云ふ如く、士は義理にさときを専らとすべし。義理にさときものは、利欲に疎く、利欲にさときものは、義理にうとし。有眼の人は、利欲にさときもの見ては、さこそ義理にうとからんと思ふとなり。利を好ませず、いひぎよからしめん爲にこそ、君より俸祿を給はりて、身をたてり。然るを忠孝の道をも辨へず、文武の業をも習はず、剩 恒産ある身ながら、恒産なき商人の如く、米銀を取り扱ひ、利倍を好む者あり。見る目もうたてく、さく耳もなをいとはし。「同上」

是れ一面
の寫實

何たる痛切の言であらう。此れが當時の士風の、必ずしも全體と云はざるも、其の一面の寫實であつたらう。

* * * * *

世間義士の
擧に衝動したる
理由

惟ふに赤穂義士の一擧は、斯る社會の眞中に湧き出でたる事件であつた。されば世間がそれに對して、非常の衝動を感じたのも、寔に理由ある事だ。云はゞ此擧は、少數者なる士道把持者の、多數なる墮落者に對する、一大抗議であつたのだ。天下を擧げて、之を歡迎したのも、決して不思議はない。

侍の當世風

昔振舞夜
樂の話題

昔は大身小身ともに、振舞夜嘶しの出會の節の咄を聞に、むかし御陣のはなし、先祖の手柄、又は當世の武道武藝の詮義、刀脇差の物好きの談合、喧嘩口論の取沙汰、男道の詮義、和ら成事に茶の湯の咄し、是より外に無之。去に依て刀脇差の差料拵へ、尺の長短の利方、きたへの吟味して、様々物に數度懸たる指料拵、面々に物數寄して、たとへば座鋪相客十人あれば十色のものすき、中にも老人有、年の若き有、中年の人あり、依之刀の尺三尺餘の刀もあり、二尺四五寸も有、二尺のものも有、重きあり、輕きあり、かなものも色々替る。知らぬ人來りて見ても、是は大形誰の刀なる覽と、若きと中年、老人、夫々に刀にて差主知る程のことなり。近年は左様にてはなくなり、振舞會合の時刀拵に有に、大形寸も二尺二三寸、輪杯もひらきなりばかり平く、丸なりはやれば丸く、かなものも近年は大形古手の四分一にて引貫し柄頭、老人の刀も中年、若き衆も似、もの好にて手際よきと惡きとの替り計にて似たる刀共也。脇差も如し。是はいかなる故なれば、此刀にて舊様に備

昔の刀は
十人十色

近年は皆
一様

當世と
おぼれん
事のみ

當世話題

とおもふ我器量なきゆへ也。世間はやる頼なり、金具物すきを、人の眞似して拵へ、是を用立る所は思入なく、人に見られ褒られ、當世とおぼれん事のみにて、多様に差計に成ぬ。夫のみならず刀脇差實て差料にする人、大形出來合拵とて、大小共當世時花模様、中身は奈良ものを拵て商ふ。下直にして誂と拵より格別下直ゆへ、餘程の身上の人も是を調て拵ゆへ、猶似たる拵も有、いよいよ一同に見へたり。この物數寄ゆへ、物語も大形噴物咄、遊興の嘶し、損徳利勘のはなし、中に子細らしき分別顔の仁は、立身の手筋の嘶、甚將菜、茶の湯の嘶し、俳諧、是等至極おとなしき御客の嘶し也。若き衆は淨留理三味線の合形、堺町役者の評判、是より外武道の沙汰無之。近頃弓馬劍術はやるやうなれ共、はげみ精出し様合點ゆかぬ體。(むかし〜物語)

第十七章 元祿時代の旗本

〔九二〕 旗本の不平

厄介なる旗本

徳川幕府時代を通じて、最も厄介なのは、所謂旗本八萬騎であつた。彼等は徳川家の譜代であり、譜代中の譜代である。其中には、大久保彦左衛門の所謂安祥御譜代、山中御譜代、岡崎御譜代等ありて、何れも祖先以來、將軍家の爲めに、粉骨壘身したる事を誇りとしてゐる。而して彼等の巨大なるものは、勿論大名に取り立てられた。即ち井伊、本多、酒井、榊原等の如きは、其の尤なるものだ。

井伊直政の不平

然も殊動ある井伊直政さへも、關原役の論功行賞には、六萬石を加賜せられ、同じく本多忠勝さへも、五萬石を加賜せられたに過ぎなかつた。されば流石の井伊直政なども、それに心平かならずして、之を辭退せんとしたが、漸く慰

況や其他

論し論示する者ありて、之を受領した。爾後直孝の時に至り、大阪役の戦功や、大老職となりたる累勳の爲めに、前封を併せて三十四萬石に進みたるも、それは譜代中に於ては、絶無僅有の例であつた。

井伊、本多の如き、特別待遇を受けたる者共さへも、幕府の少恩を憚らずと思ふ程であれば、一般の旗本が、外様大名の優待厚遇せらるゝと對照して、自分共の小祿少俸に安せねばならぬ境遇に付て、不平の禁じ難きものあつたのは、決して不思議の事ではあるまい。乃ち其の證據は、大久保彦左衛門の三河物語に歴然たりだ。

大久保家

抑も大久保家は、徳川家譜代中の譜代にして、大久保泰昌、其子辰若―昌忠―を伴ひ、三河國松平郷に來り、松平信光と君臣の約束をなし、相從うて岩津郷に至つた。故に大久保家を稱して、岩津譜代と云ふ。爾來家康の代に至る迄、一家一門、悉く徳川家に奉仕し、延いて忠世、忠佐の兄弟等に至りて、實に其の功勳最も著明であつた。而して彼れ彦左衛門は、即ち忠世、忠佐等の弟に

彦左衛門

彦左の三
何物語

して、忠世の子忠隣——即ち小田原城主として、本多正信と與に、徳川幕府の年寄職に任じたる忠隣——の叔父だ。而して彼れ彦左衛門忠教も亦た、幾許の軍功ありて、大阪の役には鎗奉行となり、二千石を食んだ。而して此の三河物語は、彼が其の子孫に對する訓戒書にして、亦た彼の後世に告ぐる述懐文だ。此れは元和八年、彼が七十歳の時の筆なれば、其の志の存する所は、それにて明白だ。

公儀の好
き者武邊
を知らず

さうべつ三河の者は、明暮弓矢をかせぎければ、公儀の道は何れも知らざる、然と申せ共、公儀の好き物、何に可被成、日本の諸侍は悉く御内の者にて候へば、誰をあかうめで賞玩被成て、公儀の好き物を御用に思召や。餘り公儀の好き物に、昔も武邊を稼きたる物なし。扱て又日本の諸大名に、金銀寶物を被下給ふ事は、海河へなげ入れさせ給ふ如くなり。其を如何にと申に、大名は百姓同前にて、此前にも草のなびきにて、強き方へ計つきければ、後世にもかく可有。何のいらざる諸國の者は、御身にも成間敷者に、

大名に下
捨つるが
如し

唯普代衆
へのし頼む

過分の御地知を被下候ても、其上に御氣遣可被成。御普代の衆の産みひろげたる子が、方々へ散りて有を、召しあつめさせ被成、御勘氣の御普代衆をも、御許し被成候は、五千も一萬も可有、是を召よせられて御座あらば、百萬騎にてよせける共、上様の御先にて働く物ならば、さまんごくのきおふが寄せくる共、何かはためんや。

彦左時勢
一變を知

如何にも面白き申分だ。世の中は一變した。三河の徳川でもなければ、江戸の徳川でもない。今は日本の徳川だ。即ち天下人の徳川だ。然も彼れ大久保彦左衛門は、尚ほ三河時代の徳川の看をなしてゐる。此の譜代者さへあれば、世の中は、何も心配なきものとしてゐる。然るに此の譜代者を袖にして、他國者のみを可愛する徳川將軍家の仕打が、附に落ちぬとしてゐる。

彦左の不
平

御普代衆をさへ石寄せせられて、おかせられ給は、萬に御氣遣は有まじけれ共。肩身をすくめてありく事は、是は何事ぞ。他國衆は只今世が治りたる故に、御秘藏被成て、御普代衆をば、外様に召使はれ給ふ。……自然何事も

是れ旗本
共通の不
平

あらば、他國衆は御目を日比掛けられ申たるとは思はずして、悉くかけ落すべし。如何にも滿腔の不平が、紙上に鬱勃としてゐる。此れは七十の頑固爺たる、大久保彦左衛門一人の腹の中のみならず、恐らくは多くの旗本共の腹の中が、此の通りであつたらう。云はゞ彦左衛門の意見は、その代表的とも見る可きものであらう。

〔九三〕 大久保彦左衛門の憤慨

彦左憤慨
一通りな
ら

大久保彦左衛門の憤慨は、中々一通りではなかつた。彼は實に譜代以外の者共が、將軍家の新恩を承けて、威張り散らすを見て、片腹痛くてたまらなかつた。他國の衆は、公儀はよし、口は上手なり、御奉公はよく申しなし、召つかわ

他國の衆
は毒の衆
が口は甘
が如し

上方衆の
輕薄

一應は尤

されよきまゝに、御心を許るさせ給ひて、御膝元に近く召つかわされ候とは、毒の口に甘きが如し。又は譜代衆は、相國様の御代迄、上野に伏て、夜ひるかせぎ、かまりをして、武邊を家として、鎗先をとぎ、みがき、矢の根をみがき、鐵炮をみがきて、武邊をむねにたやさずして、此道をかせぎたる衆の孫子にて候へば、祖父親の無骨なる姿を生おちより見つけて候へば、上方衆の様に、いたいけにしきこゑずかいして、小雛のやうに、出立て、輕薄を云ふ事は、罷成まじけれ共、併しながら、恐らくは御用に立ち申事に於ては、御普代衆に上こそ事は、恐れながら日本にはあるまじけれども、只今は御用づくは御國も治まりて、天下不入成らうへ、いらざると思召て、御普代衆には、御言葉掛も不レ被レ成候哉。(三河物語)

と云うてゐる。此れは大久保彦左衛門彼自身を標準として云へば、一應尤の様だが、然も幾程もなく、旗本其者が、全く墮落の本體となつて來た。此れも是非なき事だ。

地行不被
下も過去
の生合

我々は我が家の筋を詳しく書き置くなり、先づ御地行不被下ととも、御主様に御不足に思ひ申な。過去の生合なり。然とは云共、地行を必ず取事は、五つあれ共、如レ此に心をもちて、地行を望むべからず。又地行を得取らざる事も五つあれ共、是をばなを數へてしるす共、此心持を持つ可きなり。第一に地行を取事。一には主に弓を引、別儀別心をしたる人は、地行をも取り末も榮へ、孫子達迄もさかると見へたり。二つには、あやかりをして、人に笑われたる者が、地行を取と見えたり。三つには、公儀をよくして、御座敷の内にて、立廻りみよき者が、地行を取と見えたり。四には、算勘のよくして、代官見なりの付たる人が、地行を取と見えたり。五つには、行衛もなき他國人が、地行をば取と見えたり。然共知行を望みて、ゆめゆめ此心持つ可らず。

〔同上〕

地行得取

實に痛罵骨を刺すの言だ。
又は地行を得取らざる事。第一には、普代の主に、別儀別心をせずして、弓

五らざる事

を引事なく、忠節 忠功をなしたる者は、必らず地行をば得取ぬと見えたり。末もさからず。二つには、武邊のしたる者は、地行をば得取らぬと見えたり。三には、公儀のなきぶ調法なる者が、地行をば得取らぬと見えたり。四つには、算勘をも知らざる年の寄たる者が、地行をば得取らざると見えたり。五つには、普代久しき者が、地行をば取らざると見えたり。たとへば地行は得取らで、かつへ死る共、必らずゆめゆめ此心もちを、一つも捨てずして持つ可し。〔同上〕

是れ旗本
心事の道

如何にも沈痛の言である。惟ふに大久保彦左衛門は、大久保家の沈淪(参照 家康時代概観、八二―九五)に對して、特に憤慨したる事情も、存したであらう。然も大體に於て、如上の言は、何れも旗本の各個人の心事を道破したものと見て、大なる差支あるまい。

不平を大
す名に漏ら

彼等は正直の所、將軍家に對して不平であつた。然も將軍家を相手とす可きでなく、又た將軍家を相手とする心もなかつた。故に其の不平は、溢れ進りて、

大名に對する不平となつた。彼の旗本の一人兼松又四郎が、伊達正宗に向つて、喧嘩を仕掛けたと云ふが如きは、畢竟旗本の不平を、大名に漏らした一端であつたらう。將又河井又五郎の一件にて、旗本と、池田家との葛藤の如き、是亦た其の代表的事實と見る可きものであらう。

【九四】池田家と旗本の葛藤

伊賀越敵

又五郎源

多くの旗本は、徳川將軍家が、所謂他國衆、外様衆を厚遇して、譜代衆を薄待するを、不平に感じた。然もそれを將軍家に向つて洩らす譯には參らなかつたから、更らに大名に向つて洩らした。乃ち世俗に唱說せられたる、伊賀越敵打の一件の如きが、それであつた。事件の要領は左の通りだ。寛永七年七月二十一日の夜、備前岡山の城主、松平(池田)宮内少輔忠雄の家中

太夫を斬

又五郎の父半左を他に預く

半左と池田氏との關係

の河合又五郎なる者が、同家中の渡邊數馬の家を訪問した。折しも數馬は、妻の父津田豊後の邸に赴き、弟の源太夫が、病中ながらも、豫て熱戀の間柄なれば、面會した。然るに如何なる理由あつてか、又五郎主従四人は、源太夫に深手を負せて逃げ去つた。源太夫はそこへ來合せた家來に、又五郎の手に罹つた旨を告げて、その儘息を絶つた。數馬は急變を聞いて、舅の津田豊後と與に家に歸り、直ちに又五郎の父河合半左衛門の邸に、押掛けた。然も半左衛門は、門を鎖して入れなかつた。その中に藩の重臣荒尾志摩は、近習加藤主膳と、その場に來りて、半左衛門は、自分が預ると云ふとにして、數馬等を無事に引取らしめ、主命を以て、半左衛門を菅權之助へ預けた。元來河合半左衛門は、安藤對馬守の家來であつたが、忠雄に親切を盡したる縁故からして、その後喧嘩をして、人を害したる際、池田家へ走り込み、その儘家臣となつたのだ。斯る因由からして、忠雄は半左衛門が、固より自分の思

半左又五郎を隠す

又五郎引渡の交渉

引渡交渉の破談

池田侯の

よ通りになるものと信じ、半左衛門に命じて、又五郎を出さしめ、同人に切腹せしめて、一切を了する積りであつた。

然るに半左衛門は、又五郎を他に隠し、更に江戸へ遣はし、旗本の安藤治右衛門に頼んだ。此れからが大名たる池田家と、旗本との葛藤となつて來た。

忠雄も旗本相手の喧嘩は、面白からずと考へ、日頃昵近の旗本久世三四郎、阿部四郎五郎に相談し、兩人からして安藤に交渉に及んだ。その結果、若し忠雄の方から、河合半左衛門を渡すならば、安藤の方から、又五郎を渡す可しとの事に纏つたが、然も忠雄の方では、之を覺束なく思ひ、改めて久世、阿部から、相違なく實行する旨の誓書を入れしめ、半左衛門を、江戸に護送した。

忠雄は久世、阿部の兩人から、又五郎を送り來るとを、待ちに待つたが、兩人からは、若し又五郎を渡すならば、自分等を旗本の仲間から除くと云ふから、折角なれども、自分等の力に及び難しとの返事をして、悉皆誓書を反故にした。

此の如く忠雄は、半左衛門は看すく旗本等に奪ひ取られ、又五郎は渡されず

憤怒

旗本連の意地張り

其の解決

して、全く久世、阿部等の爲めに莫迦にせられた。されば彼は非常に憤怒し、幕府の老中に申し出で、上裁を仰ぐとにしたが、中々埒が明かぬ。此の爲め三家を始め、諸大名も仲裁に入つたが、それでも解決がつかぬ。忠雄は間もなく療瘡を煩うて逝いたが、その末期の際、彼は備前一國を召上られても、河合の一件は、上裁を請うて、本望を達す可しと、遺言した。

されば忠雄の弟石見守輝澄等は、その遺言通りに、幕府に迫つて、其の處分を請うたが、安藤等は彌よ意地張りとなりて、今は旗本對大名の喧嘩となり、如何にしても又五郎を出さぬと覺悟し、旗本の中にて、血氣の連中、何れもそれに加擔し、今や池田家と旗本との間に、血の雨を降らさんとするの危機に迫つた。

此に於て幕府も之を見かねて、忠雄の夫人の父蜂須賀蓬庵(忠政、前阿波國主)に、内命を授け、扱をさせた。蓬庵は半左衛門は自分が預ると云うて、之を受取り、大阪から阿波へ送る船中にて、密かに之を殺し、頓死したと披露した。幕府か

敵打は其

らは又た久世等に、又五郎を匿してはならぬと嚴達せられ、又五郎は爲めに他に送られ、久世等は御咎によりて、谷中のある寺に蟄居するとなつた。此の如くして、旗本對池田家の葛藤は、稍く解決した。その後渡邊數馬が、其の姉婿荒木又右衛門の助太刀にて、河合又五郎を、伊賀上野の西端鍵屋辻で討つたのは、寛永十一年十一月七日の事であつた。併しそれは本文に關係なければ、省くとする。

【九五】 一種の高等遊民

旗本は平時は無職の遊民

元來旗本は、將軍家の直參にて、戦時に於ける親兵である。平時に於ては常備軍である。従て泰平の時代に於ては、極めて少數者を除けば、彼等は無職の遊民であつた。縦令其の職名は在るとしても、有名無實の遊民であつた。されば

泰平時代の旗本の仕事

番士

實際の仕用者の仕事

彼等が一方に於ては、生活に困しみ、他方に於ては、墮落しつゝあつたのは、是非なき運命だ。抑も泰平時代に於ける旗本の職掌と云へば、武の方では書院番、小姓番の兩番がある。此れは將軍の身邊の護衛だ。更らに大番を合せて、之を三番と稱した。大番は江戸、大阪、駿府、京都二條城等の守衛だ。別に新番と小十人とありて、之を合して五番と稱した。書院番、小姓番、大番、何れも番頭あり、組頭あり。而して其の下に附屬するものには、與力あり、同心あり、而して番士は、概して世襲であつた。然も中には部屋住の中にて、番士となるものがあつた。之を御番入と稱した。但だ大番のみは、家督の後之に列した。之を御番成と稱した。此の如く彼等の職は世襲であれば、固より父の子であると云ふ丈の資格にて、其任に當るだけの事だ。而して實際の仕事は、其の下役の渡り奉公人たる用人共が、之を掌つてゐた。されば彼等が江戸城の番人として、宿直するに際し

寄合衆小普請

旗本七八分は遊民

戒飭訓諭の所以

ても、市中の仕出屋より辨當を取り寄せ、汁番、酒番、辨當番などを設け、恰も料理屋にて、酒高賣するの趣があつた。彼等が何等實用に立たなかつたとは、必ずしも徳川幕府の末路を見て、而して後知る可きでなかつた。然も番士以外の三千石以上の旗本は、之を寄合衆と稱し、布衣以上の高官は、概ね此の中より出で來つた。而して其の以下でも、一旦布衣以上の官に就けば、免官の後も亦た之に列した。而して其の以下を小普請と稱し、彼等は祿高も少く、且つ常職なき代りに、小普請人足金を出した。要するに寄合衆と云ひ、小普請と云ひ、何れも遊民であつた。而して其の職掌ある番士の如きさへも、極めて少數者を除けば、先づ遊民であつた。乃ち旗本の七八分通りは、之を概括して、遊民と云ふの他はなかつた。斯る徒輩を飼養したる、徳川幕府も、随分骨が折れたに相違あるまい。彼等は動もすれば、遊惰に流れ、驕奢に流れ、贅澤に流れ、放逸に流れた。而して其の窮極する所は、一方には借金山の山を築き、他方には幕府の法度を犯して、

旗本の貧乏

に天下の直參たる位地を恃んで、市井の間に横暴の行爲を逞くした。されば旗本戒飭の訓諭が、三代將軍家光以後、屢は發布せられたのも、決して偶然の事ではあるまい。(參照 統制篇、九三一—一〇〇)

併し如何に幕府が戒飭しても、滔々たる大勢を支持するは、餘程の困難であつた。如何に旗本が貧乏であつたかは、家光に殉死したる寵臣 堀田加賀守の相續者、堀田上野介が、萬治元年十月八日附にて、江戸屋敷を立退き、下總佐倉に還るに際しての願書中に、

御旗本の者共、少々御知行の御心付も無御座、御用にも可罷立一侍の心掛も不罷成一體の者、數多有之と相見候。此段も老中共武士の吟味疎に存候故……心儘に利勘迄の御仕置に仕候に付て、萬人痛申様に罷成候。私に被下置候御知行十三萬石餘差上申候間、惣御番頭者頭中へ御加増に被下置候様に仕度奉存候。其上御旗本へ御知行並金銀思召の儘被下置候様にと、乍恐奉存候。

幕府の暗
闘を想む

と云うてゐる。此れは當人が爲めにする所ありて、其の憤激の情を、當局者に漏らしたるものなれば、固より其の言葉通りに、受け納る、譯には參らぬが。然も幕府からは、旗本に向つて、其の濫費や、贅澤や、文弱や、放恣を戒飭したるも。旗本共は、幕府に向つて、動もすれば其の酷薄、少恩を怨嗟したものである。兎も角も旗本は、徳川幕府の始中終を通じて、少からざる厄介物であつたに相違ない。

【九六】 旗本奴と町奴

旗本中の
破落戸の

旗本の無職にして遊民たる、遂ひに其中から、所謂旗本奴など、云ふものを生ずるに至つた。此れは旗本中の破落戸にして、然もその連中には、立派なる家柄の者共が加はりてゐた。此れは寛永時代より、既に其の徴候を現し來り、明

旗本奴の
風姿

曆、寛文の頃に至りて、尤も甚だしくなつた。彼等は當時流行の辻疝は勿論、恒に市井の間を横行濶歩して、良民を惱した。其の風俗たるや、天竺絨襟の衣を着け、大撫付、立髪、大髭、或は半撫付、一ひげして、草履取奴に、絹布の領袖、帯などせしを伴ふあり。斯くて己れが著る小袖の衿も袂も短かきに、無反の長刀門に差して、手を振り足を揚げて横行すれば、天地四方を指すに擬して、世上之を六方ものと稱した。而して其の言葉の如きも、長さは縮め、短きは伸ばし。涙と云ふ可きを「なだ」と縮め、忝けないを、「かたじうけない」と延ばし、是亦た六方詞と稱するに至つた。

六方詞

かはりなのりことば

なさせなや、若衆めには、はなれまらつて、年ひさしく、たよりやごはりやまらせぬ、なんでもけふは、あたに山へさんけいをいたし、太郎ばうのおめにかゝりて、わづかの御むしんをこりや申すこんだは。

山中源左
の辭世

此れは六方詞畫草紙中の文句だ。又た正保年中山中源左衛門切腹の辭世とし

て、傳ふる所によれば、

わんざくれ、ふんばるべいか、今日ばかり、明日は鴉がかつかぢるべし。

とある。其の言葉を聞いて、其人を知る可しだ。

白柄組の風俗

此の如くして、所謂旗本奴は世に出で來つた。所謂其の團體たる御儀組、吉屋組、大小神祇組など、種々の名目は生じた。吉屋組は、帶刀の粧飾に白色を用ひたから、或は之を白柄組とも云うた。其の風俗は、髪を手一束に切り、たぶさを取れぬ用心をなし、唐縮緬、白第縮入一つ、帯も白く三重に廻し、袖口白太く、丈は三里の少し下へさがる程に短く、(鈴三匁づくりにくけこみ、襦のはねかへるをよしとす)長き大小を帶し、柄糸、下緒、皆白しと云ふ有様であつた。其他各組の風俗推して知る可しだ。

首領株

水野十郎

斯くて其の團體の首領株は、水野十郎左衛門、三浦小十郎、相馬小次郎、高木仁左衛門、近藤登、關屋孫之丞などにて。三浦は吉屋組の首領、水野は神祇組の首領、別けて水野は尤も有名であつた。彼は自から寛濶六法、大小の神祇組、

彼等の行

公方の尻持男達と宣言し。その家臣を綱、公時、貞光、季武と名けて、之を四天王と稱し、用人を保昌と呼びて、獨武者に擬した。加賀爪甲斐守、坂部三郎等、何れも其の仲間にて、其の居場所によりて、山の手組、淺草組、芝組など、稱した。

隨所喧嘩を賣り歩

彼等の行動の如何に奇怪であつたかは、夏日には綿入を着け、炭火を火桶に盛り、之を擁して會合し。冬日には帷子を着し、扇子を使ひ、冷水を飲むなど、何れも普通の逆を用ひた。而していかもの喰と稱して、土鼠の汁とか、蛙の膾とか、蚯蚓の鹽辛、百足の吸物などを膳に列ねて、快食強飲した。されば彼等が市井を横行する、如何にも傍若無人にて、隨處に喧嘩を押し賣りし。意に適せざれば、一刀に斫つて捨つると云ふ勢なれば。良民は何れも恐怖し、唯だ其の毒牙に觸れざらんとを、是れ虞れてゐた。當時の落首に、夜更けて通るは何者ぞ、加賀爪甲斐か、泥坊か、されば坂部の三十か。とあるを見て、其の一斑を想像するに足る。

町奴

然も大勢の趨く所、之に對する自然の反抗者が出で來つた。そは町奴だ。彼等は反抗者であると同時に、亦た其の模倣者であつた。慶長元和以來、天下泰平であつたが、然も戰國を去る遠からず。町人なども動もすれば、殺伐を事とした。其の餘波が茲に町奴を生じた。彼等の仲間にも、唐犬組、策籠組、鐵棒組など、種々の團體あり。唐犬權兵衛、放駒四郎兵衛、勘三婦彌平、薩摩源五兵衛、夢の市郎兵衛、死人小左衛門、奴次郎兵衛、達磨伊右衛門、ざる八兵衛、ざる夢右衛門などあり。唐犬權兵衛の如きは、紅絹裏にがんぎの裾縁取りたる衣を、常に著けた。而してその廣く抜き上げたる額は、唐犬額とて、一時市井の遊俠兒の間に流行した。而して彼等は屢ば旗本奴と衝突し、此れが爲めに屢ば幕府の手を煩はした。(本文の事實は概ね近世世相史に據る)

男伊達

劍術柔術

正保慶安の頃、江戸中に武家は不レ及レ申、町人どもに劍術柔術の類大に流行す。依て男伊達と云事は

の流行

人にまくら大事

男道の強を表にす

仲間入

つかうせり。(伊達と云事御國人の御仙臺家士多くは人の目に立衣裳をきたり、依てあれば伊達衆なりと云より始る)町人といへども武局を立、辻切喧嘩處々にあり。此節大小の神祇組とて、若手の御旗本町人といへども、一つに組合、何百人と云事を不レ知、又白柄組(吉彌組と云)、風俗は髪を手一束に切、たぶさを取れぬ用心し、冬紺縮緬白大縮入一ツ、帯も白く三重に廻し、袖口白太く括り、丈は三里の少し下へ下る程に短く(鈴三奴づみくけこみ、つまをばれかへるをよしとす)長き大小を帯し、柄糸下緒何れも白し。衆道専らに流行る。其振廻人にまくる事を死ともせず、或は菓子や酒や茶屋等にて空腹の節は入て食之。持合なき時も今日は拂はぬぞと云。商人不レ苦候とて猶々いんぎんにすればよし、若しあいしらいわるとき時六數云て身上も仕舞程なり。いんぎんにすれば一禮をのべて立ち、重ねて五奴三奴の喰物たりとも此間の代物何程とこまかにはいはずして、慶長金百疋或は一兩なげ出し、先頃過分也とて遣す。つりを上んと云へばかへつて立腹す。又他人にてもなかに間にても被レ頼何分御加勢奉レ願とひたすらに願へば、命を捨てても反故に不レ致、只男道の強を表にして義を守り節を失はず。さしてあはれ歩行にてもなし、無理なる事もせず、無心がましき事などは仲間間の法度なり。少しにても人によわき詞を言を第一にきらふ組合也。仲間入するときはつてを求めて金銀を出し仲間に入、若し親兄弟の以の外なる事とて勘當などする時は仲間にてらくくと養て少しも不自由をさせず、是則歴々頭分にてさばいをする故也。然れども後盜賊方に被レ御付二此輩ことごとく斷絶せり。然ども元非道をいはず強剛を元とする斗なれば、それ迄の間二十年程は無事なりけり。御停止の後も猶元祿迄此風のこる。此時盜賊奉行中山勘解由絶之也。(我衣)

【九七】 旗本の困乏と旗本の墮落

町奴の争

旗本奴と町奴の、争鬭の著明なる一は、明暦三年七月、町奴の首魁の一人とも云ふ可き、幡隨院長兵衛が、水野十郎左衛門の邸に誘はれて、殺害せられたる事だ。而してそれより兩者の葛藤は、彌々甚だしくなつて來た。長兵衛の仲間、唐犬権兵衛等は、爾來復讐を企て、水野亦た戒心ありて、容易に家を出でなかつた。然るに良久くして、一夜其の徒松平紋三郎、佐々木九郎八、鳥居權之允等と吉原に遊び、大菱屋に上りて、遊興し。翌夜方さに家に還らんとするに際し、唐犬権兵衛等の爲めに道に要せられた。斯くて互に接戦し、水野は敵し難きを知り、馬に鞭つて逃れ去つた。此事幾もなく、幕府に聞え、寛文四年三月、松平阿波守邸に於て、死を賜うた。

其後は兩者の争鬭も、稍々稀薄となつた。而して加賀爪甲斐守、諏訪藤右衛門以下、神祇組の重なる面々、三浦小十郎以下吉屋組の連中、何れも流竄せられ、

旗本奴の消滅

しかもしも風改
本風改
本改

徂徠の旗
本救濟策

或は禁錮せられ、漸く旗本奴の影を戴むるに至つた。而して五代將軍綱吉の初政に於て、更に嚴重に之を取締つたから、全く跡を絶つたととなつた。尙ほ町奴は漸次其の趣きを變じ、所謂市井の男達として、其餘焰を保ち來つた。

旗本奴は斯の如く消滅したが、旗本の風儀は、決して改善せられなかつた。彼等は一方には奢侈、他方には文弱、而して其の結論は、何れも貧乏の外はなかつた。されば元祿以來、获生徂徠の如きは、其の救濟策として、旗本の土著を主張した。

御旗本の諸士も、常に江戸にて常住の旅宿也。……江戸中の者、旅宿と言ふ心は夢にも著す、旅宿を常住と心得る故、暮しの物入莫大にして、武士の知行は、皆商人に吸ひ取らる、也。畢竟精を出して上へ奉公をして、上より賜はる祿は、不殘御城下の商人の物となり、馬を持事も不成、人を持事も不成、冬春の切符の間には、質物にて取續き、或は町人に仕送と言事を頼て、己が身上は人の手に渡る様に、當時は成り極りたるは、哀れなるとなら

武家は皆買事らし

と云うてゐる。
 徂徠は更らに一步を進めて、
 御料私領ともに一年の年貢の米を、食料計りに遣し、其外は悉く賣拂ひ、
 金にして是にて諸國の物を買調て、日夜朝暮の用事を辨ずると、是當時武
 家の行狀也。金にて諸事の物を買調へねば、一日も暮されぬ故、商人なく
 ては、武家は立ぬ也。諸事の物は皆商人の手にあり。夫を金を出し、貰ひ請て
 用を辨ずるとなる故、直段の押引はあれども、押買はあらぬとなれば、畢竟
 直段は商人の言次第にて、幾程にても急なる時には、買はねばならぬ事、是
 武家皆旅宿の境界なる故、商人の利倍を得ると、此百年以來ほど、盛なると
 は、天地開闢以來、異國にも日本にもなき事也。(同上)
 と云うてゐる。如何に武家が、町人に其の咽元を扼せられたかは、此れにて分
 明だ。

恩貸賜金
亦餘儀なし

旗本に人
材なし

貧すれば
濫す

旗本學を
野ます

均しく武家なれども、在所の者に比して、江戸の者が最も然る可きは、必然の
 結論だ。されば幕府が一方には、屢は儉約令を觸れ、他方には恩貸金や、賜金
 をしたのも、餘儀なき事情に迫られた爲めであらう。
 斯る場合に於て、旗本に人物の輩出せざるも、怪しむに足るまい。
 其上江戸には、人材無レ之候由被レ申候。是は先日も左様に承 候。如何
 の儀に 候哉と申候得ば、新井氏被レ申候は、畢竟御旗本中不學にて、日
 比學文かつてはやり不レ申候故、數十年以來、此風俗に化せられ 候て、一人
 も古風を守り申者は無レ之候。國方とは替り申由被レ申候。(可觀小説附録)
 此れは室鳩巢と、新井白石との問答の一斑だ。貧すれば濫し、濫すれば鈍する
 は、旗本の常道と云ふ可きであらう。彼等は學問などよりも、寧ろ他の遊藝方
 面に心を用ひたやうだ。
 上の御世話にて、昌平坂高倉屋敷にて、儒者講釋すれども、御旗本の武士に
 さく人絶てなし。唯家中の士、醫者、町人など少々承。此輩が爲に計り

御世話遊さるゝは無詮事也。(政談)

とは、徂徠の言ふ所だ。如何に學問の場所を興へても、學問を好まぬ者に對しては、致方あるまい。

第十八章 外人の見たる元祿時代

〔九八〕 内憂外患なき時代

町人擡頭の反動

旗本は三河武士以來の元氣を失墜した。全國の武士は、其の名目は兎も角も、事實に於ては、町人共の爲めに致されつゝあつた。町人の階級は、漸次に金銭の勢力と與に、武士の困窮と共に、頭を擡げて來た。而して此の趨勢に抵抗す可く、一方には復古的儉勤尙武論や、若しくは武士地方士著論杯が出で來り。又た其れと同時に、學問の興隆は、武士をして、彌よ士道を自覺し、武士的訓練を爲さしめんとする傾向を生じた。然も大勢の趨く所は、滔々として之を支持するに難かつた。

元祿時代は最安の時代

斯る光景が、元祿時代の一面だ。然も徳川幕府約二百六十餘年を通算して、即ち家康の關原大捷以來、慶喜の將軍職辭退に至る迄。未だ同時代の如く、天

諸大名亦
雌伏

下の人心が、幕政に對して、安定した時代はなかつた。而して幕府彼自身に於ても、未だ同時代の如く、内憂外患の絶無の時代は無かつた。

當時の幕政は、善政と云はんよりも、寧ろ悪政の方が、多かつたかも知れぬ。然も幕府の恒に心を惱した諸大名は、最早先天的約束と心得て、何者も幕府に反抗するは愚か、只だ其の忌諱に觸るゝなからんことを、是れ慮れてゐた。當時一萬石以上の大名が、改易せられたる二十餘家、其の石高は實に一百四十萬石に上つた。幕府は如何なる宗室でも、如何なる大藩でも、如何なる因縁の繋がる譜代でも、一舉手一投足の勞を俟たずして、随意に之を措置するを得た。蓋し五代將軍綱吉の時の如く、幕府の制令が、徹底的に全國に行き渡りたるは、恐らくは絶無と云はずんば、少くともこれに類したであらう。

對大名の關係のみならず、對京都の關係も、従前に比して、頗る圓滑となつて來た。而して當時對外關係と云へば、未だ露國が北邊を脅かす心配さへなく、只だ例に仍りて例の如き、清國と阿蘭陀のみであつた。清國も明末の亂が、

對外關係
また平穩

ケムフェル

當時の海
外知識

漸く平定したる康熙帝の時代にて、其の商船が、長崎に往來する以外、全くの没交渉であり。阿蘭陀の如きは、唯だ長崎の出島に、其の商館を設け、極めて嚴重なる取締の下に、其の商船が來りて、取引をするに止まり、固より何等外交の問題を惹起す可き理由もなければ、事情も存しなかつた。

吾人は當時日本を目標したる、ケムフェルの書に徴して、少しく語る可きものがある。彼は醫師として、阿蘭陀商船に搭じて、長崎出島に來り、阿蘭陀甲比丹の隨員として、前後二回、將軍綱吉に謁見した。初回は一六九一年、即ち元祿四年にして、次回は一六九二年、即ち元祿五年であつた。

當時は實に鎖國政策の、最も成功したる時代にして、其の海外に對する知識も、家康時代に比すれば、却て貧弱となり、海外に對する興趣も、家康時代に比すれば、寧ろ稀薄となり。我より進んで海外に向つて、通商貿易の利を開かんとするが如き、積極的の政策なきは勿論。又た海外の知識を、我に吸集して、之を利用せんとするが如き大志もなく、只だ贅澤物として、阿蘭陀商船の齎らし來

上阿蘭陀獻
目録

れる物を賞玩する乎。左なくば専門の外科醫などが、幸便に乗じて來れる、
甲比丹隨行の醫員より、其の誨を受けんとするに止まつた。
當時阿蘭陀人の將軍に對して、献上したる目録を見れば、其の消息を解するに
十分であらう。

元祿四年二月晦日、阿蘭陀人御目見 かびたん
金銀御根付 三銀五ツ内二金
御伽羅腦子 一
龍々々 一
猩々々 一
白羅紗 一
黒羅紗 一
紅羅紗 一
白羅紗 一
紅羅紗 一

本斤 端 端 端 端 卷

上同
目録
獻

とある。同五年三月六日、於大廣間阿蘭陀人御目見、献上物
紅白紅 小幡 卷 五
紅白紅 小幡 卷 十
紅白紅 小幡 卷 十

御鏡びいどろ 一
御香敷五枚 一
御猩猩々々 一
黒天羅 一
花毛羅 一
阿陀金 一
奥し金 一
海氣 一
辨柄 一

五百二十二一一一 十 卷 卷 卷

愚にもつかぬ質問

醫術の質

ケムフェルの答

長壽藥の質問

次船に於いての質問

しめ、當座の興味を催すに過ぎなかつた。

今ま試みにケムフェルの記する所を掲げんに、

嚴肅なる儀式の跡は、全く茶番狂言の姿となり了つた。我等は愚にもつかぬ質問を、矢たらに浴せかけられた。例せば、先づ我等の年齢を聞かれ、次に名

を訊はれ、それを紙上に書く可く命せられた。其の紙とインキ壺とは、命によりて備後(牧野成貞)に渡し、備後は之を籐の下より、皇帝(將軍綱吉)の手に届

けた。我が使節はバタヴィヤより和蘭迄の距離、又たバタヴィヤより長崎迄の距離を尋ねられ、バタヴィヤに於ける蘭領東印度商會の總務は、和蘭

君主と、何れが強きやなどの質問を受けた。

又た予(ケムフェル)は、外部の病氣と、内部の病氣とは、何れが尤も醫し難く、何れが尤も危険なる乎。又た癩腫及び身體内部の膿瘍を醫するの處方如何。歐洲の醫師は人間を不死ならしむる藥方を發見す可く、努力せざる乎。

今日に於て、如何なる點迄その研究は進んだる乎。歐洲に於て、新に發見せ

られたる長壽の方法は如何など、質問せられた。

予は是皆な歐洲の醫師等が、久しきに亙りて、苦心努力しつゝ、ある所と答へ。而して今後更らに新たに發見せらるゝ迄は、最近發見の方法を最善として、之を施用するの他なかる可しと答へた。然らば其の方法は如何と問はれ

たから、それは我等の體内の液體を潤ほして、精神を爽快ならしむる、一種の火酒の類だと答へた。

然も斯る概括的の答には、満足せられずして、其の靈藥の名を聞かれた。予は之を答へたれば、其名は籐の背後に於て書き留められた。その爲めに予は

之を數回繰り返す可く、餘儀なくせられた。而して其の發見者の名を聞かれた。予は之に答へた。次に予に之を製し得るやと聞かれた。

團長は予に否と囁いたが、予は然りと答へ、予は製し得るも、今ま此處にて製し得ずと答へた。次にそはバタヴィヤにありやと訊れたから、然りと答へ

たれば、皇帝はされば次の船にて齎らすべしと云うた。

踊りを命ず

随分奇妙なる問答だ。

皇帝は此迄婦人等の間に在り、殆んど我等の正面に當り、可なり距離を措いて坐つてゐたが、今や次第に近く進み、我等の右手の簾中の、最も近づき得可き限りの邊迄來り。斯くて我等の禮装たる外衣即ち合羽を脱げと云ひ、次に我等が身體の全部を見んが爲めに、眞直に立てと云ひ、更に歩め、立止れ。相互の挨拶を交換せよ。踊れ、飛べ、泥酔者の眞似をせよ。片言の日本語を咄せ。蘭語を讀め、書を掲げ、歌へ。外衣を著けよ、又た脱げよと、あらゆる註文をした。

我等は能ふ限り、巧みに皇帝の命の儘に、之を行ふた。予は踊りながら、獨逸高地の戀歌を謠ふた。

以上は、徳川十五代中に於て、最も英明の一人將軍綱吉の、阿蘭陀甲比丹等に対する、態度であつた。而して如何に阿蘭陀の所謂使節等が、斯る卑屈の事迄も、自から甘じて做さねば(ケムフェルの所記によれば、團長のみは、その餘興の役目を免れた

蘭使の卑屈たる理由

△、國政評議官長備後様(牧野備後守成貞)の座室。

β、常任國政評議官(老中)及特別國政評議官(若年寄)室。

γ、廊下。廷臣數名列座す。β室より低し。

δ、阿蘭陀使節及一行の著座を命ぜられし場所。廊下より低し。疊は取除き、ニス引きの板の間なり。

ε、内庭。空氣取入の爲謁見廣間に通す。

1、垂簾。第二回謁見の際君主夫妻及び其一族の者共この内部に座せり。

2、垂簾。この内部に官女及其他の人々著座。

3、4、他の垂簾。第一回謁見の際君主夫妻は此の内部に座せり。第二回謁見にも折々此處に來れり。

5、備後様平常の座席。

6、備後様。我等謁見の際君主に言上便宜の爲、此處に移座。

7、常任國政評議官(老中)

8、特別國政評議官(若年寄)

9、宮廷重臣の數人廊下に列座す。この廊下は君主室に通す。

10、侍從侍座。

11、名譽侍從及び高貴の人々。

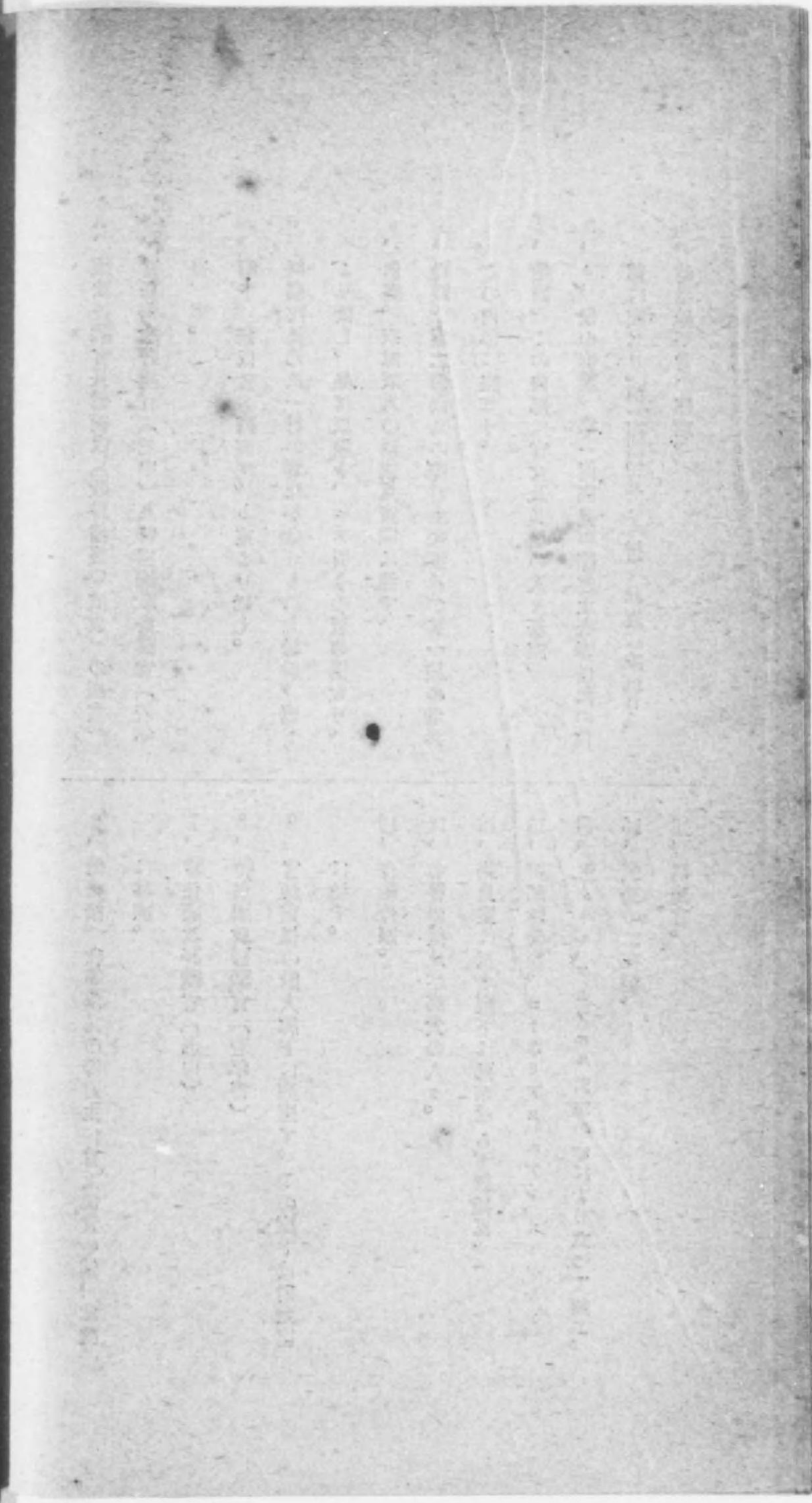
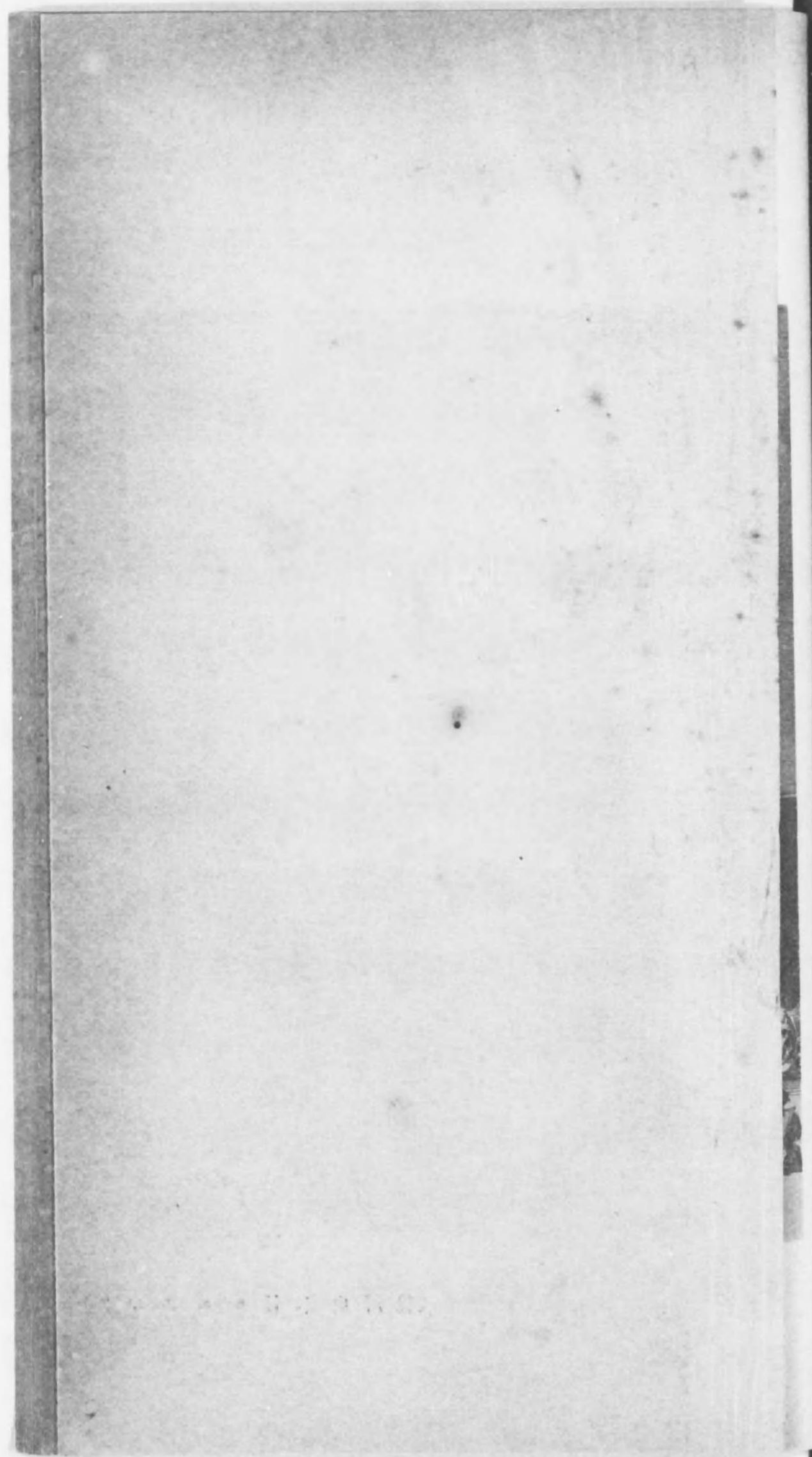
12、謁見室に至る廊下に列座せる下級廷臣。

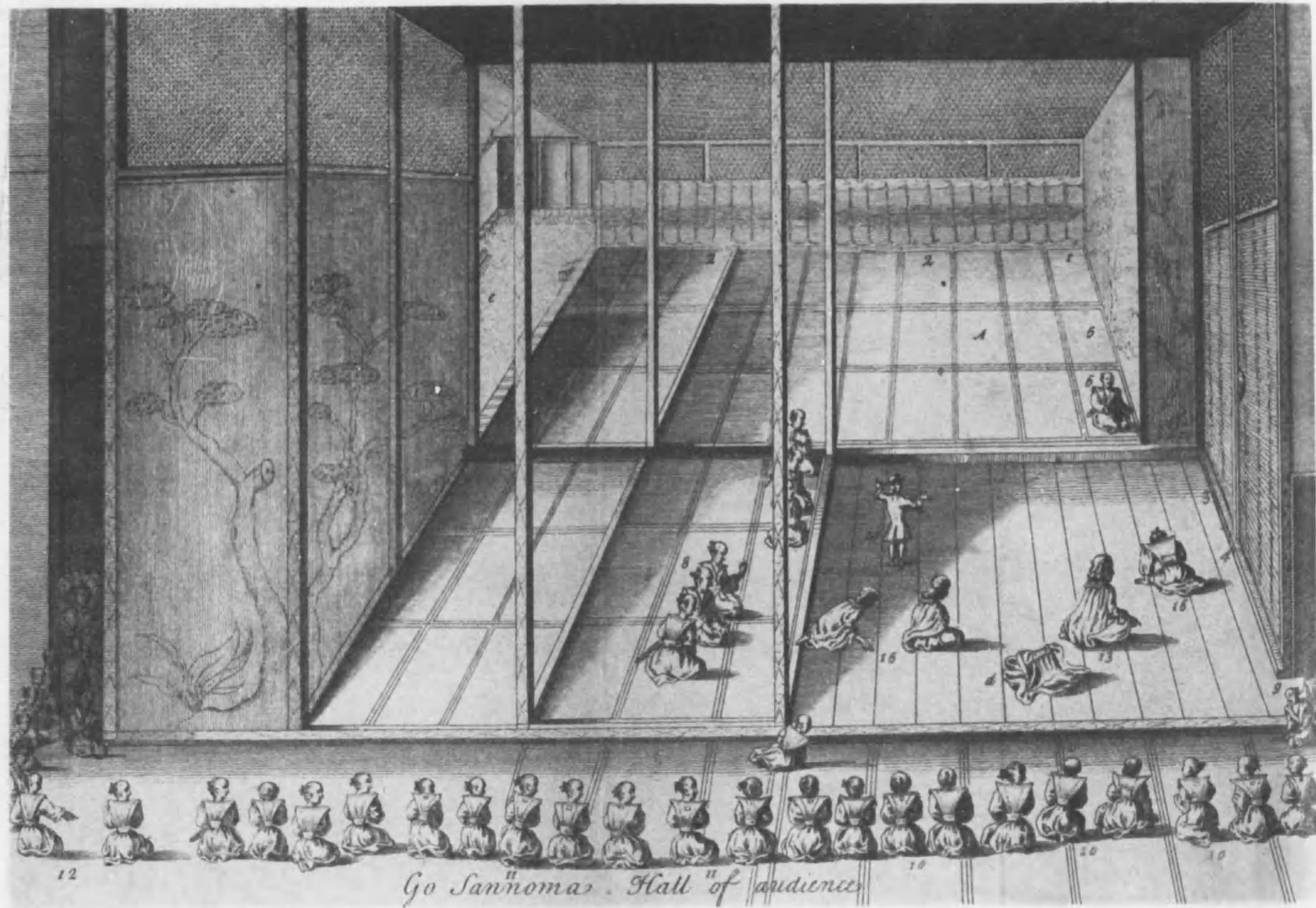
13、阿蘭陀使節。コーネリアス、ヴァア、オーソルン。

14、ドクトル、ケムフェル君主の命により立つて舞ふ。

15、使節の二秘書。

16、通譯官。





(載所史本日ルエフムケ) 圖之見謁吉綱軍將節使陀蘭阿

と云ふ。ならなかつた乎。惟ふに彼等は何物を以てしても、貿易の利を失ふを、欲しなかつたからであらう。此の如くして天下は實に泰平であつた。徳川幕府の鎖國制度は、實に萬歳であつた。

【100】 外人の眼に映じたる大阪と京都

大阪

當時の上方の代表都府たる大阪が、如何に外人の目に映じたるかは、左に掲ぐる所を見て知らるゝ。

大阪の舟運

大阪は皇帝(將軍)に直隸せる五大市の一にて、攝津の國の豐饒なる平原を占め、舟運に好適の河に臨み、其の位地便宜にして快適だ。……此の一大水道より多くの小堀割を引き、主なる町々を連ねてゐる。是等の水道は甚だ深くして舟をやる可く、舟は市中に入りて、貨物を商人の戸口迄運ぶことが能

ふ。是等の水道の上に架したる橋は、百以上にも上り、之を遠見すれば、美観だ。

市街の外

町は概して狭けれども、町筋は規則正しく、南に走るものと、西に走るものと、直角をなして交叉してゐる。……街中には石を敷かざれども、甚だ清潔だ。而して歩行に便ならしめん爲めに、兩側の軒並には、小さき方形の石を鋪いてゐる。

市門と家

各街路の一端には、堅固なる門あり、夜間は之を鎖す。……家屋は現行の法律により、又た此國の風習にて、概して二階以上の高さを出でず。

大阪の人

大坂は人口に富む。日本人は誇り顔に吾人に語りて、單に市民中からして、優に八十萬の軍隊を擧げ得可しと云うた。そは海陸双方の取引を營むに、甚だ都合よき地位を占め、日本に於ける最良の貿易市であり、從て此市が富裕なる商人、職人、製造者を以て、充滿せらるゝが故である。斯く人口が殷庶であるに拘らず、食物の價は廉である。乃ち贅澤品でも、肉

物價の低

酒醸造

欲の娛樂でも、此處では他所に比すれば、甚だ廉價にて得らるゝ。されば日本人は、大坂を以て娛樂、享樂の場と認めてゐる。乃ち演劇の如きは、劇場に於ても、個人の家にも、之を見るを得可く。又た種々の興行物、手品師、或は世に珍らしき見世物類、何れも皆な大坂に來り聚つてゐる。大坂に於ける飲料水は、聊か鹹味を帯びてゐるが、その代りに、日本國內に於て、最も醇良なる酒を醸造し、其處より他の諸國に輸出せられ、蘭人及び支那人によりて、海外へも輸出せられてゐる。

京都

彼は亦た京都に就て、左の如く記してゐる。京又は京都は、日本語にて、都會を意味する。此れを直ちに其の土地の名としたるは、内理陛下、即ち宗教的世襲皇帝の住居地として、他に卓越する爲めだ。乃ち日本全國の首都と見らるゝも、此の理由による。

京都の市街

町の通りは狹隘なれども、皆な井然として、南と東とに走る。大通りの一端に立て、他の一部を望まんとするも、眼は達し難い。そは其の通りが餘りに

京都の家

長くして、且つ街上の塵埃と、群衆の往來が多い爲めだ。概して言へば、町の家は狭くして、僅かに二層より高きはない。此國の風習として、木と石灰と粘土にて築きたるものにて、屋根は木屑を以て葺いてゐる。家屋の頂上には、四時恒に一個の木槽に水を湛へたるものと、消火に要する諸種の器具とを備へてある。

如何にも當時に於ける、京都の面影が現はれてゐる。

京都の商業

京都は日本國內總ての製造品、及び物貨の一大金庫にして、國內に於ける重要な商業市だ。此の都府にある人家の一軒も、何物かを造り、或は賣らざるものはない。彼等は銅を精錬し、貨幣を鑄造し、書籍を印刷し、金銀の模様ある豊麗なる織物を織る。最良にして天下に稀なる染料、妙技の極を竭したる彫刻、一切の種類の樂器、繪畫、漆器の箱、金及び他の金屬にて作れる一切の品物、就中双金を鍛錬せる最良の刀劍、其他の武器、何れも能ふ限りの完全を以て製造せらる。

工藝

衣服玩具の製造

概して肯綮に中る

又た最良の流行を趁へる美麗なる衣服、あらゆる種類の玩具、自から首を揺らす傀儡、其他何れも皆な此地にて製造せらる。此の觀察は、聊か見當違の點もあるが、然も概して肯綮に中つてゐる。何は兎もあれ、元祿時代に於ける京、大阪の狀況は、ケムフェルの眼にも、西鶴の眼にも、大體に於て、餘りに相違がない。要は外人は皮相に止まり、内人は真相に達する迄の事だ。

ケムフェル日本歴史序

外商禁錮の如し
外人との
交際謹慎

日本に於て羅馬加特力宗が撲滅せられたる以來、和蘭と支那の商人は宛も禁錮せられたるが如く、而して帝國の全部は一切外國の通商及交通に對し閉鎖せられたるに因り、國民は彼等の間に止住して通商することを許容せられつゝある外國人との交際に於て極めて謹慎に、且控へ目ならざるべからず。就中直接に我等の事務に關係を有する者は嚴肅なる誓約をなし、我等と談話せず、又彼等の國情、其の國內に行はるゝ宗教、朝廷及帝國に於ける機密の詮議、及其他の事件を我等に洩さざるの義務を負へり。而して彼等は同じ誓約に依り、互に他を監視して過誤あれば則ち之を告發する

日本の智識を得ること不可

義務を負へるが故に、彼等が謹嚴自ら守るの必要は更に大なり。又一層之を確實にする爲此の誓約は年々之を反覆せしめらる。方今日本に於ける外國人の信用は甚だ卑きに因り、該地に於て貿易することを許容せられつゝある和蘭陀人は長き經驗に依り、帝國の現狀に就き智識を得るの不可能なることを發見し、且之を不可能とする意見を有せり。(開國大勢史の譯に據る)

〔一〇一〕外人の眼に映じたる江戸

江戸は最大都市

更らにケムフェルが、江戸に就ての所見を掲ぐれば、左の通りだ。帝室(將軍家)の所有、即ち天領に屬する五大貿易市の中にて、皇帝(將軍)の居住地にして、國內の首都たる江戸は、其の第一に位し、最も重要にして、多數の王公諸侯が、其の家族と、大勢の家來とを率ゐて、宮廷に參觀し。市中の人口は、殆んど信ず可らざる程に増大し、爲めに全國の市都中、遙かに飛

江戸の海

び抜けたる最大の都會をなしてゐる。都府は武藏の國にあり、一大平原の上に立てゐる。而してそは多量の魚介類の貯庫とも云ふ可き、海灣に瀕してゐる。海は淺くして底は泥多き粘土なれば、稍大なる船は、直ちに市街迄進み能はぬ故に、沖合一二里の所にて、船荷を卸さねばならぬ。

市の形状と濠溝

市は半月の形をなし、其の長さ七里、廣さ五里、周廻二十里と稱してゐる。而して自餘の日本の都府同様、繞らすに城壁なく、唯だ市中を通ずるに、多數の幅廣き壕と溝とがある。而してその兩岸を高く築き上げ、その上には樹木を並べ植えてゐる。此れは市街の防備よりも、寧ろ此地に頻發する火事除

人口

け、若しくは其の危害を少からしめん爲めである。市は甚だしく人口に饒んでゐる。其の市民、外から入り來りたる者、僧侶等數限りもなくある。されど皇帝(將軍)の宮廷に於けるあらゆる階級、地位、身分の在る官吏の群集と、特に全國の大名が、年中其處に駐め置ける家族の

大名

數と、その身分に應じて、これに附隨せる多數の從者あるを思へば、此程の人口のあるは、決して怪しむ可きでない。彼等大名自身は、一年中の六ヶ月間を退き、其間に自己の世襲的領土の、政治に従ふを許されるれども、之を終れば再び又た、江戸に歸らねばならぬ。

如何に元祿時代の江戸が、大繁昌の都會として、外人の眼に映じたかは、如上にて其の一斑が想ひやらるゝ。

市街の形

江戸は日本に於ける他の大多數の諸市、特に京都に於て見るが如く、規則正しく造られたものでない。恐らくは次第に膨脹して、現時の如き大都會と成つたものであらう。併し場所によりては、街路を規則正しく走り、相互に直角を爲す街區もある。此れは此地に屢ば出來する火事の賜と云ふ可きであらう。乃ち火事の跡は、新たなる市街を、建築者の意の儘に設計するを得るが爲めだ。現に火に焼けたる跡が、其儘に荒廢に歸したる場所も少くない。

其の建築

江戸の建築は、國內の其他の土地と異なるなく、家は小にして低く、總て松

火防設備

樹(?)にて造り、その内部には、薄き粘土の壁がある。各部屋を區分するに、紙襖、及び格子窓がある。床は美しき疊にて蔽はれ、屋根は木屑片にて葺き、全體の構造甚だ可燃なれば、火災の頻繁も、決して不思議はない。大抵の家には、必ず其の屋上に水槽を置きて、水を湛へ、戸外より梯子にて、容易に其處に達し得るやうなる設備をなしてゐる。斯る豫防にて、小火の際には、消し止るともあるが、大火事に際しては、何等の効能なく、只だ斯る場合は、未だ延焼せられざる附近の家屋を倒し、之を防止するの外はない。而して其の目的にて消火人足をして、晝夜街を見廻らしむる他には、格別此れと云ふ方便はない。

寺社宮殿

市中には夥多の僧寮、寺院、修道院、其他宗教的建築がある。是等は何れも景勝の地を占め、最も快適の場所に建たれてゐる。又た有力なる帝國に於ける總ての王公貴人の住所なれば、市井に數多の宏莊なる宮殿あるは、云ふ迄もなし。而して皇帝(將軍)の居城は、略ぼ市の中央に位し、其の形狀は不規

皇帝の居城

江戸の股盛勢

則にして、概して低地に向て、傾斜してゐる。日本里にて周廻五里に達し、二重の外圍、或は出城とも稱す可きと、最奥の第三の城と、其の背後に於ける一大庭園とより成る。當時皮相的にもせよ、江戸の股盛の模様は、先づ此にて想ひやらるゝ。元祿の天下は、實に泰平であつた。

〔一〇二〕 外人の見たる昇平の日本

日本全國

吾人は更らに進んで、日本全國に就ての、ケムフェル其人の觀察を吟味せねばならぬ。

日本と和蘭

和蘭の印度貿易者は、第十七世紀の初期から、常に日本と通商した。其の人の正直なるとは、爾來日本人の熟知する所で、當時日本國家の仇なる、葡

長崎出島

牙人と不和であるのみならず、近頃有馬に於けるキリシタン反逆の際にも、其の志明かに見えたれば(原註 海上より大砲にて、城を攻撃した。)之を葡萄牙人同様に處置するは、薄情でもあり、不當でもある。殊に一六一一年(慶長十六年) 皇帝(將軍)家康公より、通商隨意たる可き公許狀二通を賜はり、又一六一六年(元和二年) 次代秀忠公より、同じく賜はつた。されば和蘭人には、特別の取扱をなす可く、從來長崎に於て、葡萄牙人の爲めに築きたる牢獄(出島)とも云ふ可き居所を、和蘭人、將來の住居と定められた。此れは彼等は一切放逐するも然る可らず、さりとて又た、彼等に一切の自由を與ふるも、不可と云ふ譯合にて、嚴重なる監視の下に、生活しつ

和蘭貿易

日本官府にては和蘭人の注進によりて、萬國の動靜如何を知るの外、別に和蘭人には用はない様だ。併し聊か彼等に辛抱の出来る程度として、毎年五十萬コロンの貨物を、賣るとを許容してある。

和蘭輸入

但だ此れが爲めに、日本には和蘭の貨物なくて叶はぬものと思はゞ、そは大なる謬りである。和蘭から一年に輸入する絹布類の如きは、日本にては僅かに一週間に製出す可し。其他は奢侈品や、薬餌の爲めにするものにして、是非共日本にあらねばならぬ物とは、一もなき也。

日本支那貿易

支那は從來日本と、縁故深き國柄にして、自由に交通、貿易を許した。然も長崎に來る可しと規定して、他所に赴くを許さなかつた。其後支那より舶來する書籍中に、キリシタンに關する物を雜へたるが爲めに、官憲より嚴重に警戒せられたるは、和蘭人と一般だ。

日本に於ける和蘭支那の位置

但だ支那人は、其の知慧才覺もて、日本人の裏をかくの術甚だ疎なるが爲めに、却て和蘭人よりも、其の日本に於ける境遇は劣つてゐる。加ふるに彼等は支那人と稱するも、種々の國土に住する者共なれば、互ひに相ひ排擠し、且つ吝嗇、貪欲にして、如何なる小利小得にも、之を攫まんと欲し、如何なる耻辱をも之を忍ばざるはない。

和蘭支那の鎖國

此の如く彼は先づ、和蘭、支那の二國のみが、通商を許され、其他は全く鎖國であるを説き。而して更に左の如く結論を下してゐる。

萬事將軍の儘

此の如く日本國家は、全く外國より閉鎖したから、今は一物として、帝王(將軍)の望む所、期する所を妨ぐるものはない。而して總ての豪族も皆な歸服したれば、萬民一定、内外共に無事である。

對外關係亦無し

外國の爲めに、何等煩累を生ずることも無く、外國を援助せねばならぬ面例もなく、又た外國と通好する手數もなく、又た外國の刺戟や、感化を受くる心配もなく、如何にも心安き次第だ。

と云ひ。更に、

是に於て、快く其の必要とする事を経紀し、他の外國と交通自在なる諸國の、成し能はざる所の事を計り、村にても、町にても、役所にても、商店にても、工場にても、皆な嚴密の格式に準せしめ、悉く之を其の風に化せしめ、信賞、必罰、總て奉上の心を失はざらしむ。

諸國の成し能はざる事を成す

内憂外患
共になし

外國襲來
の恐れ更
になし

將軍綱吉

元祿時代
の頌徳表

此の如く君主の知巧を以て、上代の平和幸福の世を恢復し、國中内亂の虞なく。天然の要害と、群下の勁勇とによりて、外難の憂なく。恒に異國人が他の榮を見て、欣美、嫉妬するを賤め惡んでゐる。日本は實に外國來襲の心配がなく、琉球、蝦夷、高麗及び邊傍の諸島、何れも日本の皇帝(將軍)を尊びて、其の君長としてゐる。と云ひ。更に將軍綱吉に對しては、

日本國當今の世間位(神聖位は京都に在す天皇)に在せる綱吉公は、謹慎にして謀略ある君主だ。先祖代々の善心美徳を承繼して、寛仁にして、其の國法を守り、孔夫子の教に遵ひ、其の道を修め天下を治む。民人其生を樂み、上下一體である。國富み民榮え、衆庶安堵す。如何に日本上代の歴史を回顧するも、現代の如き幸運の時代は、未曾有であらう。

如何にも元祿時代に對する、一種の頌徳表である。吾人は彼のケムフェルが、斯る文句を、御世辭に陳べたものとは信せぬ。彼は實に元祿時代に於て、日本に充ち溢る、昇平の氣象を見て、それに陶醉して、覺えず此の如き、殆んど無制限なる讚辭を呈したのであらう。

〔1011〕 階級制度に對する兩傾向

維持と打
破と

應仁以來
の階級紊
亂

秀吉の階
級確立

或る意味に於て、元祿時代は、階級制度を徹底せしめんとする傾向と、階級制度を打破せんとする傾向との、交も相戦うたる時代とも云ふ可きであらう。因習と制度の上からは、階級制度が既に百年の太平を経て、確定したと云はねばならぬ。應仁以來は、全く社會の秩序が紊亂し、階級の差別は、殆んど撤廢せられ、士農工商などの名稱はありても、階級としては、若干の障壁は存したが、其人の手腕次第で、勝手の振舞がでて來つた。元龜天正以來、特に秀吉に至りて、秀吉當人は階級無視の子であるに拘らず、

因習の情
力皆其境
遇に安著

情力に對
抗する反
撥力

却て階級制度を確立し、町人百姓等が武士の眞似をなすを禁じ、所謂刀狩りさへも實行した程であつた。然も尙ほ徳川幕府の初期頃迄は、階級の名目は存在したるが、事實に於ては、其の區別が判然しかなた事も少くなかつた。爾來太平に伴ふ因習の情力は、町人の子は町人となり、武士の子は武士となり、百姓の子は百姓となり、知らず識らずの間に、何れも此をば先天的の約束と心得て、中には不本意ながらも、其の境遇に安著するとなり。而して其の境遇の許す範圍に於て、各自の所欲を逞うする傾向を生じ來つた。乃ち町人は町人たるを恥とせずして、却て町人を以て誇りとし、町人の力にて、隱然武士の頭を押ふるを以て、痛快の事となしたるが如き、その一例だ。

併し階級制度は、人生の自然に背反するものだ。されば人文の進むにつけて、王公將相、寧ぞ種あらんやの気分は、誰にも湧き來たるものだ。金持の町人が、公方様の驕奢を擬せんとするが如きは、必然の結果だ。強健なる百姓の子

階級維持
論出づ

町人の品
位

人間五等
の品位

が、情弱なる侍の子を見て、寧ろ自から侍たらんとを期するも、是亦た自然の人情だ。即ち因習が久しければ、それで押して行く情力と、その情力に對抗する反撥力とが、互ひに衝突するは、勢ひの然らしむる所と云はねばならぬ。

斯る場合に於て、社會自衛の爲めに、即ち階級制度維持の爲めに、種々の方便出で來るは、是亦た勢ひの然らしむる所だ。惟ふに當時の學問と思想とが、専ら此の方面に向うたのも、決して意外ではあるまい。既掲の武士訓、和歌論語の如きは(参照 八六―九〇)其の一例だ。又た少しく時代は後れても、西川求林齋の町人囊、百姓囊の著述の如き、亦た然りとす。

或人の云、町人に生れ、其道を樂まんと思はゞ、先づ町人の品位を辨へ、町人の町人たる理を知てのち、其心を正し、其身を修む可し。

と。而して彼は更らに、

聖人の書を考ふるに、人間に五つの品位あり。是を五等の人倫と云へり。第

一に天子、第二に諸侯、第三に卿大夫、第四に士、第五に庶人なり。是を日本にて云ふときは、天子は禁中様、諸侯は諸大名衆、卿大夫は旗本官位の諸物頭、士は御旗本無官の等也。公方様は、禁中様に次で、諸侯の主たる故に、公方家の侍は、無官たりと雖も、生れながらにして、六位に準し給ふ例なり。公方様の侍の外は、諸家中興に皆な陪臣と云うて、又内の侍、何れも庶人のうちなりと知るべし。其内一國の家老たる人は、諸侯の大夫なれば、公方様の侍に準ずべし。其外國々の諸侍、扶持切米の面々、何れも皆な庶人なり。

庶人の四品

扱庶人に四つの品あり。是を四民と號せり。士農工商これなり。士は右に云へる、諸國又内の侍なり。農は耕作人なり、今は是を百姓と號す。工は諸職人なり。商は商賣人なり。上の五等と此四民は、天理自然の人倫にて、とりわき此四民なき時は、五等の人倫も立つことなし。此故に世界萬國ともに、此四民あらずといふ所なし。此四民の外の人倫をば、遊民といひて、國土の

維持打破の兩傾向

爲めに、用なき人間なりと知るべし。如何にも徳川氏の階級制度を維持する爲には、調法なる教訓である。乃ち此の思想を以て、此の制度を維持せんとしたのだ。併し元祿時代は、果してそれに成功したる乎、將た失敗したる乎。そは觀察の方面如何によりて、成功とも、失敗とも云ひ得らる。唯だ因習と教訓とにて、徹底的に維持せんとする傾向と、實力と反抗的精神とによりて、之を打破せんとする傾向と、互ひに相闘うたる時代と見れば、尤も其の要領を得てゐるかと思はる。

大正十二年十二月初三、午前七時半、大森山王草堂に於て、旭日を迎へつ、稿了。

蘇峰學人

時に歲六十又一

受業

草野茂松校
 並木仙太郎校
 熊切芳太郎校

近世日本國民史
 元祿時代中卷終

近世日本國民史
 元祿時代義士篇年表並人物概覽

其一年表

- 十一月七日 渡邊數馬伊賀上野にて其弟の敵河合又五郎を打つ。【五、九四】
- 寛永十一年 甲戌年 西曆1694年 支那(明)崇禎七年
- 二月二日 江戸市谷淨瑠璃坂敵打。【五】
- 寛永十二年 乙亥年 西曆1695年 支那(明)崇禎八年
- 正保元年 甲申年 西曆1694年 支那(明)崇禎十七年
- 正月十一日 淺野長益播州赤穂五萬三千餘石を賜はり新に城を築く。【七】
- 承應元年 壬辰年 西曆1652年 支那(明)永曆六年
-
- 十二月 淺野長直山鹿素行を聘す。【八】
- 承應二年 癸巳年 西曆1653年 支那(明)永曆七年
- 三月十五日 吉良義央始めて將軍家綱に謁見す。【一】
- 六月十九日 淺野長直江戸を發し赤穂に赴く。赤穂城修築の爲なり。【八】
- 八月廿六日 山鹿素行江戸を發し赤穂に赴く。赤穂城廻張改正の爲なり。【八】
- 九月廿五日 素行赤穂に著す。【八】
- 承應三年 甲午年 西曆1654年 支那(明)永曆八年
- 五月五日 素行赤穂を發して江戸に赴く。【八】
- 明曆三年 丁酉年 西曆1647年 支那(明)永曆十一年

七 月 町奴の首魁幡隨院長兵衛、水野十郎左衛門に殺害さる。【九七】

十二月廿七日 吉良義央從四位下に叙し、侍從兼上野介となる。【一一】

萬治元 戊戌年 西曆1668年
支那(明)永曆十二年

十月八日 堀田上野介江戸屋敷を退き下總佐倉に還らんとし、所領十三万石返上、諸番頭知行に下されんことを請ふ。【九五】

十二月 是月吉良義央上杉定勝の女と婚す。【一一】

萬治三 庚子年 西曆1660年
支那(明)永曆十四年

九月 山鹿素行赤穂淺野氏の仕を辭す。【八】

寬文二 壬寅年 西曆1662年
支那(明)康熙元年

八月十四日 吉良義央大内仙洞造營の間存問の御使となさる。【一一】

寬文三 癸卯年 西曆1668年
支那(清)康熙二年

正月十三日 吉良義央靈元天皇即位の賀使として上洛。【一一】

二月十九日 吉良義央從四位上に叙せらる。【一一】

七月 義央父の遺跡を繼ぐ。【一一】

寬文四 甲辰年 西曆1664年
支那(清)康熙三年

三月 旗本奴の頭領水野十郎左衛門を刑す。【九七】

閏五月七日 上杉綱勝死。【一一】

寬文六 丙午年 西曆1666年
支那(清)康熙五年

十月九日 山鹿素行赤穂に調せられ、今日江戸を發す。【八】

寬文十 庚戌年 西曆1670年
支那(清)康熙九年

三月五日 淺野長益致仕。【七】

寬文十二 壬子年 西曆1672年
支那(清)康熙十一年

七月廿四日 淺野長益死。【七】

延寶三 卯乙年 西曆1675年
支那(清)康熙十四年

正月廿六日 淺野長友死。嫡子又一郎長矩家督相續。【七】

七月 赤穂配流中の山鹿素行免さる。【八】

十二月廿三日 吉良義央の長子三之助上杉家を相續したるもの、今日元服して綱憲と名のり、從四位下侍從兼彈正大弼となる。【一一】

延寶八 庚申年 西曆1690年
支那(清)康熙十九年

九月十九日 吉良義央左近衛權少將拜賜。【一一】

十月廿八日 右拜賜將軍より免許。【一一】

十二月 淺野長矩内匠頭となる。【七】

天和三 癸亥年 西曆1693年
支那(清)康熙三十二年

二月六日 淺野長矩勅使饗應掛を命ぜらる。【一一】

三月七日 吉良義央月番御用相勤むべき旨命ぜらる。【一一】

貞享元 甲子年 西曆1694年
支那(清)康熙三十三年

八月廿三日 淺野長矩、同大學山鹿素行軍學の弟子となる。【九】

元祿四 辛未年 西曆1691年
支那(清)康熙三十年

二月晦日 關使將軍に謁す。【九八】

元祿五 壬申年 西曆1692年
支那(清)康熙三十一年

三月六日 關使將軍に謁す。【九八】

元祿十三 庚辰年 西曆1700年
支那(清)康熙卅九年

十二月 徳川光圀死。【八七】

元祿十四 辛巳年 西曆1701年
支那(清)康熙四十年

二月四日

淺野長矩再び勅使櫻鹿掛を命ぜらる。

三月十一日

【一三】

勅使院使江戸著。▲十二日。將軍勅使院使引見。▲十三日。饗應猿樂あり。▲十四日。參向公卿將軍に謁見。是日淺野長矩吉良義央を殿中に斬る。【以上一四】▲淺野氏江戸詰の臣早水藤左衛門、萱野三平事變を赤穂藩中に知らせんが爲急速江戸を發す。▲是夜長矩切腹命ぜらる。又老中土屋相模守長矩の近親戸田采女正を召し、淺野氏城池所領沒收を申渡し家中の動搖せざらんことを命ず。▲十八日。亥の刻江戸事變報告の淺野氏急使赤穂著。【以上一六】▲十九日。卯の刻淺野氏第二の急使赤穂著。是にて赤穂藩中一切の事情を知る。▲今日より明日、明後日に互り赤穂藩臣評議を凝らす。【以上一七】▲廿一日。大石良

四月四日

雄書を石清水八幡宮大西坊に贈りて隱所の周旋を求む。【一九】▲廿四日。大石等幕府に嘆願書呈出。▲廿五日。右嘆願使者赤穂を發し江戸に赴く。【以上一七】▲廿六日。吉良義央願に依り役儀罷免。【二六】▲廿七日。荒木十左衛門、榊原采女赤穂城受取添役として江戸を發す。【一九】

赤穂嘆願使江戸著。事の始末を在府家老藤井又左衛門、安井彦右衛門に告ぐ。兩人驚きて是を戸田采女正に申す。▲五日。戸田采女一書を載し赤穂よりの嘆願使に與へ早速歸國せしむ。大學また開城諭告書を與ふ。【一九】▲在江戸赤穂藩臣中硬論の者堀部安兵衛、奥田孫太夫、高田郡兵衛等江戸を發し赤穂に赴く。【二二】▲十一日。嘆願使江戸より歸著、一切事情を報告す。

九月二日

吉良義央吳服橋邸召上、本所邸を賜はる。【二六】▲是月。原惣右衛門、潮田又之丞、中村勘助江戸に下る。【二五】▲良雄山科發。江戸に下る。【二五】▲是月進藤源四郎、大高源五江戸に下る。【二五】

十月二十日

大石良雄江戸著。【二五】▲十日。良雄の旅宿に赤穂浪人中有志の會合を開く。

十一月二日

▲廿三日。良雄西歸。【二六】

十二月十二日

吉良義央隱居し、養子義周嗣ぐ。【二六】▲廿五日。原惣右衛門、大高源五等西歸。【二六】

元祿十五年

壬午 西曆 1702年 支那(清) 康熙四十一年

正月九日

原、大高江戸より歸著。【二八】

二月十五日

義士山科會談。▲二十一日。吉田、近松等京都發江戸に下る。【二八】

四月二日

是より先、良雄岡島八十右衛門をして

五月十一日

赤穂副受城使荒木、榊原赤穂を發し東歸の途に就く。【二二】

六月廿五日

大石良雄赤穂領退去。【二五】

七月初旬

大石山科到着。【二五】

八月十九日

堀部安兵衛、奥山兵左衛門等書を良雄に贈り復讐を勸む。【三〇】

五月三日

堀部安兵衛、奥田兵左衛門、千馬三郎兵衛に托し書を在京原惣右衛門に贈り、復讐覺悟を請ふ。▲廿一日。其雄堀部父子、奥田等に書を與へて復讐遅延の申わけをなす。【以上三〇】
堀部等書在京の原、潮田等に與へ、決死の同志十人位にて復讐を實行せんとす。▲今日堀部等の書を托されたる千馬三郎兵衛江戸發、京都に向ふ。【以上三〇】▲十六日。堀部江戸米澤町借宅を片づけ上京せんとし、別を吉田忠左衛門等に告ぐ。▲十八日。安兵衛江戸發。▲廿九日。安兵衛京都著。直ちに大高源五を訪ひ、共に大阪に下り、

六月十二日

京に上り委細報告す。【三四】▲廿日。大野九郎兵衛父子突然赤穂に行き金子を盗み出し捕へらる。【四〇】
進藤源四郎、其雄に理狀を贈る。【四三】▲十日。小高源五右衛門、同彌六等其雄に理狀を贈る。【四四】▲廿二日。進藤源四郎再び理狀を其雄に贈る。【四三】▲廿五日。岡野金右衛門、武林唯七、江戸に著す。【三四】▲是より先其雄寺井玄溪をして小山を諭し再考せしむ。今日小山答書を其雄に與へ再考の餘地なきを通知す。【四四】▲是月。其雄京都金蓮寺中梅林庵を借入れ山科と此處の間を往來し用務を辨す。【三四】
大高源五京都より母を送つて赤穂に至り今日引返す。【三四】▲五日。源五書を母に贈りて覺悟を知らす。【七五】▲七日。千馬三郎兵衛、間十次郎等江戸

七月十八日

七月廿六日までに各關東に赴くべしと相談一決す。【以上三二】
淺野大學知行召上げられ、本家安藤淺野氏に預けらる。▲廿二日。吉田忠左衛門急使を出し、右の件を在山科大石等に通知す。其使者今日、山科著。▲廿五日。奥田また此事を堀部等に通告す。其使者今日京著。【以上三一】▲今日、其雄書を其岳父石東源五に贈り、江戸下降に就き家財道具の始末を依頼す。【三三】▲廿八日。淺野大學江戸發、廣島に赴く。【三一】▲今日義徳岡山會議、復讐の議一決。【三二】
貝賀彌左衛門、大高源五、其雄の命を奉じ赤穂に至り變心者に誓約神文を返還す。【三三】▲六日。良雄寺井玄溪に書を與へて東下を留む。【四三】▲十七日。潮田又之丞仇家の事情を偵察して

八月五日

に著す。【三四】▲十日。其雄東下の準備に忙し。今日愛好の牡丹を三宅多仲に贈る。【三四】▲十九日。大石主税京發。東下の途に上る。【三四】▲二十日。木村岡右衛門江戸著。▲廿四日。主税等江戸著。【以上三四】
其雄京都三條通り旅館より出立東下。【三五】▲十七日。原惣右衛門、岡島八十右衛門、貝賀彌左衛門、間喜兵衛等江戸に著す。▲十九日。小野寺十内等江戸に著す。【以上三四】▲廿一日。其雄鎌倉雪の下に著す。▲是日吉田忠左衛門等川崎在平間村に至り其雄等一行の假寓を見分す。▲廿五日。良雄鎌倉發。▲廿六日其雄平間村假寓に入る。【以上三五】
小山庄左衛門小袖金盜取欠落。▲四日。田中貞四郎欠落。【以上四一】▲五日。

閏八月八日

京に上り委細報告す。【三四】▲廿日。大野九郎兵衛父子突然赤穂に行き金子を盗み出し捕へらる。【四〇】
進藤源四郎、其雄に理狀を贈る。【四三】▲十日。小高源五右衛門、同彌六等其雄に理狀を贈る。【四四】▲廿二日。進藤源四郎再び理狀を其雄に贈る。【四三】▲廿五日。岡野金右衛門、武林唯七、江戸に著す。【三四】▲是より先其雄寺井玄溪をして小山を諭し再考せしむ。今日小山答書を其雄に與へ再考の餘地なきを通知す。【四四】▲是月。其雄京都金蓮寺中梅林庵を借入れ山科と此處の間を往來し用務を辨す。【三四】
大高源五京都より母を送つて赤穂に至り今日引返す。【三四】▲五日。源五書を母に贈りて覺悟を知らす。【七五】▲七日。千馬三郎兵衛、間十次郎等江戸

九月四日

京に上り委細報告す。【三四】▲廿日。大野九郎兵衛父子突然赤穂に行き金子を盗み出し捕へらる。【四〇】
進藤源四郎、其雄に理狀を贈る。【四三】▲十日。小高源五右衛門、同彌六等其雄に理狀を贈る。【四四】▲廿二日。進藤源四郎再び理狀を其雄に贈る。【四三】▲廿五日。岡野金右衛門、武林唯七、江戸に著す。【三四】▲是より先其雄寺井玄溪をして小山を諭し再考せしむ。今日小山答書を其雄に與へ再考の餘地なきを通知す。【四四】▲是月。其雄京都金蓮寺中梅林庵を借入れ山科と此處の間を往來し用務を辨す。【三四】
大高源五京都より母を送つて赤穂に至り今日引返す。【三四】▲五日。源五書を母に贈りて覺悟を知らす。【七五】▲七日。千馬三郎兵衛、間十次郎等江戸

十一月二日

に著す。【三四】▲十日。其雄東下の準備に忙し。今日愛好の牡丹を三宅多仲に贈る。【三四】▲十九日。大石主税京發。東下の途に上る。【三四】▲二十日。木村岡右衛門江戸著。▲廿四日。主税等江戸著。【以上三四】
其雄京都三條通り旅館より出立東下。【三五】▲十七日。原惣右衛門、岡島八十右衛門、貝賀彌左衛門、間喜兵衛等江戸に著す。▲十九日。小野寺十内等江戸に著す。【以上三四】▲廿一日。其雄鎌倉雪の下に著す。▲是日吉田忠左衛門等川崎在平間村に至り其雄等一行の假寓を見分す。▲廿五日。良雄鎌倉發。▲廿六日其雄平間村假寓に入る。【以上三五】
小山庄左衛門小袖金盜取欠落。▲四日。田中貞四郎欠落。【以上四一】▲五日。

十二月二日

良雄等江戸に入り日本橋石町小山屋に投宿。【三五】▲廿日。中田利平次欠落。▲廿九日。中村清右衛門、鈴木重八欠落。【四一】

十二月五日

義徒深川八幡前酒肆に會し宣誓。【三八】▲十三日。今日其妻女に同じく義舉の近きを報ず。【四六】▲十二日。十内其妻女に同じく義舉の近きを報ず。【四六、七一】▲十三日。十内また今日妻女に書を贈る。【七一】▲羽倉齋大石三平に書を贈る。義徒齋によつて明日吉良義央の在宅を偵知す。【五三】▲十四日。義徒泉岳寺亡君の墓に詣り、方丈に立寄り打入手筈を定む。

二月三日

【四八】▲是夜義徒討入。【五〇】▲十五日。吉良家暴徒侵入の届出をなす。【五一】▲義徒泉岳寺舊君の墓に詣る。【五二】▲吉良家隣宅牧野長門、本多孫太郎、土屋主税等各變事を届出づ。【五二】▲是夜義徒仙石伯耆守邸に召出さる。やがて船川、久松等四藩邸に分け預けらる。【五四】▲廿三日。幕府吏僚義徒處分に就き意見書提出。【六〇】

元祿十六年

癸未 西曆一七〇〇年 支那(清)康熙三十四年

六月十八日

小野寺十内妻丹女死。【七四】

其二 人物概覽

【ア行】

ア

青木重正

又重成、實は駿河大納言忠長卿家臣朝倉越後守宣親が長男、青木重兼に養はれ其後を嗣ぐ。寛文十二年從五位下甲斐守に叙任す。元祿三年五月大番頭となり、五年御留守番より御側に移る。六年八月死。年六十九。【一三】

青山延光
青山大膳亮

徳川幕府上期下巻揚出。【八七】名は幸利、幸成の子。元和二年生る。寛永二十年三月遺領を嗣ぐ。攝津尼崎に居り四萬八千石を領す。萬治二年二月奏者番となる。貞享元年八月尼崎に死す。年六十九。【二二】

近世日本國民史 人物概覽

赤埴源藏

名は重隆、或はいふ重賢、赤穂淺野氏に仕へて二百石を食む。傳へていふ。元は龍野城主脇坂侯の臣鹽山伊左衛門の弟にして赤穂赤埴氏の後を嗣ぐと。淺野氏改易の後浪人となり、遂に主君の仇を報ず。死する時年三十五。【二九、三六、五五】

秋元喬朝

喬知に同じ。元祿時代上巻揚出。【一五】

淺野伊織

内藤忠知なり。忠政の三男。延寶元年九月父が遺領の内二千石を分ち賜はり、寄合に列す。八年采地を三河加茂郡に移さる。元祿十四年五月朔淺野長矩の事によりて出仕を止められ、六月免さる。享保二年五月死。年五十七。【二一】

淺野因幡守

名は長治、長晟が長男。慶長十九年山城に生る。寛永七年從五位下因幡

守に叙任し、九年父が遺領の内備後三次、惠蘇兩郡中にて五萬石を分ち賜はる。寛文六年十月幕命を受け丹後宮津城を守り、延寶三年正月死。年六十二。【二〇、六八】

淺野左兵衛

名は長武、實は大石頼母良重の男、母は淺野長直の子。長賢に養はれ其女を妻とす。貞享三年家を繼ぐ。元祿十一年四月御書院番頭となり、十三年八月御先鐵砲の頭に轉ず。後淺野長矩及び其遺臣大石良雄等の事により出仕を止められしが、間もなく免さる。正徳二年九月死。年五十。【二四、二六】

淺野土佐守

名は長澄、實は淺野綱晟の二男。寛文十一年生る。三次城主長照の養子となる。貞享二年十二月從五位下土佐守に叙任す。元祿四年六月奥詰と

なり、十二月封を襲ぎ奥詰をゆるさる。享保三年八月三次に死す。年四十八。【二一】

淺野大學

長廣に同じ。【三一、六八】

淺野長辰

家康時代上中下、徳川幕府上期下巻掲出。【七、八、九】

淺野長勝

家康時代上巻掲出。【七】

淺野長重

家康時代上中巻掲出。【七、八、四五】

淺野長澄

土佐守に同じ。【六八】

淺野長武

左兵衛に同じ。【二四】

淺野長友

長直の子。寛永二十年生る。明暦三年十二月從五位下采女正に叙任し、寛文十一年三月襲封、赤穂五萬石を領す。延寶三年正月赤穂に死す。年三十三。【七、八】

淺野長直

徳川幕府上期下巻掲出。【八、九、二四、二八】

淺野長矩

元祿時代上巻掲出。【五、七、八、九、一四、二八】

淺野長治
淺野長廣

〇、一三、一四、一五、二一、二四、四〇、四二、四七、五五、六三、六五、六七、六八、七七、七八、八二、八七】
因幡守に同じ。【九、六八】
長友の子、長矩の弟、幼字は戊千代、後大學と稱す。元祿七年八月兄長矩の封内三千石を分ち賜はり寄合に列す。十四年三月兄の事により閉門せしめられ、次いで采地を收めらる。寛永六年江戸に召され、七年再出仕、安房朝夷、平兩郡の内五百石を賜はり寄合に列す。享保十九年六月死。【九、一七】

淺野長政

家康時代上中下巻掲出。【七、八、九、三五、四五】

淺野美濃守

名は長垣、實は大石良重の子、母は淺野長直の女。長直の養子となる。寛文十一年長直が封地の内三千石を分

近世日本國民史 人物概覽

淺野幸長

家康時代上中下篇、徳川幕府上期中巻掲出。【七】

淺見綱齋

徳川幕府上期下巻掲出。【七六、八一、八二、八四、八五、八七】

足利義氏

義兼の第三子、母は北條時政の女、長じて家を嗣ぐ。和歌を善くす。北條泰時の女を娶る。藏人に捕せられ、檢非違使に任ぜらる。建曆元年和田義盛の亂及び承久の亂共に功あり。後左馬頭に任じ正四位下に叙す。仁

足利義兼

治中髪を削りて名を正義と改む。建長六年死す。年六十六。【一〇】
義康の子、母は頼朝の従母姉妹なり。頼朝兵を起すに及び山名義範等と往て之に屬す。文治五年陸奥征伐に従ふ。尋で遠江守となる。明年陸奥再び亂るゝに及び、また行いて之を征討す。後從四位下上總介となり、又東大寺に於て薙髮して義稱といふ。頼朝爲に寺院を足利に建つ。饒阿寺是なり。正治元年三月死。【一〇】
出羽守に同じ。元祿時代上巻掲出。【六一】

阿部正喬

元祿時代上巻掲出。【五三】

阿部正武 天野傳四郎

名は富重、天野孫左衛門重時が二男。寛文三年十一月大番となり、廩米二百俵を賜ふ。後御小納戸に進み、寄合となり、小十人組の頭に移り遂

新井白石

荒木十左衛門

に元祿九年九月御目付となる。屢、加秩せられて十年知行七百石を賜はる。十五年駿府町奉行となり、堺奉行に轉す。享保十三年三月死。年八十四。法名宗閑。【一五、一六】
家康時代上、徳川幕府上期上中下巻掲出。【五二、八五、九七】
名は政羽、元知の子。天和三年九月御書院番に列し、元祿十年七月遺跡を嗣ぐ。十一年御使番に轉す。十四年三月命を奉じて播州赤穂に赴く。八月御目付となり、十六年法皇御所附に進む。是年從五位下志摩守となる。正徳五年故ありて小普請に貶せらる。享保元年九月赦免せらる。十六年五月致仕、十七年二月死。年七十一。【二一、二五、二六、四四、六六】
名は吉村、伊賀國阿拜郡荒木村の

荒木又右衛門

池田久右衛門

大石長雄山科隱遁中の名。【三三、三六】

石川彌市右衛門

名は正扶、天和元年三月御徒に加へられ、後御徒目付となり、植木奉行に轉す。正徳五年四月御墨奉行となる。享保十一年十月務を辭し、小普請となり、十二年六月死す。年六十九。【五五】

安藤重玄

農、柳生但馬守、宮本無三四等に就きて劍法を學ぶ。郡山の城主本多甲斐守に仕へ、一藩劍道の師範たり。寛永十一年十一月伊賀上野にて妻の弟渡邊數馬と共に河合又五郎を討つ。寛永十四年八月死。年四十一。【五】
重矩の子。寛永三年十一月御小性組に列し、天和三年十二月家を繼ぎ、千四百石を知行す。貞享二年七月御使番に轉じ、元祿四年御持弓の頭に進み、六年正月御鎗奉行となる。九年大目付に移り、從五位下筑後守となる。寶永五年六月故ありて小普請に貶せらる。享保三年十月致仕、翌年二月死。年七十六。【六一】

石田三成

・議員十郎左衛門

家康時代上中下巻掲出。【七】
名は正久、兄を内藤萬右衛門といふ。幕府の土松平與右衛門に仕ふ。幼にして聰敏、鼓を習ひ、能樂を善くす。年十四堀部金丸の薨を以て淺野長矩に仕へ、兒小性となる。後遂に百五十石を賜はる。主君死後江戸に出で元祿十四年長雄等に加はり遂に仇を報ず。死を賜はる時に年廿五。【二六、二九、三六、五五、五六、六三】

井伊直政

家康時代上中下、徳川幕府上期中巻掲出。【九二】

伊藤仁齋

徳川幕府上期下巻揚出。【二四、七〇】東涯に同じ。徳川幕府上期下巻揚出【七〇、八四】

伊藤長胤

正往に同じ。元祿時代上巻揚出。【五三】

ウ

潮田又之亟

名は高教、世々赤穂侯に仕ふ、又之丞は長矩に事へて馬廻となる。岡繪圖奉行を兼ね二百石を食む。頗る醫道に通じ嘗つて醫田中道的に三味使童間の秘法を授く。元祿十四年主君の讎を報じ死に就く。時に年三十五。【一八、二六、三〇、三一、三二、三四、三五、三六、三七、五五】

上杉景勝

家康時代上中下巻揚出。【一一】

上杉定勝

徳川幕府上期中巻揚出。【一一】

上杉彈正大弼

綱憲に同じ。【六一】

上杉綱勝

定勝の子、幼名實勝、卯松、又喜平

岡田莊大夫

名は俊陳、岡田五右衛門俊矩が二男。早くより綱吉に神田館に仕へ、延寶八年徳松殿に従ひ御家人に列す。屢米百俵を賜はる。後御勘定となり、貞享四年十二月五十俵を加へらる。元祿八年二月御代官に移り、享保十一年十月死。年七十五。【二一】

岡野金右衛門

名は某、赤穂淺野氏の臣、主君横死の後報仇同盟の列に加はりしが、赤穂を去るの後病を得て死す。【一八】

岡野金右衛門

名は包秀、幼字は九十郎、金右衛門某の子。赤穂淺野氏に仕へて祿二百石を食む。いまだ職なし。大石良雄等と主君の讎を報じて死す。時に年二十四。【三四、三六、五六、五九、六四、七二】

岡野九十郎

金右衛門包秀に同じ。【一八】

荻原重秀

元祿時代上巻揚出。【六一】

エ、エ

瑤泉院

從四位下民部大輔に叙任す。十六年八月襲封。享保七年五月米澤に死。年三十九。【六一】

オ、ヲ

岡島八十右衛門

名は常樹、赤穂淺野氏の臣。原元辰の弟。岡島氏を嗣いで勘定頭役を勤む。大石良雄等と共に主君の讎を報ず。死する時年三十八。【一八、二〇、三二、三四、三六、五六、六七、六八】

荻生徂徠

徳川幕府上期下、元祿時代上巻掲出。【三、六二、七七】

奥田貞右衛門

名は行高、孫太夫重盛の子。赤穂淺野氏に仕ふ。役なし。復讐の列に加はり死す。時に年二十六。【二一、二八、二九、三六、五六】

奥田孫太夫

名は重盛、初め内藤忠勝に仕ふ。忠勝の姉淺野長女に嫁せるものに従ひ赤穂に至り、遂に止まりて其臣となる。馬廻りとなり、武者奉行を兼ね百五十石を食む。劍を江戸の人堀内正春に學ぶ。堀部武庸、高田郡兵衛と友とし善し。後主君の讎を報じて死す。時に年五十七。【一六、二一、二八、二九、三〇、三六、四二】

奥平源八

下野宇都宮奥平侯の臣なり。藩侯弔會の日父内藏允同藩士奥平隼人主馬兄弟と戦ひ傷を被りて憤死す。時に

寛文八年源八、十六歳なり。源八必ず

父の仇を報るんとし、寛文十年七月先づ主馬を出羽米澤近傍東郷の地に殺し、ついで十二年二月二日隼人を江戸市谷淨瑠璃坂に襲ひ之を殺す。廿一日伊豆大島に流さる。天和元年春赦され井伊氏に仕へ二百石を賜はる【五】

奥平傳藏

宇都宮城主奥平氏の臣、幼にして孤となる。同族内藏允憐みて之を養育す。内藏允事を以て死するや其仇隼人主馬兄弟を怨み必ず其仇を報ぜんとし、内藏允の妻の弟夏目外記と仕を辭し、那須に至り客を養ふ。寛文十年主馬を殺し、十二年隼人を市谷に襲ひ家人を殺傷して歸る。途隼人追ひ至り共に闘つて之に勝つ。伊豆大島に流されしが後宥され井伊氏に仕

奥野將監

「二百石を食むといふ。【五】」
祖山城半右衛門といふは武功比なく赤穂淺野氏に寵用せらる。故を以て將監は千石を食む。番頭を勤め、山鹿素行に學び兵學を究め名譽の士なり。國變起るや大石良雄と共に藩中の中軸となり劃策するところありしが、後志を變じて去る。【一八、二一、二二、二五、二六、三九、四一、四三、四四、四五、四六】

織田信長

家康時代上中下、徳川幕府上期上中下、元祿時代上巻掲出。【七】

小野寺幸右衛門

名は秀富、赤穂淺野氏の臣、秀和の養子。元大高氏、忠雄の弟なり。養父に従ふて江戸にあり、仙北又介と稱す。吉良邸打入の一人なり。吉良邸に入るや其臣に射を善くするものあるを知り直ちに弓弦を斷つ。死

近世日本國民史 人物概覽

小野寺十内

する時年廿八。【一八、三六、五五】
赤穂四十六士の一人、名は秀和、祖父十太夫の代より赤穂淺野氏に仕ふ。父は又八。十内は永く京邸の留守居たり。百五十石を食む。伊藤仁齋に學びて頗る文學に通ず。又和歌を善くす。主君の事變あるや家人に告げず赤穂に赴く。次いで江戸に出で服を變じて齋となり仙北十庵と稱し或は又四郎といふ。死する時年六十一。【一八、二四、三二、三四、三五、三六、三七、四六、四八、五一、五五、六五、七〇、七二、七五】

小幡景憲

勤兵衛に同じ。徳川幕府上期下巻掲出。【二八】

大石内藏助

元祿時代上巻掲出。【一八、一九、二一、二二、二四、二五、三二、三四、三五、三六、四三、四四、四六、五五、五

八、五九、六五、六六、六七、八〇、八六】

大石郷右衛門

五左衛門良總の子。名は良磨。津輕侯に仕へて御側御用人を勤む。【五四】

大石五左衛門

良總に同じ。【五四】

大石三平

五左衛門の二男。名は良毅。【四六、五四】

大石瀬左衛門

名は信清、赤穂四十六士の一人なり。良雄の族。百五十石を食む。馬廻りを勤む。良雄及び潮田高教等と擊劔を備前の人奥村重舊に學ぶ。所謂東軍流なり。死する時年二十七。【一八、三二、三四、三六、三七、五五、六〇、七四】

大石祖練

良雄の第二男、始め吉千代、又吉之進。但馬國美含郡須谷村圓通寺の大休が弟子となる、癸未年十三。寶永

大石大三郎

六年己丑三月病死。年十九。【二二】良雄の第三男、奥平熊太郎領分丹後宮津熊野郡須田村百姓林文左衛門の養子となる。元禄十六年僅かに二歳。寶永六年七月十六日江戸に於て遠島の者御免あり。後薩州淺野家に仕へ外記良恭と改名す。【二二】

大石頼母

名は良重、良勝の次男。赤穂淺野氏に仕へ、新知千二百石を賜はる。淺野長直の女を娶る。【八、二四】

大石主税

名は良金、良雄の嫡子。成童にして身長五尺七寸、性剛毅にして材藝あり。主家の難あるや母と共に去りて外祖父石東氏に依りしが、後父に山科に従ひ、打入の際は一方の大將となる。死する時年十六。【二二、三一、三二、三四、三五、三六、四六、四八、五七、六五、六七、七四】

大石孫四郎

良總の甥、瀬左衛門の兄なり。兄と相識し、母を養はんが爲に義盟を脱して京都に居る。【二九、三二、三九】良總に同じ。【四六、五四】

大石無人

内藏助に同じ。【五、一六、一七、二四、二九】

大石良勝

内藏助と稱す。父は久右衛門某、關白秀次に仕ふ。良勝幼にして山城八幡山宮本坊の弟子となる。年甫めて十四、縮衣を厭ひ亡命して江戸に赴く。十八歳淺野長重に家仕す。大阪夏役毛利勝永の兵と戦ひ首二級を得、恩遇日に渾く遂に老職となる。良雄は其曾孫なり。【二四】

大石良欽

良勝の子、また内藏助と稱す。父の後を嗣ぎ赤穂侯の家老となる。【二四、五四】

大石良總

通稱五左衛門、後無人と稱す。元禄

大久保彦左衛門

七年十一月十日奥州弘前に至りて津輕氏に仕ふ。【五四】

大久保昌忠

川幕府上期中巻揚出。【九二、九三】幼字辰若、泰昌の子、始め父に従つて三河國伊賀野に狩りす。時に松平信光もまた此處に放鷹す。信光の鷹それて昌忠の左手にとゞまる。即ち据て奉りやがて君臣の約をなし、父子従つて岩津郷に至るといふ。故に此家を岩津譜代といふ。明應九年十二月廿七日死、年四十。法名常善。【九二】

大久保泰昌

元宇都宮氏。父左衛門佐泰道の時より宇津と稱すといふ。泰昌通稱は彈正左衛門、嫡子辰若と共に三河松平郷に至り信光に仕ふ。明應元年六月廿日死。年七十三。法名道昌。【九二】

大藏謙齋

名は謙、字は謙甫、龍河と號し、晩に謙齋と號す。信州飯田の人、江戸に來りて遠山氏に仕へ、又平賀氏に仕へて家宰となる。平賀氏長崎奉行となるに及び従ひ行く。歸つて病を得て職を辭し復た仕を求めず。徒を築めて教授す。嘗つて櫻木闇齋、柴野栗山に師事し學問該博詩文を能くす。天保十五年七月死。年八十八。

【四六】

大島雲八
大高源五

徳川幕府上期下巻揚出。【八】
名は忠雄、赤穂四十七士の一人なり。城主長矩に仕へて中小姓となり、膳番元方、金奉行、腰物方を兼ね。性文筆に長じ諧歌を好み子葉と號す。死する時年三十二。【一八、二六、二八、三〇、三一、三二、三三、三四、三六、四六、五四、五六、六四、六五、七二、

大高幸右衛門
大野九郎兵衛

七五】
小野寺幸右衛門に同じ。【七二】
赤穂淺野氏に仕へて大石長雄と秩祿を同じうす。性貨を好み家に餘財あり。主公の變事あるや同僚と合はず出亡す。其明年其徒二人と赤穂に來り商家に就き金貨三百兩を取り去らんとす。市人出で之を捕へ市上に拘へて後放逐す。終る所を知らず。或はいふ。上野磯部に其遺跡ありと。

【一七、二〇、二一、四〇】

小山田庄左衛門

赤穂淺野氏に仕へ百石を食む。江戸定府の一人なり。事變の時父一閑八十餘歳なれども庄左を勤めて義に就かしむ。されど後日志を變じ片岡源五右衛門の金子と小袖とを竊み去る。【三六、四一】

折井正辰

正利の子。寛文七年十一月御書院番

【力行】

カ

加賀爪甲斐守

家康の臣、力三十人を兼ね。寛永九年十一月年七十三、江戸城中に大久保彦左衛門と武を角して敗らる。一説にいふ。白柄組の甲斐守は其子なりと。【九六】

片岡源五右衛門

赤穂四十六士の一人、名は高房、尾張の藩臣熊井氏の次子、片岡氏に養はる。初め秩百石を食み、後三百

近世日本國民史 人物概覽

梶川與惣兵衛

又新五兵衛と稱す。名は頼照。實は土岐縫殿助頼泰の二男。寛文三年十一月御書院番に列じ、後梶川分重の養子となり、四年十二月遺跡を嗣ぐ。元祿九年本所奉行を勤む。十年正月御腰物奉行の頭に轉ず。十四年三月淺野長矩の狼藉をしづめたるの功により武藏足立郡五百石を加へられ總て千二百石を知行す。正徳元年御館奉行となり、享保四年辭職す。八年八月死。年七十七。【一四、一五、七六】

勝田新左衛門

名は武堯、赤穂四十六士の一人なり。主君に仕ふる時無職、年二十四

加藤清正

家康時代上中下、徳川幕府上期上中下、元祿時代上卷揚出。【一、七】

加藤嘉明

家康時代上中下、徳川幕府上期中、元祿時代上卷揚出。【一】

河井又五郎

父は半左衛門、備前侯松平忠雄の士。流浪して安藤右京進の邸に往き仕を乞ふ。俟其材器を察し茶坊主となす。後累進して家老となる。寛永七年渡邊數馬の弟源太夫を殺し、後又人を殺して幕府旗下の士安藤治左衛門の家に入る。其後去りて京都に隠れんとし、途伊賀上野にて數馬等に撃たれて死す。【五、九三、九四】

貝賀彌左衛門

名は友信。赤穂四十六士の一人なり。吉田兼亮の弟。出で、貝賀氏を嗣ぎ淺野長矩に仕へて中小姓となる。或はいふ藏奉行となると。死する時

神崎與五郎

年五十四。【一八、三二、三四、三六、五六、六四】
名は則休、赤穂四十六士の一人。初め茅野常成と伯耆守森長武に仕へ先驅士たり。故ありて國を去り同じく赤穂に至る。遂に淺野氏に仕ふ。死する時年三十八。【一八、二八、三二、三六、四〇、四六、四八、五六、五九】

萱野三平

名は重實、備津萱野郷の人。父は重利。年十三赤穂侯淺野長矩に仕へて中小姓となる。従ひて江戸にあり。主家の事變あるや馳せて急を赤穂に告ぐ。後同志と歸を復せんとせしが累を其父に及ぼすを恐れ屠腹して死す。時に年二十八。【一八】
名は常成。始め神崎與五郎と共に津山侯森長武に仕ふ。故ありて國を去り同じく赤穂に至る。遂に淺野氏に

茅野和助

仕へ横目となる。國難起るに及び姓名を變じて富田藤吾といふ。死する時年三十七。子あり、猪之吉といふ。寶永中長武の弟和泉守長直封を赤穂に徙せる時召されて臣下となる。【二九、三六、五六】

木村岡右衛門

名は貞行、父は總兵衛某。赤穂淺野氏に仕へて二百石を食む。吉良邸打入の時曹の内面に詩を縫著し、其志を序して行けりといふ。死せる時年四十六。【二九、三四、三六、五六、六四】

紀州綱教

元祿時代上卷揚出。【二、三、五、二二】

紀州光貞

元祿時代上卷揚出。【一、一】

北政所

家康時代上下卷揚出。【七】

木下順庵

徳川幕府上期下卷揚出。【八五】

木下利庸

利貞の子。後貧定と改名す。承應三年生れ、寶延七年八月遺蹟を嗣ぐ。十二月二十八日從五位下肥後守に叙任す。元祿十四年淺野氏の赤穂城受取の事を勤む。享保十四年五月致仕し、十五年十二月足守に死す。年七十八。【二二、二二】

近世日本國民史 人物概覽

吉良義定

幼字は三郎、上野介と稱す。寛永四年九月三河に死す。年六十四。彼地西尾の實相寺に葬る。妻は今川氏眞の女なり。【一〇、一一】

吉良義周

通稱左兵衛、實は上杉綱憲の二男。義央の養子となる。元祿十四年十二月十二日家を繼ぐ。十六年二月四日さきに淺野長矩の舊臣等居宅に亂入せし時其處置宜しからざるを咎めら

吉良義冬
吉良義彌

れ、諏訪安藝守忠虎に預けられ吉良氏絶つ。【二六、五一、五二】
徳川幕府上期中巻揚州。【一〇、一一】
義定の子。本領吉良の庄に於て三千石を賜ひ、慶長十三年十二月從五位下侍從に叙任し、左兵衛督に改む。十六年正月正五位下に昇り、此日從四位下に越階す。次いで少將となる。屢々命を奉じて京都に赴く。寛永二十年十月京都に死す。年五十八。市谷の萬昌院に葬る。【一〇、一一】
初名高頼、後高規と改む。丹後宮津城主高國の長男。明暦三年十二月從四位下近江守に叙任す。寛文六年五月父が事に座して藤堂高次に預けらる。延寶三年九月赦されて外家松平綱村の封地常陸龍ヶ崎に寓居す。元祿三年八月召されて慶米二千俵を賜

京極對馬守

後西院天皇
小瀬甫菴
小山源五左衛門

元祿時代上巻揚出。【一一】
徳川幕府上期下巻揚出。【一一】
名は高師、淺野長矩の重臣にて大石長雄の伯父たり。主家の變あるや義舉に加はりしが、後志を變じ去る。洛北に潛み名を鳥居休澤と改めしが、面目を世間に失し正徳五年九月四日死す。年六十八。墓は紫野瑞光院にあり。【一八、三二、三五、三九、四一、四四、四六、九五】

近藤平八郎

名は重興、實は重直の三男。高郷の養子。延寶三年七月遺跡を嗣ぎ小普請となり、四年四月御書院番に列す。天和二年五月信州伊那郡にて重直の采地の内七百石を分ち賜はり慶米を收めらる。元祿九年六月御使番に轉じ十年十一月御目付に進む。十六年事によりて小普請に貶せらる。正徳

近世日本國民史 人物概覽

久良正方

ひ寄合に列し、八年十二月奥高家となり侍從に進む。十年七月慶米を改められ、安房長狹朝夷兩郡中にて采地二千石を賜ふ。後職を辭す。寶永五年十月死。年六十六。【六八】
正偏の子。彌右衛門、又忠左衛門と稱す。寛文九年七月遺跡を繼ぐ。延寶三年十月定火消となる。元祿十二年正月御勘定奉行となり、十二月從五位下因幡守に叙任す。寶永七年七月武藏比企入間兩郡の内にして五百石を加へられ、すべて五千五百石を知行す。正徳二年十二月御側並となり、三年八月御側に進む。享保元年務を免され、三年十月致仕し、四年十一月死す。年七十二。【六一】

近藤用高

五年七月死。年七十三。【一六】
初名用章、庄八郎、又五左衛門と通稱す。父は用行。寛文四年十二月遺跡を嗣ぐ。六年十二月御書院番士となる。貞享元年御使番となり、四年三月御目付に移る。元祿五年二月御先銃炮の頭に移り、七年正月長崎奉行に進み、八月從五位下備中守となる。十四年十二月大目付に轉じ、十六年十一月御留守居に進む。寶永元年九月御側に遷り、二年七月死。年六十一。【六一】

西 鶴

浪華の人、初め鶴水と號し、後西鶴と改む。又二萬堂、松壽軒、二翁等と號す。夙に西山宗因の門に入りて

【サ行】

サ

俳諧を學び業成りて大に俳名を轟かせり。また俗文に長じ遂に一種の小説を創作せり。實に浮世草紙の元祖なり。是より従ひ學ぶもの頗る多し。著書に、大矢數、後大矢數、五百韻其他數十種あり。元祿六年癸酉八月十日死。年五十二。【四】
 家康時代中、徳川幕府上期上中下、元祿時代上巻掲出。【一一】
 徳川幕府上期中、元祿時代上巻掲出。【一一】
 忠利の三男。秀忠に仕へ武藏入間新座二郡中にて五百石を分ち賜はり、寛永四年十二月父の所領武藏川越領内に二千石の地を賜はる。五年三月御徒の頭となり、七年七月御書院組頭に移る。九年四月御書院番頭に進み、十一月從五位下壹岐守となる。

酒井忠利
 酒井忠吉

十年四月上總安房兩國內にて三千石加賜せらる。慶安元年家綱に附屬せらる。是年六月死す。年五十八。【一】
 家康時代中、徳川幕府上期上中巻掲出。【一一】
 忠利が二男。幼字は小鍋。下總にて采地五百石を賜はり御書院番となり後武藏にて五百石加増せらる。元和元年大坂の役従ふ。四年父が遺領川越領の内にて三千石を分ち賜はり、六年正月從五位下和泉守となる。十年四月上總にて三千石加恩、總て七千石となる。十一年二月御留守居の事を司る。十九年八月奥方の番をゆるされ、財用出入の事を兼つとむ。萬治二年七月老を告て職を辭す。寛文三年五月死。年七十五。【一一】、一

酒井忠勝
 酒井忠清
 酒井忠重

忠利の三男。秀忠に仕へ武藏入間新座二郡中にて五百石を分ち賜はり、寛永四年十二月父の所領武藏川越領内に二千石の地を賜はる。五年三月御徒の頭となり、七年七月御書院組頭に移る。九年四月御書院番頭に進み、十一月從五位下壹岐守となる。

榊原采女

名は政殊、政喬の子。元祿四年十二月遺領を繼ぎ小普請となる。六年七月御近習番に移り小納戸に轉ず。十年七月父以來の慶米を改められ、采地八百石を賜はり總て千三百石を知行す。十四年赤穂城に赴き日付の事を勤む。正徳三年八月組頭に轉じ、享保四年八月仙洞附となり、五年正月從五位下周防守に叙任す。六年十月務を辭し寄合となる。七年五月死。【一七、二二】
 徳川幕府上期下巻掲出。【七六、七七七八、八〇、八一】

品川豊前守

名は伊氏、高如の子。寛文十一年七月父の遺跡を嗣ぐ。元祿元年十一月奥高家となり、十二月從五位下侍從

島津綱貴

に叙任し、豊前守と稱す。十年二月女御入内に従ひ京都に上り從四位下に陞叙す。寶永五年また上落從四位上となる。六年三たび入京少將となる。七年新恩五百石を賜はる。正徳二年九月死。年四十四。【一五】
 綱久の子。慶安三年生る。寛文七年十二月元服、將軍の諱字を賜はり從四位下侍從に叙任し、修理大夫と稱す。貞享四年七月祖父光久の後を嗣ぐ。十二月少將となる。八年十二月中將に進み從四位上に陞る。寶永元年九月死。年五十五。室は松平左兵衛督信平が女。卒す。繼室は上杉彈正大弼綱憲の養女。【一一】
 名は安利、安勝の子。寛文七年十一月御小姓組の番士となり、九年七月遺跡を繼ぐ。二千六百石を知行す。

莊田下總守

進藤源四郎

天和三年三月本所の奉行を勤め、貞享二年七月御使番に轉ず。元祿七年十二月從五位下下總守に叙任す。十二年十二月大目付に進む。十四年八月事によりて小普請に貶せらる。寶永二年九月死。年五十六。【一五】赤穂淺野氏の臣、大石良雄の從弟たり。赤穂退居後俱に山科に至り復讐謀議に參與せしが後變心して去る。【一八、二二、二五、二六、三二、三五、三九、四一、四三、四四、四五、四六】

菅谷半之丞

名は政利。赤穂淺野氏に仕へて百五十石を食む。親從騎隊なり。國變起るや大石良雄等と主君の讎を報ず。死する時年四十四。【一八、三五、三六、三七、五六】

杉田五左衛門

名は勝行、勝政の子。寛文元年十二

杉野十平次

月遺領を嗣ぎ、小普請となる。十二年四月御勘定に列す。貞享元年八月組頭に進み十二月新恩百俵を賜ふ。元祿元年八月御納戸頭に轉じ七年七月小十人番頭に轉ず。屢々加恩せられて十年七月采地五百石を賜はる。十四年八月御目付となる。寶永元年事により小普請に貶さる。正徳四年六月致仕、享保十年五月死。年六十九。【六五】名は治房、赤穂淺野氏に仕ふ。中小姓となる。家素と富饒、國變起るに及び、産を傾けて同志に給す。又普力あり、吉良氏を襲ふ時大椎を提げ、三村包常と俱に後門を排して入る。衆之より進む。死する時年二十八。【一九、三六、四八、五六】

七

仙石伯耆守

名は久尙。仙石久邦が二男。寛文七年十一月御小姓組に列し、延寶四年十二月從五位下丹波守に叙任し、天和元年十二月父が遺跡近江淺井郡にて千石を分ち賜はる。元祿八年大目付となる。十二年十二月上總武射、下總印旛兩郡中にて五百石加増。享保四年正月御小姓組の番頭に進む。九年正月御留守居となり、五百石加増。十七年八月致仕。二十年七月死。年八十四。【五三、五五、五七、五九、六一】

千馬三郎兵衛

名は光忠。赤穂淺野氏に仕ふ。百五十石を食む。吉良邸打入の列に加はる。死する時年五十一。【三〇、三四、三六、五六、六四】

曾根五郎兵衛

名は長賢。吉正の子。寛文七年十一月御書院番士となり、元祿八年十

祖

【夕行】練

二月家を繼ぎ六百石を知行す。十年閏二月御徒の頭となり、十二年三月御目付に轉ず。十四年八月禁裏附に移り千石加増、十二月從五位下能登守となる。寶永七年七月務を辭し寄合に列す。正徳四年十二月致仕。享保四年六月死。年七十二。【一五】大石祖練。前出。【二二】

武林唯七

名は隆重、淺野氏に仕へて近習役たり。其先は朝鮮に出づと稱す。吉良氏を攻め義央を及するは此人なり。死する時年三十二。【一八、二八、三〇、三一、三二、三四、三六、五六、五九】

太宰春臺

元祿前代上卷掲出。【七八、七九、八〇】

伊達政宗

家康時代上中下、徳川幕府上期上中下、元祿時代上巻揚出。【一】

伊達村豊

實は伊達家臣伊達宗職の子。天和二年伊豫守和島に生る。某年宗保が養子となり、元祿六年十二月遺跡を嗣ぎ字和島城主となる。十年十二月從五位下左京亮に叙任し、正徳三年八月和泉守に改め、享保十年十二月若狭の守に改む。元文二年六月死。年五十六。【一三、一四】

田中貞四郎

赤穂淺野長矩に仕へて近習たり。後百五十石を賜はり手廻頭に進む。主君切腹の際髪を削り、義盟に加はりしが、やがて志を變じて去る。【二九、三六、三九、四一、四六】

田村建顯

初名宗永、宗良の子。明暦二年仙臺に生る。寛文十年十二月從五位下右京大夫に叙任し、延寶六年五月遺領

を嗣ぐ。天和二年五月舊封岩沼を一關に轉す。元祿四年五月奥詰となり、五年八月奏者番に列す。寶永二年正月因幡守に改め、五年正月死。年五十三。【一五】

近松勘六

名は行重、赤穂淺野氏に仕ふ。二百石を食む。親從隊騎なり。吉良氏襲撃の列に加はる。死する時年二十四。【一八、三五、三六、三七、五五、五六】

津輕越中守

名は信政。徳川幕府上期下巻揚出。【五四】

土屋相模守
土屋主税

元祿時代上巻揚出。【一六、二五】
名は速直、父は直樹、延寶七年八月父直樹が領地を没せられ、遠江國周智郡内にて別に三千石を賜ひ寄合に列す。天和三年八月御徒の頭となる。

寺井玄達

玄溪の子。赤穂の義徒江戸に下るや、從つて江戸に來り其診療に従事せりといふ。【三六】

寺坂吉右衛門

名は信行、赤穂藩士吉田兼亮の足輕なり。人となり朴實敦厚、自ら請ふて義舉に加はり吉良邸を襲ふ。事終りて後在安藝の長廣に報する爲彼地に遣はさる。歸れば其雄等既に死を賜はる。仙石氏に就き自首したれども事既に過ぎたるを以て免さる。後去つて兼亮の女孀伊藤氏に寄食し又山内主膳に仕ふ。恩遇殊に渥し。延享四年十月死。年八十三。子無し。信保を養ひて嗣とす。【二八、二九、三六、四九、五九】

寺坂信行

吉右衛門に同じ。【四六】

東城守拙

水野監物の家臣、赤城士話の著者。

土屋政直

テ

寺井玄溪

元祿六年三月務を辭し、正徳四年十二月致仕し、享保十五年八月死。年七十一。【五二、五五】
相模守に同じ。【一五、五三】
初め父某本多政利に仕ふ。政利改易の後京都にあり遂に醫を以て赤穂淺野氏に召抱へられ三百石を賜はり俸十五口を受く。從つて江戸にあり、變起るに及び赤穂に赴き遂に京都に還る。復仇の事參畫せざるなし。大石其雄の京を去り江戸に赴かんとするや玄溪從はんと請ふ。良雄きかず、却つて死後の事を委託す。正徳元年死。玄溪三宅絢明と善し。絢明の報讎録を著すや玄溪に質すところ頗る多しといふ。【三六、四三、四四、四六、五九、八六】

戸川安廣

【六七】

平右衛門安利の子。又平右衛門と稱す。寛文四年十二月遺跡を嗣ぎ三千石を知行し小普請となる。延寶二年六月御書院番に列し、元祿三年御使番となる。六年十二月從五位下備前守に叙す。十二年四月御勘定奉行に轉す。寶永五年二月辭職して寄合となる。六年九月死。年五十六。【六一】
徳川幕府上期下、元祿時代上巻掲出。【一一】

徳川家綱

【一一】

家康時代上中下、徳川幕府上期上中下、元祿時代上巻掲出。【七、一〇】

徳川家康

徳川綱教

紀州綱教に同じ。【一一、一一】

徳川綱吉

家康時代下、徳川幕府上期中下、元祿時代上巻掲出。【一一、一一、一五、三七、四六、五五、九九、一〇二】

徳川秀忠

家康時代上中下、徳川幕府上期上中

徳川光圀

下、元祿時代上巻掲出。【一〇】
家康時代下、徳川幕府上期下、元祿時代上巻掲出。【一一】

徳川光貞

紀州光貞に同じ。【一一、一一】

徳川頼宣

家康時代中下、徳川幕府時代上期上中、元祿時代上巻掲出。【一一】

戸田采女正

【一一】
名は氏定、氏西の子。明暦三年生る。寛文十一年十二月從五位下采女正に叙任す。貞享元年八月遺跡を嗣ぐ。

戸田忠眞

元祿元年弟彈正氏成に新田三千石を分ち與ふ。十四年三月從弟淺野長矩の事に座して出仕を止められ、後許さる。享保八年四月致仕し、十八年七月大垣に死す。年七十七。【一六、二二】
通稱は主膳、忠昌の子。慶安四年生

る。寛文五年十二月從五位下日向守となる。貞享二年六月能登守に改む。

七月奏者番となり四年五月寺社奉行を兼ね。又常陸筑波、下總相馬、豊田三郡中にて一萬石を賜はる。元祿十二年父の遺領を嗣ぎ、下總佐倉六萬七千八百石を領す。十四年六月越後高田に移封。寶永七年宇都宮に移封、從四位下に昇る。正徳四年九月老職に補せられ、山城守に改め侍從に進む。享保三年三月一萬石加封。十四年十月死。年七十九。【一五】

戸田能登守
富森助右衛門

忠眞に同じ。【一六】
名は正因、父は孫太夫、赤穂淺野氏に仕へて留守居となる。助右は馬廻りとなり、使番を兼ね、二百石を食む。常に二十金を懐にし不虞に備ふ。俳歌を善くし春帆又觀瀾堂と號

近世日本國民史 人物概覽

豊臣秀吉

豊臣秀頼

【ナ行】

永井直富

す。大石長雄等と共に吉長郎に入り主君の讎を復す。死する時年三十四。遣子長太郎後越中加藤明英に仕ふ。又膽氣あり、年十一其僕を斬りて擧措安祥、時人に稱せらる。遂に擢でられて近臣となる。【二九、三五、三六、五三、五五、六〇、六三、六六】
家康時代上中下、徳川幕府上期上中下、元祿時代上巻掲出。【二、七】
家康時代上中下、徳川幕府上期上中、元祿時代上巻掲出。【七】

後直敬と改む。尙庸の子。寛文五年五月遺領を繼ぐ。閏十二月二十六日從五位下伊賀守に叙任し、貞享二年九月奏者番となる。四年十月河内山城の領地を改めて下野烏山城主とな

さる。元祿七年寺社奉行を勤む。十五年九月播州赤穂に移され三千石加増、すべて三万三千石を領す。寶永元年十月若年寄に列し、二年九月伊豆守に改む。三年正月また信州飯山に移さる。ついで正徳元年二月武藏岩槻に移る、是年六月死。年四十八。

【六一】

中田理平次

赤穂淺野氏に仕へ千石を食む。事變の後中頃義盟に加はり千馬三郎兵衛、間十次郎等と共に江戸に來り中田藤内と稱し居りしが遂に志を變じて去る。【二九、三四、三六、三九、四一、四六】

中村勘助

名は正辰、淺野長矩に仕へて馬廻りとなり、祿百石を食む。大石良雄等と共に復讐を劃策して奔走す。遂に江戸に來りて名を山彦嘉兵衛と改む。

中村清右衛門

死を賜はる時年四十五。或はいふ、四十八と。【一八、二六、二八、三〇、三一、三二、三六、五六、六四】

赤穂淺野氏に仕ふ。長矩の近習となる。凶變の時鐵砲洲の邸にあり、臈貝十郎左衛門等と亡主の遺骸を泉岳寺に葬り、髮を削る。ついで直ちに赤穂に赴き義盟に加はり、圓山會議の後江戸に下り吉田忠左衛門等と劃策するところありしが、やがて志を變じて去る。【一八、二六、三四、三六、三九、四一、四六】

中山時春

幼時龜之助、時定の子。寛文十二年小十人に列し、後進んで元祿九年九月御目付に移り、十年七月常陸鹿島茨城兩郡中にて采地五百石を賜ふ。十二年大阪町奉行となり、五百石加恩。十五年十一月勘定奉行に進み、

西川求林齋

二

また五百石加封。十二月從五位下出雲守に叙任す。正徳四年町奉行に進む。享保八年六月職を辭す。九年七月致仕。寛保元年十一月死。年九十【六一】

名は忠英、字は如見、求林齋は其號なり。長崎の人。少にして天文の學を好み白髪に至りて廢せず、享保中幕府に徵され長崎の譯官となる。九年九月死。年七十七。著書四十二國人物圖説、天文義論、虞書曆象俗解日本水土考、水土解辨、町人叢、天文和歌註、長崎夜話草、華夷通商考等あり。【一〇三】

丹羽長守

長吉の子。五左衛門と稱す。寛文十二年五月御小性組の番士に列す。元祿元年十二月家を繼ぐ。四年閏八月

近世日本國民史 人物概覽

【八行】

羽倉齋

屋敷改を勤め、六年五月御使番に進む。七年四月御目付に轉じ、八年二月長崎奉行に移り、新恩五百石を賜ひ、總て千五百石となる。八月從五位下遠江守に叙任す。十五年閏八月町奉行となり、正徳四年正月辭職、ついで致仕、享保十一年四月死。年八十四。【六一】

姓は荷田、春滿と稱す。羽倉氏、通名を齋宮といふ。洛南稻荷の祠官なれども家を弟に譲りて専ら國學の研究に従ひ、斯學の復古を主張せり。神代卷と萬葉集とに於て家學を成す。京都に國學の學校を起さんとして官許を得、地を卜するに及びしが其事成らずして死す。時に元文元年七月

間 喜兵衛

二日。年六十九。著書今日存する者神代紀抄、古今集古註考、萬葉集童蒙抄、出雲風土記考、春葉集、劍學校啓、伊勢物語童子問等なり。【五四】名は光延、其先は近江の人、蒲生氏より出づ。父佐兵衛人を殺し仇を赤穂に避く。遂に淺野長直に召抱へらる。喜兵衛は長矩に仕へ馬廻りとなり百石を食む。赤穂の變起るに及び老成を以て衆に依頼せらる。姓名を變じて抽莊喜齋といひ、醫を營み江戸に居る。遂に大石良雄等と共に主君の讎を報ず。死を賜はる時年六十九。【一八、二八、三四、三六、五五】名は光興、喜兵衛光延の子。父に従ひて吉良氏を襲ひ槍を揮つて義央を刺す。竟に其首を斬る。細井廣澤と友とし善し。遺言して鐵帽を贈る。

間 十次郎

原惣右衛門

して去る。死する時年四十。【一六、一八、三五、五五】名は元辰、初め近江京極氏に仕ふ。惣右衛門は淺野長矩に仕へ、従つて江戸にあり。變起るに及び、從容後事を整へ即夜馳せて赤穂に急を告ぐ。大石良雄等と議し藩論を統一し江戸に赴き姓名を變じて和田元眞、また前田喜藏と稱す。死を賜はる時年五十六。子辰正後ち藝侯に仕へ、二百石を食み槍奉行となる。【一六、一七、一八、二〇、二六、二八、三〇、三一、三二、三四、三六、三八、四七、五二、五五、六七】

久松定直

幼字鍋之助、また萬之助。實は定時の子。延寶二年正月定長の養子となり、四月遺跡を嗣ぐ。十二月從五位

近世日本國民史 人物概覽

間 新六

死する時年二十六。【一八、三四、三六、五六】名は光風、光延の子、光興の弟。嘗つて罪を獲て國を去る。國變作るに及び大石良雄に請ひ復讐の盟に與り父兄に従つて節に死す。時に年二十四。【二九、三六、五六】

蜂須賀蓬庵

家康時代上中下、徳川幕府上期中卷掲出。【九四】

林 信篤

徳川幕府上期下、元祿時代上卷掲出。【二九、六七、七六、八四】

早水藤左衛門

名は滿亮、赤穂淺野長矩に仕へて馬廻りとなり、百五十石を食む。長矩の吉良氏を刺すや従つて江戸にあり。菅野重實と變を赤穂に告ぐ、脅力絶倫、最も弓術に長ず。吉良氏を襲ふ時弓を以て各室を探り、自ら其名を呼び出戦を求め、遂に雙矢を發

土方雄豊

下淡路守に叙任し、五年四月隱岐守に改む。開十二月從四位下に陞る。天和元年松平光長を預けらる。元祿十五年淺野氏の舊臣十人を預けらる。寶永元年十二月侍從に進む。享保五年十月死。年六十一。【五八】氏久の子。初名豊雄。通稱清十郎。寛永十五年生る。慶安三年五月伯父雄高の養子となり、承應元年二月遺跡を嗣ぐ。寛文元年十二月從五位下備中守に叙任す。延寶七年市正に改む。八年鳥羽城の番衛を勤む。寶永二年七月死。年六十八。【一三】

福島正則

家康時代上中下、徳川幕府上期上中卷掲出。【一七】

物 徂徠

徳川幕府上期下、元祿時代上卷掲出。【七八】

不破數右衛門

名は正種。元は岡野氏。實は治太夫の子、不破氏の嗣となる。淺野長矩に仕へて馬廻りとなり、祿二百石を賜はる。饒勇にして果斷あり、大野九郎兵衛と善からず、嘗つて家奴を手にし罪を獲、江戸に居る。然れども舊主を慕ひてやまず。遂に大石良雄に乞ひ泉岳寺墓前にて許され原職に復し復讐の列に加はる。死を賜はる時年三十四。【二九、三二、三四、三六、五六、六四、六七】

保科正之

本

細川和泉守

徳川幕府上期中、元祿時代上巻揚出。名は有孝。行孝の子。幼字は熊次郎。延寶四年生る。元祿三年八月遺領を嗣ぎ、十二月從五位下和泉守に叙任す。六年正月奥詰となる。十四年五

細川越中守

細川綱利

堀内源太左衛門

月是を許され、十六年九月致仕。享保十八年六月死。年五十八。【五七】
綱利に同じ【五七】
元祿時代上巻揚出。【五八、六三】
名は正春、江戸の劍士なり。側僕にして義を好み赤穂義徒の擧を豫め知り陰に援助を與へたりといふ。
細井廣澤、堀部安兵衛、奥田孫太夫等皆其門下たり。【二一】

堀内傳右衛門

名は勝豊、細川侯の藩臣。赤穂義徒十七人の細川氏に預けらるゝや傳右衛門主命により林兵助、村井源兵衛と共に此人々を監視し始終傍にあり、遂に其見聞したるところを筆して一書をなす。所謂堀内傳右衛門覺書なり。【四二、五九、六三】

堀部安兵衛

名は武庸、越後新發田の人、始め溝口氏に仕へ、故ありて辭去す。遂に

本多忠勝
本多忠晴

江戸に出で劍術を上州眞庭の人、樋口十郎左衛門に學ぶ。嘗つて叔父某の家に寄食し、高田馬場にて叔父が人の爲に殺さるゝや直ちに進んで、其讎を復す。赤穂淺野氏の臣堀部彌兵衛其武勇を聞き養つて子となす。赤穂國變起るや安兵衛養父と共に最も復讐に意あり、遂に大石良雄等と共に吉良邸に打入る。死する時年三十四。【一六、二一、二八、二九、三〇、三一、三二、三六、四二、四八、五六、六四】
名は金丸、寛文中人に因りて淺野長直に出仕す。兵法に通じ善く長槍を用ふ。祿二百石を食む。或はいふ三百石と。長矩に及び擯んでられて江戸留守居となる。國變起るや既に致仕退隱すと雖養子安兵衛と共に義盟

本多政利

〔マ行〕

元祿時代上卷掲出。〔八六〕

牧野一學

名は成純、直成の子。元祿五年始めて出仕、桐間番となり。六年正月故ありて小普請に貶され出仕をばり、三月許さる。十四年七月遺跡を繼ぎ寄合に列し千五百石を知行す。十五年五月御書院番となり、正徳四年五月辭し、享保八年六月御使番となる。十七年閏五月辭し寄合に列し十一月死。年五十七。〔五二〕

間瀬久太夫

名は正明。小野寺秀和の従弟なり。淺野長矩に仕へて大目付となり、三百石を食む。國難起るの後醫に隠れ三橋淨貞と稱す。吉田兼亮等と共に大石良雄の密議に與る。遂に吉良邸に打入る。死を賜はる時年六十三。〔一〇〕

間瀬孫九郎

八、五二、三四、三六、五五
名は正辰、久太夫正明の子。父と共に義舉に加はる。江戸にある時名を三橋小一郎と改む。死を賜はる時年二十三。〔二九、三二、三六〕

松平安藝守

淺野綱長なり。幼字は岩松、綱長の子。萬治二年生る。延寶元年二月遺領を繼ぎ、九月將軍御前に元服し諱字を賜はる。二年十二月從四位下侍從となる。寶永五年二月死。年五十。〔二一、二六、三三〕

松平隱岐守

久松定直に同じ。〔五六、五七、六五〕

松平清康

家康時代下卷掲出。〔一〇〕

松平忠雄

池田忠雄なり。家康時代中卷掲出。〔九四〕

松平綱長

松平安藝守に同じ。〔三一〕

松平信忠

小字は竹千代、二郎三郎と稱す。左京亮に任す。幼にして顯悟、長じて

松平信光

少しく荒瀆、衆離散するもの多し。事によりて臣下を手刃し、後之を悔ひ、大永二年大濱に營せしめて居る。髪を削りて禰泉と號し、又泰雲と改む。享祿四年七月死。年四十三。〔一〇〕

松平康豐

親氏の子。小字は竹若、二郎三郎と稱す。西參河の士民多く歸服す。遂に兵を出して大給、北給を取り、又京都將軍の命を受けて土寇を討ち聲名一時に擧る。文明十一年七月安祥を取り、次いで岩津大膳城を攻め取り自ら之に居る。削髮して月堂と號し、和泉入道といふ。長享二年七月死。年七十六。〔九二〕

本姓は松井、石見濱田藩主なり。實は松平康郷の長男。貞享二年生る。寶永六年四月御書院番士となり、八

松前嘉廣

月松井康員の養子となり、九月封を襲ぐ。十二月從五位下周防守に叙任す。享保二十年十月濱田に死す。年五十一。〔五〕

前原伊助

通稱は八兵衛。泰廣の子。延寶八年十二月遺跡を嗣ぎ、千百石を知行す。元祿元年八月御目付に轉じ、五年四月京都町奉行となる。五百石を加増せられ、從五位下伊豆守となる。屢々加恩せられて寶永四年七月遂に二千六百石を知行す。享保十一年十二月老を告げて職を辭し寄合に列す。十二年五月致仕し、十六年八月死。年八十。〔六一〕

名は宗房、赤穂侯淺野長矩に仕へて中小性たり。或はいふ、金奉行たりと。國變起るに及び義舉に與り、神崎與五郎と共に偽りて商賈となり。

米屋五兵衛と稱し吉良邸の動靜を窺ふ。死を賜はる時年四十。【二九、三二、三六、四六、四八、五六】

三浦小十郎

吉屋組侠客の首領なり。徳川幕府に仕へて大御番組となり、納戸役に至る。人異名して吉屋といふ。常に大刀を帶し市中を横行す。人恐るゝこと鬼神の如し。他侠客皆其風を模し吉屋風と稱す。嘗つて祭禮に人と争ひ刀背を以て之を打ち、捕へられて其父某の所に預けらる。後赦され子某の家に死す。【九六】

水野監物

名は忠之、實は大野忠春が四男。寛文九年生る。後水野忠近の嗣となり遺跡を嗣ぎ、元祿十二年更に兄忠盈の養子となり遺跡を嗣ぐ。從五位下

に叙し監物と稱す。十五年十二月淺野氏の遺臣を召預けらる。正徳四年九月所司代に轉じ從四位下侍從に叙任し、和泉守に改む。享保二年九月老職となる。十年一萬石加増總て六萬石を領す。十六年三月死。年六十三。【五六、六七】

水野小左衛門

名は守美、守重の子。元祿四年七月遺跡を嗣ぎ、九年三月御徒の頭となる。十二年三月御目付に轉す。十六年正月駿府町奉行となる。正徳三年御勘定奉行に移る。屢々采地を加へられて千四百石を知行し、從五位下伯耆守に叙任す。享保八年三月御旗奉行となり、十三年四月死。年六十五。【五五、五七】

水戸義公

徳川光圀に同じ。家康時代下、徳川幕府上期下、元祿時代上巻掲出。【八

三村治郎左衛門

名は包常、常陸稻田の人、父彦左衛門より赤穂淺野氏に仕へて賤吏たり。國難起り諸士義舉を企つるの際強いて乞ふて盟に加はる。吉良邸襲撃の際大槌を以て後門を破る。衆乃ち入るを得たり。死を賜はる時年三十七。【一八、三二、三五、三六、三七、五六】

三宅觀瀾

徳川幕府上期下巻掲出。【二九、八五、八六】

三宅尙齋

徳川幕府上期下巻掲出。【二九】

村松喜兵衛

名は秀直、本氏を詳にせず。始め堀田上野介に仕へ、後赤穂の土村松九太夫の養子となる。長矩に従ひ中小姓となり扶持方奉行を兼ね。國難起る

【五】

村松三太夫

の役義盟に加はり薩髮醫に隠れ名を隆圓といふ。死する時年六十二。或はいふ。六十四と。【一八、三六、五六】

室鳩巢

名は高直、喜兵衛の子、國難起るの際江戸にあり、父と共に急に赤穂に赴き同志に事情を報じ後義舉に加はる。死を賜はる時年二十七。【一八、三六、五六】

室直清

鳩巢に同じ。【二九】

妙海尼

堀部彌兵衛の女、俗名は幸子。安兵衛と婚を約す。赤穂凶變の際年十六。義徒賜死の後髮を削りて佛門に歸し修業三年、名を妙海と改め諸國の靈

揚を願禮し、老後泉岳寺内に清淨庵を結び亡君及び義徒の冥福を修し安永七年二月二十五日死。年九十三。【二四】

毛

毛利小平太

赤穂淺野家に仕ふ。二十石三人扶持を食む。事變起るの後義盟に加はり岡野金右衛門武林唯七と同じく閏八月東下し姓名を變じて水原武右衛門といひ、刻苦して吉良邸の情勢を探り頗る其要領を得しが、打入前數日脱し去る。【二九、三四、三六、三九、四七、五九】

毛利甲斐守

名は綱元、光廣の子。慶安三年生る。承應二年十月遺跡を嗣ぎ五萬石を領す。寛文四年元服、將軍の諱字を賜はる。從四位下甲斐守に叙任す。元祿

五年十二月侍從に進む。十五年十二月淺野長矩の家臣十人を召預けらる。寶永六年三月死。年六十。【五六、五八】

毛利綱元
森長武

甲斐守に同じ。【五六、五八】
元祿時代上卷掲出。【四〇】

【ヤ行】

矢頭右衛門七

長助の子、名は教兼。赤穂國難起るの時年十六、父に從つて義舉の盟に加はる。父の死後其遺骸を奉じて大阪に歸葬し、馳せて江戸に出で遂に同志と吉良邸に打入る。死する時年十七。後讃岐高松の隱士河田正休攝津上福島の淨祐寺に其碑を立つ。【一八、三一、三六、五六】
赤穂淺野氏に仕へ二十石五人扶持を

矢頭長助

保田宗郷

賜ひ、中小姓にして勘定方を兼ね。赤穂開城の後大阪に移り堂島に居る。貧窮甚だしけれども意とせず義舉の盟に加はり、元祿十五年七月圓山會議にも列せしが、不幸病に罹り八月十五日死。【一八】

宗雪の子。通稱甚兵衛、寛文十二年十二月家を繼ぐ。延寶三年正月御使番となり、天和二年新恩五百石を賜はる。三年十月從五位下美濃守に叙任し、貞享四年正月寄合に列す。元祿九年正月大阪町奉行となる。此時また五百石加恩、總て四千五百石となる。ついで携奉行を兼ね。十一年町奉行に轉じ寶永元年御留守居となり二年御側に移る。正徳元年九月職を辭し二年四月死。年六十七。【六一】

矢田五郎右衛門名は助武、其祖作十郎某は徳川家

近世日本國民史 人物概覽

柳澤吉保

廉に三河に仕へて勇名あり。五郎右衛門は淺野長矩に從ひ百五十石を食み馬廻りとなる。主君の難起るに及び江戸に出で姓名を變じて塙武介といふ。遂に復讐の舉に加はる。死を賜はる時年廿九。子作十郎尙ほ幼なり、水谷出羽守之を收養すといふ。【二九、三六、五五】

柳原資廉

元祿時代上卷掲出。【二二、一五、四六、六二】
權大納言茂光の孫なり。官累遷して權大納言に至り武家傳奏となる。元祿十四年三月勅を奉じて江戸に赴き既に城に入るや淺野吉良兩氏の變あり、老中曰く營中汚れたり、禮を他日に行ふべきかと。資廉曰く、豈城中悉く汚れんや、血なき所に行ふて可なりと。禮終るの後從一位に進む。

矢野伊助

正徳二年死。年七十九。【一四、一六】赤穂淺野氏に仕へて足輕たり。主君の難起るの時進んで義盟に加はり、大石主税と共に江戸に來り平間村の隠家を留守せしが、打入前數日逃れて上方に歸る。【二九、三四、三七、三九、四一、四六】

矢野爲助

伊助に同じ。

山鹿甚五左衛門

山鹿素行に同じ。【九】

山鹿素行

徳川幕府上期下、元祿時代上巻掲出。

山崎開齋

【二、八、九、六八、八〇】家康時代下、徳川幕府上期下巻掲出。【七六、八一、八四】

ヨ

横川勘平

名は宗判、讃岐丸龜の人。赤穂淺野氏に仕へて歩卒たり。輕剽無頼の徒多き歩卒の中にありながら獨り慷慨

吉田澤右衛門

氣節を尙ぶ。國難起るや義盟に加はり、遂に吉良氏の邸を襲ふ。死を賜はる時年三十七。【二九、三六、四五、四六】

吉田忠左衛門

名は兼貞、忠衛門の子、赤穂事變の際未だ家を嗣がずと雖父と共に義盟に加はり、江戸に出で姓名を變じて田口左平太といふ。死を賜はる時年二十九。【二九、三六、四九、五六】名は兼亮、新月兼又白砂と號す。世々赤穂淺野氏に仕ふ。忠左驅幹偉大、豪勇絶倫、足輕頭となり郡代を兼ね二百石を食む。國難起るに及び大石長雄と義舉を畫策し、遂に長雄に代り走つて江戸に來り兵學者と稱し、姓名を變じて田口一眞、或は篠崎太郎兵衛といふ。死を賜はる時年六十三。文學あり、和歌を好くす。

渡邊數馬

因幡の藩士、父親負、正宗の刀の事によりて同僚河合又左衛門の子又五郎の爲に殺さる。數馬時に年未だ少し。されど藩侯に請ひ其許を得、姉の夫荒木又右衛門と必ず父の讎を報ぜんとし、具さに辛酸を嘗め遂に寛永五年十二月伊賀上野にて其の志を達するを得たり。【五、九四】

【ラ行】

レ

冷光院殿

淺野長矩の法名。【二八、三八、四八】

【ワ行】

ワ

脇坂安照

幼字は甚之助、安政の子。萬治元年生る。延寶六年九月兄安村病により、越えて嫡子となり、十二月從五位下淡路守となる。貞享元年十一月封を襲ぐ。元祿十四年三月幕命を奉じて赤穂に至り淺野氏の城池を收む。享保七年九月龍野に死す。年六十一。【二二】

江戸……………三、一九、三三、八八、九〇、九七、一〇五、二四、三三、一三三
 一三三、一四〇、一四四、一四五、一四八、一四九、一五六、一六八
 一七二、一七三、一八〇、一八四、二〇八、三〇八、三三七、四三三、四三一
 四三三、四八〇、四八三、四八五、四九〇、五二二、五二四、五二六

江戸城……………一三三、四五九

江戸米澤町……………一四九

オ、ヲ

岡崎……………八七

岡山……………四七八

尾崎村……………一〇四、一七

小田原城……………四七二

小濱……………三九四

御船藏……………二七九

大石莊……………一〇五

大阪……………一四八、一五一、一六〇、四八一、四八三、五〇七、五一
 一

大津……………八七

阿蘭陀……………四九八、四九九、五〇〇、五〇三、五〇六、五一六

【カ行】

高野山……………一六九

健原辻……………四八三

笠間……………三三

金杉橋……………二七九

加茂川……………三七四

鎌倉……………一八三

鎌倉雪の下……………一七一

神田須田町……………二〇

キ

祇園町……………三三三、五三

紀州……………三三三、五三

京……………五一

京都……………三、五〇、八八、一五、一九、二六、一四九、一五一
 一五三、一六〇、一六八、三五七、三六六、三七七
 三八七、四三〇、四三二、四三三、五〇九、五二〇

京都四條の道場……………一六五、一六六

京都二條城……………四八三

關東……………四三二

ク

京師……………四四〇

ケ

コ

麹町……………三〇

石町……………一八三、二四五

木挽町……………四〇、七一、九一、一五〇

吳服橋……………四四、四七

【サ行】

サ

堺町……………三二七

佐倉……………四八五

櫻田門……………二六一

シ

志賀の浦……………三三四

品川……………三六八

芝口……………二七九

芝源助町……………一七七

芝白金……………二九七

新發田……………一五五

芝通町……………一七六

汐留橋……………二七九

高原……………二二六

下總佐倉……………四八五

撞木町……………二二六

白金……………三三二

新麹町五丁目……………一七六

新麹町六丁目……………一七四

ス

駿河……………五〇三

駿府……………四八三

【夕行】

夕

高輪……………一五三、一五五、二八四

但馬豊岡……………一六〇

龍野……………一〇一

チ

千代田城……………五

テ

鐵砲洲……………四〇、七二、七九

ト

東京丸の内……………三六

豊岡……………一〇三

【ナ行】

ナ

長崎……………五〇四

中村川……………六八

中谷村……………四

奈良……………四六九

ニ

西の久保……………二八四

日光……………五〇

二條通り寺町……………二二六

日本橋……………一九、四九九

日本橋石町三丁目……………一七一、一七三

【ハ行】

ハ

バダグイヤ……………五〇四、五〇五

八丁堀……………一七七

幡豆郡西城……………四三

濱松……………一五八

林町……………二四四

ヒ

尾州……………三

備前……………四八一

日岡峠……………三三

日比谷……………四八

平戸……………一四

平間村……………一七、一八、一八

廣島……………一五〇

フ

深川黒江町……………一七

伏見……………八七、二六、一五一

船町……………一九

ホ

本所……………三三、一三五、五〇五

本所林町……………二四四

本所林町五丁目……………一七八

本所二つ目相生町三丁目……………一七九、二四四

本所三つ目横町……………一七九、二四四

本町……………三〇、一七

【マ行】

マ

眞壁……………三三

松平郷……………四七一

ミ

三田通……………二八四

三田八幡……………二四

水戸……………三、五

練野郡白石村……………四

南八丁堀湊町……………一七八

三次城……………三五六

【ヤ行】

ヤ

谷中……………四八二

矢の蔵跡米澤町……………二四四

山科……………八七、一〇七、一九、三三、三三、一五、一四八

ヨ

……………一五〇、一五一、一六〇、一六五、一六六、二〇一、三九

米澤……………二四九

米澤町……………二四九

兩國橋……………二四四

兩國矢の倉米澤町……………一八〇、二四五

【ラ行】

大正十四年九月十三日印刷
大正十四年九月十五日發行

近世日本元祿時代中義士篇並製奥付
國民史

定價金參圓

著者 德富猪一郎

發行兼印刷者 渡邊爲藏

印刷所 東京市京橋區日吉町 民友社

發行所 東京市京橋區日吉町 民友社

不許複製

著郎一猪富徳 峰蘇

史民國本日世近

二一の領本色特

◆歴史講究熱勃興

自國を知れ、國史に返れとは蘇峰先生の警語だ。當今の社會に歴史講究熱が、蒼然として興つて來たのは、朝野讀者が萬口一聲の批判である。

◆獨闢創造の歴史

近世日本國民史は、其の材料の精確詳審であるのみならず、成る可く前人の功を没せざる爲めに其の史實を採り併し若し國民史が、單に古書の抄書と關係ある權威者をして自ら語らしめてゐる。併し若し國民史が、單に古書の抄書と思ふものあらば、それは大なる見當違ひだ。國民史は著者の獨闢であり、創造である。

◆胸中の一大樓閣

著者は胸中に一大樓閣ありて、其の資料に古人を使用する迄で、この偉大なる國民史は、著者の匠心獨造である。而してこの大建築は、實に大正の御代を象徴す可き一大偉觀であるのみならず、帝國文獻の有する曠古の一大産物である。

◆特色は綜合大觀

一室には一室の用があり、一階には一階の用がある。然し其の特色は、之を綜合大觀せればならぬ。蘇峰先生の國民史、亦如此耳。併し國民史を以て、單に世の所謂歴史と同一視するは、大なる間違だ。歴史は歴史だが、從來の歴史とは、全く其の本領、面目、趣向を異にしてゐる。眞に血の通つた活きた歴史だ。

◆時代潮流の活描

それは著者は一方に人を見、一方に勢を見。一方に心を見。而して兩者が社會を經緯して、時代の潮流に從て動く情態を描き且つ叙し、且つ論ずるからである。これ從來の史書に見る能はざる特徴の一だ。

◆秩序的百科字彙

これは國民史は、近世日本のあらゆる寶庫だ。政治でも、風俗でも、商業でも、工業でも、農業でも、世の中の森羅萬象、殆ど悉く其の大綱大要を囊括して漏らす所がない。されば國民史を以て、秩序的の近世日本百科字彙と云ふも妨げまい。

成完部全版改史民國

國民史の權威に就ては、自費自費を要せず、巽し「織田氏時代」三冊、「豊臣氏時代」七冊に對し、帝國學士院より恩賜賞を授與せられ、今更に蘇峰先生が、帝國學士院會員に推薦せられたのを見て、此の國民史の權威と、著者たる蘇峰先生の地位が確認せらるゝであらう。

上製並製 全部出來

- ▲織田氏時代 全三冊 上製五冊 送料各並製參圓 十送後中前 二料 錢各篇篇篇
- ▲豊臣氏時代 全三冊 上製五冊 送料各並製參圓 十送丙乙甲 二料 錢各篇篇篇
- ▲朝鮮役 全三冊 上製五冊 送料各並製參圓 十送下中上 二料 錢各卷卷卷
- ▲桃山時代概觀 全一冊 上製五冊 送料並製參圓 十送 二錢料
- ▲家康時代 全一冊 上製五冊 送料並製參圓 十送 二錢料

- ▲家康時代大坂役 全一冊 上製五冊 送料並製參圓 十送 二錢料
- ▲家康時代概觀 全一冊 上製五冊 送料並製參圓 十送 二錢料
- ▲德川幕府鎖國 全一冊 上製五冊 送料並製參圓 十送 二錢料
- ▲德川幕府統制 全一冊 上製五冊 送料並製參圓 十送 二錢料
- ▲德川幕府思想 全一冊 上製五冊 送料並製參圓 十送 二錢料
- ▲元祿時代政治 全一冊 上製五冊 送料並製參圓 十送 二錢料
- ▲元祿時代義士 全一冊 上製五冊 送料並製參圓 十送 二錢料
- ▲元祿時代世相篇 全一冊 上製五冊 送料並製參圓 十送 二錢料

典經の携必民國本日

覽台・覽天

久邇大宮殿下より本書嘉稱の玉詠漢詩御下賜三文部省認定
蘇峰 德富猪一郎新著 菊判二百四十頁 定價金八拾錢 八錢

國民小訓

内容
 第一 自國を知れ 第二 立國の要件(其一 民族的要素) 第三 立國の要件(其二 民族的要害) 第四 立國の要件(其三 獨立の主權) 第五 完全の國 第六 國とは何ぞや 第七 國體と政體 第八 國體擁護と一國の獨立 第九 日本國體の第十 國體の世界に冠絶したる所以 第十一 國史に返れ 第十二 皇室と臣民との關係 第十三 人君の天職 第十四 臣民の忠節 註 祖宗の宏謨 第十五 歴代の皇統 第十六 維新大改革の本義 第十七 維新の詔書 第十八 五箇條の御誓文 第十九 御誓文の解釋 第二十 日本帝國憲法 第二十一 明治天皇(一) 第二十二 明治天皇(二) 第二十三 昭憲皇太后 第二十四 國民の一致 第二十五 國民的努力 第二十六 大義を世界に布く 第二十七 兵役の權利及義務 第二十八 參政權の行使 第二十九 自治心と公共心 第三十 愛國心と皇室中心主義

附録 涵情養氣集

日夕諷 誦の絶 好伴侶

我が前人の和歌作者五十八首、即ち明治天皇昭憲皇太后の御歌を首に掲げ、以下海舟に至り、漢詩は作者四十八人の勳拔清言なる著語あり、乃木希典に至り、是れ淺語なき者の、國民の志氣を振作するの隨一資糧である。人淺

蘇峰 德富猪一郎 著

男女青年學生諸君
課外讀本の姉妹

空想行ひ難き言を避け、國民として、個人として、誰でも爲してよい事、爲し得べき事、爲さねばならぬ事、それが悉く實踐し躬行し得る事のみ、説いてあるのが、此の姉妹篇の特色で、全國中學校、高等女學校、小學校の副讀本として續々採用せられ、且つ一般家庭青年男女の必讀書である。

文部省認定済
訂改 家庭小訓

第三十二版 定價 金五拾錢

送料 金六錢

文部省認定済

訂改 處世小訓

第十三版 定價 金五拾錢

送料 金六錢

蘇峰隨筆

新刊 四六判上製 定價 金貳圓五拾錢 送料 金八錢

蘇峰先生の學問、識見、趣味、好尚、即ち先生の全人格が、尤も遺憾なく發揮せられたのは、この蘇峰隨筆だ。蘇峰先生の本領面目は、この書に依りて其の全身を吾人の眼前に現呈し、八面玲瓏たる錦心繡腸を、自由に見せしめる。收むる所『觀潮亭雜俎』九十七章、『曝書漫筆』四十三章、『曝書詩話』二章、『秋窓餘課』四十九章、『杜樊川夾註附說』四章、通計百九十五章。悉く是れ先生獨特の擅場である。

改訂 時務一家言

新刊 三四六判 定價 金貳圓 送料 金八錢

本書は日露戦役前より實際政治に關係した先生が、全然立言者の本分に立返りたる大正二年、十、十一月の交の宣言書だ。即ち先生の生命を打込み、熱血を注ぎたる塊だ。先生が大正二年以來大正十四年の今日迄公刊された、あらゆる述作言論の精粹若くは目録である。而して其の論旨は、大戦以前に縱横論議したものが、大戦以後に於て、特に當今の時局に於て、更に劃切有用のものがある。

蘇峰 德富猪一郎 著

三訓愛讀者の福音
學校教授用の寶典

皆様から是非『國民小訓』と『處世小訓』と『家庭小訓』の字解を發行せよとの御熱望に従ひ、今度右三訓の字解を新刊致しました。何れも出來得るだけ精確丁寧に字解を附し、著者述作の精神が、一層皆様に御諒解になるやう努めました。

國民小訓字解

定價 金參拾錢 送料 金四錢

處世小訓字解

定價 金廿五錢 送料 金四錢

家庭小訓字解

定價 金廿五錢 送料 金四錢

民友社編纂

蘇峰學人還曆記念出版之一
紀行 烟霞勝遊記

遊程地圖、各地風景人物寫真等二百餘種挿入
上下全二冊定價各册金參圓五拾錢 送料 各十二錢

大和民族の醒覺

第五版 定價 金貳圓 送料 金十錢

蘇峰文萃 精神の復興

第九版 定價 金貳圓五拾錢 送料 金十二錢

政界の革新

第十版 定價 金五拾錢 送料 金二錢

改訂 大正の青年と帝國の前途

百廿三版 定價 金貳圓 送料 金八錢

改訂 吉田松陰

第廿二版 定價 金貳圓五拾錢 送料 金十二錢

訂改 靜思餘錄

再版 定價 金貳圓 送料 金八錢

蘆花 德富健次郎著

自然の人生

小説 出の記

定價金六拾錢
送料金四錢
定額金八圓

英國バイウオター原著 堀敏一譯述

太平洋戦争

最新刊 定價金壹圓 送料六錢

國民新聞政治部編 定價金參拾錢 送料六錢

國民教育獎勵會編 定價金壹圓五拾錢 送料八錢

農學博士 中島九郎述 定價金六拾錢 送料四錢

フオート博士原著 水野常吉譯 定價貳圓 送料八錢

フオート博士述 定價金八拾錢 送料金六錢

附日本の農村及教育に對する所感

國民教育獎勵會編 定價金五拾錢 送料四錢

尋常科 國民新理科書

下位春吉述 定價五拾錢 郵稅四錢

フアツシヨ運動

理學博士 中村左衛門太郎著 定價八拾錢 送料四錢

今後の地震

藤原温亭著 定價金貳圓五拾錢 送料十二錢

國民新聞編輯局編 定價金壹圓五拾錢 送料六錢

對米問題 重大なる結果

鶴友會編 定價金參圓五拾錢 送料十二錢

實傳 大倉鶴彦翁

正岡子規監修 下村爲山書 定價金壹圓 送料八錢

改新 俳句

霧島廣次譯 セクストンブレック探偵叢書

柳田謙吉書 三六判美本 定價金壹圓廿錢 送料八錢

銀貨をにぎる骸骨

發行所 東京市橋區吉日町 民友社

6

384
43

終

